

## 平成30年度川西市防災会議 次第

日時：平成30年5月24日（木）

午後2時00分～

場所：川西市役所2階 202会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 協議事項

（1）川西市地域防災計画の修正案について 【資料1,2,2-1,3,4】

（2）川西市水防計画の修正案について 【資料5,6】

（3）平成29年度水防活動状況について 【資料7】

（4）平成30年度水防訓練の実施について 【資料8】

（5）その他

### 4 閉 会

## 平成30年度 川西市地域防災計画 主な修正事項

- 1 防災基本計画、兵庫県地域防災計画修正に伴う修正
  - (1) 避難体制の整備
    - ア 地震と土砂災害、複数河川の氾濫など災害の重複発生を考慮した避難体制の整備
    - イ 都市農地や民間施設を避難場所として活用できるよう対象に追加
    - ウ 災害の想定に応じて、近隣市に指定緊急避難場所を設ける
  - (2) 避難勧告等発令の際には、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る
  - (3) 要配慮者対策
    - ア 介護保険施設など要配慮者利用施設における非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況に関し、点検及び指導・助言を行う
    - イ 避難行動要支援者名簿の適切な管理
  - (4) フェニックス共済に加え、地震保険・他の共済への加入促進
  - (5) 水害リスクの分かりやすい提供等による水防対策の充実
    - ア 防災マップに「早期の立ち退き避難が必要な区域」を明示する
    - イ 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める
- 2 水防法等の一部を改正する法律施行に伴う修正

平成29年6月に施行。今後、兵庫県地域防災計画・水防計画の修正を踏まえ、川西市地域防災計画・水防計画の修正を検討しているが、以下の2点について、本防災会議にて修正を諮るもの。

  - (1) 水防法
    - 洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設における「避難確保計画の作成」「避難訓練の実施」の義務化（字句修正）
  - (2) 土砂災害防止法
    - 土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設における「避難確保計画の作成」「避難訓練の実施」の義務化（新規追加）
- 3 土砂災害警戒区域等の新規指定に伴う修正

平成30年3月30日告示。明峰・多田・けやき坂・清和台・清和台南の各小学校区において、土砂災害特別警戒区域が市内で初めて指定されたことに伴い、土砂災害特別警戒区域の記載を追加し、一覧表を修正するもの。

#### 4 警報・注意報の発表基準変更に伴う修正

以下の2点について発表基準を修正

##### (1) 大雨警報・注意報（浸水害）

短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量より高い「表面雨量指数」を導入

##### (2) 洪水警報・注意報

洪水警報・注意報発表の基となる「流域雨量指数」を精緻化

#### 5 その他、重要な修正事項

##### (1) 生活用水の確保対策の新規記載

##### (2) 愛玩動物の同行避難・収容対策に関する修正

##### (3) 石綿（アスベスト）飛散防止対策の新規記載

#### 6 関係機関の意見に基づく修正

##### (1) 西日本電信電話株式会社兵庫支店 … 災害対策本部組織名の変更

##### (2) 市社会福祉協議会 … 文言の統一など

#### 7 市の施策展開等に伴う変更

##### (1) 川西市防災会議条例の一部改正に伴う修正

防災会議と水防協議会を統合したことによる記載の修正

##### (2) 川西市災害対策本部設置要綱の改正に伴う修正

・組織改編に伴う災害対策本部各部の事務分掌の見直し

・災害対策本部各部の名称変更

##### (3) 避難所運営ガイドライン及び避難所運営マニュアル策定に基づく修正

##### (4) 新規協定締結による追加

ア 学校法人平成医療学園宝塚医療大学との包括連携協定

（物資保管スペースの提供）

イ 林株式会社との災害時応援協定（物資の供給）

##### (5) 避難所一覧の整理

ア 牧の台幼稚園を廃止し、牧の台みどりこども園を福祉避難所に指定

イ 避難所収容人員の見直し

##### (6) 一時避難場所標識交付場所一覧の新規記載

一時（いつとき）避難場所とは、大規模災害などが発生した際は、避難所開設までに時間がかかる可能性があるため、避難所が開設するまでの間、危険を回避するため一時的に避難する場所。自主防災組織・自治会等が広場や公園などの屋外空間、自治会館などの建築物を「一時避難場所」に指定いただいております。市は要望に応じて標識を交付している。

川西市地域防災計画（地震災害対策計画編）  
新旧対照表

頁	修正前	修正後	根拠																				
3	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第1款 自然的条件</p> <p>2 気象 本市は、瀬戸内気候区に属している。市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果により、本市における年間降水量は、約1,400mm前後、年間平均気温は、15.9 となっている。</p>	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第1款 自然的条件</p> <p>2 気象 本市は、瀬戸内気候区に属している。市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果により、本市における年間降水量は、<u>約1,380mm前後</u>、年間平均気温は、15.9 となっている。</p>	時点修正																				
4	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第2款 社会的条件</p> <p>2 土地利用 川西市は大阪の周辺地域の中でも自然環境に恵まれた近郊農業地であったが、大阪及び阪神臨海部の住宅地として発展し、中北部の農用地、山林の宅地化が進行した。 南部地域では川西能勢口駅周辺が全市域での中心的性格を持っており、都市施設や鉄道、道路の集中に加えて、都市化の影響から住環境の悪化、道路交通や商業機能など都市機能の低下等々が生じたことから駅周辺都市整備計画基本構想を策定し、逐次これらの更新と環境の整備が図られている。 また、川西能勢口駅以南では農地が残っているものの住工混在という多様な利用形態となっている。 中・北部地域では盆地に既存集落と農地、丘陵地には大規模な住宅団地が点在し、また、能勢電鉄の主要駅を中心として地域核が形成、発展し、周辺部に緑地が残る利用形態となっている。 現在、市の中心部である中央北地区では、都市基盤の整備や宅地の整理、医療や住宅誘致等の整備事業が進められている。</p>	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第2款 社会的条件</p> <p>2 土地利用 川西市は大阪の周辺地域の中でも自然環境に恵まれた近郊農業地であったが、大阪及び阪神臨海部の住宅地として発展し、中北部の農用地、山林の宅地化が進行した。 南部地域では川西能勢口駅周辺が全市域での中心的性格を持っており、都市施設や鉄道、道路の集中に加えて、都市化の影響から住環境の悪化、道路交通や商業機能など都市機能の低下等々が生じたことから駅周辺都市整備計画基本構想を策定し、逐次これらの更新と環境の整備が図られている。 また、川西能勢口駅以南では農地が残っているものの住工混在という多様な利用形態となっている。 中・北部地域では盆地に既存集落と農地、丘陵地には大規模な住宅団地が点在し、また、能勢電鉄の主要駅を中心として地域核が形成、発展し、周辺部に緑地が残る利用形態となっている。 現在、市の中心部である<u>キセラ川西(中央北地区)</u>では、都市基盤の整備や宅地の整理、医療や住宅誘致等の整備事業が進められている。</p>	所管課からの意見に基づく修正																				
12	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="249 1514 1368 1791"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復興</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止</td> <td>被災直轄管理施設の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興	国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止	被災直轄管理施設の復旧		<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1451 1514 2570 1898"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復興</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止 <u>3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</u></td> <td>被災直轄管理施設の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興	国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止 <u>3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</u>	被災直轄管理施設の復旧		字句修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興																			
国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止	被災直轄管理施設の復旧																				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興																			
国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止 <u>3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</u>	被災直轄管理施設の復旧																				

頁	修正前	修正後	根拠
15 16	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 防災組織</p> <p>第1節 防災組織の確立</p> <p>1 川西市防災会議 平常時を中心とした防災に関する総合的な調整機関である。</p> <p>(1) 設置の根拠</p> <p>ア 災害対策基本法第16条</p> <p>イ 川西市防災会議条例</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア 地域防災計画の作成とその実施の推進</p> <p>イ 市の地域に係る防災に関する重要事項の審議</p> <p>ウ その他法律に基づく権限に属する事項</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 事業所 消防計画書を作成する事業所はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全をはじめ、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 防災組織</p> <p>第1節 防災組織の確立</p> <p>1 川西市防災会議 平常時を中心とした防災に関する総合的な調整機関である。</p> <p>(1) 設置の根拠</p> <p>ア 災害対策基本法第16条</p> <p>イ 川西市防災会議条例</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア <u>川西市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。</u></p> <p>イ <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>ウ <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>エ <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。</u></p> <p>オ <u>水防法（昭和24年法律第193号）第33条に規定する水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議</u></p> <p>カ <u>前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 事業所 消防計画、<u>避難確保計画・浸水防止計画、非常災害対策計画</u>を作成する事業所はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全をはじめ、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。</p>	<p>川西市防災会議条例第2条（所掌事務）の記載に統一</p> <p>川西市防災会議条例一部改正に基づく修正</p> <p>土砂災害防止法改正に基づく修正 県地域防災計画修正に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																								
17	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第1節 都市の防災構造の強化 第2款 防災空間の整備</p> <p>道路や都市公園、河川、緑地などは災害時においては避難路、避難地、延焼遮断帯並びに地域の救援、復旧活動の拠点としての役割を担っていることから公共空間として計画的に整備する。 中央北地区で計画する中央公園及び近接する道路を避難場所及び避難路として整備する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第1節 都市の防災構造の強化 第2款 防災空間の整備</p> <p>道路や都市公園、河川、緑地などは災害時においては避難路、避難地、延焼遮断帯並びに地域の救援、復旧活動の拠点としての役割を担っていることから公共空間として計画的に整備する。 <u>キセラ川西(中央北地区)</u>で計画する中央公園及び近接する道路を避難場所及び避難路として整備する。</p>	所管課からの意見に基づく修正																								
18	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第2節 災害に強いまちづくり 第4款 建築物・施設等の耐震性の確保</p> <p>防災上重要な施設について、川西市耐震改修促進計画に基づき、計画的な耐震性の強化を図るとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策を推進する。</p> <p>1 公共建築物等の耐震化 庁舎、医療施設、教育施設、社会福祉施設など災害救助の拠点となる施設や避難・救護に必要な施設を整備する場合は、施設の重要度に応じた耐震性能の目標を定め、建築計画・構造・設備面から総括的な耐震安全性能を確保する。 また、既存建築物のうち不特定多数が利用する施設や防災拠点施設、避難施設等については、地震時における安全性の向上を図るため、必要に応じて耐震診断などを行い、更新の時期などを勘案しながら、計画的に耐震性の強化に努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第2節 災害に強いまちづくり 第4款 建築物・施設等の耐震性の確保</p> <p>防災上重要な施設について、川西市耐震改修促進計画に基づき、計画的な耐震性の強化を図るとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策を推進する。</p> <p>1 公共建築物等の耐震化 庁舎、医療施設、教育施設、社会福祉施設など災害救助の拠点となる施設や避難・救護に必要な施設を整備する場合は、施設の重要度に応じた耐震性能の目標を定め、建築計画・構造・設備面から総括的な耐震安全性能を確保する。 また、既存建築物のうち不特定多数が利用する施設や防災拠点施設、避難施設等については、地震時における安全性の向上を図るため、必要に応じて耐震診断などを行い、更新の時期などを勘案しながら、計画的に耐震性の強化に努める。 <u>本市が事業主体として実施予定の公共建築物等の耐震化事業は「資料編 資料 - 35」のとおり。</u></p>	対象事業を資料編に記載したことに伴う修正																								
15	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第1節 都市の防災構造の強化 第4款 防災拠点の整備</p> <p>2 地域防災拠点等 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域防災拠点</th> <th>コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部地区</td> <td>川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター</td> <td>湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館</td> <td>けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、 多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、 陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、 けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td>北部地区</td> <td>東谷公民館、北陵公民館</td> <td>平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table>		地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校	中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、 多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、 陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、 けやき坂小学校	北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第1節 都市の防災構造の強化 第4款 防災拠点の整備</p> <p>2 地域防災拠点等 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域防災拠点</th> <th>コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部地区</td> <td>川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター</td> <td>湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 <u>キセラ川西せせらぎ公園</u>、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館</td> <td>けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、 多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、 陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、 けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td>北部地区</td> <td>東谷公民館、北陵公民館</td> <td>平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table>		地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 <u>キセラ川西せせらぎ公園</u> 、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校	中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、 多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、 陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、 けやき坂小学校	北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校	所管課からの意見に基づく修正
	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点																									
南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校																									
中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、 多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、 陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、 けやき坂小学校																									
北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校																									
	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点																									
南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 <u>キセラ川西せせらぎ公園</u> 、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校																									
中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、 多田小学校、多田東小学校、緑台小学校、 陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校、 けやき坂小学校																									
北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校																									

頁	修正前	修正後	根拠
22 23	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第4款 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の指定が進められている。 この区域は、県知事が関係市町長の意見を聞いて区域の指定を決定する。 土砂災害警戒区域については「資料編 資料 - 11」のとおり。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第4款 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の指定が進められている。 この区域は、県知事が関係市町長の意見を聞いて区域の指定を決定する。 土砂災害警戒区域等については「資料編 資料 - 11」のとおり。</p> <p><u>1 土砂災害警戒区域</u> 土砂災害防止法第7条に基づき指定される、急傾斜地の崩壊及び土石流が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。 本市は、警戒区域ごとに警戒避難体制を整備する。</p> <p><u>2 土砂災害特別警戒区域</u> 土砂災害防止法第9条に基づき指定される、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊及び土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。 当該区域内の制限等として、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、移転等の勧告がある。</p>	土砂災害特別警戒区域が本市内で初めて指定されたことに伴い記載を追加
23 24	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 警戒避難体制の整備</p> <p>（新規）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 警戒避難体制の整備</p> <p><u>4 要配慮者利用施設における避難確保計画等</u> 本計画に定めた土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。</p> <p><u>(1) 要配慮者利用施設</u> 土砂災害防止法第8条の2に基づき、本計画に定めた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成しなければならない。 また、作成した計画を市長に報告し、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。</p>	土砂災害防止法改正に基づく修正



頁	修正前	修正後	根拠
26	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第4節 河川、ため池施設の整備 第2款 ため池の整備</p> <p>市内の主なため池は87箇所あり、地震による堤防その他の施設の破損、決壊等の災害を未然に防止するため耐震性を考慮し、改修に努めるよう管理者への指導を行う。 また、定期的な巡視等を行い危険箇所の事前発見や災害を助長誘発するおそれのある行為を制限し、適切な措置を行うよう管理者への指導とともに防災思想の普及、啓発を行う。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第4節 河川、ため池施設の整備 第2款 ため池の整備</p> <p>市内の主なため池は76箇所あり、地震による堤防その他の施設の破損、決壊等の災害を未然に防止するため耐震性を考慮し、改修に努めるよう管理者への指導を行う。 また、定期的な巡視等を行い危険箇所の事前発見や災害を助長誘発するおそれのある行為を制限し、適切な措置を行うよう管理者への指導とともに防災思想の普及、啓発を行う。</p>	所管課からの意見に基づく修正
47	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p>地震による建物の損壊、火災などのため避難を余儀なくされた住民を安全な場所へ誘導又は収容し、人的な被害を防止する体制の整備を図る。</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。 指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を要するもので、異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地し、安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p><u>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制の整備を図る。</u> <u>なお、体制整備にあたっては、地震と土砂災害など、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市は、都市公園・<u>都市農地</u>、公民館・学校等の公共施設<u>や民間施設</u>を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。 指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を要するもので、異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地し、安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるものとする。 <u>また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設ける。</u></p>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画修正に基づく修正

頁	修正前	修正後	根拠
47	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p>2 広域一時滞在への対応 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。 また、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。</p> <p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全化 避難者の安全確保のため避難所としての機能、安全性の維持を図る。</p> <p>4 住民への周知 地震災害時には特に恐怖と混乱等の中で避難することになるため、避難行動が円滑、的確に行われるよう平常時から市広報誌等などによる避難方法、避難所の所在等についての周知をはじめ避難誘導標識、案内板などの設置を行う。 また、避難訓練などにより所在地、避難経路の確認を行う。</p> <p>5 避難誘導體制の整備 自力避難が困難と考えられる避難行動要支援者をはじめとする避難誘導は地域住民、自主防災組織等の協力体制が必要であることから避難誘導介助等の整備を行う。 また、不特定多数の者が利用する施設の管理者は避難誘導計画の作成並びに訓練を実施する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p>2 広域一時滞在への<u>配慮</u> 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。<u>その際、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。</u> <u>また、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全化 避難者の安全確保のため避難所としての機能、安全性の維持を図る。</p> <p>4 住民への周知 災害時の避難行動が円滑、的確に行われるよう平常時から<u>防災マップや市広報誌</u>等による避難方法、避難所の所在等についての周知をはじめ避難誘導標識、案内板などの設置を行う。 また、避難訓練などにより所在地、避難経路の確認を行う。</p> <p>5 避難誘導體制の整備 自力避難が困難と考えられる避難行動要支援者をはじめとする避難誘導は地域住民、自主防災組織等の協力体制が必要であることから避難誘導介助等の整備を行う。 また、不特定多数の者が利用する施設の管理者は避難誘導計画の作成並びに訓練を実施する。</p> <p><u>6 一時(いつとき)避難場所</u> <u>夜間・休日等に地震や大規模火災などが発生した際は、避難所開設までに時間がかかる可能性があるため、避難所が開設するまでの間、危険を回避するため一時的に避難する場所として、地域の自主防災組織や自治会等が、広場や公園等屋外空間、自治会館等を指定する。</u> <u>本市は、一時避難場所を指定した地域の自主防災組織や自治会等に対し、要望に応じて、一時避難場所標識を交付する。</u> <u>市が標識を交付している一時避難場所については「資料編 資料 - 34」のとおり。</u></p>	

頁	修正前	修正後	根拠
48	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p>6 福祉避難所の整備 要配慮者の中でも避難所生活において、特別な配慮が必要と市が判断した場合に設置する福祉避難所の確保について、特別養護老人ホームなど社会福祉法人等が運営している施設の利用協力を得て整備を図る。</p> <p>7 大規模広域災害に対する備え 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>8 原子力災害に係る広域避難に対する備え 原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。 避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p><u>7 福祉避難所の整備</u> 要配慮者の中でも、<u>一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮が必要と市が判断した場合に設置する福祉避難所の確保について、社会福祉施設、幼保一体型認定こども園や養護学校などの公共施設を福祉避難所に指定・整備を進めていく。</u> また、<u>社会福祉施設等を運営している民間団体の協力を得て整備を図る。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>8 避難所の管理体制</u> <u>避難所の迅速かつ円滑な開設のために、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時から施設管理者等との協力・連携体制の充実に努める。</u> <u>指定管理施設が避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>9 避難所の運営体制</u> <u>川西市避難所運営ガイドライン及び川西市避難所運営マニュアル基本モデルに基づき、自主防災組織等の協力を得て避難所ごとに避難所運営委員会を立ち上げ、自主防災組織をはじめとする住民、施設管理者その他の関係機関等とともに地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成する。</u> <u>また、避難所運営訓練を実施する。</u> <u>災害時には、避難所運営委員会に避難者の代表者を加え、避難所運営マニュアルに基づき避難所の自主運営を行う。</u></p> <p><u>10 原子力災害に係る広域避難に対する備え</u> 原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。 避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</p>	

頁	修正前	修正後	根拠
62	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>1 住民に対する防災知識の普及 住民自らが防災意識の高揚に努めるとともに災害に対する備えを充実するため平素の心得や災害発生時の心得等について機会あるごとに普及啓発を行う。</p> <p>(1) 普及啓発の主な方法 ア 広報誌、市のホームページ、防災パンフレット、防災マップや過去の浸水実績の表示等による啓発 イ 新聞、ラジオ、テレビ等への報道資料提供による啓発 ウ 講習会、研修会等による啓発</p> <p>(2) 普及啓発の主な内容 ア 地震に関する知識と過去の災害事例 イ 災害に対する平素の心得 (ア) 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握 (イ) 家屋等の点検、家具の転倒防止等室内の整理点検 (ウ) 家族相互の連絡体制の確保 (エ) 火災の予防 (オ) 応急救護手当等の習得 (カ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認） (キ) 食料、飲料水、生活必需物資の備蓄（3日分程度） (ク) 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） (ケ) 要配慮者への配慮 (コ) 災害ボランティア活動への参加 (サ) <u>緊急地震速報の普及啓発、活用・伝達方法の周知</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>1 住民に対する防災知識の普及 住民自らが防災意識の高揚に努めるとともに災害に対する備えを充実するため平素の心得や災害発生時の心得等について機会あるごとに普及啓発を行う。</p> <p>(1) 普及啓発の主な方法 ア 広報誌、市のホームページ、防災パンフレット、防災マップや過去の浸水実績の表示等による啓発 イ 新聞、ラジオ、テレビ等への報道資料提供による啓発 ウ 講習会、研修会等による啓発</p> <p>(2) 普及啓発の主な内容 ア 地震に関する知識と過去の災害事例 イ 災害に対する平素の心得 (ア) 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握 (イ) 家屋等の点検、家具の転倒防止、<u>飛散防止フィルムの貼り付け</u>等室内の整理点検 (ウ) 家族相互の連絡体制の確保（<u>「災害用伝言ダイヤル」の活用等</u>） (エ) 火災の予防 (オ) 応急救護等の習得 (カ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認） (キ) <u>食糧</u>、飲料水、生活必需物資の備蓄（<u>最低でも3日間、可能な限り1週間分程度</u>） (ク) 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） <u>(ケ) 自主防災組織の活動への参加</u> (コ) 要配慮者への配慮 (サ) 災害ボランティア活動への参加 <u>(シ) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）地震保険及び他の共済への加入の必要性</u> <u>(ス) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 等</u></p>	<p>兵庫県地域防災計画に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
62	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>ウ 災害発生時の心得 (ア) 災害発生時にとるべき行動(場所別) (イ) 出火防止と初期消火 (ウ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握 (エ) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の収集 (オ) 避難実施時に必要な措置 (カ) 避難場所での行動</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>ウ <u>緊急地震速報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</u></p> <p>エ 災害発生時の心得 (ア) 災害発生時にとるべき行動(場所別) (イ) 出火防止と初期消火 (ウ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握 (エ) <u>救助活動</u> (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の収集 (カ) <u>避難行動上の注意事項</u> (キ) <u>避難実施時に必要な措置</u> (ク) <u>避難場所での行動</u> (ケ) <u>自主防災組織の活動</u> (コ) <u>自動車運転中及び旅行中等の心得</u> (サ) <u>安否情報の確認のためのシステムの活用</u></p>	字句修正
64	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第5節 要配慮者対策の強化 第1款 要配慮者への配慮</p> <p>2 外国人への支援 日本語がよく理解できない外国人や地理不案内な外国等からの旅行者が安心して行動できるよう平素から国、県、広域等関係機関と連携し、防災対策の啓発に努める。 (1) 平常時の対応 ア 多言語によるパンフレット、地図等の発行による啓発。 イ 避難予定場所及び災害情報等の問い合わせ先の周知、明確化を図る。 ウ 関係機関の協力を得て在住外国人に対し日本語習得の機会提供に努める。 エ 関係機関の協力のもと、ボランティア通訳の登録化を図る。 (2) 災害時の対応 関係機関、団体等の協力を得て、安否確認を行うとともに被災状況等の把握に努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第5節 要配慮者対策の強化 第1款 要配慮者への配慮</p> <p>2 外国人への支援 日本語がよく理解できない<u>在日</u>外国人や地理不案内な<u>訪日外国人</u>が安心して行動できるよう平素から国、県、広域等関係機関と連携し、防災対策の啓発に努める。 (1) 平常時の対応 ア 多言語によるパンフレット、地図等の発行による啓発。 イ 避難予定場所及び災害情報等の問い合わせ先の周知、明確化を図る。 ウ 関係機関の協力を得て在住外国人に対し日本語習得の機会提供に努める。 エ 関係機関の協力のもと、ボランティア通訳の登録化を図る。 (2) 災害時の対応 関係機関、団体等の協力を得て、安否確認を行うとともに被災状況等の把握に努める。</p>	防災基本計画及び県地域防災計画修正に伴う修正

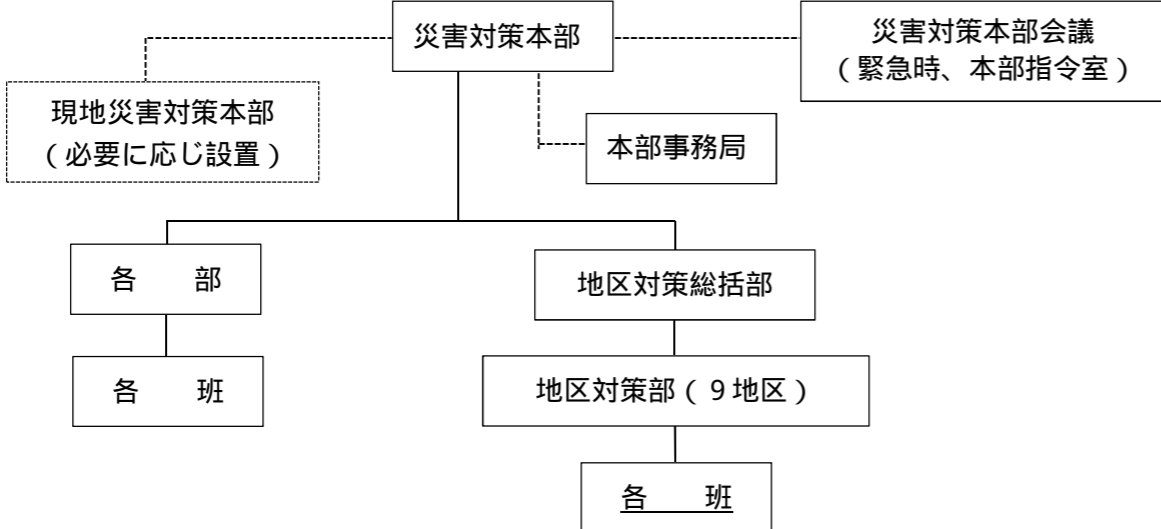
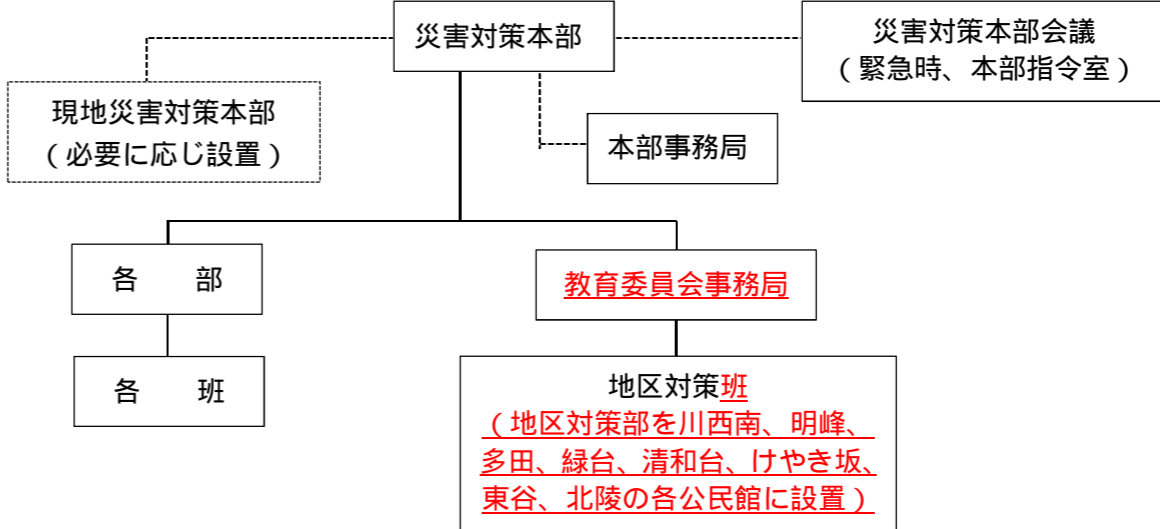
頁	修正前	修正後	根拠
64 65	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 防災行動力の向上</p> <p>第5節 要配慮者対策の強化</p> <p>第1款 要配慮者への配慮</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 要配慮者のうち、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。</p> <p>(2) 社会福祉施設の対応強化 社会福祉施設を利用する要配慮者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。</p> <p>(3) 社会福祉施設等の整備</p> <p>ア 社会福祉施設のうち、防災上改築又は補強を要するものについて、計画的に整備を図る。</p> <p>イ 要配慮者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。</p> <p>(ア) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備</p> <p>(イ) 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示する設備の整備</p> <p><u>(4) 要配慮者に配慮した避難所の整備</u> 災害時に避難所となる施設は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。</p> <p>4 災害時に特に配慮すべき事項 (省略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 防災行動力の向上</p> <p>第5節 要配慮者対策の強化</p> <p>第1款 要配慮者への配慮</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 要配慮者のうち、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。</p> <p>(2) 社会福祉施設の対応強化 社会福祉施設を利用する要配慮者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。 <u>本市は、介護保険法関係法令等に基づき、要配慮者利用施設における地震災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画が未策定、計画の策定項目が不十分な場合や訓練を定期的実施できていない場合には、指導・助言を行う。</u></p> <p>(3) 社会福祉施設等の整備</p> <p>ア 社会福祉施設のうち、防災上改築又は補強を要するものについて、計画的に整備を図る。</p> <p>イ 要配慮者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。</p> <p>(ア) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備</p> <p>(イ) 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示する設備の整備</p> <p><u>4 要配慮者に配慮した避難所の整備</u> 災害時に避難所となる施設は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化、<u>障がい者向けトイレ、福祉避難室の確保などに努める。</u> <u>また、社会福祉施設等との協定により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難室の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>5 災害時に特に配慮すべき事項</u> (省略)</p>	兵庫県地域防災計画修正に伴う修正

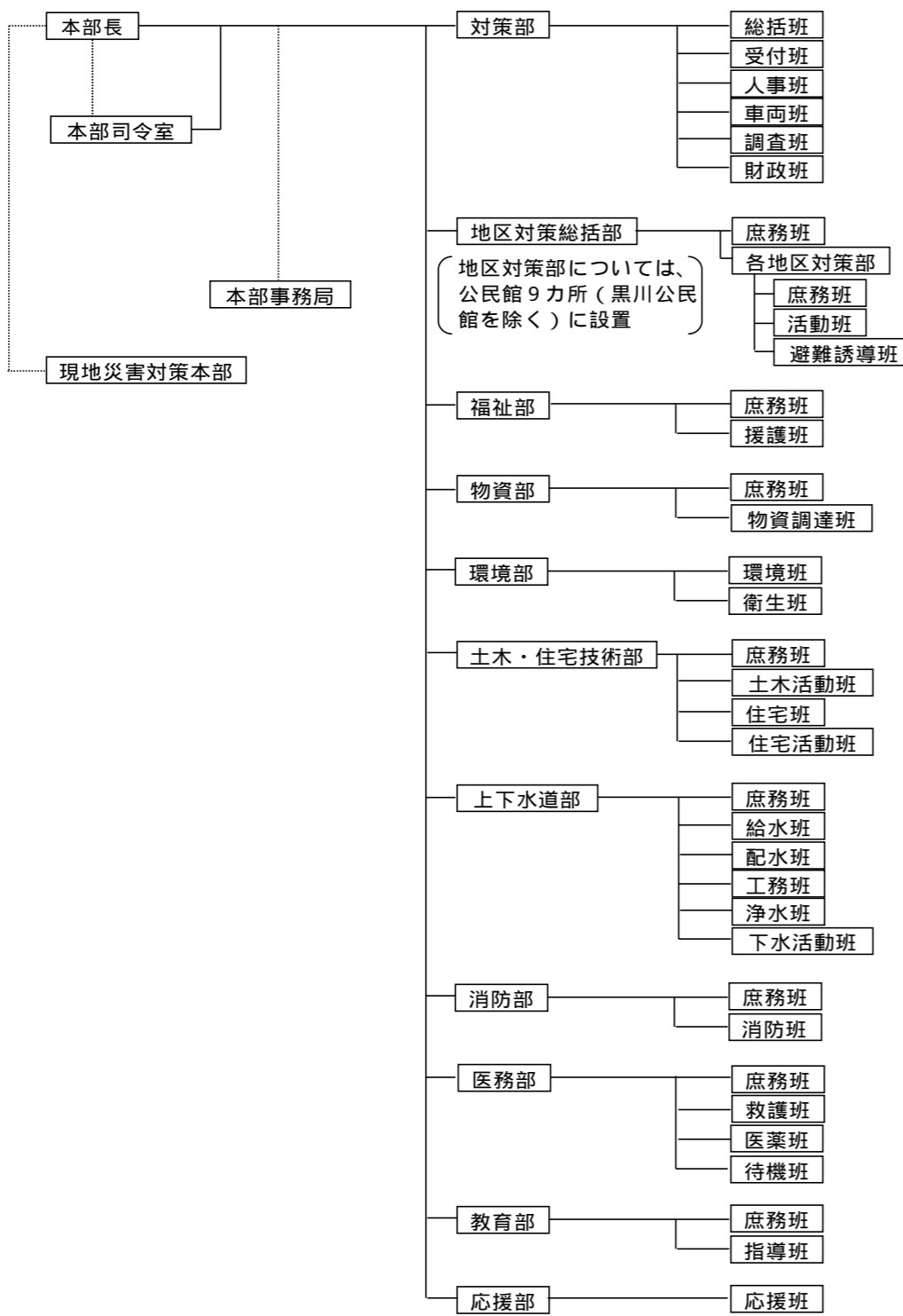
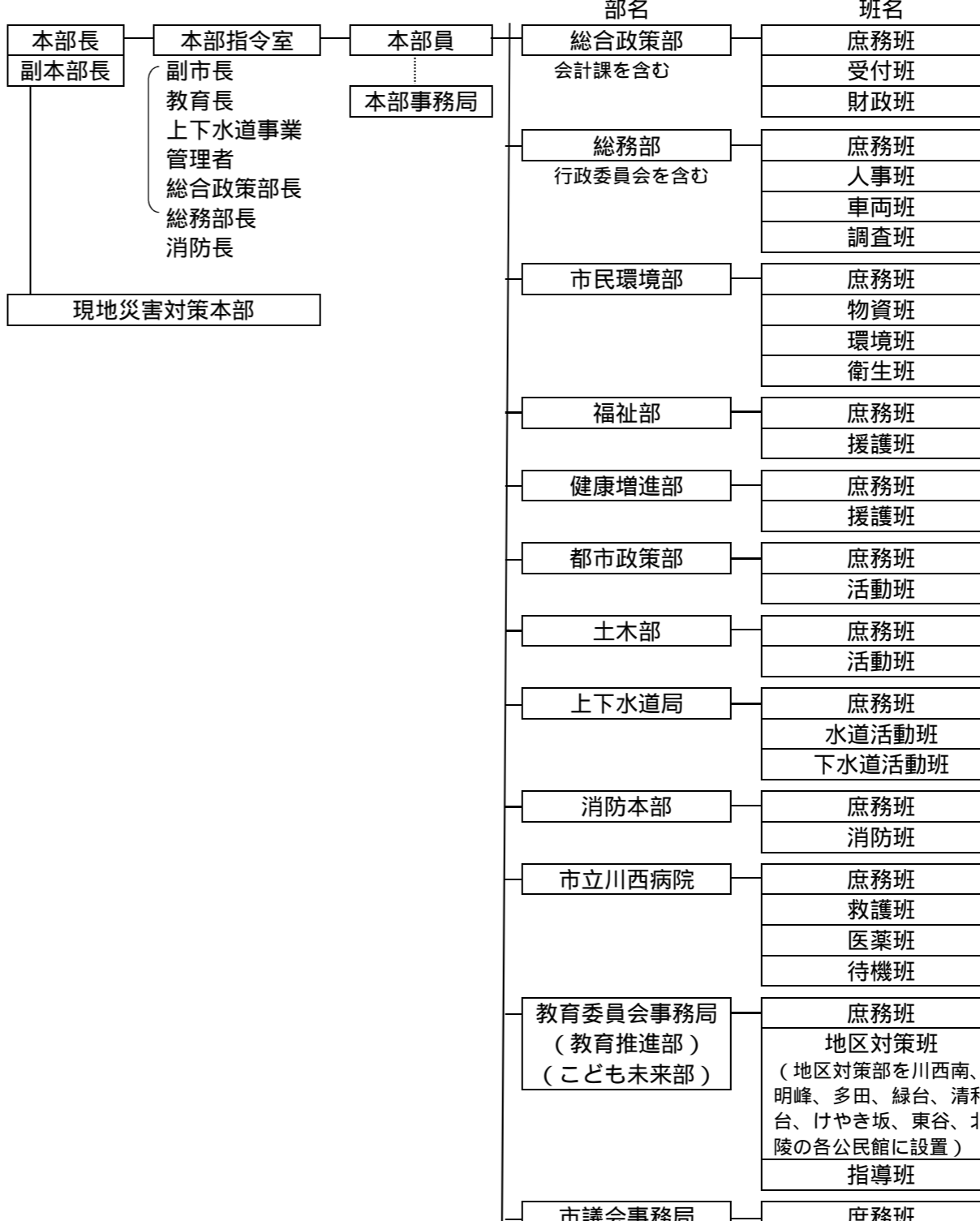
頁	修正前	修正後	根拠
66 67	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 防災行動力の向上</p> <p>第5節 要配慮者対策の強化</p> <p>第2款 避難行動要支援者への対応</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 名簿の更新に関する事項 年1回、各情報を所有している担当所管課からのデータや、住民基本台帳データで更新作業を行った名簿を作成し、地域の避難支援等関係者と、情報更新前の名簿と交換する。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>2 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の活用と安否確認等の実行</p> <p>(1) 地域の避難支援等関係者による安否確認 当該名簿のうち、地域の避難支援等関係者が安否確認することに同意されている避難行動要支援者宅を地域の避難支援等関係者が訪問し、安否確認を行う。そのため、名簿を活用し当該名簿登録者の把握と個別支援体制を、平常時より構築しておく。</p> <p>(2) 市職員による安否確認 (省略)</p> <p>3 避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(1) 避難支援の実行体制整備 災害の発生規模により、安否確認、避難情報の伝達とともに、避難誘導が生じることもあるため、避難行動要支援者の状況を平常時から周知しておき、避難誘導につなげられるよう地域とともに、実行体制を整備しておく。</p> <p>(2) 避難支援等関係者の安全確保 安否確認や避難誘導に危険が伴う場合は、消防・警察に支援を求めるものであり、避難支援等関係者の安全確保を優先する。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 防災行動力の向上</p> <p>第5節 要配慮者対策の強化</p> <p>第2款 避難行動要支援者への対応</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 名簿の更新に関する事項 年1回、各情報を所有している担当所管課からのデータや、住民基本台帳データで更新作業を行った名簿を作成し、地域の避難支援等関係者と、情報更新前の名簿と交換する。 <u>なお、庁舎の被災等いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>2 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の活用と安否確認等の実行</p> <p>(1) 地域の避難支援等関係者による安否確認、<u>避難支援</u> 当該名簿のうち、地域の避難支援等関係者が安否確認することに同意されている避難行動要支援者宅を地域の避難支援等関係者が訪問し、安否確認を行う。 <u>また、災害の発生規模により、安否確認、避難情報の伝達とともに、避難誘導が生じることもあることから、</u>名簿を活用し当該名簿登録者の把握と個別支援体制を平常時より構築しておく。</p> <p>(2) 市職員による安否確認、<u>避難支援</u> (省略)</p> <p>3 <u>避難支援等関係者の安全確保</u> <u>安否確認や避難誘導に危険が伴う場合は、消防・警察に支援を求めるものであり、避難支援等関係者の安全確保を優先する。</u></p>	<p>防災基本計画及び兵庫県地域防災計画修正に基づく修正</p> <p>字句修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
68	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、市社会福祉協議会が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂やボランティア活動保険の加入及び内容の充実、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。 4 (省略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、市社会福祉協議会が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂や<u>ボランティア保険の加入促進</u>、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。 4 (省略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
68	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2款 ボランティア組織及び拠点の整備</p> <p>ボランティアの活動はあくまでも自主性に委ねられるものであるが、災害時のボランティア活動が迅速に機能するために、平素から活動組織、体制、拠点を整備することが重要である。このため、市からの物的、経済的援助を強化するとともに市社会福祉協議会と連携し、市ボランティア活動センターの活性化に努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2款 ボランティア組織及び拠点の整備</p> <p>ボランティアの活動はあくまでも自主性に委ねられるものであるが、災害時のボランティア活動が迅速に機能するために、平素から活動組織、体制、拠点を整備することが重要である。このため、市からの物的、経済的援助を強化するとともに市社会福祉協議会と連携し、<u>災害ボランティアセンター</u>の活性化に努める。</p>	関係機関からの意見に基づく修正



頁	修正前	修正後	根拠
72	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発</p> <p>1 市民 広報誌や出前講座、自主防災組織の活動等を通じ、災害用の食糧品や飲料水等を特別に購入しなくとも、普段から購入している食料品、ペットボトル飲料水や生活必需品等を上手に活用し、各家庭で3日以上の備蓄を推進する。</p> <p>2 地域 自主防災組織等が主催する防災訓練や関連行事において、公的備蓄物資の紹介や炊き出し方法等の説明を行い、災害時において地域が自主的に活動できるよう、防災意識の高揚及び情報の共有化を行う。</p> <p>3 事業所等 災害時における従業員との連絡方法を定め、3日以上の食糧品や飲料水等の備蓄を推進する。また、近隣住民と連携することも防災力の向上に欠かせないことから、日頃から自主防災組織が主催する防災訓練等に参加するなど、相互に連携できる体制の構築を推進する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発</p> <p>1 市民 広報誌や出前講座、自主防災組織の活動等を通じ、災害用の食糧品や飲料水等を特別に購入しなくとも、普段から購入している食料品、ペットボトル飲料水や生活必需品等を上手に活用し、各家庭で3日以上の備蓄を推進する。 <u>また、水道水の備蓄、風呂の溜水、雨水の貯留等により、各家庭にて生活水の確保を推進する。</u></p> <p>2 地域 自主防災組織等が主催する防災訓練や関連行事において、公的備蓄物資の紹介や炊き出し方法、<u>生活水の確保</u>等の説明を行い、災害時において地域が自主的に活動できるよう、防災意識の高揚及び情報の共有化を行う。</p> <p>3 事業所等 災害時における従業員との連絡方法を定め、3日以上の食糧品や飲料水等の備蓄<u>及び生活水の確保</u>を推進する。また、近隣住民と連携することも防災力の向上に欠かせないことから、日頃から自主防災組織が主催する防災訓練等に参加するなど、相互に連携できる体制の構築を推進する。</p>	生活水の確保について新規記載

頁	修正前	修正後	根拠																																										
77	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>〔風水害等に対する組織体系〕</p> 	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>〔風水害等に対する組織体系〕</p> 	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正																																										
77	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>4 本部等の設置場所 (1) (省略) (2) 地区対策部は、次の場所に設置する。 なお、地区対策部の施設が被災し、地区対策部が設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。</p> <table border="1" data-bbox="385 1417 1053 1879"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">地区対策部総括</td> <td>東谷地区対策部</td> <td>東谷公民館</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>北陵公民館</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部</td> <td>多田公民館</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部</td> <td>緑台公民館</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部</td> <td>清和台公民館</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部</td> <td>けやき坂公民館</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部</td> <td>明峰公民館</td> </tr> <tr> <td>中央地区対策部</td> <td>中央公民館</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>川西南公民館</td> </tr> </tbody> </table>	部名	地区対策部名	設置場所	地区対策部総括	東谷地区対策部	東谷公民館	北陵地区対策部	北陵公民館	多田地区対策部	多田公民館	緑台地区対策部	緑台公民館	清和台地区対策部	清和台公民館	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館	明峰地区対策部	明峰公民館	中央地区対策部	中央公民館	南地区対策部	川西南公民館	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>4 本部等の設置場所 (1) (省略) (2) 地区対策部は、次の場所に設置する。 なお、地区対策部の施設が被災し、地区対策部が設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1587 1417 2389 1837"> <thead> <tr> <th></th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">教育委員会事務局地区対策班</td> <td>東谷地区対策部</td> <td>東谷公民館</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>北陵公民館</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部</td> <td>多田公民館</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部</td> <td>緑台公民館</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部</td> <td>清和台公民館</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部</td> <td>けやき坂公民館</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部</td> <td>明峰公民館</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>川西南公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>緑台公民館は、平成30年秋以降 耐震化工事を予定。</u></p>		地区対策部名	設置場所	教育委員会事務局地区対策班	東谷地区対策部	東谷公民館	北陵地区対策部	北陵公民館	多田地区対策部	多田公民館	緑台地区対策部	緑台公民館	清和台地区対策部	清和台公民館	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館	明峰地区対策部	明峰公民館	南地区対策部	川西南公民館	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
部名	地区対策部名	設置場所																																											
地区対策部総括	東谷地区対策部	東谷公民館																																											
	北陵地区対策部	北陵公民館																																											
	多田地区対策部	多田公民館																																											
	緑台地区対策部	緑台公民館																																											
	清和台地区対策部	清和台公民館																																											
	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館																																											
	明峰地区対策部	明峰公民館																																											
	中央地区対策部	中央公民館																																											
	南地区対策部	川西南公民館																																											
	地区対策部名	設置場所																																											
教育委員会事務局地区対策班	東谷地区対策部	東谷公民館																																											
	北陵地区対策部	北陵公民館																																											
	多田地区対策部	多田公民館																																											
	緑台地区対策部	緑台公民館																																											
	清和台地区対策部	清和台公民館																																											
	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館																																											
	明峰地区対策部	明峰公民館																																											
	南地区対策部	川西南公民館																																											

頁	修正前	修正後	根拠																																													
80	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>(1) 災害対策本部組織</p> 	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>(1) 災害対策本部組織</p>  <table border="1" data-bbox="1988 504 2552 1911"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合政策部 会計課を含む</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>受付班</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総務部 行政委員会を含む</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>人事班</td> </tr> <tr> <td>車両班</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民環境部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> </tr> <tr> <td>環境班 衛生班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>援護班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康増進部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>援護班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市政策部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>活動班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>活動班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上下水道局</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>水道活動班</td> </tr> <tr> <td>下水道活動班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防本部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市立川西病院</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> </tr> <tr> <td>医薬班</td> </tr> <tr> <td>待機班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育委員会事務局 (教育推進部) (こども未来部)</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>地区対策班 (地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置)</td> </tr> <tr> <td>指導班</td> </tr> <tr> <td>市議会事務局</td> <td>庶務班</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	総合政策部 会計課を含む	庶務班	受付班	財政班	総務部 行政委員会を含む	庶務班	人事班	車両班	調査班	市民環境部	庶務班	物資班	環境班 衛生班	福祉部	庶務班	援護班	健康増進部	庶務班	援護班	都市政策部	庶務班	活動班	土木部	庶務班	活動班	上下水道局	庶務班	水道活動班	下水道活動班	消防本部	庶務班	消防班	市立川西病院	庶務班	救護班	医薬班	待機班	教育委員会事務局 (教育推進部) (こども未来部)	庶務班	地区対策班 (地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置)	指導班	市議会事務局	庶務班	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
部名	班名																																															
総合政策部 会計課を含む	庶務班																																															
	受付班																																															
	財政班																																															
総務部 行政委員会を含む	庶務班																																															
	人事班																																															
	車両班																																															
	調査班																																															
市民環境部	庶務班																																															
	物資班																																															
	環境班 衛生班																																															
福祉部	庶務班																																															
	援護班																																															
健康増進部	庶務班																																															
	援護班																																															
都市政策部	庶務班																																															
	活動班																																															
土木部	庶務班																																															
	活動班																																															
上下水道局	庶務班																																															
	水道活動班																																															
	下水道活動班																																															
消防本部	庶務班																																															
	消防班																																															
市立川西病院	庶務班																																															
	救護班																																															
	医薬班																																															
	待機班																																															
教育委員会事務局 (教育推進部) (こども未来部)	庶務班																																															
	地区対策班 (地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置)																																															
	指導班																																															
市議会事務局	庶務班																																															

頁	修正前	修正後	根拠																																				
88 89	第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第1節 災害情報通信計画	第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第1節 災害情報通信計画	県地域防災計画修正に基づく修正																																				
	ウ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム 情報交換の円滑化及び救急救護活動等を支援する防災システムとして活用する。 このシステムは平常業務にも利用できるもので、県が市町・消防本部、関係公共機関を結び迅速、的確な応急対応を図るシステムになっている。 (ア) 本市設置場所 WS(ワークステーション)…………… 本庁舎4階、消防本部 計測震度計…………… 本庁舎地下2階 (イ) 主な機能	ウ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム 情報交換の円滑化及び救急救護活動等を支援する防災システムとして活用する。 このシステムは平常業務にも利用できるもので、県が市町・消防本部、関係公共機関を結び迅速、的確な応急対応を図るシステムになっている。 (ア) 本市設置場所 WS(ワークステーション)…………… 本庁舎4階、消防本部 計測震度計…………… 本庁舎地下2階 (イ) 主な機能																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 770 477 814">システムの名称</th> <th data-bbox="477 770 1347 814">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 814 477 1199">情報収集システム</td> <td data-bbox="477 814 1347 1199"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1199 477 1331">危機管理システム</td> <td data-bbox="477 1199 1347 1331"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1331 477 1398">災害情報システム</td> <td data-bbox="477 1331 1347 1398"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1398 477 1530">地理情報システム</td> <td data-bbox="477 1398 1347 1530"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1530 477 1633">映像・文字情報システム</td> <td data-bbox="477 1530 1347 1633"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1633 477 1793">ネットワークシステム</td> <td data-bbox="477 1633 1347 1793"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1793 477 1860">バックアップセンター</td> <td data-bbox="477 1793 1347 1860"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1860 477 1938">災害対応支援システム</td> <td data-bbox="477 1860 1347 1938"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	システムの名称	内 容	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul>	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>	映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>	バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>	災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1442 770 1679 814">システムの名称</th> <th data-bbox="1679 770 2549 814">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1442 814 1679 1199">情報収集システム</td> <td data-bbox="1679 814 2549 1199"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1199 1679 1331">危機管理システム</td> <td data-bbox="1679 1199 2549 1331"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1331 1679 1398">災害情報システム</td> <td data-bbox="1679 1331 2549 1398"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1398 1679 1530">地理情報システム</td> <td data-bbox="1679 1398 2549 1530"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1530 1679 1633">映像・文字情報システム</td> <td data-bbox="1679 1530 2549 1633"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1633 1679 1793">ネットワークシステム</td> <td data-bbox="1679 1633 2549 1793"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、<u>衛星回線</u>、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1793 1679 1860">バックアップセンター</td> <td data-bbox="1679 1793 2549 1860"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1860 1679 1938">災害対応支援システム</td> <td data-bbox="1679 1860 2549 1938"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	システムの名称	内 容	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul>	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>	映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> </ul>	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、<u>衛星回線</u>、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>	バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>	災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>	
システムの名称	内 容																																						
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul>																																						
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>																																						
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>																																						
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>																																						
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>																																						
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>																																						
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>																																						
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>																																						
システムの名称	内 容																																						
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul>																																						
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>																																						
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>																																						
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>																																						
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> </ul>																																						
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、<u>衛星回線</u>、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>																																						
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>																																						
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>																																						

頁	修正前	修正後	根拠																																										
102	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 情報収集・伝達計画  第3節 被害状況等収集報告計画  第1款 被害状況等の収集、報告</p> <p>3 被害状況等の調査  各部は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に必要な具体的な被害状況等の調査を行う。  <u>なお、被害状況等の調査については「様式編 様式 - 3 ~ 18」による。</u>  各部における調査等の範囲は下表のとおり。  <u>なお、被害調査等に当たっては「資料編 資料 - 19（災害の被害認定基準）、資料 - 21（災害の被害調査基準）」による。</u></p> <table border="1" data-bbox="299 888 1291 1776"> <thead> <tr> <th>担当部等</th> <th>調査事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策部</td> <td>・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害</td> </tr> <tr> <td>地区対策 総括部</td> <td>・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・環境衛生施設の被害</td> </tr> <tr> <td>土木・住宅 技術部</td> <td>・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>・上下水道施設の被害</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・消防関係の被害（火災・救急・救助）</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>・各部所管の施設等の被害</td> </tr> </tbody> </table>	担当部等	調査事項等	対策部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害	地区対策 総括部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）	福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）	環境部	・環境衛生施設の被害	土木・住宅 技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害	上下水道部	・上下水道施設の被害	消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）	教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）	各部共通	・各部所管の施設等の被害	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 情報収集・伝達計画  第3節 被害状況等収集報告計画  第1款 被害状況等の収集、報告</p> <p>3 被害状況等の調査  各部は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に必要な具体的な被害状況等の調査を行う。  被害状況等の調査については「様式編 様式 - 3 ~ 18」による。  <u>また、各部における調査等の範囲は下表のとおり。</u>  <u>なお、被害調査等に当たっては「資料編 資料 - 19（災害の被害認定基準）、資料 - 21（災害の被害調査基準）」による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1501 888 2493 1782"> <thead> <tr> <th>担当部等</th> <th>調査事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総合政策部</u> <u>総務部</u></td> <td>・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害</td> </tr> <tr> <td><u>市民環境部</u></td> <td>・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等） ・<u>環境衛生施設の被害（斎場等）</u></td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>・福祉施設の被害</td> </tr> <tr> <td><u>健康増進部</u></td> <td>・医療関係被害等の状況（医療施設等）</td> </tr> <tr> <td><u>都市政策部</u></td> <td>・<u>公共建築物・文教関係施設等の被害</u></td> </tr> <tr> <td><u>土木部</u></td> <td>・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・河川関係施設の被害 ・農林関係の被害</td> </tr> <tr> <td><u>上下水道局</u></td> <td>・上下水道施設の被害</td> </tr> <tr> <td><u>消防本部</u></td> <td>・消防関係の被害（火災・救急・救助）</td> </tr> <tr> <td><u>教育委員会</u></td> <td>・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>・各部所管の施設等の被害</td> </tr> </tbody> </table>	担当部等	調査事項等	<u>総合政策部</u> <u>総務部</u>	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害	<u>市民環境部</u>	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等） ・ <u>環境衛生施設の被害（斎場等）</u>	福祉部	・福祉施設の被害	<u>健康増進部</u>	・医療関係被害等の状況（医療施設等）	<u>都市政策部</u>	・ <u>公共建築物・文教関係施設等の被害</u>	<u>土木部</u>	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・河川関係施設の被害 ・農林関係の被害	<u>上下水道局</u>	・上下水道施設の被害	<u>消防本部</u>	・消防関係の被害（火災・救急・救助）	<u>教育委員会</u>	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）	各部共通	・各部所管の施設等の被害	<p>災害対策本部  設置要綱改正  及び市行政組織改編に伴う  修正</p>
担当部等	調査事項等																																												
対策部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害																																												
地区対策 総括部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）																																												
福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）																																												
環境部	・環境衛生施設の被害																																												
土木・住宅 技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害																																												
上下水道部	・上下水道施設の被害																																												
消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）																																												
教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）																																												
各部共通	・各部所管の施設等の被害																																												
担当部等	調査事項等																																												
<u>総合政策部</u> <u>総務部</u>	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害																																												
<u>市民環境部</u>	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等） ・ <u>環境衛生施設の被害（斎場等）</u>																																												
福祉部	・福祉施設の被害																																												
<u>健康増進部</u>	・医療関係被害等の状況（医療施設等）																																												
<u>都市政策部</u>	・ <u>公共建築物・文教関係施設等の被害</u>																																												
<u>土木部</u>	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・河川関係施設の被害 ・農林関係の被害																																												
<u>上下水道局</u>	・上下水道施設の被害																																												
<u>消防本部</u>	・消防関係の被害（火災・救急・救助）																																												
<u>教育委員会</u>	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）																																												
各部共通	・各部所管の施設等の被害																																												

頁	修正前	修正後	根拠
104 105	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第3節 被害状況等収集報告計画 第3款 兵庫県等への報告</p> <p>2 兵庫県への報告の時期及び内容 (1) 緊急報告 ア 震度4以上の地震を観測した場合、災害対策本部(市役所)周辺の状況を兵庫県災害対策阪神北地方本部へ「庁舎緊急報告」として、防災端末等で通報する。 また、震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 報告内容は庁舎周辺で覚知できる状況のみとし、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。 また、緊急の場合には衛星通信、無線等を用いた口頭報告でも差し支えない。 イ 火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報(電話、来庁を問わない)が殺到した場合、消防本部は直ちに消防庁、兵庫県災害対策阪神北地方本部へ報告する。 なお、消防庁へは直接報告する。 報告内容は具体的な被害状況を含んでいる必要はなく通報受信状況の概要で足りる。 また、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足するとともに報告の様式にこだわらず衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。 ウ 消防本部は上記イの報告内容を速やかに災害対策本部へ報告する。</p> <p>(2) 災害概況即報 報告すべき災害を覚知したときは直ちに第一報を兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告し、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、[災害概況即報]により把握できた範囲から直ちに兵庫県災害対策阪神北地方本部へ報告する。 特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を兵庫県災害対策阪神北地方本部へ報告する。 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第3節 被害状況等収集報告計画 第3款 兵庫県等への報告</p> <p>2 兵庫県への報告の時期及び内容 (1) 緊急報告 ア 震度4以上の地震を観測した場合、災害対策本部(市役所)周辺の状況を兵庫県災害対策阪神北地方本部へ「庁舎緊急報告」として、<u>フェニックス</u>防災端末等で通報する。 また、震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 報告内容は庁舎周辺で覚知できる状況のみとし、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。 また、緊急の場合には衛星通信、無線等を用いた口頭報告でも差し支えない。 イ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報(電話・来庁を問わない)が殺到した場合、消防本部は直ちに消防庁、兵庫県災害対策阪神北地方本部に対し報告する。また、消防庁へは兵庫県を経由することなく、直接報告し、<u>その旨県にも後で報告する。</u> 報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りる<u>こととし</u>、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、<u>原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。</u> ウ 消防本部は上記イの報告内容を速やかに災害対策本部へ報告する。</p> <p>(2) 災害概況即報 報告すべき災害を覚知したときは直ちに第一報を兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告し、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、[災害概況即報]により把握できた範囲から直ちに兵庫県災害対策阪神北地方本部へ報告する。 特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を兵庫県災害対策阪神北地方本部へ報告する。 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、<u>原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。</u></p>	字句修正

頁	修正前	修正後	根拠																																											
105 106	<p>(3) 被害状況即報</p> <p>ア 被害状況を収集し、〔被害状況即報〕により、兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告する。</p> <p>イ 報告内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。 なお、被害状況のとりまとめる時期を県から指定される場合がある。</p> <p>(4) 災害確定報告</p> <p>応急措置完了後速やかに兵庫県災害対策阪神北地方本部に防災端末で災害確定報告を行う。</p> <p>(報告内容・系統)</p> <table border="1" data-bbox="240 737 1383 1247"> <tr> <td>報告区分</td> <td>報告系統及び使用様式([ ]は様式 — はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)</td> </tr> <tr> <td>災害確定報告</td> <td> 川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)]  ↓ (文書)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)]  ↓  県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] </div> ↓ (防災端末)  消防庁 内閣総理大臣 </td> </tr> </table> <p>(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。 2 県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告することとする。 3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="308 1461 1190 1587"> <tr> <td rowspan="2">(NTT回線)</td> <td>平時</td> <td>03-5253-7527(電話)</td> </tr> <tr> <td>8:30~18:15</td> <td>03-5253-7537(FAX)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿直室</td> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777(電話)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>03-5253-7553(FAX)</td> </tr> </table>	報告区分	報告系統及び使用様式([ ]は様式 — はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)	災害確定報告	川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)] ↓ (文書) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)]  ↓  県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] </div> ↓ (防災端末) 消防庁 内閣総理大臣	(NTT回線)	平時	03-5253-7527(電話)	8:30~18:15	03-5253-7537(FAX)	宿直室	上記以外	03-5253-7777(電話)		03-5253-7553(FAX)	<p>(3) 被害状況即報</p> <p>ア 被害状況を収集し、<u>原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で</u>、〔被害状況即報〕により兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告する。</p> <p>イ 報告内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。 なお、被害状況をとりまとめる時間を県から指定される場合がある。</p> <p>(4) 災害確定報告</p> <p>応急措置完了後速やかに兵庫県災害対策阪神北地方本部に<u>文書</u>で災害確定報告を行う。</p> <p>(報告内容・系統)</p> <table border="1" data-bbox="1442 737 2585 1255"> <tr> <td>報告区分</td> <td>報告系統及び使用様式([ ]は様式 — はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)</td> </tr> <tr> <td>災害確定報告</td> <td> 川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)]  ↓ (文書)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)]  ↓  県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] </div> ↓ (文書)  消防庁 内閣総理大臣 </td> </tr> </table> <p>(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。 2 県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告することとする。 3 報告は、原則として<u>フェニックス防災システム端末</u>とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1540 1467 2585 1839"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>平日(8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>9-90-49013</td> <td>9-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>9-90-49033</td> <td>9-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43422</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	報告区分	報告系統及び使用様式([ ]は様式 — はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)	災害確定報告	川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)] ↓ (文書) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)]  ↓  県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] </div> ↓ (文書) 消防庁 内閣総理大臣	区分		平日(8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102	FAX	9-90-49033	9-90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	字句修正
報告区分	報告系統及び使用様式([ ]は様式 — はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)																																													
災害確定報告	川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)] ↓ (文書) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)]  ↓  県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] </div> ↓ (防災端末) 消防庁 内閣総理大臣																																													
(NTT回線)	平時	03-5253-7527(電話)																																												
	8:30~18:15	03-5253-7537(FAX)																																												
宿直室	上記以外	03-5253-7777(電話)																																												
		03-5253-7553(FAX)																																												
報告区分	報告系統及び使用様式([ ]は様式 — はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)																																													
災害確定報告	川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)] ↓ (文書) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)]  ↓  県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] </div> ↓ (文書) 消防庁 内閣総理大臣																																													
区分		平日(8:30~18:15)	左記以外																																											
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																											
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																											
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102																																											
	FAX	9-90-49033	9-90-49036																																											
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102																																											
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																											

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																								
107 108	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第3節 被害状況等収集報告計画 第4款 決壊等の通報</p> <p>地震により堤防その他の施設が決壊し、又は決壊のおそれが生じた場合は直ちに次の機関等に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="326 546 1261 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所</td> <td>電話 751-1111(代)</td> <td>伝令</td> <td>FAX 751-8004</td> </tr> <tr> <td>中央地区対策部</td> <td>電話 758-0103</td> <td>〃</td> <td>FAX 757-1227</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>電話 757-8623</td> <td>〃</td> <td>FAX 757-6429</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部</td> <td>電話 759-6901</td> <td>〃</td> <td>FAX 759-6934</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部</td> <td>電話 798-1280</td> <td>〃</td> <td>FAX 798-1281</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部</td> <td>電話 798-0770</td> <td>〃</td> <td>FAX 798-0771</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部</td> <td>電話 792-4951</td> <td>〃</td> <td>FAX 792-4952</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部</td> <td>電話 793-0011</td> <td>〃</td> <td>FAX 793-3438</td> </tr> <tr> <td>東谷地区対策部</td> <td>電話 794-1006</td> <td>〃</td> <td>FAX 794-1006</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>電話 794-9090</td> <td>〃</td> <td>FAX 794-9099</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。</p>	連絡先	連絡方法		備考	第1通信連絡	第2通信連絡	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004	中央地区対策部	電話 758-0103	〃	FAX 757-1227	南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429	明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934	清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281	けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771	緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952	多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438	東谷地区対策部	電話 794-1006	〃	FAX 794-1006	北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第3節 被害状況等収集報告計画 第4款 決壊等の通報</p> <p>地震により堤防その他の施設が決壊し、又は決壊のおそれが生じた場合は直ちに次の機関等に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="1528 546 2463 1228"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所</td> <td>電話 751-1111(代)</td> <td>伝令</td> <td>FAX 751-8004</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>電話 757-8623</td> <td>〃</td> <td>FAX 757-6429</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部</td> <td>電話 759-6901</td> <td>〃</td> <td>FAX 759-6934</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部</td> <td>電話 798-1280</td> <td>〃</td> <td>FAX 798-1281</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部</td> <td>電話 798-0770</td> <td>〃</td> <td>FAX 798-0771</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部</td> <td>電話 792-4951</td> <td>〃</td> <td>FAX 792-4952</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部</td> <td>電話 793-0011</td> <td>〃</td> <td>FAX 793-3438</td> </tr> <tr> <td>東谷地区対策部</td> <td>電話 <b>794-0004</b></td> <td>〃</td> <td>FAX <b>794-0226</b></td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>電話 794-9090</td> <td>〃</td> <td>FAX 794-9099</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。</p>	連絡先	連絡方法		備考	第1通信連絡	第2通信連絡	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004	南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429	明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934	清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281	けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771	緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952	多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438	東谷地区対策部	電話 <b>794-0004</b>	〃	FAX <b>794-0226</b>	北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p> <p>所管課からの意見に伴う修正</p>
連絡先	連絡方法		備考																																																																																								
	第1通信連絡	第2通信連絡																																																																																									
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004																																																																																								
中央地区対策部	電話 758-0103	〃	FAX 757-1227																																																																																								
南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429																																																																																								
明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934																																																																																								
清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281																																																																																								
けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771																																																																																								
緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952																																																																																								
多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438																																																																																								
東谷地区対策部	電話 794-1006	〃	FAX 794-1006																																																																																								
北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099																																																																																								
連絡先	連絡方法		備考																																																																																								
	第1通信連絡	第2通信連絡																																																																																									
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004																																																																																								
南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429																																																																																								
明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934																																																																																								
清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281																																																																																								
けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771																																																																																								
緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952																																																																																								
多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438																																																																																								
東谷地区対策部	電話 <b>794-0004</b>	〃	FAX <b>794-0226</b>																																																																																								
北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099																																																																																								



頁	修正前	修正後	根拠																																																																		
116 119	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第2款 兵庫県への応援要請  [緊急対策支援要請系統] (兵庫県地域防災計画による)	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第2款 兵庫県への応援要請  [緊急対策支援要請系統] (兵庫県地域防災計画による)	県地域防災計画修正に基づく修正																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支援要請系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>物資のあっせん</td> <td>関係団体 近畿経済産業局 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>保健師・栄養士等 保健関係者の派遣</td> <td>健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 近隣府県 ← 健康福祉事務所 ← 川西市 全国都道府県(厚生労働省) ← 各市保健所設置市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬品の供給</td> <td>厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 川西市 ← 各医療機関 医薬品卸業協会 ←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター ← 薬務課 ← 川西市 各医療機関</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>建設資機材等のあっせん</td> <td>建設業協会 ← 建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災宅地危険度判定 士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災建築物応急危険 度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急仮設住宅の建設 支援</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公営住宅への一時入 居</td> <td>各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 川西市</td> </tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支援要請系統	災害対策本部事務局	物資のあっせん	関係団体 近畿経済産業局 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市		食料の調達・あっせん	農林水産省 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市	健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 近隣府県 ← 健康福祉事務所 ← 川西市 全国都道府県(厚生労働省) ← 各市保健所設置市		医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 川西市 ← 各医療機関 医薬品卸業協会 ←		血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 川西市 各医療機関	県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部		被災宅地危険度判定 士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市		被災建築物応急危険 度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市		応急仮設住宅の建設 支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市		公営住宅への一時入 居	各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 川西市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支援要請系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>物資のあっせん</td> <td>関係団体 国(緊急災害対策本部) ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省 政策統括官 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>保健師・栄養士等 保健関係者の派遣</td> <td>健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 川西市 各市保健所設置市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬品の供給</td> <td>厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 医薬品卸業協会 ← 各医療機関</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 各医療機関</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>建設資機材等のあっせん</td> <td>建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災宅地危険度判定 士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災建築物応急危険 度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公営住宅への一時入 居</td> <td>各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 阪神北県民局 宝塚土木事務所 ← 川西市</td> </tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支援要請系統	災害対策本部事務局	物資のあっせん	関係団体 国(緊急災害対策本部) ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市		食料の調達・あっせん	農林水産省 政策統括官 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市	健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 川西市 各市保健所設置市		医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 医薬品卸業協会 ← 各医療機関		血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 各医療機関	県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部		被災宅地危険度判定 士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市		被災建築物応急危険 度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市		応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市		公営住宅への一時入 居	各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 阪神北県民局 宝塚土木事務所 ← 川西市	
部	要請事項	支援要請系統																																																																			
災害対策本部事務局	物資のあっせん	関係団体 近畿経済産業局 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市																																																																			
	食料の調達・あっせん	農林水産省 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市																																																																			
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 近隣府県 ← 健康福祉事務所 ← 川西市 全国都道府県(厚生労働省) ← 各市保健所設置市																																																																			
	医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 川西市 ← 各医療機関 医薬品卸業協会 ←																																																																			
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 川西市 各医療機関																																																																			
県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部																																																																			
	被災宅地危険度判定 士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市																																																																			
	被災建築物応急危険 度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市																																																																			
	応急仮設住宅の建設 支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市																																																																			
	公営住宅への一時入 居	各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 川西市																																																																			
部	要請事項	支援要請系統																																																																			
災害対策本部事務局	物資のあっせん	関係団体 国(緊急災害対策本部) ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市																																																																			
	食料の調達・あっせん	農林水産省 政策統括官 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市																																																																			
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 川西市 各市保健所設置市																																																																			
	医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 医薬品卸業協会 ← 各医療機関																																																																			
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 各医療機関																																																																			
県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部																																																																			
	被災宅地危険度判定 士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市																																																																			
	被災建築物応急危険 度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市																																																																			
	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市																																																																			
	公営住宅への一時入 居	各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 阪神北県民局 宝塚土木事務所 ← 川西市																																																																			

頁	修正前	修正後	根拠																																				
119 120	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第3款 他市町への応援要請	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第3款 他市町への応援要請	災害時応援協定の新規締結による修正																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動の相互応援に関する協定書</td> <td>阪神7市1町</td> <td>災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援</td> <td>対策部 消防部</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>神奈川県南足柄市</td> <td>食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等</td> <td>対策部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	阪神7市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	対策部 消防部	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動の相互応援に関する協定書</td> <td>阪神7市1町</td> <td>災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援</td> <td>総合政策部 総務部 消防本部</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>神奈川県南足柄市</td> <td>食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等</td> <td>総合政策部 総務部</td> </tr> <tr> <td>新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定</td> <td>大阪府高槻市・大阪府茨木市・大阪府箕面市・大阪府池田市</td> <td>新名神高速道路における火災、救急事故及び救助事故等の相互応援</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定</td> <td>神戸市・宝塚市・西宮市・三田市・猪名川町</td> <td>新名神高速道路における消防業務の相互応援</td> <td>消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	阪神7市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	総合政策部 総務部 消防本部	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	総合政策部 総務部	新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定	大阪府高槻市・大阪府茨木市・大阪府箕面市・大阪府池田市	新名神高速道路における火災、救急事故及び救助事故等の相互応援	消防本部	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	神戸市・宝塚市・西宮市・三田市・猪名川町	新名神高速道路における消防業務の相互応援	消防本部					
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																				
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	阪神7市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	対策部 消防部																																				
災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部																																				
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																				
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	阪神7市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	総合政策部 総務部 消防本部																																				
災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	総合政策部 総務部																																				
新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定	大阪府高槻市・大阪府茨木市・大阪府箕面市・大阪府池田市	新名神高速道路における火災、救急事故及び救助事故等の相互応援	消防本部																																				
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	神戸市・宝塚市・西宮市・三田市・猪名川町	新名神高速道路における消防業務の相互応援	消防本部																																				
121 122	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第4款 防災関係機関等への応援要請	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第4款 防災関係機関等への応援要請	災害時応援協定の新規締結による修正																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常災害時における医療業務協定</td> <td>一般社団法人川西市医師会</td> <td>医療業務の実施</td> <td>対策部</td> </tr> <tr> <td>緊急時における生活物資の確保に関する協定</td> <td>生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>物資部</td> </tr> <tr> <td>災害時における支援協力に関する協定書</td> <td>イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>物資部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	医療業務の実施	対策部	緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友	食料・生活物資の確保及び供給	物資部	災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	物資部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常災害時における医療業務協定</td> <td>一般社団法人川西市医師会</td> <td>医療業務の実施</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>緊急時における生活物資の確保に関する協定</td> <td>生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友林株式会社</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>市民環境部</td> </tr> <tr> <td>災害時における支援協力に関する協定書</td> <td>イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>市民環境部</td> </tr> <tr> <td>川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定( )</td> <td>学校法人平成医療学園宝塚医療大学</td> <td>災害時用備蓄品の保管スペースの提供</td> <td>市民環境部</td> </tr> </tbody> </table> <p>宝塚医療大学との協定は、包括連携協定の連携項目の一つ。</p>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	医療業務の実施	総務部	緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友林株式会社	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部	災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部	川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定( )	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部	
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																				
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	医療業務の実施	対策部																																				
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友	食料・生活物資の確保及び供給	物資部																																				
災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	物資部																																				
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																				
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	医療業務の実施	総務部																																				
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友林株式会社	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部																																				
災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部																																				
川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定( )	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部																																				

頁	修正前	修正後	根拠
143	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画</p> <p>5 勧告・指示の伝達</p> <p>(1) 避難勧告、指示の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、防災行政無線の放送、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホームページ、広報車、消防機関によるサイレンの吹鳴などのほか、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行う。併せて、瞬時に情報を発信する防災行政無線を整備し、運用を開始する。</p> <p>なお、要配慮者への伝達は、十分な配慮を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じ独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所との「一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定」により、一庫ダム管理所が設置している警報設備のスピーカーを用いて音声放送を行うものとする。</p> <p>(2) 放送機関に対し、災害対策基本法第57条（通信設備の優先利用等）に基づき、当該避難勧告、指示の内容についてやむを得ない場合を除き県を通じて放送を要請する。</p> <p>(3) 必要に応じ個別訪問を実施し、勧告、指示の徹底を図る。</p> <p>[伝達経路]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画</p> <p>5 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の伝達</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、防災行政無線の放送、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホームページ、<u>市公式 Facebook ページ</u>、広報車、消防機関によるサイレンの吹鳴などの<u>あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。</u></p> <p><u>また、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行う。</u></p> <p>なお、要配慮者への伝達は、十分な配慮を行うものとする。</p> <p>(2) 放送機関に対し、災害対策基本法第57条（通信設備の優先利用等）に基づき、当該<u>避難勧告等</u>の内容についてやむを得ない場合を除き、県を通じて放送を要請する。</p> <p><u>(3) 必要に応じ、次の災害時応援協定締結団体に放送要請等を行う。</u></p> <p><u>ア 「一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定」に基づき、一庫ダム管理所が設置している警報設備のスピーカーを用いた音声放送を要請する。</u></p> <p><u>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所との協定については「付録編 付録 - 30」のとおり。</u></p> <p><u>イ 「災害時等の緊急放送に関する協定」に基づき、ケーブルテレビでの放送を要請する。</u></p> <p><u>株式会社ジェイコムウエスト及び株式会社ジュピターテレコムとの協定については「付録編 付録 - 50」のとおり。</u></p> <p><u>ウ 「災害時における情報発信等に関する協定」に基づき利用できるブログ・アプリ等を活用し、情報伝達を行う。</u></p> <p><u>ヤフー株式会社との協定については「付録編 付録 - 60」のとおり。</u></p> <p>(4) 自主防災組織には、上記による情報伝達のほか、一斉FAX、メール等による情報伝達を行う。また、必要に応じて地域団体の連絡網を活用する。</p> <p>(5) 浸水想定区域内に位置する地下街等、浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設には、上記による情報伝達のほか、一斉FAX若しくは電話による情報伝達を行う。</p> <p>(6) 必要に応じ個別訪問を実施し、<u>避難勧告等</u>の徹底を図る。</p>	

頁	修正前	修正後	根拠
		<p>[伝達経路]</p> <pre> graph LR     subgraph DC [災害対策本部]         DC1[防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、かわにし安心ネット、市ホームページ、市公式 Facebook ページ、広報車]         DC2[兵庫県への要請]         DC3[災害時応援協定締結団体への放送要請等]         DC4[自主防災組織（一斉 FAX、メール 等）]         DC5[地下街等、要配慮者利用施設（一斉 FAX、電話 等）]         DC6[川西警察署]     end      subgraph GA [総務部]         GA1[日本放送協会神戸放送局]         GA2[株式会社サンテレビジョン]         GA3[株式会社ラジオ関西]         GA4[兵庫エフエム放送]         GA5[株式会社毎日放送]         GA6[朝日放送株式会社]         GA7[関西テレビ放送株式会社]         GA8[読売テレビ放送株式会社]         GA9[大阪放送株式会社]         GA10[株式会社 FM802(FM COCORO)]     end      subgraph FB [消防本部]         FB1[消防署（サイレンの吹鳴）]         FB2[消防団]     end      DC1 --&gt; R[地域住民等]     DC2 -- やむを得ない場合は直接要請 --&gt; GA     GA --&gt; R     DC3 --&gt; R     DC4 --&gt; R     DC5 --&gt; R     DC6 --&gt; R     FB1 --&gt; R     FB2 -- 地元分団（サイレンの吹鳴） --&gt; R     </pre>	

頁	修正前	修正後	根拠
146	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設にあたっては、原則として公共施設を第一に避難所として開設することとし、被害状況からさらに避難所開設が必要な場合は、協定に基づき民間施設を避難所として開設することとする。</p> <p>(2) 避難勧告、指示を行った場合、又は自主的に避難を開始した場合は、担当職員を派遣し、速やかに避難所を開設する。</p> <p>(3) 防災指令第2号に該当する場合は、原則として避難所として指定している公共施設を自動的に開設することとする。</p> <p>(4) 避難所の開設に当たっては、当該施設が安全であることを確認して開設する。</p> <p>(5) 災害発生直後の開設は、地区対策総括部長、各地区対策部長の判断において避難所を開設する。</p> <p>(6) 避難所の開設については、施設管理者の協力を得て開設する。 ただし、緊急を要する場合は、地区対策総括部長、各地区対策部長の判断において開設し、この旨を速やかに施設管理者に連絡する。</p> <p>(7) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難者の状況把握に努める。また、地区対策総括部長を経由し、避難所名、避難者数（乳幼児、高齢者、身体障がい者等の内訳を含む。）及びその他必要事項を対策部へ報告する。 なお、報告様式については「様式編 様式 - 19～22」のとおり。</p> <p>(8) 避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や道路の途絶による孤立が長く続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>(9) 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることとし、不足する場合には、他都市への避難を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設にあたっては、原則として公共施設を第一に避難所として開設する。被害状況からさらに避難所開設が必要な場合は、<u>「災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定書」「災害発生時における避難路及び避難所開設に係る協定書」「災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定書」</u>に基づき民間施設等を避難所として開設することとする。 <u>学校法人東洋食品工業短期大学、財団法人東洋食品研究所、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、学校法人雲雀丘学園、学校法人大阪青山大学、東洋ゴム工業株式会社、川西都市開発株式会社、西方寺との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</u></p> <p>(2) 避難勧告等を発令する場合、又は自主的に避難を開始した場合は、担当職員を派遣し、速やかに避難所を開設する。</p> <p>(3) 防災指令第2号に該当する場合は、原則として避難所として指定している公共施設を自動的に開設することとする。</p> <p>(4) 避難所の開設に当たっては、当該施設が安全であることを確認して開設する。</p> <p>(5) 災害発生直後の開設は、<u>教育推進部長</u>、各地区対策<u>班長</u>の判断において避難所を開設する。</p> <p>(6) 避難所の開設については、施設管理者の協力を得て開設する。 ただし、緊急を要する場合は、<u>教育推進部長</u>、各地区対策<u>班長</u>の判断において開設し、この旨を速やかに施設管理者に連絡する。</p> <p>(7) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難者の状況把握に努める。<u>責任者は教育委員会事務局</u>を経由し、避難所名、避難者数（乳幼児、高齢者、身体障がい者等の内訳を含む。）及びその他必要事項を<u>総務部</u>へ報告する。 なお、報告様式については「様式編 様式 - 19～22」のとおり。</p> <p>(8) 避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や道路の途絶による孤立が長く続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>(9) 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることとし、不足する場合には、他都市への避難を行うこととする。</p>	

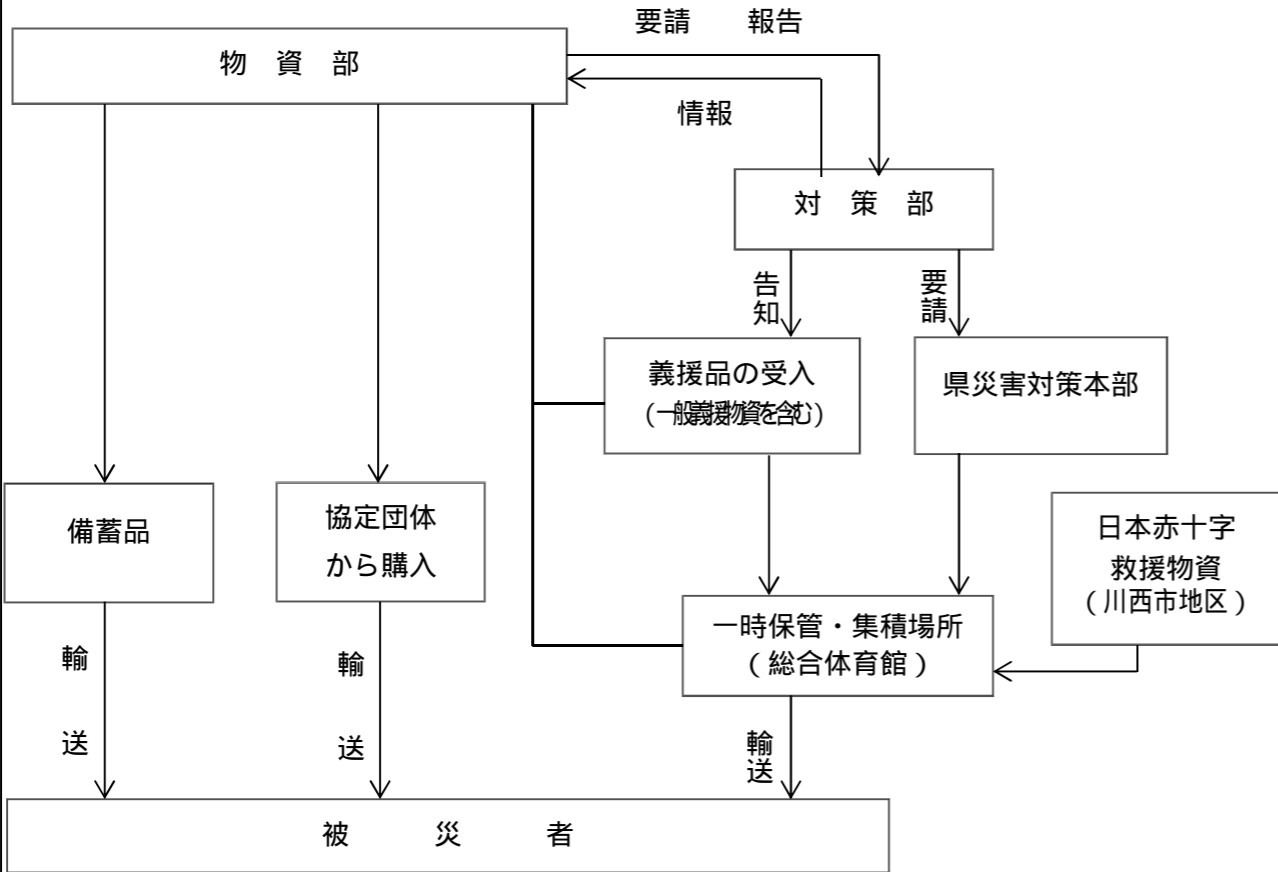
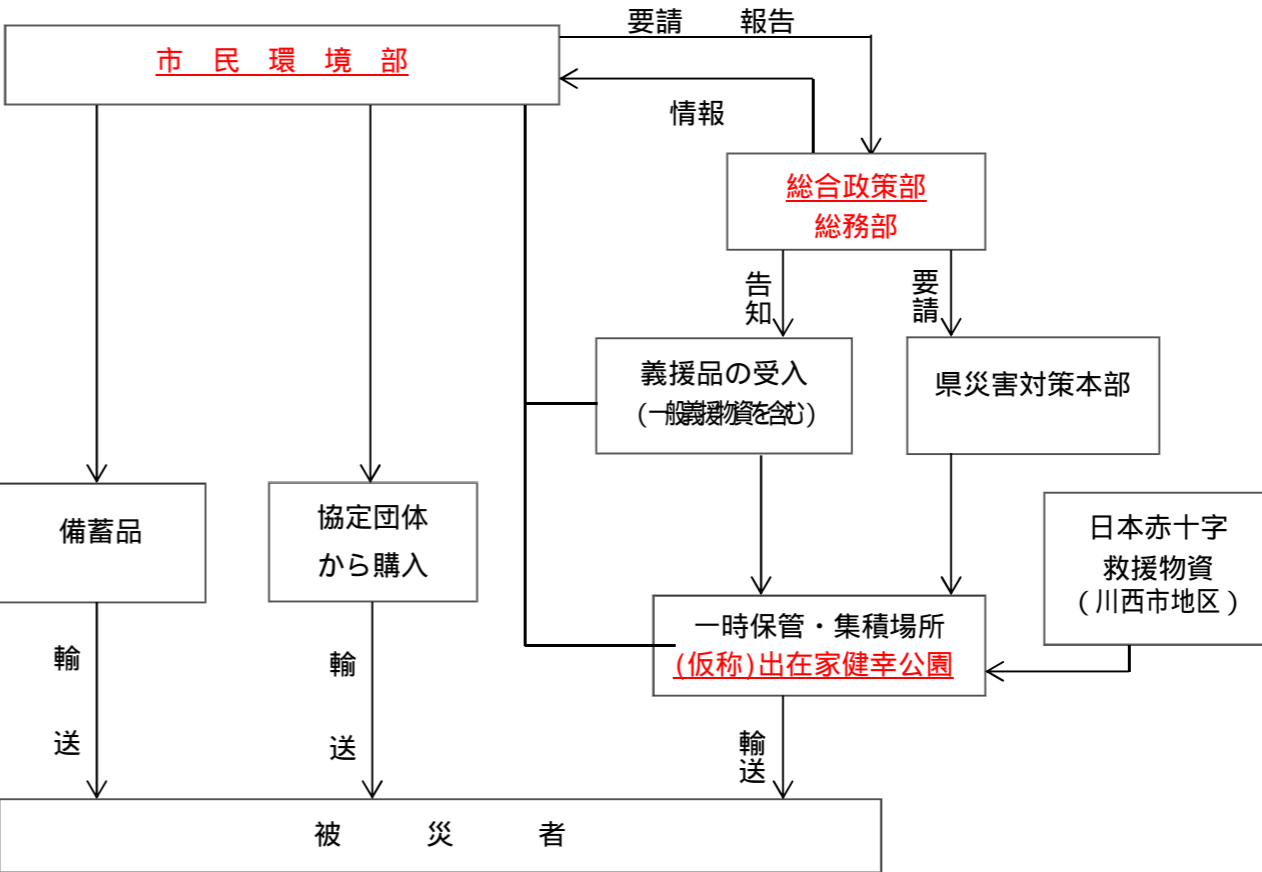
頁	修正前	修正後	根拠
147 148	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所全体の管理及び運営は地区対策総括部が行う。 ↳ (省略)</p> <p>(7)</p> <p>(8) 地区対策総括部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行う。なお、食糧については、アレルギー等に注意を払う。</p> <p>(9) 避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者がおり、福祉避難所の設置が求められる場合は、福祉部庶務班へ当該避難者の状況を伝え、福祉避難所の設置を要請する。</p> <p>(10) 避難所における家庭動物の収容については、原則として屋外にスペースを確保することとする。</p> <p>(11) 避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予想される場合は、避難所の統廃合を行うこととする。また、県と協議して設置期間を定め応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。</p> <p>(12) 避難所において避難者が皆無となった時点で避難所を閉所し、原状回復を行う。</p> <p>(13) その他、避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営ガイドライン」に基づく避難所運営マニュアルにより迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て要配慮者に配慮するなど円滑に運営する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所全体の管理及び運営は<u>教育委員会事務局</u>が行う。</p> <p>(2) ↳ (省略)</p> <p>(7)</p> <p>(8) <u>教育推進部長</u>、各地区対策<u>班長</u>及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行う。なお、食糧については、アレルギー等に注意を払う。</p> <p>(9) 避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者は、<u>必要に応じて福祉避難室に収容する。福祉避難室では生活が困難である</u>場合は、福祉部庶務班へ当該避難者の状況を伝え、福祉避難所の設置を要請する。</p> <p>(10) <u>愛玩動物の避難所への同行避難については、飼い主の責任において、平時からの災害時に備えたしつけや備蓄品（ケージ、食糧等）の確保、健康管理等を行い、避難所における適切な管理を行う。</u> <u>また、原則として、避難所の居室部分への持ち込みは禁止とする。</u></p> <p>(11) 避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予想される場合は、避難所の統廃合を行うこととする。また、県と協議して設置期間を定め応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。</p> <p>(12) 避難所において避難者が皆無となった時点で避難所を閉所し、原状回復を行う。</p> <p>(13) その他、避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営ガイドライン」に基づく避難所運営マニュアルにより迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て要配慮者に配慮するなど円滑に運営する。</p>	字句修正

頁	修正前	修正後	根拠
148	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>3 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 指定避難所が開設され、避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者があり、福祉避難所の設置を災害対策本部が必要と判断した場合、福祉部庶務班から「福祉避難所の設置運営に関する協定書」「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書」を締結している施設管理者へ連絡し、福祉避難所を設置する。</p> <p>(2) 福祉避難所の開設は、施設管理者から当該施設が安全であることを確認し受入れ体制が整った旨の連絡を受けて開設する。</p> <p>(3) 福祉避難所を開設した場合は、避難所ごとに責任者を決め、速やかに避難者の状況把握に努める。責任者は避難者数、及びその他必要事項を対策部へ報告する。</p> <p>なお、報告様式については「様式編 様式19～22」のとおり。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>3 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 指定避難所が開設され、避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者があり、福祉避難所の設置を災害対策本部が必要と判断した場合、福祉部庶務班から「福祉避難所の設置運営に関する協定書」「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書」を締結している施設管理者へ連絡し、福祉避難所を開設する。 <u>市社会福祉協議会との覚書については「付録編 付録-54」のとおり。</u> <u>社会福祉法人4団体との協定については「付録編 付録-58」のとおり。</u></p> <p>(2) 福祉避難所の開設は、施設管理者から当該施設が安全であることを確認し受入れ体制が整った旨の連絡を受けて開設する。</p> <p>(3) 福祉避難所を開設した場合は、避難所ごとに責任者を決め、速やかに避難者の状況把握に努める。責任者は<u>福祉部庶務班を経由し</u>、避難者数及びその他必要事項を<u>総務部</u>へ報告する。</p> <p>なお、報告様式については「様式編 様式19～22」のとおり。</p>	字句修正
149	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>5 一時避難場所</p> <p>地域の自治会や自主防災会などが、災害時の危険を回避するため一時的に避難する場所として地域の広場や公園等屋外空間、自治会館等を充てる。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>5 一時避難場所</p> <p>地域の自治会や自主防災会などが<u>指定する</u>、<u>地震や大規模火災などの災害時に</u>危険を回避するため一時的に避難する場所として、地域の広場や公園等屋外空間、自治会館等を充てる。</p> <p><u>本市は、一時避難場所を指定した地域の自治会や自主防災会などに対し、要望に応じて、一時避難場所標識を交付する。</u></p> <p><u>標識を交付した一時避難場所については「資料編 資料-34」のとおり。</u></p>	字句修正
150 、 152	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>指定避難所及び指定緊急避難場所（平成29年4月現在） （以下、省略）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>指定避難所及び指定緊急避難場所（平成<u>30</u>年4月現在） （以下、省略 修正内容は「資料2-1」のとおり）</p>	時点修正

頁	修正前	修正後	根拠
154 155	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第2節 給水計画 第1款 応急給水</p> <p>4 緊急時の飲料水 (1) 緊急遮断弁設置等による飲料水の確保 震度5以上の地震災害の際は、水道管が破損し、配水池からの貴重な水が流出しないように、応急給水拠点に近接する配水池7箇所に「緊急遮断弁」を設置し、自動的に水を送ることを停止することで緊急用の水量を確保する。 また、貯水槽を設置し、緊急時の飲料水を確保しておく。これらにより、断水時には応急給水に使用するものとする。</p> <p>ア 緊急遮断弁設置配水池 一庫中区・大和高区・清和台低区・緑台高区・滝山低区・湯山台・萩原台1号・けやき坂中高区・大和低区1号 計13,560m<sup>3</sup></p> <p>イ 貯水槽設置個所 久代小学校グラウンド・市民体育館駐車場・東谷公民館駐車場・キセラ川西せせらぎ公園 計400m<sup>3</sup></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第2節 給水計画 第1款 応急給水</p> <p>4 緊急時の飲料水 (1) 緊急遮断弁設置等による飲料水の確保 震度5以上の地震災害の際は、水道管が破損し、配水池からの貴重な水が流出しないように、応急給水拠点に近接する配水池9箇所に「緊急遮断弁」を設置し、自動的に水を送ることを停止することで緊急用の水量を確保する。 また、貯水槽を設置し、緊急時の飲料水を確保しておく。これらにより、断水時には応急給水に使用するものとする。</p> <p>ア 緊急遮断弁設置配水池 一庫中区・大和高区・清和台低区・緑台高区・滝山低区・湯山台・萩原台1号・けやき坂中高区・大和低区1号 計<u>12,800m<sup>3</sup></u></p> <p>イ 貯水槽設置個所 久代小学校グラウンド・市民体育館駐車場・東谷公民館駐車場・キセラ川西せせらぎ公園 計400m<sup>3</sup></p>	<p>所管課の意見に基づく修正</p>



頁	修正前	修正後	根拠																																										
157	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第3節 食糧供給計画 第1款 食糧の供給</p> <p>食糧の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄食糧を優先的にこれを使用する。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに必要があると判断するときは、対策部を通じて兵庫県に対し食糧の供給のあせんに要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき食糧の確保と安定供給など食糧調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友、イオンリテール株式会社との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="243 1066 1377 1738"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友 川西店 多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第3節 食糧供給計画 第1款 食糧の供給</p> <p>食糧の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄食糧を優先的に使用する。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに必要があると判断するときは、<b>総務部</b>を通じて兵庫県に対し食糧の供給のあせんに要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき食糧の確保と安定供給など食糧調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友、イオンリテール株式会社との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="1448 1066 2582 1738"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1310 (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856-1227 (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友 川西店 多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1310 (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856-1227 (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	関係機関からの意見に基づく修正
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																											
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																											
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき																																											
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																											
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																											
合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																											
イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																											
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																											
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																											
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1310 (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856-1227 (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき																																											
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																											
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																											
合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																											
イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																											

頁	修正前	修正後	根拠
159	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第1款 物資の供給</p> <p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。</p> <p>なお、本計画に記載がない詳細事項については、「食糧・物資供給マニュアル」に基づき対応する。</p> <p>〔物資調達、供給体系〕</p> 	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第1款 物資の供給</p> <p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。</p> <p>なお、本計画に記載がない詳細事項については、「食糧・物資供給マニュアル」に基づき対応する。</p> <p>〔物資調達、供給体系〕</p>  <p><u>(仮称)出在家健幸公園は平成30年10月供用開始予定。</u> それまでは、総合体育館を一時保管・集積場所とする。</p>	<p>災害時応援協定の新規締結等による修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																																																
160	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第1款 物資の供給</p> <p>物資の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄物資を優先的にこれを使用する。また、備蓄のないもの及び不足するものについては購入するとともに、必要があると判断する時は対策部を通じて兵庫県等に対し救援物資の供給を要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき物資の確保と安定供給など物資調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友、イオンリテール株式会社との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="240 1062 1377 1734"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友 川西店 多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第1款 物資の供給</p> <p>物資の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄物資を優先的に使用する。また、備蓄のないもの及び不足するものについては購入するとともに、必要があると判断する時は<b>総務部</b>を通じて兵庫県等に対し救援物資の供給を要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「<b>災害時におけるダンボール製品の確保に関する協定</b>」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき物資の確保と安定供給など物資調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友、<b>セッツカートン株式会社</b>、イオンリテール株式会社、<b>林株式会社</b>との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="1448 1062 2585 1898"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-<b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856-<b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友 川西店 多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td><b>セッツカートン株式会社</b></td> <td><b>伊丹市東有岡5丁目33番地</b></td> <td><b>電話 782-6701 FAX 772-1682</b></td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> <tr> <td><b>林株式会社</b></td> <td><b>川西市下加茂1丁目579-1</b></td> <td><b>電話 072-759-7151 FAX 072-759-6350</b></td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856- <b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856- <b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	<b>セッツカートン株式会社</b>	<b>伊丹市東有岡5丁目33番地</b>	<b>電話 782-6701 FAX 772-1682</b>	イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	<b>林株式会社</b>	<b>川西市下加茂1丁目579-1</b>	<b>電話 072-759-7151 FAX 072-759-6350</b>	災害時応援協定の新規締結等による修正
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																																	
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																																	
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき																																																	
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																																	
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																																	
合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																																	
イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																																	
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																																	
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																																	
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856- <b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856- <b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき																																																	
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																																	
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																																	
合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																																	
<b>セッツカートン株式会社</b>	<b>伊丹市東有岡5丁目33番地</b>	<b>電話 782-6701 FAX 772-1682</b>																																																	
イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																																	
<b>林株式会社</b>	<b>川西市下加茂1丁目579-1</b>	<b>電話 072-759-7151 FAX 072-759-6350</b>																																																	

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																
161	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第3款 救援物資の受入れ</p> <p>災害時に一般住民、企業、団体等から拠出された救援物資が本市に搬入された場合は受入日時、場所、担当者、物資の内容及び数量、送り主、搬入手段、搬入同行者及び人員等を記録するなど取扱いには十分注意する。 また、救援物資の一時保管、集積場所は原則として総合体育館を充てる。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第3款 救援物資の受入れ</p> <p>災害時に企業、団体等から拠出された救援物資が本市に搬入された場合は受入日時、場所、担当者、物資の内容及び数量、送り主、搬入手段、搬入同行者及び人員等を記録するなど取扱いには十分注意する。 また、救援物資の一時保管、集積場所は原則として(仮称)出在家健幸公園を充てる。</p>	市の施策展開に伴う修正																																																																																
168 169	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第7節 救助・救急計画 第2款 救急医療活動</p> <p>2 救急医療体制 (1) (省略) (2) 救護所の設置等 ア (省略) イ (省略) ウ 救護所の設置場所、収容人数 救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき又は施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東谷公民館</td> <td>川西市見野2丁目21-11</td> <td>794-0004</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>北陵公民館</td> <td>川西市丸山台1丁目5-2</td> <td>794-9090</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>多田公民館</td> <td>川西市多田院1丁目5-1</td> <td>793-0011</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>緑台公民館</td> <td>川西市向陽台1丁目6-38</td> <td>792-4951</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>清和台公民館</td> <td>川西市清和台西3丁目1-7</td> <td>798-1280</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>けやき坂公民館</td> <td>川西市けやき坂2丁目63-1</td> <td>798-0770</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>明峰公民館</td> <td>川西市萩原台西3丁目282-11</td> <td>759-6901</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>川西市丸の内町5-1</td> <td>758-0103</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>川西南公民館</td> <td>川西市久代3丁目16-29</td> <td>757-8623</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	収容人数	東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人	北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人	多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人	緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人	清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人	けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人	明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人	中央公民館	川西市丸の内町5-1	758-0103	160人	川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第7節 救助・救急計画 第2款 救急医療活動</p> <p>2 救急医療体制 (1) (省略) (2) 救護所の設置等 ア (省略) イ (省略) ウ 救護所の設置場所、収容人数 救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき又は施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東谷公民館</td> <td>川西市見野2丁目21-11</td> <td>794-0004</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>北陵公民館</td> <td>川西市丸山台1丁目5-2</td> <td>794-9090</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>多田公民館</td> <td>川西市多田院1丁目5-1</td> <td>793-0011</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>緑台公民館</td> <td>川西市向陽台1丁目6-38</td> <td>792-4951</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>清和台公民館</td> <td>川西市清和台西3丁目1-7</td> <td>798-1280</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>けやき坂公民館</td> <td>川西市けやき坂2丁目63-1</td> <td>798-0770</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>明峰公民館</td> <td>川西市萩原台西3丁目282-11</td> <td>759-6901</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>川西市丸の内町5-1</td> <td>758-0103</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>川西南公民館</td> <td>川西市久代3丁目16-29</td> <td>757-8623</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)中央公民館は、平成30年10月以降 建物使用不可。 緑台公民館は、平成30年秋以降 耐震化工事を予定。</p>	施設名	所在地	電話番号	収容人数	東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人	北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人	多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人	緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人	清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人	けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人	明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人	中央公民館	川西市丸の内町5-1	758-0103	160人	川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人	所管課の意見に基づく修正
施設名	所在地	電話番号	収容人数																																																																																
東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人																																																																																
北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人																																																																																
多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人																																																																																
緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人																																																																																
清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人																																																																																
けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人																																																																																
明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人																																																																																
中央公民館	川西市丸の内町5-1	758-0103	160人																																																																																
川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人																																																																																
施設名	所在地	電話番号	収容人数																																																																																
東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人																																																																																
北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人																																																																																
多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人																																																																																
緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人																																																																																
清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人																																																																																
けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人																																																																																
明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人																																																																																
中央公民館	川西市丸の内町5-1	758-0103	160人																																																																																
川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人																																																																																

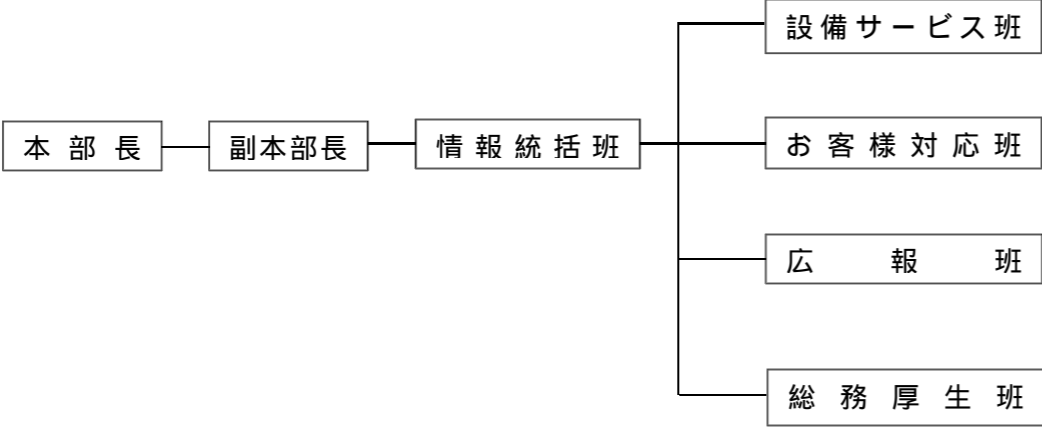
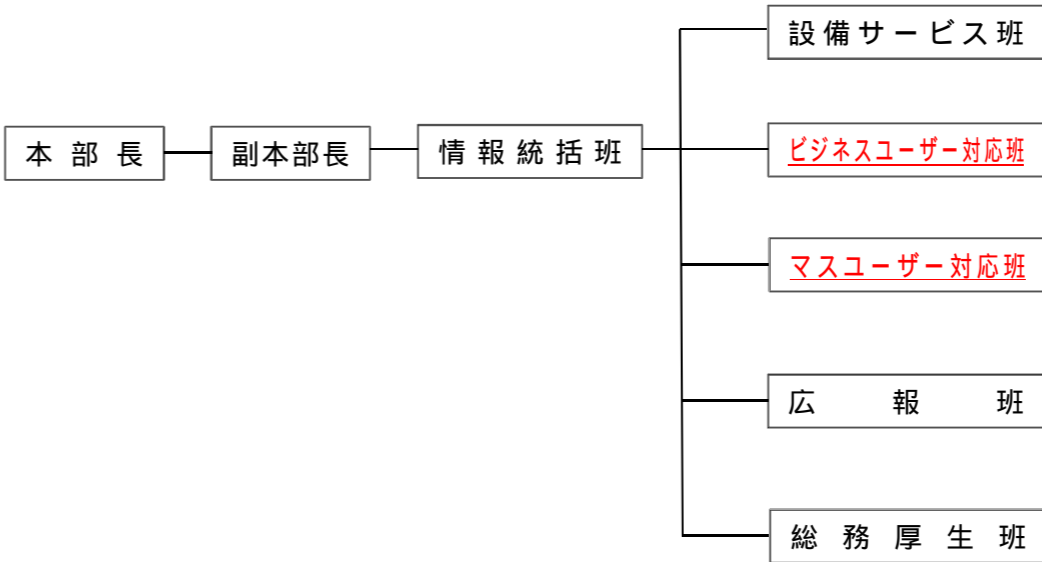
頁	修正前	修正後	根拠
182	<p>第3編 災害応急対策計画  第7章 救援・救護活動計画  第10節 感染症対策・衛生計画  第3款 愛玩動物の収容対策</p> <p>被災し、放浪する犬猫等をはじめ避難所における愛玩動物の状況を獣医師会及び動物愛護団体などによる動物救護本部や動物愛護センターへ必要に応じ情報提供を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第7章 救援・救護活動計画  第10節 感染症対策・衛生計画  第3款 愛玩動物の収容対策</p> <p><u>兵庫県と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している獣医師会及び動物愛護団体などが連携して、動物救援本部を設置し、愛玩動物の収容対策等を実施する。</u></p> <p><u>市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるように必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ情報を提供する。</u></p> <p><u>愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</u></p> <p><b>【動物救援本部の活動内容】</b></p> <p><u>(1) 飼養されている動物に対する餌の配布</u>  <u>(2) 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡</u>  <u>(3) 放浪動物の収容・保管・譲渡</u>  <u>(4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡</u>  <u>(5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供</u>  <u>(6) 動物に関する相談の実施 等</u></p>	<p>兵庫県地域防災計画に基づく記載の追加</p>

頁	修正前	修正後	根拠
193 194	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 災害廃棄物等処理計画 第1節 災害廃棄物処理計画 第1款 災害廃棄物対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理 災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積する為の仮置場として、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、近隣市町等に応援を要請する。近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を要請する。 さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。</p> <p>2 損壊家屋等の解体処理処分 損壊家屋等については、危険性、公共性に配慮するとともに、環境保全に留意して、解体撤去、処理処分を計画的に行う。 解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 災害廃棄物等処理計画 第1節 災害廃棄物処理計画 第1款 災害廃棄物対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理 災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積する為の仮置場として、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、近隣市町等に応援を要請する。近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、<u>公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用または</u>県に処理に関する事務委託を要請する。 さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、<u>公益財団法人ひょうご環境創造協会及び</u>県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。</p> <p>2 損壊家屋等の解体処理処分 損壊家屋等については、危険性、公共性に配慮するとともに、環境保全に留意して、解体撤去、処理処分を計画的に行う。 <u>その際、粉じんや石綿の飛散防止対策に努めることとする。</u> 解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。</p>	<p>県地域防災計画修正に基づく修正</p> <p>石綿飛散防止対策の新規記載</p>

頁	修正前	修正後	根拠
188	<p>第3編 災害応急対策計画  第8章 要配慮者対策計画  第3節 安否確認と避難誘導の実施  第2款 避難行動要支援者の被害状況の把握</p> <p>地域の避難支援等関係者や自主防災組織、自治会等の避難支援団体等を通じて、各地域の避難行動要支援者の被災状況を把握する。</p> <p>また、社会福祉施設及び福祉避難所としている施設の被害や負傷者等の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等を確認する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第8章 要配慮者対策計画  第3節 安否確認と避難誘導の実施  第2款 避難行動要支援者の被害状況の把握</p> <p>地域の避難支援等関係者や自主防災組織、自治会等の避難支援団体、<b>地域包括支援センター</b>等を通じて、各地域の避難行動要支援者の被災状況を把握する。</p> <p>また、社会福祉施設及び福祉避難所としている施設の被害や負傷者等の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等を確認する。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
189	<p>第3編 災害応急対策計画  第8章 要配慮者対策計画  第4節 要配慮者のニーズの把握  第1款 要配慮者のニーズの把握</p> <p>継続的に安否を確認するとともに、関係機関等も通じてニーズの把握や、情報の収集に努める。また、避難所においては、避難所の管理責任者と協力し状況把握に努め、被災者台帳を作成して整理する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第8章 要配慮者対策計画  第4節 要配慮者のニーズの把握  第2款 要配慮者のニーズの把握</p> <p>継続的に安否を確認するとともに、関係機関<b>や地域包括支援センター</b>等も通じてニーズの把握や、情報の収集に努める。また、避難所においては、避難所の管理責任者と協力し状況把握に努め、被災者台帳を作成して整理する。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
196	<p>第3編 災害応急対策計画  第11章 災害廃棄物等処理計画  第2節 清掃計画  第1款 ごみ処理対策</p> <p>1 ごみの収集・運搬  (1) ごみ収集運搬は現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、不足する場合は近隣市町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき、対策を講じる。  近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を要請する。  さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。  ごみ収集運搬車両の現況については「資料編 資料 - 26」のとおり。  「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。  川西市清掃事業協同組合との協定については「付録編 付録 - 29」のとおり。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第11章 災害廃棄物等処理計画  第1節 清掃計画  第1款 ごみ処理対策</p> <p>1 ごみの収集・運搬  (1) ごみ収集運搬は現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、不足する場合は近隣市町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき、対策を講じる。  近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、<u>公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用または</u>県に処理に関する事務委託を要請する。  さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、<u>公益財団法人ひょうご環境創造協会及び</u>県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。  ごみ収集運搬車両の現況については「資料編 資料 - 26」のとおり。  「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。  川西市清掃事業協同組合との協定については「付録編 付録 - 29」のとおり。</p>	<p>県地域防災計画修正に基づく修正</p>
231	<p>第3編 災害応急対策計画  第13章 交通輸送計画  第2節 輸送計画  第3款 ヘリコプターによる緊急輸送</p> <p>2 派遣要請手続  (1) 知事への要請  県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課に手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を兵庫県（消防課）に提出する。  ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。</p> <p>(2) 連絡先  要請の連絡先は次のとおり。  昼間(8:45～17:30)  電話会議システム  夜間(17:30～翌朝8:45)・休日  神戸市消防警防部司令課 TEL 078-331-0986  FAX 078-325-8529</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第13章 交通輸送計画  第2節 輸送計画  第3款 ヘリコプターによる緊急輸送</p> <p>2 派遣要請手続  (1) 知事への要請  県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課に手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を兵庫県（消防課）に提出する。  ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。</p> <p>(2) 連絡先  要請の連絡先は次のとおり。  昼間(8:45～17:30)  電話会議システム  夜間(17:30～翌朝8:45)・休日  神戸市消防局警防部司令課 TEL 078-331-0986  FAX 078-325-8529</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>



頁	修正前	修正後	根拠
229 230	<p>第3編 災害応急対策計画 第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>3 災害対策本部の組織及び所掌事項</p>  <p>所掌事項</p> <p>情報統括部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡室及び災害対策室の設置、運営、調整</li> <li>・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う</li> </ul> <p>設備サービス班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施</li> </ul> <p>お客様対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(ビジネスユーザー班)・法人ユーザーへのAMの対応</li> <li>・(マスマユーザー班)・マスマユーザー対応・被災地域での広報活動、特設公衆電話の接地場所検討</li> </ul> <p>広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道対応</li> </ul> <p>総務厚生班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援</li> </ul>	<p>第3編 災害応急対策計画 第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>3 災害対策本部の組織及び所掌事項</p>  <p>所掌事項</p> <p>情報統括班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡室及び災害対策室の設置、運営、調整</li> <li>・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う</li> </ul> <p>設備サービス班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施</li> </ul> <p>ビジネスユーザー対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人ユーザーへのAM対応</li> </ul> <p>マスマユーザー対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスマユーザー対応・被災地域での広報活動・特設公衆電話の設置場所の検討</li> </ul> <p>広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道対応</li> </ul> <p>総務厚生班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援</li> </ul>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

指定避難所及び指定緊急避難場所（平成30年4月現在）

資料2 - 1

- ... 指定避難所、指定緊急避難場所の両方を指定した避難所
- ... 指定緊急避難場所のみ指定した避難所
- 洪水時 ... ○ 避難所開設可  
 浸水想定区域内に位置するため、2階以上を避難所として開設可  
 （1階使用不可）
- ... × 浸水想定区域内に位置するため、避難所開設不可

（1）市の施設

総数	名称	室数	収容人員			所在地	電話	洪水時	担当課連絡先	電話
			室	体育館	計					
1	北久代会館	4	30		30	久代2丁目5-6	1	○	都市政策課	740-1213
2	久代幼稚園	9			180	久代2丁目12-1	759-7698	○	幼児教育保育課	740-1175
3	久代会館	4	100		100	久代2丁目12-6	1	○	都市政策課	740-1213
4	川西南中学校	19	380	250	630	久代3丁目3-1	759-4985		教育総務課	740-1241
5	川西南公民館	4	80		80	久代3丁目16-29	757-8623		中央公民館	758-0103
6	久代老人福祉センター 久代児童センター	7	110		110	久代3丁目16-30	756-1321		地域福祉課	740-1174
7	久代春日会館	3	20		20	久代3丁目25-9	1		都市政策課	740-1213
8	久代小学校	26	520	200	720	久代3丁目27-9	759-3132		教育総務課	740-1241
9	西久代会館	3	50		50	久代4丁目2-7	1		都市政策課	740-1213
10	東久代春日会館	3	20		20	東久代1丁目3-17	1		都市政策課	740-1213
11	東久代会館	4	100		100	東久代2丁目10-11	1		都市政策課	740-1213
12	下加茂会館	5	50		50	下加茂1丁目22-29	1		都市政策課	740-1213
13	加茂幼稚園	7			140	加茂1丁目4-5	759-7205		幼児教育保育課	740-1175
14	加茂第二会館	4	20		20	加茂1丁目13-3	1		都市政策課	740-1213
15	加茂会館	5	100		100	加茂3丁目8-8	1		都市政策課	740-1213
16	加茂ふれあい会館	3	60		60	加茂3丁目13-23	757-0210		参画協働課	740-1600
17	加茂小学校	24	480	200	680	加茂3丁目14-1	759-1325		教育総務課	740-1241
18	南花屋敷会館	3	20		20	南花屋敷3丁目2-16	1		都市政策課	740-1213
19	南花屋敷中央会館	3	20		20	南花屋敷4丁目11-5	1		都市政策課	740-1213
20	寺畑会館	3	20		20	寺畑1丁目4-18	1		都市政策課	740-1213
21	川西小学校	25	500	200	700	栄根1丁目1-1	759-1110		教育総務課	740-1241
22	栄根会館	3	20		20	栄根1丁目8-18	1		都市政策課	740-1213
23	アステ市民プラザ	11	800		800	栄町25-1 アステ川西6階	740-1115	○	アステ市民プラザ	740-1115
24	川西幼稚園	15			300	小花1丁目16-13	759-1002		幼児教育保育課	740-1175
25	小花会館	4	20		20	小花2丁目22-5	1		都市政策課	740-1213
26	鶴寿会館	6	40		40	小戸2丁目13-12	759-3321		地域福祉課	740-1174
27	花屋敷会館	4	20		20	花屋敷山手町15-7	740-1145		総務課	740-1140
28	桜が丘小学校	19	380	200	580	日高町4-1	758-9450		教育総務課	740-1241
29	総合センター 2	5	140	100	240	日高町1-2	758-8398		総合センター	758-8398
30	満願寺ふれあい会館	2	100		100	満願寺町5-22	756-1244		参画協働課	740-1600
31	総合体育館	4	310		310	火打1丁目1-4	759-9712		文化・観光・スポーツ課	740-1245
32	中央公民館 3	6	160		160	丸の内町5-1	758-0103		中央公民館	758-0103
33	川西北小学校	24	480	200	680	丸の内町7-1	759-3880		教育総務課	740-1241
34	川西北幼稚園	8			160	丸の内町7-1	759-8342	○	幼児教育保育課	740-1175
35	川西中学校	25	500	340	840	松が丘町1-1	759-2473		教育総務課	740-1241
36	明峰小学校	38	760	200	960	萩原台西3丁目242	757-8834		教育総務課	740-1241
37	明峰公民館	7	180		180	萩原台西3丁目282-11	759-6901		中央公民館	758-0103
38	明峰中学校	15	300	250	550	湯山台1丁目39-1	793-6260		教育総務課	740-1241

39	多田中学校	28	560	340	900	新田2丁目29-1	793-0022	教育総務課	740-1241
40	多田小学校	28	560	200	760	多田院1丁目4-1	793-0018	教育総務課	740-1241
41	多田幼稚園	9			180	多田院1丁目4-3	793-2030	幼児教育保育課	740-1175
42	多田公民館	3	50		50	多田院1丁目5-1	793-0011	中央公民館	758-0103
43	多田東小学校	29	580	200	780	東多田3丁目21-1	792-2967	○ 教育総務課	740-1241
44	多田東会館	5	70		70	多田桜木1丁目7-24	792-1450	× 参画協働課	740-1600
45	緑台公民館 <u>4</u>	7	150		150	向陽台1丁目6-38	792-4951	中央公民館	758-0103
46	緑台小学校	21	420	200	620	向陽台1丁目7-1	793-0223	教育総務課	740-1241
47	市民体育館	3	450		450	向陽台1丁目11-1	793-1888	文化・観光・スポーツ課	740-1245
48	緑台老人福祉センター	6	150		150	緑台6丁目1-79	792-6889	地域福祉課	740-1174
49	陽明小学校	19	380	200	580	向陽台3丁目6-219	793-4415	教育総務課	740-1241
50	緑台中学校	15	300	250	550	向陽台3丁目11-35	793-8322	教育総務課	740-1241
51	松風幼稚園	9			180	水明台1丁目1-20	793-4413	幼児教育保育課	740-1175
52	けやき坂公民館	7	150		150	けやき坂2丁目63-1	798-0770	中央公民館	758-0103
53	けやき坂小学校	19	380	200	580	けやき坂3丁目1-2	799-3946	教育総務課	740-1241
54	清和台公民館	3	70		70	清和台西3丁目1-7	798-1280	中央公民館	758-0103
55	清和台南小学校	22	440	200	640	清和台西5丁目1-2	799-1254	教育総務課	740-1241
56	清和台小学校	17	340	180	520	清和台東2丁目2-2	799-0730	教育総務課	740-1241
57	清和台幼稚園	10			200	清和台東2丁目3-4	799-0520	幼児教育保育課	740-1175
58	清和台中学校	21	420	250	670	清和台西2丁目3-57	799-3418	教育総務課	740-1241
59	東谷中学校	29	580	250	830	見野1丁目9-1	794-0038	教育総務課	740-1241
60	東谷公民館	3	60		60	見野2丁目21-11	794-0004	中央公民館	758-0103
61	東谷幼稚園	11			220	見野2丁目29-24	794-1006	幼児教育保育課	740-1175
62	東谷小学校	38	760	200	960	見野2丁目30-1	794-0033	教育総務課	740-1241
63	黒川公民館（講堂）	1		35	35	黒川字谷垣内295	738-0107	中央公民館	758-0103
64	牧の台小学校	25	500	200	700	大和東1丁目47-1	794-2537	教育総務課	740-1241
65	牧の台幼稚園	7			140	大和東1丁目47-5	794-3496	こども育成課	740-1175
66	牧の台会館	4	70		70	大和西2丁目5-1	794-7699	参画協働課	740-1600
67	一の鳥居老人福祉センター	5	60		60	長尾町6-17	794-0615	地域福祉課	740-1174
68	北陵小学校	20	400	200	600	丸山台1丁目3-2	794-5440	教育総務課	740-1241
69	北陵公民館	7	150		150	丸山台1丁目5-2	794-9090	中央公民館	758-0103
69	# 北ひばりが丘公園				4,000	南野坂2丁目1			
70	# 湯山台運動公園				7,000	湯山台2丁目79			
71	# 水明台第5公園				5,000	水明台4丁目8			
72	# けやき坂中央公園				12,000	けやき坂2丁目62			
73	# 清和台中央公園				3,000	清和台東3丁目1			
74	# 平木谷池公園				11,000	大和西2丁目5			
75	# 市民運動場				5,000	向陽台1丁目11			
76	# キセラ川西せせらぎ公園				3,430	火打1丁目			
77	# (仮称)出在家健康公園 <u>5</u>					出在家町			

1 施設には電話がありません。開設の問い合わせは危機管理課(740-1145)

2 総合センターは、平成30年夏以降、耐震化工事を予定

3 中央公民館は、平成30年10月以降、使用不可

4 緑台公民館は、平成30年秋以降、耐震化工事を予定

5 (仮称)出在家健康公園は、平成30年10月(予定)の供用開始に併せて、指定緊急避難場所に指定予定

## (2) 県の施設

## ア 県の施設(県立高等学校)

総数	名 称	収容人員				所在地	電 話	洪水時	備 考
		柔道場	剣道場	体育館	計				
1	川西明峰高等学校			430	430	萩原台西2丁目324	757-8826		避難所の開設及び施設の使用にあたっては各高等学校それぞれの施設管理者等の指示に従う。
2	川西緑台高等学校	70	70	390	530	向陽台1丁目8	793-0361		
3	川西北陵高等学校	60	60	350	470	緑が丘2丁目14-1	794-7411		

## イ 民間施設等

総数	名 称	室数	収容人員			所在地	電 話	洪水時	備 考
			室	体育館	計				
1	東洋食品工業短期大学 (体育館)	1		100	100	南花屋敷4丁目23 - 2	759-4221	×	災害協定等に基づき、避難所開設を要請したのちに開設できる避難所。 避難所の開設及び施設の使用にあたっては、それぞれの施設管理者等の指示に従う。
2	# アステ川西びいばう広場	1			200	栄町25-1	755-2001	×	
3	東洋ゴム工業株式会社	3	160		160	矢問3丁目10 - 1	789-1400		
4	西方寺	1	20		20	多田院2丁目3-13			
5	大阪青山学園北摂キャンパス (体育館)	1		200	200	長尾町9 - 8	795-2288		
6	国崎クリーンセンター	1		70	70	国崎字小路13	744-7280		
7	雲雀丘学園小学校 (体育館)	1				宝塚市雲雀丘4丁目2-1			

川西市地域防災計画（風水害等対策計画編）  
新旧対照表

頁	修正前	修正後	根拠																				
2	<p>第1編 総則 第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第1款 自然的条件</p> <p>2 気象 本市は、瀬戸内気候区に属している。市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果により、本市における年間降水量は、約1,400mm前後、年間平均気温は、15.9 となっている。</p>	<p>第1編 総則 第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第1款 自然的条件</p> <p>2 気象 本市は、瀬戸内気候区に属している。市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果により、本市における年間降水量は、<u>約1,380mm前後</u>、年間平均気温は、15.9 となっている。</p>	時点修正																				
3	<p>第1編 総則 第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第2款 社会的条件</p> <p>2 土地利用 川西市は大阪の周辺地域の中でも自然環境に恵まれた近郊農業地であったが、大阪及び阪神臨海部の住宅地として発展し、中北部の農用地、山林の宅地化が進行した。南部地域では川西能勢口駅周辺が全市域での中心的性格を持っており、都市施設や鉄道、道路の集中に加えて、都市化の影響から住環境の悪化、道路交通や商業機能など都市機能の低下等々が生じたことから駅周辺都市整備計画基本構想を策定し、逐次これらの更新と環境の整備が図られている。 また、川西能勢口駅以南では農地が残っているものの住工混在という多様な利用形態となっている。 中・北部地域では盆地に既存集落と農地、丘陵地には大規模な住宅団地が点在し、また、能勢電鉄の主要駅を中心として地域核が形成、発展し、周辺部に緑地が残る利用形態となっている。 現在、市の中心部である中央北地区では、都市基盤の整備や宅地の整理、医療や住宅誘致等の整備事業が進められている。</p>	<p>第1編 総則 第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第2款 社会的条件</p> <p>2 土地利用 川西市は大阪の周辺地域の中でも自然環境に恵まれた近郊農業地であったが、大阪及び阪神臨海部の住宅地として発展し、中北部の農用地、山林の宅地化が進行した。南部地域では川西能勢口駅周辺が全市域での中心的性格を持っており、都市施設や鉄道、道路の集中に加えて、都市化の影響から住環境の悪化、道路交通や商業機能など都市機能の低下等々が生じたことから駅周辺都市整備計画基本構想を策定し、逐次これらの更新と環境の整備が図られている。 また、川西能勢口駅以南では農地が残っているものの住工混在という多様な利用形態となっている。 中・北部地域では盆地に既存集落と農地、丘陵地には大規模な住宅団地が点在し、また、能勢電鉄の主要駅を中心として地域核が形成、発展し、周辺部に緑地が残る利用形態となっている。 現在、市の中心部である<u>キセラ川西(中央北地区)</u>では、都市基盤の整備や宅地の整理、医療や住宅誘致等の整備事業が進められている。</p>	所管課からの意見に基づく修正																				
9	<p>第1編 総則 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="249 1539 1368 1927"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復興</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止</td> <td>被災直轄管理施設の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興	国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止	被災直轄管理施設の復旧		<p>第1編 総則 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1451 1539 2570 1927"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復興</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止 <u>3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</u></td> <td>被災直轄管理施設の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興	国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止 <u>3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</u>	被災直轄管理施設の復旧		字句修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興																			
国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止	被災直轄管理施設の復旧																				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興																			
国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止 <u>3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</u>	被災直轄管理施設の復旧																				

頁	修正前	修正後	根拠
12 13	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 防災組織</p> <p>第1節 防災組織の確立</p> <p>1 川西市防災会議 平常時を中心とした防災に関する総合的な調整機関である。</p> <p>(1) 設置の根拠</p> <p>ア 災害対策基本法第16条</p> <p>イ 川西市防災会議条例</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア 地域防災計画の作成とその実施の推進</p> <p>イ 市の地域に係る防災に関する重要事項の審議</p> <p>ウ その他法律に基づく権限に属する事項</p> <p>2 川西市水防協議会 水防に関する調査審議機関である。</p> <p>(1) 設置の根拠</p> <p>ア 水防法第34条</p> <p>イ 川西市水防協議会条例</p> <p>(2) 所掌事務 川西市水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 事業所 消防計画書を作成する事業所はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全をはじめ、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 防災組織</p> <p>第1節 防災組織の確立</p> <p>1 川西市防災会議 平常時を中心とした防災に関する総合的な調整機関である。</p> <p>(1) 設置の根拠</p> <p>ア 災害対策基本法第16条</p> <p>イ 川西市防災会議条例</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア <u>川西市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。</u></p> <p>イ <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>ウ <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>エ <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。</u></p> <p>オ <u>水防法（昭和24年法律第193号）第33条に規定する水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議</u></p> <p>カ <u>前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>2 (省略)</u></p> <p><u>3 (省略)</u></p> <p><u>4 (省略)</u></p> <p><u>5 (省略)</u></p> <p><u>6 (省略)</u></p> <p><u>7 事業所</u> 消防計画、<u>避難確保計画・浸水防止計画、非常災害対策計画</u>を作成する事業所はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全をはじめ、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。</p>	<p>川西市防災会議条例一部改正に基づく修正</p> <p>また、同条例第2条（所掌事務）の記載に統一</p> <p>水防法、土砂災害防止法改正に基づく修正</p> <p>県地域防災計画修正に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																								
14	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第1節 都市の防災構造の強化 第2款 防災空間の整備</p> <p>道路や都市公園、河川、緑地などは災害時においては避難路、避難地、延焼遮断帯並びに地域の救援、復旧活動の拠点としての役割を担っていることから公共空間として計画的に整備する。 中央北地区で計画する中央公園及び近接する道路を避難場所及び避難路として整備する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第1節 都市の防災構造の強化 第2款 防災空間の整備</p> <p>道路や都市公園、河川、緑地などは災害時においては避難路、避難地、延焼遮断帯並びに地域の救援、復旧活動の拠点としての役割を担っていることから公共空間として計画的に整備する。 <b>キセラ川西</b>(中央北地区)で計画する中央公園及び近接する道路を避難場所及び避難路として整備する。</p>	所管課からの意見に基づく修正																								
15	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第1節 都市の防災構造の強化 第4款 防災拠点の整備</p> <p>2 地域防災拠点等 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域防災拠点</th> <th>コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部地区</td> <td>川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター</td> <td>湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館</td> <td>けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、 多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、 清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td>北部地区</td> <td>東谷公民館、北陵公民館</td> <td>平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table>		地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校	中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、 多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、 清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校	北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第1節 都市の防災構造の強化 第4款 防災拠点の整備</p> <p>2 地域防災拠点等 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域防災拠点</th> <th>コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部地区</td> <td>川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター</td> <td>湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 <b>キセラ川西せせらぎ公園</b>、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館</td> <td>けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、 多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、 清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td>北部地区</td> <td>東谷公民館、北陵公民館</td> <td>平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table>		地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 <b>キセラ川西せせらぎ公園</b> 、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校	中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、 多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、 清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校	北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校	所管課からの意見に基づく修正
	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点																									
南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校																									
中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、 多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、 清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校																									
北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校																									
	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点																									
南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 <b>キセラ川西せせらぎ公園</b> 、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、明峰小学校																									
中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、多田小学校、 多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、 清和台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校																									
北部地区	東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小学校、 北陵小学校																									
17	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第2節 水害の防止施設等の整備 第3款 ため池の整備</p> <p>市内の主なため池は87箇所あり、豪雨等に伴う堤防その他の施設の破損、決壊等による災害を未然に防止するため改修に努めるよう管理者への指導を行う。 また、定期的な巡視等を行い危険箇所の事前発見や災害を助長誘発するおそれのある行為を制限し、適切な措置を行うよう管理者への指導とともに防災思想の普及、啓発を行う。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第2節 水害の防止施設等の整備 第3款 ため池の整備</p> <p>市内の主なため池は<b>76</b>箇所あり、豪雨等に伴う堤防その他の施設の破損、決壊等による災害を未然に防止するため改修に努めるよう管理者への指導を行う。 また、定期的な巡視等を行い危険箇所の事前発見や災害を助長誘発するおそれのある行為を制限し、適切な措置を行うよう管理者への指導とともに防災思想の普及、啓発を行う。</p>	所管課からの意見に基づく修正																								



頁	修正前	修正後	根拠
18	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災基盤の整備</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第4款 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p> <p>3 防災マップの作成、周知</p> <p>水防法第15条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて気象警報、避難場所、防災情報の伝達方法等を記載した防災マップを全戸に配布し周知を行う。また、市民課窓口での転入者への配布や、市内公共施設への設置、市ホームページでの公開により常時啓発を図る。</p> <p>4 地下街等及び要配慮者利用施設における避難確保計画等</p> <p>本計画に定めた地下街等、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。</p> <p>(1) 地下街等</p> <p>地下街等の所有者または管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画・浸水防止計画」を作成し、自衛水防組織を設置する。</p> <p>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を市長に報告するとともに公表し、当該計画に基づき、避難誘導・浸水防止活動等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 要配慮者利用施設</p> <p>要配慮者利用施設の所有者または管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成し、自衛水防組織を設置する。</p> <p>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を市長に報告し、避難誘導等の訓練を実施する。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災基盤の整備</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第4款 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p> <p>3 防災マップの作成、周知</p> <p>水防法第15条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて気象警報、避難場所、防災情報の伝達方法等を記載した防災マップを全戸に配布し周知を行う。また、市民課窓口での転入者への配布や、市内公共施設への設置、市ホームページでの公開により常時啓発を図る。</p> <p><u>なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u></p> <p><u>また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。</u></p> <p>4 地下街等及び要配慮者利用施設における避難確保計画等</p> <p>本計画に定めた<u>浸水想定区域に位置する</u>地下街等、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。</p> <p>(1) 地下街等</p> <p><u>水防法第15条の2に基づき</u>、地下街等の所有者または管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画・浸水防止計画」を作成し、自衛水防組織を設置<u>しなければならない。</u></p> <p>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を市長に報告するとともに公表し、当該計画に基づき、避難誘導・浸水防止活動等の訓練を実施<u>しなければならない。</u></p> <p>(2) 要配慮者利用施設</p> <p><u>水防法第15条の3に基づき</u>、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成<u>しなければならない。</u></p> <p><u>併せて、自衛水防組織の設置に努めることとする。</u></p> <p>また、作成した計画<u>並びに</u>自衛水防組織の構成員等を市長に報告し、避難誘導等の訓練を実施<u>しなければならない。</u></p>	<p>防災基本計画及び県地域防災計画修正に基づく修正</p> <p>水防法改正に基づき、記載方法を整理</p>

頁	修正前	修正後	根拠
20 21	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第4款 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の指定が進められている。</p> <p>この区域は、県知事が関係市町長の意見を聞いて区域の指定を決定する。土砂災害警戒区域については「資料編 資料-11」のとおり。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第4款 土砂災害警戒区域<u>等</u>の指定</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の指定が進められている。</p> <p>この区域は、県知事が関係市町長の意見を聞いて区域の指定を決定する。土砂災害警戒区域<u>等</u>については「資料編 資料-11」のとおり。</p> <p><u>1 土砂災害警戒区域</u> 土砂災害防止法第7条に基づき指定される、急傾斜地の崩壊及び土石流が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。 本市は、警戒区域ごとに警戒避難体制を整備する。</p> <p><u>2 土砂災害特別警戒区域</u> 土砂災害防止法第9条に基づき指定される、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊及び土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。 当該区域内の制限等として、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、移転等の勧告がある。</p>	土砂災害特別警戒区域が本市内で初めて指定されたことに伴い記載を追加
21 22	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 警戒避難体制の整備</p> <p>（新規）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 警戒避難体制の整備</p> <p><u>4 要配慮者利用施設における避難確保計画等</u> 本計画に定めた土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。</p> <p><u>(1) 要配慮者利用施設</u> 土砂災害防止法第8条の2に基づき、本計画に定めた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成しなければならない。また、作成した計画を市長に報告し、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。</p>	土砂災害防止法改正に基づく修正

頁	修正前	修正後	根拠
40	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第9節 避難体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難を余儀なくされた住民を安全な場所へ誘導、収容し、人的な被害を防止する体制の整備を図る。</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。 指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を要するもので、異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地し、安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるものとする。</p> <p>（省略）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第9節 避難体制の整備</p> <p><u>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制の整備を図る。</u> <u>なお、体制整備にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市は、都市公園・<u>都市農地</u>、公民館・学校等の公共施設<u>や民間施設</u>を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。 指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を要するもので、異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地し、安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるものとする。 <u>また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設ける。</u></p> <p>（省略）</p>	<p>防災基本計画及び県地域防災計画修正に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
40	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第9節 避難体制の整備</p> <p>2 広域一時滞在への対応 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。 また、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第9節 避難体制の整備</p> <p>2 広域一時滞在への<u>配慮</u> 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。<u>その際、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。</u> <u>また、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p>	
41	<p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全化 避難者の安全確保のため避難所としての機能、安全性の維持を図る。</p> <p>4 住民への周知 災害時の避難行動が円滑、的確に行われるよう平常時から市広報等による避難方法、避難所の所在等についての周知をはじめ避難誘導標識、案内板などの設置を行う。 また、避難訓練などにより所在地、避難経路の確認を行う。</p> <p>5 避難誘導體制の整備 自力避難が困難と考えられる避難行動要支援者をはじめとする避難誘導は地域住民、自主防災組織等の協力体制が必要であることから避難誘導介助等の整備を行う。 また、不特定多数の者が利用する施設の管理者は避難誘導計画の作成並びに訓練を実施する。</p> <p>(新設)</p>	<p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全化 避難者の安全確保のため避難所としての機能、安全性の維持を図る。</p> <p>4 住民への周知 災害時の避難行動が円滑、的確に行われるよう平常時から<u>防災マップや市広報誌</u>等による避難方法、避難所の所在等についての周知をはじめ避難誘導標識、案内板などの設置を行う。 また、避難訓練などにより所在地、避難経路の確認を行う。</p> <p>5 避難誘導體制の整備 自力避難が困難と考えられる避難行動要支援者をはじめとする避難誘導は地域住民、自主防災組織等の協力体制が必要であることから避難誘導介助等の整備を行う。 また、不特定多数の者が利用する施設の管理者は避難誘導計画の作成並びに訓練を実施する。</p> <p>6 <u>一時(いつとき)避難場所</u> <u>夜間・休日等に大規模火災や大規模事故などが発生した際は、避難所開設までに時間がかかる可能性があるため、避難所が開設するまでの間、危険を回避するため一時的に避難する場所として、地域の自主防災組織や自治会等が、広場や公園等屋外空間、自治会館等を指定する。</u> <u>本市は、一時避難場所を指定した地域の自主防災組織や自治会等に対し、要望に応じて、一時避難場所標識を交付する。</u> <u>標識を交付した一時避難場所については「資料編 資料 - 34」のとおり。</u></p>	<p>県地域防災計画修正に基づく修正</p> <p>市の施策展開に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
41	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第9節 避難体制の整備</p> <p>6 福祉避難所の整備 要配慮者の中でも避難所生活において、特別な配慮が必要と市が判断した場合に設置する福祉避難所の確保について、特別養護老人ホームなど社会福祉法人等が運営している施設の利用協力を得て整備を図る。</p> <p>7 大規模広域災害に対する備え 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>8 原子力災害に係る広域避難に対する備え 原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。 避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の整備 第9節 避難体制の整備</p> <p><u>7 福祉避難所の整備</u> 要配慮者の中でも、<u>一般の避難所での生活が困難で</u>、特別な配慮が必要と市が判断した場合に設置する福祉避難所の確保について、<u>社会福祉施設、幼保一体型認定こども園や養護学校などの公共施設を福祉避難所に指定・整備を進めていく。</u> また、<u>社会福祉施設等を運営している民間団体の</u>協力を得て整備を図る。</p> <p>(削除)</p> <p><u>8 避難所の管理体制</u> <u>避難所の迅速かつ円滑な開設のために、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時から施設管理者等との協力・連携体制の充実に努める。</u> <u>指定管理施設が避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>9 避難所の運営体制</u> <u>川西市避難所運営ガイドライン及び川西市避難所運営マニュアル基本モデルに基づき、自主防災組織等の協力を得て避難所ごとに避難所運営委員会を立ち上げ、自主防災組織をはじめとする住民、施設管理者その他の関係機関等とともに地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成する。</u> <u>また、避難所運営訓練を実施する。</u> <u>災害時には、避難所運営委員会に避難者の代表者を加え、避難所運営マニュアルに基づき避難所の自主運営を行う。</u></p> <p><u>10 原子力災害に係る広域避難に対する備え</u> 原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。 避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</p>	<p>市の施策展開に伴う修正</p> <p>広域一時滞在への配慮の項目に記載</p> <p>市の施策展開に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
53	<p>第2編 災害予防計画  第2章 防災行動力の向上  第4節 防災に関する学習等の充実  第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>1 住民に対する防災知識の普及  住民自らが防災意識の高揚に努めるとともに災害に対する備えを充実するため平素の心得や災害発生時の心得等について機会あるごとに普及啓発を行う。</p> <p>(1) 普及啓発の主な方法  ア 広報誌、市のホームページ、防災パンフレット、防災マップや過去の浸水実績の表示等による啓発  イ 新聞、ラジオ、テレビ等への報道資料提供による啓発  ウ 講習会、研修会等による啓発</p> <p>(2) 普及啓発の主な内容  ア 災害に関する知識と過去の災害事例  イ 災害に対する平素の心得  (ア) 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握  (イ) 家屋等の点検、家具の転倒防止等室内の整理点検  (ウ) 家族相互の連絡体制の確保  (エ) 火災の予防  (オ) 応急救護手当等の習得  (カ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）  (キ) 食料、飲料水、生活必需物資の備蓄（3日分程度）  (ク) 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）  (ケ) 要配慮者への配慮  (コ) 災害ボランティア活動への参加</p>	<p>第2編 災害予防計画  第2章 防災行動力の向上  第4節 防災に関する学習等の充実  第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>1 住民に対する防災知識の普及  住民自らが防災意識の高揚に努めるとともに災害に対する備えを充実するため平素の心得や災害発生時の心得等について機会あるごとに普及啓発を行う。</p> <p>(1) 普及啓発の主な方法  ア 広報誌、市のホームページ、防災パンフレット、防災マップや過去の浸水実績の表示等による啓発  イ 新聞、ラジオ、テレビ等への報道資料提供による啓発  ウ 講習会、研修会等による啓発</p> <p>(2) 普及啓発の主な内容  ア 災害に関する知識と過去の災害事例  イ 災害に対する平素の心得  (ア) 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握  (イ) 家屋等の点検、家具の転倒防止、<u>飛散防止フィルムの貼り付け</u>等室内の整理点検  (ウ) 家族相互の連絡体制の確保（<u>「災害用伝言ダイヤル」の活用等</u>）  (エ) 火災の予防  (オ) 応急救護等の習得  (カ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）  (キ) <u>食糧</u>、飲料水、生活必需物資の備蓄（<u>最低でも3日間、可能な限り1週間分程度</u>）及び生活用水の確保  (ク) 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）  <u>(ケ) 自主防災組織の活動への参加</u>  (コ) 要配慮者への配慮  (サ) 災害ボランティア活動への参加  <u>(シ) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び他の共済への加入の必要性</u>  <u>(ス) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 等</u></p>	字句修正

頁	修正前	修正後	根拠
53	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>ウ 災害発生時の心得 (ア) 災害発生時にとるべき行動(場所別) (イ) 出火防止と初期消火 (ウ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握 (エ) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の収集 (オ) 避難実施時に必要な措置 (カ) 避難場所での行動</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>ウ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</u></p> <p>エ 災害発生時の心得 (ア) 災害発生時にとるべき行動(場所別) (イ) 出火防止と初期消火 (ウ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握 (エ) <u>救助活動</u> (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の収集 (カ) <u>避難行動上の注意事項</u> (キ) <u>避難実施時に必要な措置</u> (ク) <u>避難場所での行動</u> (ケ) <u>自主防災組織の活動</u> (コ) <u>自動車運転中及び旅行中等の心得</u> (サ) <u>安否情報の確認のためのシステムの活用</u></p>	字句修正
55	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第5節 要配慮者対策の強化 第1款 要配慮者への配慮</p> <p>2 外国人への支援 日本語がよく理解できない外国人や地理不案内な外国等からの旅行者が安心して行動できるよう平素から国、県、広域等関係機関と連携し、防災対策の啓発に努める。 (1) 平常時の対応 ア 多言語によるパンフレット、地図等の発行による啓発。 イ 避難予定場所及び災害情報等の問い合わせ先の周知、明確化を図る。 ウ 関係機関の協力を得て在住外国人に対し日本語習得の機会提供に努める。 エ 関係機関の協力のもと、ボランティア通訳の登録化を図る。 (2) 災害時の対応 関係機関、団体等の協力を得て、安否確認を行うとともに被災状況等の把握に努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第5節 要配慮者対策の強化 第1款 要配慮者への配慮</p> <p>2 外国人への支援 日本語がよく理解できない<u>在日</u>外国人や地理不案内な<u>訪日外国人</u>が安心して行動できるよう平素から国、県、広域等関係機関と連携し、防災対策の啓発に努める。 (1) 平常時の対応 ア 多言語によるパンフレット、地図等の発行による啓発。 イ 避難予定場所及び災害情報等の問い合わせ先の周知、明確化を図る。 ウ 関係機関の協力を得て在住外国人に対し日本語習得の機会提供に努める。 エ 関係機関の協力のもと、ボランティア通訳の登録化を図る。 (2) 災害時の対応 関係機関、団体等の協力を得て、安否確認を行うとともに被災状況等の把握に努める。</p>	防災基本計画及び県地域防災計画修正に伴う修正

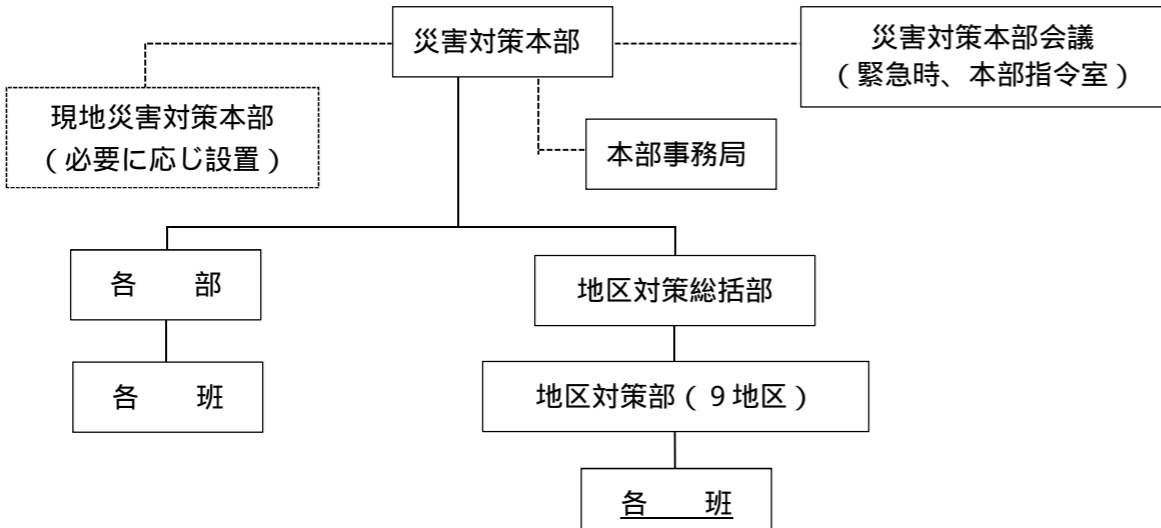
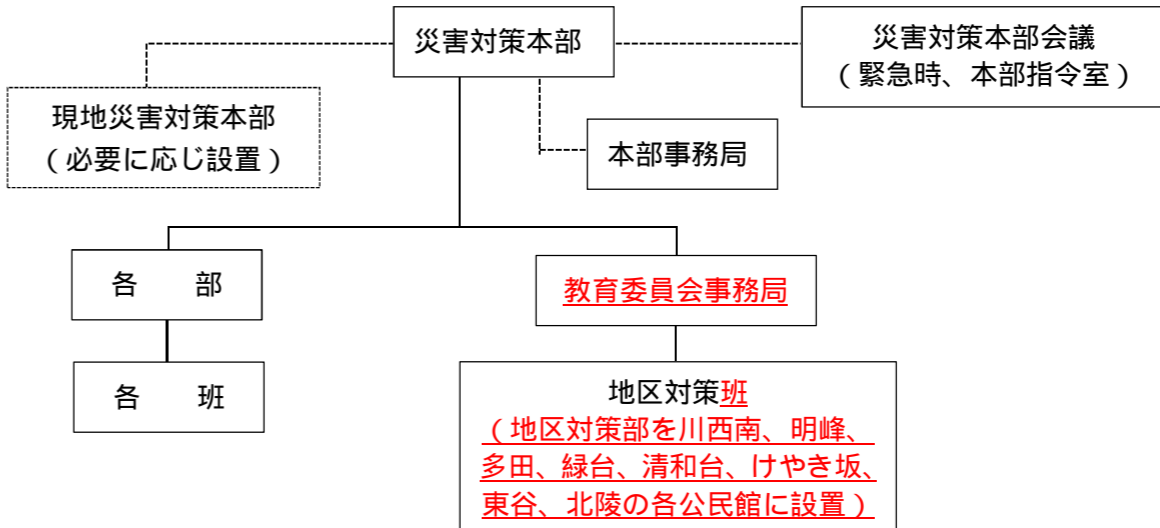
頁	修正前	修正後	根拠
55 56	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 防災行動力の向上</p> <p>第5節 要配慮者対策の強化</p> <p>第1款 要配慮者への配慮</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 要配慮者のうち、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。</p> <p>(2) 社会福祉施設の対応強化 社会福祉施設を利用する要配慮者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。</p> <p>(3) 社会福祉施設等の整備</p> <p>ア 社会福祉施設のうち、防災上改築又は補強を要するものについて、計画的に整備を図る。</p> <p>イ 要配慮者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。</p> <p>(ア) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備</p> <p>(イ) 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示する設備の整備</p> <p><u>(4) 要配慮者に配慮した避難所の整備</u> 災害時に避難所となる施設は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。</p> <p>4 災害時に特に配慮すべき事項 (省略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 防災行動力の向上</p> <p>第5節 要配慮者対策の強化</p> <p>第1款 要配慮者への配慮</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 要配慮者のうち、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。</p> <p>(2) 社会福祉施設の対応強化 社会福祉施設を利用する要配慮者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。</p> <p><u>本市は、県と協力して、介護保険法関係法令等に基づき、要配慮者利用施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画が未策定、計画の策定項目が不十分な場合や訓練を定期的実施できていない場合には、指導・助言を行う。</u></p> <p><u>また、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設で、本計画に位置付けた施設については、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。その際、非常災害対策計画との整合性に留意する。</u></p> <p>(3) 社会福祉施設等の整備</p> <p>ア 社会福祉施設のうち、防災上改築又は補強を要するものについて、計画的に整備を図る。</p> <p>イ 要配慮者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。</p> <p>(ア) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備</p> <p>(イ) 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示する設備の整備</p> <p><u>4 要配慮者に配慮した避難所の整備</u> 災害時に避難所となる施設は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化、<u>障がい者向けトイレ、福祉避難室の確保などに努める。</u></p> <p><u>また、社会福祉施設等を運営している民間団体との協定により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難室の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>5 災害時に特に配慮すべき事項</u> (省略)</p>	<p>防災基本計画及び県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>市の施策展開に伴う修正</p>



頁	修正前	修正後	根拠
57 58	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第5節 要配慮者対策の強化 第2款 避難行動要支援者への対応</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 名簿の更新に関する事項 年1回、各情報を所有している担当所管課からのデータや、住民基本台帳データで更新作業を行った名簿を作成し、地域の避難支援等関係者と、情報更新前の名簿と交換する。 (5) (省略)</p> <p>2 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の活用と安否確認等の実行 (1) 地域の避難支援等関係者による安否確認 当該名簿のうち、地域の避難支援等関係者が安否確認することに同意されている避難行動要支援者宅を地域の避難支援等関係者が訪問し、安否確認を行う。そのため、名簿を活用し当該名簿登録者の把握と個別支援体制を、平常時より構築しておく。 (2) 市職員による安否確認 (省略)</p> <p>3 避難行動要支援者への避難支援 (1) 避難支援の実行体制整備 災害の発生規模により、安否確認、避難情報の伝達とともに、避難誘導が生じることもあるため、避難行動要支援者の状況を平常時から周知しておき、避難誘導につなげられるよう地域とともに、実行体制を整備しておく。 (2) 避難支援等関係者の安全確保 安否確認や避難誘導に危険が伴う場合は、消防・警察に支援を求めるものであり、避難支援等関係者の安全確保を優先する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第5節 要配慮者対策の強化 第2款 避難行動要支援者への対応</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 名簿の更新に関する事項 年1回、各情報を所有している担当所管課からのデータや、住民基本台帳データで更新作業を行った名簿を作成し、地域の避難支援等関係者と、情報更新前の名簿と交換する。 <u>なお、庁舎の被災等いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> (5) (省略)</p> <p>2 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の活用と安否確認等の実行 (1) 地域の避難支援等関係者による安否確認、<u>避難支援</u> 当該名簿のうち、地域の避難支援等関係者が安否確認することに同意されている避難行動要支援者宅を地域の避難支援等関係者が訪問し、安否確認を行う。 <u>また、災害の発生規模により、安否確認、避難情報の伝達とともに、避難誘導が生じることもあることから、</u>名簿を活用し当該名簿登録者の把握と個別支援体制を平常時より構築しておく。 (2) 市職員による安否確認、<u>避難支援</u> (省略)</p> <p>3 <u>避難支援等関係者の安全確保</u> <u>安否確認や避難誘導に危険が伴う場合は、消防・警察に支援を求めるものであり、避難支援等関係者の安全確保を優先する。</u></p>	<p>防災基本計画及び県地域防災計画修正に基づく修正</p> <p>字句修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
59	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、市社会福祉協議会が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂やボランティア活動保険の加入及び内容の充実、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。 4 (省略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、市社会福祉協議会が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂や<u>ボランティア保険の加入促進</u>、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。 4 (省略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
59	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2款 ボランティア組織及び拠点の整備</p> <p>ボランティアの活動はあくまでも自主性に委ねられるものであるが、災害時のボランティア活動が迅速に機能するために、平素から活動組織、体制、拠点を整備することが重要である。このため、市からの物的、経済的援助を強化するとともに市社会福祉協議会と連携し、市ボランティア活動センターの活性化に努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2款 ボランティア組織及び拠点の整備</p> <p>ボランティアの活動はあくまでも自主性に委ねられるものであるが、災害時のボランティア活動が迅速に機能するために、平素から活動組織、体制、拠点を整備することが重要である。このため、市からの物的、経済的援助を強化するとともに市社会福祉協議会と連携し、<u>災害ボランティアセンター</u>の活性化に努める。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
60	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上</p> <p>(新設)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上</p> <p><u>第8節 市議会との協力体制の整備</u></p> <p><u>本市の防災行政や公的機関が実施する各種防災対策の監視役として、地域住民や自主防災組織などの地域団体との調整役として、各関係機関・団体を繋ぐ中心的な存在として、平時から市議会との協力体制の強化を図る。</u></p> <p><u>災害時には、議会基本条例第25条の趣旨に基づき、各種災害情報の提供等を行う。</u></p> <p><b>【川西市議会基本条例第25条 要旨】</b></p> <p><u>1 議会は、市長等が災害等の対応に専念し、応急活動等を円滑かつ迅速に実施できるような必要な協力又は支援を行う。</u></p> <p><u>2 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所の運営等に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の活動が円滑に行われるよう努める。</u></p>	川西市議会基本条例制定に伴う記載の追加

頁	修正前	修正後	根拠
63	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発</p> <p>1 市民 広報誌や出前講座、自主防災組織の活動等を通じ、災害用の食糧品や飲料水等を特別に購入しなくとも、普段から購入している食料品、ペットボトル飲料水や生活必需品等を上手に活用し、各家庭で3日以上の備蓄を推進する。</p> <p>2 地域 自主防災組織等が主催する防災訓練や関連行事において、公的備蓄物資の紹介や炊き出し方法等の説明を行い、災害時において地域が自主的に活動できるよう、防災意識の高揚及び情報の共有化を行う。</p> <p>3 事業所等 災害時における従業員との連絡方法を定め、3日以上の食糧品や飲料水等の備蓄を推進する。また、近隣住民と連携することも防災力の向上に欠かせないことから、日頃から自主防災組織が主催する防災訓練等に参加するなど、相互に連携できる体制の構築を推進する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発</p> <p>1 市民 広報誌や出前講座、自主防災組織の活動等を通じ、災害用の食糧品や飲料水等を特別に購入しなくとも、普段から購入している食料品、ペットボトル飲料水や生活必需品等を上手に活用し、各家庭で3日以上の備蓄を推進する。 <u>また、水道水の備蓄、風呂の溜水、雨水の貯留等により、各家庭にて生活水の確保を推進する。</u></p> <p>2 地域 自主防災組織等が主催する防災訓練や関連行事において、公的備蓄物資の紹介や炊き出し方法、<u>生活水の確保</u>等の説明を行い、災害時において地域が自主的に活動できるよう、防災意識の高揚及び情報の共有化を行う。</p> <p>3 事業所等 災害時における従業員との連絡方法を定め、3日以上の食糧品や飲料水等の備蓄<u>及び生活水の確保</u>を推進する。また、近隣住民と連携することも防災力の向上に欠かせないことから、日頃から自主防災組織が主催する防災訓練等に参加するなど、相互に連携できる体制の構築を推進する。</p>	生活水の確保について新規記載

頁	修正前	修正後	根拠																																										
68	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>〔風水害等に対する組織体系〕</p> 	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>〔風水害等に対する組織体系〕</p> 	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正																																										
68 69	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>4 本部等の設置場所 (1) 本部は川西市役所内に設置する。 なお、市庁舎が被災し、本部を設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。 (2) 地区対策部は、次の場所に設置する。 なお、地区対策部の施設が被災し、地区対策部が設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。</p> <table border="1" data-bbox="371 1459 1053 1921"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">地区 対 策 総 括 部</td> <td>東谷地区対策部</td> <td>東谷公民館</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>北陵公民館</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部</td> <td>多田公民館</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部</td> <td>緑台公民館</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部</td> <td>清和台公民館</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部</td> <td>けやき坂公民館</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部</td> <td>明峰公民館</td> </tr> <tr> <td>中央地区対策部</td> <td>中央公民館</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>川西南公民館</td> </tr> </tbody> </table>	部名	地区対策部名	設置場所	地区 対 策 総 括 部	東谷地区対策部	東谷公民館	北陵地区対策部	北陵公民館	多田地区対策部	多田公民館	緑台地区対策部	緑台公民館	清和台地区対策部	清和台公民館	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館	明峰地区対策部	明峰公民館	中央地区対策部	中央公民館	南地区対策部	川西南公民館	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>4 本部等の設置場所 (1) 本部は川西市役所内に設置する。 なお、市庁舎が被災し、本部を設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。 (2) 地区対策部は、次の場所に設置する。 なお、地区対策部の施設が被災し、地区対策部が設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1587 1459 2389 1890"> <thead> <tr> <th></th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育委員会事務局地区対策班</td> <td>東谷地区対策部</td> <td>東谷公民館</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>北陵公民館</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部</td> <td>多田公民館</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部</td> <td>緑台公民館</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部</td> <td>清和台公民館</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部</td> <td>けやき坂公民館</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部</td> <td>明峰公民館</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>川西南公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">緑台公民館は、平成30年秋以降 耐震化工事を予定。</p>		地区対策部名	設置場所	教育委員会事務局地区対策班	東谷地区対策部	東谷公民館	北陵地区対策部	北陵公民館	多田地区対策部	多田公民館	緑台地区対策部	緑台公民館	清和台地区対策部	清和台公民館	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館	明峰地区対策部	明峰公民館	南地区対策部	川西南公民館	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
部名	地区対策部名	設置場所																																											
地区 対 策 総 括 部	東谷地区対策部	東谷公民館																																											
	北陵地区対策部	北陵公民館																																											
	多田地区対策部	多田公民館																																											
	緑台地区対策部	緑台公民館																																											
	清和台地区対策部	清和台公民館																																											
	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館																																											
	明峰地区対策部	明峰公民館																																											
	中央地区対策部	中央公民館																																											
	南地区対策部	川西南公民館																																											
	地区対策部名	設置場所																																											
教育委員会事務局地区対策班	東谷地区対策部	東谷公民館																																											
	北陵地区対策部	北陵公民館																																											
	多田地区対策部	多田公民館																																											
	緑台地区対策部	緑台公民館																																											
	清和台地区対策部	清和台公民館																																											
	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館																																											
	明峰地区対策部	明峰公民館																																											
	南地区対策部	川西南公民館																																											

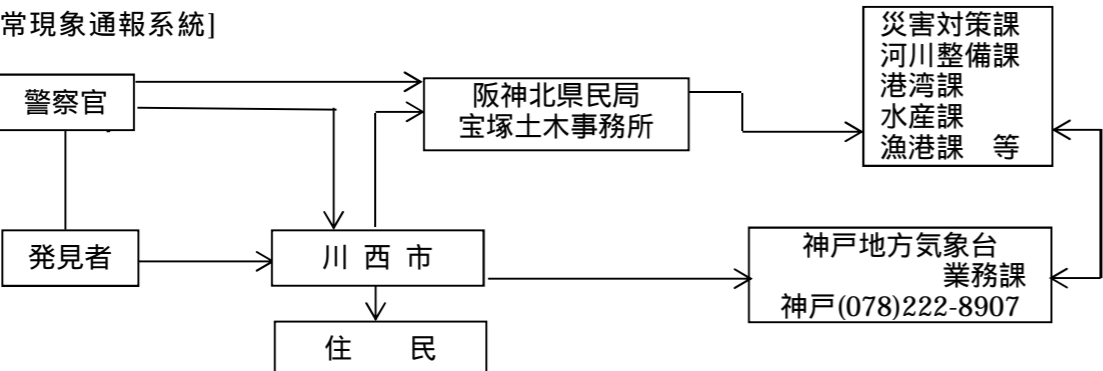
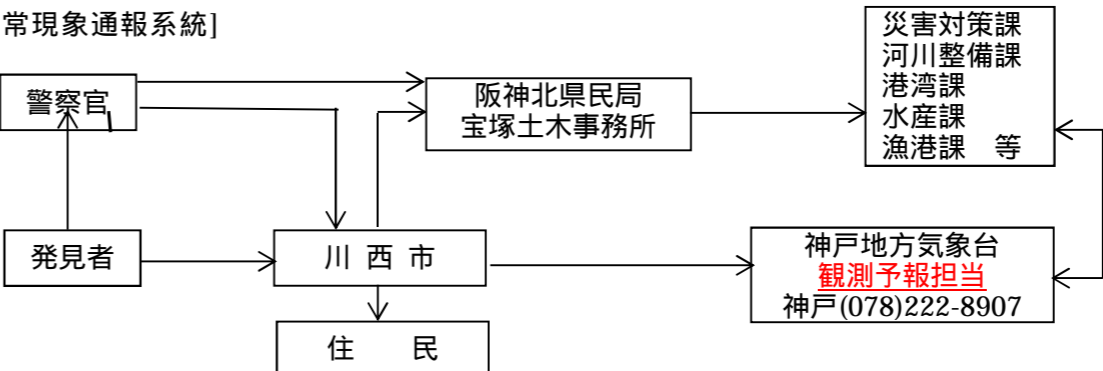
頁	修正前	修正後	根拠																																														
70 71	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>(1) 災害対策本部組織</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>(1) 災害対策本部組織</p> <table border="1" data-bbox="2018 483 2582 1921"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合政策部 会計課を含む</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>受付班</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総務部 行政委員会を含む</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>人事班</td> </tr> <tr> <td>車両班</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市民環境部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> </tr> <tr> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td>衛生班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>援護班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康増進部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>援護班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市政策部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>活動班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>活動班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上下水道局</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>水道活動班</td> </tr> <tr> <td>下水道活動班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防本部</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市立川西病院</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> </tr> <tr> <td>医薬班</td> </tr> <tr> <td>待機班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育委員会事務局 (教育推進部) (こども未来部)</td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td>地区対策班 (地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置)</td> </tr> <tr> <td>指導班</td> </tr> <tr> <td>市議会事務局</td> <td>庶務班</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	総合政策部 会計課を含む	庶務班	受付班	財政班	総務部 行政委員会を含む	庶務班	人事班	車両班	調査班	市民環境部	庶務班	物資班	環境班	衛生班	福祉部	庶務班	援護班	健康増進部	庶務班	援護班	都市政策部	庶務班	活動班	土木部	庶務班	活動班	上下水道局	庶務班	水道活動班	下水道活動班	消防本部	庶務班	消防班	市立川西病院	庶務班	救護班	医薬班	待機班	教育委員会事務局 (教育推進部) (こども未来部)	庶務班	地区対策班 (地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置)	指導班	市議会事務局	庶務班	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
部名	班名																																																
総合政策部 会計課を含む	庶務班																																																
	受付班																																																
	財政班																																																
総務部 行政委員会を含む	庶務班																																																
	人事班																																																
	車両班																																																
	調査班																																																
市民環境部	庶務班																																																
	物資班																																																
	環境班																																																
	衛生班																																																
福祉部	庶務班																																																
	援護班																																																
健康増進部	庶務班																																																
	援護班																																																
都市政策部	庶務班																																																
	活動班																																																
土木部	庶務班																																																
	活動班																																																
上下水道局	庶務班																																																
	水道活動班																																																
	下水道活動班																																																
消防本部	庶務班																																																
	消防班																																																
市立川西病院	庶務班																																																
	救護班																																																
	医薬班																																																
	待機班																																																
教育委員会事務局 (教育推進部) (こども未来部)	庶務班																																																
	地区対策班 (地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置)																																																
	指導班																																																
市議会事務局	庶務班																																																

頁	修正前	修正後	根拠																																																
74	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第2節 初動活動計画 第1款 職員動員・配備</p> <p>1 配備の種類及び防災指令の発令基準</p> <table border="1" data-bbox="222 525 1389 1774"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令基準</th> <th>配備</th> <th>地区対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備</td> <td>本市に大雨または洪水警報が発令されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。</td> <td>特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部</td> <td>防災指令第1号(1号配備)</td> <td>1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。</td> <td>各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> </tr> <tr> <td>防災指令第2号(2号配備)</td> <td>1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。</td> <td>各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> </tr> <tr> <td>防災指令第3号(3号配備)</td> <td>1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。</td> <td>各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> </tr> <tr> <td>特別指令(特別配備)</td> <td>災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。</td> <td>部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		発令基準	配備	地区対策部	警戒配備	本市に大雨または洪水警報が発令されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。	特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。		災害対策本部	防災指令第1号(1号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。	防災指令第2号(2号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。	各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。	防災指令第3号(3号配備)	1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。	各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。	特別指令(特別配備)	災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。		<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第2節 初動活動計画 第1款 職員動員・配備</p> <p>1 配備の種類及び防災指令の発令基準</p> <table border="1" data-bbox="1430 525 2597 1938"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令基準</th> <th>配備</th> <th>地区対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備</td> <td> <p>1 本市に暴風警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。</p> <p>2 水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき。</p> </td> <td>総務部及び消防本部に警戒班を置き、主に情報の収集、伝達にあたる体制。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td> <p>1 本市に大雨または洪水警報が発令されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。</p> <p>2 水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき。</p> </td> <td>特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部</td> <td>防災指令第1号(1号配備)</td> <td>1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。 3 氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき。</td> <td>各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> </tr> <tr> <td>防災指令第2号(2号配備)</td> <td>1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。 3 避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき。</td> <td>各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> </tr> <tr> <td>防災指令第3号(3号配備)</td> <td>1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。</td> <td>各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> </tr> <tr> <td>特別指令(特別配備)</td> <td>災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。</td> <td>部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		発令基準	配備	地区対策部	警戒配備	<p>1 本市に暴風警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。</p> <p>2 水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき。</p>	総務部及び消防本部に警戒班を置き、主に情報の収集、伝達にあたる体制。		警戒配備	<p>1 本市に大雨または洪水警報が発令されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。</p> <p>2 水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき。</p>	特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。		災害対策本部	防災指令第1号(1号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。 3 氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき。	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。	防災指令第2号(2号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。 3 避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき。	各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。	防災指令第3号(3号配備)	1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。	各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。	特別指令(特別配備)	災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。		<p>防災指令の発令基準見直しに基づく修正</p>
	発令基準	配備	地区対策部																																																
警戒配備	本市に大雨または洪水警報が発令されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。	特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。																																																	
災害対策本部	防災指令第1号(1号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。																																																
	防災指令第2号(2号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。	各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。																																																
	防災指令第3号(3号配備)	1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。	各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。																																																
特別指令(特別配備)	災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。																																																	
	発令基準	配備	地区対策部																																																
警戒配備	<p>1 本市に暴風警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。</p> <p>2 水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき。</p>	総務部及び消防本部に警戒班を置き、主に情報の収集、伝達にあたる体制。																																																	
警戒配備	<p>1 本市に大雨または洪水警報が発令されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。</p> <p>2 水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき。</p>	特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。																																																	
災害対策本部	防災指令第1号(1号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。 3 氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき。	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。																																																
	防災指令第2号(2号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。 3 避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき。	各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。																																																
	防災指令第3号(3号配備)	1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。	各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。																																																
特別指令(特別配備)	災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。																																																	

頁	修正前	修正後	根拠																																				
80	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第1節 災害情報通信計画</p> <p>ウ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム 情報交換の円滑化及び救急救護活動を支援する防災システムとして活用する。 このシステムは平常業務にも利用できるもので、県が市町・消防本部、関係公共機関を結び迅速、的確な応急対応を図るシステムになっている。</p> <p>(ア) 本市設置場所 WS(ワークステーション)…………… 本庁舎4階、消防本部 計測震度計…………… 本庁舎地下2階</p> <p>(イ) 主な機能</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第1節 災害情報通信計画</p> <p>ウ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム 情報交換の円滑化及び救急救護活動を支援する防災システムとして活用する。 このシステムは平常業務にも利用できるもので、県が市町・消防本部、関係公共機関を結び迅速、的確な応急対応を図るシステムになっている。</p> <p>(ア) 本市設置場所 WS(ワークステーション)…………… 本庁舎4階、消防本部 計測震度計…………… 本庁舎地下2階</p> <p>(イ) 主な機能</p>	<p>県地域防災計画修正に基づく修正</p>																																				
81	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="243 764 477 814">システムの名称</th> <th data-bbox="477 764 1347 814">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="243 814 477 1199">情報収集システム</td> <td data-bbox="477 814 1347 1199"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1199 477 1329">危機管理システム</td> <td data-bbox="477 1199 1347 1329"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1329 477 1398">災害情報システム</td> <td data-bbox="477 1329 1347 1398"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1398 477 1528">地理情報システム</td> <td data-bbox="477 1398 1347 1528"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1528 477 1633">映像・文字情報システム</td> <td data-bbox="477 1528 1347 1633"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1633 477 1793">ネットワークシステム</td> <td data-bbox="477 1633 1347 1793"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1793 477 1862">バックアップセンター</td> <td data-bbox="477 1793 1347 1862"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1862 477 1938">災害対応支援システム</td> <td data-bbox="477 1862 1347 1938"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	システムの名称	内 容	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</li> </ul>	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>	映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>	バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>	災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1451 764 1685 814">システムの名称</th> <th data-bbox="1685 764 2555 814">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1451 814 1685 1199">情報収集システム</td> <td data-bbox="1685 814 2555 1199"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1199 1685 1329">危機管理システム</td> <td data-bbox="1685 1199 2555 1329"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1329 1685 1398">災害情報システム</td> <td data-bbox="1685 1329 2555 1398"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1398 1685 1528">地理情報システム</td> <td data-bbox="1685 1398 2555 1528"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1528 1685 1633">映像・文字情報システム</td> <td data-bbox="1685 1528 2555 1633"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1633 1685 1793">ネットワークシステム</td> <td data-bbox="1685 1633 2555 1793"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、<u>衛星回線</u>、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1793 1685 1862">バックアップセンター</td> <td data-bbox="1685 1793 2555 1862"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1862 1685 1938">災害対応支援システム</td> <td data-bbox="1685 1862 2555 1938"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	システムの名称	内 容	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</li> </ul>	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>	映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> </ul>	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、<u>衛星回線</u>、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>	バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>	災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>	
システムの名称	内 容																																						
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</li> </ul>																																						
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>																																						
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>																																						
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>																																						
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>																																						
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>																																						
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>																																						
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>																																						
システムの名称	内 容																																						
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入力</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入力</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力</li> </ul>																																						
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>																																						
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>																																						
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>																																						
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> </ul>																																						
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、<u>衛星回線</u>、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>																																						
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li> </ul>																																						
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li> </ul>																																						

頁	修正前	修正後	根拠																								
85	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第2節 気象情報収集伝達計画</p> <p>3 気象注意報、警報等の種類、発表基準及び地域細分</p> <p>(1) 注意報 注意報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって災害の起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台（県南部）が発表するものをいう。</p> <p>〔種類と発表基準（主なもの）〕</p> <table border="1" data-bbox="243 793 1347 1188"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準（川西市）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上（平坦地）40mm以上（平坦地以外） 土壌雨量指数基準が116以上</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上（平坦地）40mm以上（平坦地以外）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報 警報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台（県南部）が発表するものをいう。</p> <p>〔種類と発表基準（主なもの）〕</p> <table border="1" data-bbox="243 1503 1347 1911"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準（川西市）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】 1時間雨量が 50mm 以上(平坦地)、70mm 以上(平坦地以外) 【土砂災害】 土壌雨量指数基準が 162 以上</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が 50mm 以上(平坦地) 70mm 以上(平坦地以外)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準（川西市）	大雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上（平坦地）40mm以上（平坦地以外） 土壌雨量指数基準が116以上	洪水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上（平坦地）40mm以上（平坦地以外）	種類	発表基準（川西市）	大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】 1時間雨量が 50mm 以上(平坦地)、70mm 以上(平坦地以外) 【土砂災害】 土壌雨量指数基準が 162 以上	洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が 50mm 以上(平坦地) 70mm 以上(平坦地以外)	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第2節 気象情報収集伝達計画</p> <p>3 気象注意報、警報等の種類、発表基準及び地域細分</p> <p>(1) 注意報 注意報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって災害の起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台（県南部）が発表するものをいう。</p> <p>〔種類と発表基準（主なもの）〕</p> <table border="1" data-bbox="1445 793 2549 1188"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準（川西市）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】表面雨量指数基準が10以上 【土砂災害】土壌雨量指数基準が116以上</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 塩川流域雨量指数6.6以上、一庫・大路次川流域雨量指数20.0以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報 警報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台（県南部）が発表するものをいう。</p> <p>〔種類と発表基準（主なもの）〕</p> <table border="1" data-bbox="1445 1503 2549 1911"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準（川西市）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】表面雨量指数基準が23以上 【土砂災害】土壌雨量指数基準が 162 以上</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 塩川流域雨量指数 8.3 以上、一庫・大路次川流域雨量指数 25.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準（川西市）	大雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】表面雨量指数基準が10以上 【土砂災害】土壌雨量指数基準が116以上	洪水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 塩川流域雨量指数6.6以上、一庫・大路次川流域雨量指数20.0以上	種類	発表基準（川西市）	大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】表面雨量指数基準が23以上 【土砂災害】土壌雨量指数基準が 162 以上	洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 塩川流域雨量指数 8.3 以上、一庫・大路次川流域雨量指数 25.0 以上	<p>気象注意報および警報発表基準の変更に伴う修正</p>
種類	発表基準（川西市）																										
大雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上（平坦地）40mm以上（平坦地以外） 土壌雨量指数基準が116以上																										
洪水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上（平坦地）40mm以上（平坦地以外）																										
種類	発表基準（川西市）																										
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】 1時間雨量が 50mm 以上(平坦地)、70mm 以上(平坦地以外) 【土砂災害】 土壌雨量指数基準が 162 以上																										
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が 50mm 以上(平坦地) 70mm 以上(平坦地以外)																										
種類	発表基準（川西市）																										
大雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】表面雨量指数基準が10以上 【土砂災害】土壌雨量指数基準が116以上																										
洪水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 塩川流域雨量指数6.6以上、一庫・大路次川流域雨量指数20.0以上																										
種類	発表基準（川西市）																										
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】表面雨量指数基準が23以上 【土砂災害】土壌雨量指数基準が 162 以上																										
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 塩川流域雨量指数 8.3 以上、一庫・大路次川流域雨量指数 25.0 以上																										



頁	修正前	修正後	根拠
89	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 情報収集・伝達計画  第2節 気象情報収集伝達計画</p> <p>6 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置</p> <p>[異常現象通報系統]</p> 	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 情報収集・伝達計画  第2節 気象情報収集伝達計画</p> <p>6 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置</p> <p>[異常現象通報系統]</p> 	字句修正

頁	修正前	修正後	根拠																																										
91	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 情報収集・伝達計画  第3節 被害状況等収集報告計画  第1款 被害状況等の収集、報告</p> <p>3 被害状況等の調査  各部は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に必要な具体的な被害状況等の調査を行う。  <u>なお、被害状況等の調査については「様式編 様式 - 3 ~ 18」による。</u>  各部における調査等の範囲は下表のとおり。  <u>なお、被害調査等に当たっては「資料編 資料 - 19（災害の被害認定基準）、資料 - 21（災害の被害調査基準）」による。</u></p> <table border="1" data-bbox="299 888 1291 1776"> <thead> <tr> <th>担当部等</th> <th>調査事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策部</td> <td>・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害</td> </tr> <tr> <td>地区対策 総括部</td> <td>・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・環境衛生施設の被害</td> </tr> <tr> <td>土木・住宅 技術部</td> <td>・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>・上下水道施設の被害</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・消防関係の被害（火災・救急・救助）</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>・各部所管の施設等の被害</td> </tr> </tbody> </table>	担当部等	調査事項等	対策部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害	地区対策 総括部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）	福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）	環境部	・環境衛生施設の被害	土木・住宅 技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害	上下水道部	・上下水道施設の被害	消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）	教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）	各部共通	・各部所管の施設等の被害	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 情報収集・伝達計画  第3節 被害状況等収集報告計画  第1款 被害状況等の収集、報告</p> <p>3 被害状況等の調査  各部は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に必要な具体的な被害状況等の調査を行う。  被害状況等の調査については「様式編 様式 - 3 ~ 18」による。  <u>また、各部における調査等の範囲は下表のとおり。</u>  <u>なお、被害調査等に当たっては「資料編 資料 - 19（災害の被害認定基準）、資料 - 21（災害の被害調査基準）」による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1501 888 2493 1782"> <thead> <tr> <th>担当部等</th> <th>調査事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総合政策部</u> <u>総務部</u></td> <td>・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害</td> </tr> <tr> <td><u>市民環境部</u></td> <td>・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等） ・<u>環境衛生施設の被害（斎場等）</u></td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>・福祉施設の被害</td> </tr> <tr> <td><u>健康増進部</u></td> <td>・医療関係被害等の状況（医療施設等）</td> </tr> <tr> <td><u>都市政策部</u></td> <td>・<u>公共建築物・文教関係施設等の被害</u></td> </tr> <tr> <td><u>土木部</u></td> <td>・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・河川関係施設の被害 ・農林関係の被害</td> </tr> <tr> <td><u>上下水道局</u></td> <td>・上下水道施設の被害</td> </tr> <tr> <td><u>消防本部</u></td> <td>・消防関係の被害（火災・救急・救助）</td> </tr> <tr> <td><u>教育委員会</u></td> <td>・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>・各部所管の施設等の被害</td> </tr> </tbody> </table>	担当部等	調査事項等	<u>総合政策部</u> <u>総務部</u>	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害	<u>市民環境部</u>	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等） ・ <u>環境衛生施設の被害（斎場等）</u>	福祉部	・福祉施設の被害	<u>健康増進部</u>	・医療関係被害等の状況（医療施設等）	<u>都市政策部</u>	・ <u>公共建築物・文教関係施設等の被害</u>	<u>土木部</u>	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・河川関係施設の被害 ・農林関係の被害	<u>上下水道局</u>	・上下水道施設の被害	<u>消防本部</u>	・消防関係の被害（火災・救急・救助）	<u>教育委員会</u>	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）	各部共通	・各部所管の施設等の被害	災害対策本部 設置要綱改正 及び市行政組 織改編に伴う 修正
担当部等	調査事項等																																												
対策部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害																																												
地区対策 総括部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）																																												
福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）																																												
環境部	・環境衛生施設の被害																																												
土木・住宅 技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害																																												
上下水道部	・上下水道施設の被害																																												
消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）																																												
教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）																																												
各部共通	・各部所管の施設等の被害																																												
担当部等	調査事項等																																												
<u>総合政策部</u> <u>総務部</u>	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害																																												
<u>市民環境部</u>	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等） ・ <u>環境衛生施設の被害（斎場等）</u>																																												
福祉部	・福祉施設の被害																																												
<u>健康増進部</u>	・医療関係被害等の状況（医療施設等）																																												
<u>都市政策部</u>	・ <u>公共建築物・文教関係施設等の被害</u>																																												
<u>土木部</u>	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・河川関係施設の被害 ・農林関係の被害																																												
<u>上下水道局</u>	・上下水道施設の被害																																												
<u>消防本部</u>	・消防関係の被害（火災・救急・救助）																																												
<u>教育委員会</u>	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）																																												
各部共通	・各部所管の施設等の被害																																												

頁	修正前	修正後	根拠
93	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 情報収集・伝達計画  第3節 被害状況等収集報告計画  第3款 兵庫県等への報告</p> <p>2 兵庫県への報告の時期及び内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>ア 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、消防本部は直ちに消防庁、兵庫県災害対策阪神北地方本部に対し報告する。また、消防庁へは兵庫県を経由することなく、直接報告する。</p> <p>〔報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りる。また、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足するとともに報告の様式にこだわらず、衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。〕</p> <p>イ 消防本部は上記アの報告内容を速やかに災害対策本部へ報告する。</p> <p>(2) 災害概況即報</p> <p>報告すべき災害を覚知したときは直ちに第一報を兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告し、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕により把握できた範囲から直ちに兵庫県災害対策阪神北地方本部へ報告する。</p> <p>特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告する。</p> <p>〔災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。〕</p> <p>(3) 被害状況即報</p> <p>ア 被害状況を収集し、〔被害状況即報〕により兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告する。</p> <p>イ なお、被害状況をとりまとめる時間を県から指定される場合がある。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 情報収集・伝達計画  第3節 被害状況等収集報告計画  第3款 兵庫県等への報告</p> <p>2 兵庫県への報告の時期及び内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>ア 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、消防本部は直ちに消防庁、兵庫県災害対策阪神北地方本部に対し報告する。また、消防庁へは兵庫県を経由することなく、直接報告し、その旨県にも後で報告する。</p> <p>〔報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りる<u>こととし</u>、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、<u>原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は</u>衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。〕</p> <p>イ 消防本部は上記アの報告内容を速やかに災害対策本部へ報告する。</p> <p>(2) 災害概況即報</p> <p>報告すべき災害を覚知したときは直ちに第一報を兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告し、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕により把握できた範囲から直ちに兵庫県災害対策阪神北地方本部へ報告する。</p> <p>特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告する。</p> <p>〔災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、<u>原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は</u>衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。〕</p> <p>(3) 被害状況即報</p> <p>ア 被害状況を収集し、<u>原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で</u>、〔被害状況即報〕により兵庫県災害対策阪神北地方本部に報告する。</p> <p>イ <u>報告内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。</u>  なお、被害状況をとりまとめる時間を県から指定される場合がある。</p>	字句修正

頁	修正前	修正後	根拠																																										
94	<p>(4) 災害確定報告            応急措置完了後速やかに兵庫県災害対策阪神北地方本部に防災端末で災害確定報告を行う。</p> <p>(報告内容・系統)</p> <table border="1" data-bbox="237 472 1380 976"> <tr> <td>報告区分</td> <td>報告系統及び使用様式([ ])は様式 ― はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)</td> </tr> <tr> <td>災害確定報告</td> <td>           川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)]            ↓ (文書)            県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)]            ↓            県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)]            ↓ (防災端末)            消防庁 内閣総理大臣         </td> </tr> </table> <p>(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。            2 県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告することとする。            3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。            4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="296 1186 1187 1323"> <tr> <td rowspan="4">(NTT回線)</td> <td>平時</td> <td>03-5253-7527(電話)</td> </tr> <tr> <td>8:30~18:15</td> <td>03-5253-7537(FAX)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777(電話)</td> </tr> <tr> <td>宿直室</td> <td>03-5253-7553(FAX)</td> </tr> </table>	報告区分	報告系統及び使用様式([ ])は様式 ― はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)	災害確定報告	川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)] ↓ (文書) 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)] ↓ 県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] ↓ (防災端末) 消防庁 内閣総理大臣	(NTT回線)	平時	03-5253-7527(電話)	8:30~18:15	03-5253-7537(FAX)	上記以外	03-5253-7777(電話)	宿直室	03-5253-7553(FAX)	<p>(4) 災害確定報告            応急措置完了後速やかに兵庫県災害対策阪神北地方本部に<b>文書</b>で災害確定報告を行う。</p> <p>(報告内容・系統)</p> <table border="1" data-bbox="1439 472 2582 976"> <tr> <td>報告区分</td> <td>報告系統及び使用様式([ ])は様式 ― はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)</td> </tr> <tr> <td>災害確定報告</td> <td>           川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)]            ↓ (文書)            県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)]            ↓            県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)]            ↓ <b>(文書)</b>            消防庁 内閣総理大臣         </td> </tr> </table> <p>(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。            2 県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告することとする。            3 報告は、原則として<b>フェニックス防災システム端末</b>とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。            4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1186 2582 1564"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>平日(8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td><a href="tel:03-5253-7527">03-5253-7527</a></td> <td><a href="tel:03-5253-7777">03-5253-7777</a></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td><a href="tel:03-5253-7537">03-5253-7537</a></td> <td><a href="tel:03-5253-7553">03-5253-7553</a></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td><a href="tel:9-90-49013">9-90-49013</a></td> <td><a href="tel:9-90-49102">9-90-49102</a></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td><a href="tel:9-90-49033">9-90-49033</a></td> <td><a href="tel:9-90-49036">9-90-49036</a></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td><a href="tel:87-048-500-90-43422">87-048-500-90-43422</a></td> <td><a href="tel:87-048-500-90-49102">87-048-500-90-49102</a></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td><a href="tel:87-048-500-90-49033">87-048-500-90-49033</a></td> <td><a href="tel:87-048-500-90-49036">87-048-500-90-49036</a></td> </tr> </tbody> </table>	報告区分	報告系統及び使用様式([ ])は様式 ― はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)	災害確定報告	川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)] ↓ (文書) 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)] ↓ 県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] ↓ <b>(文書)</b> 消防庁 内閣総理大臣	区分		平日(8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	<a href="tel:03-5253-7527">03-5253-7527</a>	<a href="tel:03-5253-7777">03-5253-7777</a>	FAX	<a href="tel:03-5253-7537">03-5253-7537</a>	<a href="tel:03-5253-7553">03-5253-7553</a>	消防防災無線	電話	<a href="tel:9-90-49013">9-90-49013</a>	<a href="tel:9-90-49102">9-90-49102</a>	FAX	<a href="tel:9-90-49033">9-90-49033</a>	<a href="tel:9-90-49036">9-90-49036</a>	地域衛星通信ネットワーク	電話	<a href="tel:87-048-500-90-43422">87-048-500-90-43422</a>	<a href="tel:87-048-500-90-49102">87-048-500-90-49102</a>	FAX	<a href="tel:87-048-500-90-49033">87-048-500-90-49033</a>	<a href="tel:87-048-500-90-49036">87-048-500-90-49036</a>	字句修正
報告区分	報告系統及び使用様式([ ])は様式 ― はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)																																												
災害確定報告	川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)] ↓ (文書) 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)] ↓ 県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] ↓ (防災端末) 消防庁 内閣総理大臣																																												
(NTT回線)	平時	03-5253-7527(電話)																																											
	8:30~18:15	03-5253-7537(FAX)																																											
	上記以外	03-5253-7777(電話)																																											
	宿直室	03-5253-7553(FAX)																																											
報告区分	報告系統及び使用様式([ ])は様式 ― はフェニックス防災システムの情報経路をあらわす。)																																												
災害確定報告	川西市[災害確定報告(川西市 県地方本部)] ↓ (文書) 県(地方本部) [災害確定報告(県地方本部 県災害対策本部)] ↓ 県(災害対策本部) [災害確定報告(県 消防庁)] ↓ <b>(文書)</b> 消防庁 内閣総理大臣																																												
区分		平日(8:30~18:15)	左記以外																																										
NTT回線	電話	<a href="tel:03-5253-7527">03-5253-7527</a>	<a href="tel:03-5253-7777">03-5253-7777</a>																																										
	FAX	<a href="tel:03-5253-7537">03-5253-7537</a>	<a href="tel:03-5253-7553">03-5253-7553</a>																																										
消防防災無線	電話	<a href="tel:9-90-49013">9-90-49013</a>	<a href="tel:9-90-49102">9-90-49102</a>																																										
	FAX	<a href="tel:9-90-49033">9-90-49033</a>	<a href="tel:9-90-49036">9-90-49036</a>																																										
地域衛星通信ネットワーク	電話	<a href="tel:87-048-500-90-43422">87-048-500-90-43422</a>	<a href="tel:87-048-500-90-49102">87-048-500-90-49102</a>																																										
	FAX	<a href="tel:87-048-500-90-49033">87-048-500-90-49033</a>	<a href="tel:87-048-500-90-49036">87-048-500-90-49036</a>																																										

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																								
95 96	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第3節 被害状況等収集報告計画 第4款 決壊等の通報</p> <p>風水害等により堤防その他の施設が決壊し、又は決壊のおそれが生じた場合は直ちに次の機関等に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="326 546 1261 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所</td> <td>電話 751-1111(代)</td> <td>伝令</td> <td>FAX 751-8004</td> </tr> <tr> <td>中央地区対策部</td> <td>電話 758-0103</td> <td>〃</td> <td>FAX 757-1227</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>電話 757-8623</td> <td>〃</td> <td>FAX 757-6429</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部</td> <td>電話 759-6901</td> <td>〃</td> <td>FAX 759-6934</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部</td> <td>電話 798-1280</td> <td>〃</td> <td>FAX 798-1281</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部</td> <td>電話 798-0770</td> <td>〃</td> <td>FAX 798-0771</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部</td> <td>電話 792-4951</td> <td>〃</td> <td>FAX 792-4952</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部</td> <td>電話 793-0011</td> <td>〃</td> <td>FAX 793-3438</td> </tr> <tr> <td>東谷地区対策部</td> <td>電話 794-1006</td> <td>〃</td> <td>FAX 794-1006</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>電話 794-9090</td> <td>〃</td> <td>FAX 794-9099</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。</p>	連絡先	連絡方法		備考	第1通信連絡	第2通信連絡	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004	中央地区対策部	電話 758-0103	〃	FAX 757-1227	南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429	明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934	清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281	けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771	緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952	多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438	東谷地区対策部	電話 794-1006	〃	FAX 794-1006	北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 情報収集・伝達計画 第3節 被害状況等収集報告計画 第4款 決壊等の通報</p> <p>風水害等により堤防その他の施設が決壊し、又は決壊のおそれが生じた場合は直ちに次の機関等に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="1528 546 2463 1228"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所</td> <td>電話 751-1111(代)</td> <td>伝令</td> <td>FAX 751-8004</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>電話 757-8623</td> <td>〃</td> <td>FAX 757-6429</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部</td> <td>電話 759-6901</td> <td>〃</td> <td>FAX 759-6934</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部</td> <td>電話 798-1280</td> <td>〃</td> <td>FAX 798-1281</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部</td> <td>電話 798-0770</td> <td>〃</td> <td>FAX 798-0771</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部</td> <td>電話 792-4951</td> <td>〃</td> <td>FAX 792-4952</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部</td> <td>電話 793-0011</td> <td>〃</td> <td>FAX 793-3438</td> </tr> <tr> <td>東谷地区対策部</td> <td>電話 <b>794-0004</b></td> <td>〃</td> <td>FAX <b>794-0226</b></td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>電話 794-9090</td> <td>〃</td> <td>FAX 794-9099</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。</p>	連絡先	連絡方法		備考	第1通信連絡	第2通信連絡	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004	南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429	明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934	清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281	けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771	緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952	多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438	東谷地区対策部	電話 <b>794-0004</b>	〃	FAX <b>794-0226</b>	北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p> <p>所管課からの意見に伴う修正</p>
連絡先	連絡方法		備考																																																																																								
	第1通信連絡	第2通信連絡																																																																																									
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004																																																																																								
中央地区対策部	電話 758-0103	〃	FAX 757-1227																																																																																								
南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429																																																																																								
明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934																																																																																								
清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281																																																																																								
けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771																																																																																								
緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952																																																																																								
多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438																																																																																								
東谷地区対策部	電話 794-1006	〃	FAX 794-1006																																																																																								
北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099																																																																																								
連絡先	連絡方法		備考																																																																																								
	第1通信連絡	第2通信連絡																																																																																									
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004																																																																																								
南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429																																																																																								
明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934																																																																																								
清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281																																																																																								
けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771																																																																																								
緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952																																																																																								
多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438																																																																																								
東谷地区対策部	電話 <b>794-0004</b>	〃	FAX <b>794-0226</b>																																																																																								
北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099																																																																																								

頁	修正前	修正後	根拠																																																																		
104 106	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第2款 兵庫県への応援要請  [緊急対策支援要請系統] (兵庫県地域防災計画による)	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第2款 兵庫県への応援要請  [緊急対策支援要請系統] (兵庫県地域防災計画による)	県地域防災計画修正に基づく修正																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支援要請系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>物資のあっせん</td> <td>関係団体 近畿経済産業局 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>保健師・栄養士等 保健関係者の派遣</td> <td>健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 近隣府県 ← 健康福祉事務所 ← 川西市 全国都道府県(厚生労働省) ← 各市保健所設置市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬品の供給</td> <td>厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 川西市 ← 各医療機関 医薬品卸業協会 ←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター ← 薬務課 ← 川西市 各医療機関</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>建設資機材等のあっせん</td> <td>建設業協会 ← 建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災宅地危険度判定 士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災建築物応急危険 度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急仮設住宅の建設 支援</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公営住宅への一時入 居</td> <td>各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 川西市</td> </tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支援要請系統	災害対策本部事務局	物資のあっせん	関係団体 近畿経済産業局 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市		食料の調達・あっせん	農林水産省 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市	健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 近隣府県 ← 健康福祉事務所 ← 川西市 全国都道府県(厚生労働省) ← 各市保健所設置市		医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 川西市 ← 各医療機関 医薬品卸業協会 ←		血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 川西市 各医療機関	県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部		被災宅地危険度判定 士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市		被災建築物応急危険 度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市		応急仮設住宅の建設 支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市		公営住宅への一時入 居	各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 川西市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支援要請系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>物資のあっせん</td> <td>関係団体 国(緊急災害対策本部) ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省 政策統括官 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>保健師・栄養士等 保健関係者の派遣</td> <td>健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 川西市 各市保健所設置市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬品の供給</td> <td>厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 医薬品卸業協会 ← 各医療機関</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 各医療機関</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>建設資機材等のあっせん</td> <td>建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災宅地危険度判定 士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災建築物応急危険 度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公営住宅への一時入 居</td> <td>各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 阪神北県民局・宝塚土木事務所 ← 川西市</td> </tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支援要請系統	災害対策本部事務局	物資のあっせん	関係団体 国(緊急災害対策本部) ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市		食料の調達・あっせん	農林水産省 政策統括官 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市	健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 川西市 各市保健所設置市		医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 医薬品卸業協会 ← 各医療機関		血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 各医療機関	県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部		被災宅地危険度判定 士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市		被災建築物応急危険 度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市		応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市		公営住宅への一時入 居	各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 阪神北県民局・宝塚土木事務所 ← 川西市	
部	要請事項	支援要請系統																																																																			
災害対策本部事務局	物資のあっせん	関係団体 近畿経済産業局 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市																																																																			
	食料の調達・あっせん	農林水産省 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市																																																																			
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 近隣府県 ← 健康福祉事務所 ← 川西市 全国都道府県(厚生労働省) ← 各市保健所設置市																																																																			
	医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 川西市 ← 各医療機関 医薬品卸業協会 ←																																																																			
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 川西市 各医療機関																																																																			
県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部																																																																			
	被災宅地危険度判定 士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市																																																																			
	被災建築物応急危険 度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市																																																																			
	応急仮設住宅の建設 支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市																																																																			
	公営住宅への一時入 居	各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 川西市																																																																			
部	要請事項	支援要請系統																																																																			
災害対策本部事務局	物資のあっせん	関係団体 国(緊急災害対策本部) ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市																																																																			
	食料の調達・あっせん	農林水産省 政策統括官 協定業者 ← 総合農政課・消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 川西市																																																																			
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 県内市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 川西市 各市保健所設置市																																																																			
	医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 医薬品卸業協会 ← 各医療機関																																																																			
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 川西市 各医療機関																																																																			
県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 川西市 警察本部																																																																			
	被災宅地危険度判定 士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 川西市																																																																			
	被災建築物応急危険 度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 川西市																																																																			
	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 川西市																																																																			
	公営住宅への一時入 居	各市町 他府県 ← 住宅管理課 ← 阪神北県民局・宝塚土木事務所 ← 川西市																																																																			

頁	修正前	修正後	根拠																																				
107 108	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第3款 他市町への応援要請	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第3款 他市町への応援要請	災害時応援協定の新規締結による修正																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動の相互応援に関する協定書</td> <td>阪神7市1町</td> <td>災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援</td> <td>対策部 消防部</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>神奈川県南足柄市</td> <td>食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等</td> <td>対策部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	阪神7市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	対策部 消防部	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動の相互応援に関する協定書</td> <td>阪神7市1町</td> <td>災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援</td> <td>総合政策部 総務部 消防本部</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>神奈川県南足柄市</td> <td>食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等</td> <td>総合政策部 総務部</td> </tr> <tr> <td>新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定</td> <td>大阪府高槻市・大阪府茨木市・大阪府箕面市・大阪府池田市</td> <td>新名神高速道路における火災、救急事故及び救助事故等の相互応援</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定</td> <td>神戸市・宝塚市・西宮市・三田市・猪名川町</td> <td>新名神高速道路における消防業務の相互応援</td> <td>消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	阪神7市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	総合政策部 総務部 消防本部	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	総合政策部 総務部	新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定	大阪府高槻市・大阪府茨木市・大阪府箕面市・大阪府池田市	新名神高速道路における火災、救急事故及び救助事故等の相互応援	消防本部	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	神戸市・宝塚市・西宮市・三田市・猪名川町	新名神高速道路における消防業務の相互応援	消防本部					
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																				
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	阪神7市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	対策部 消防部																																				
災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部																																				
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																				
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	阪神7市1町	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援	総合政策部 総務部 消防本部																																				
災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	総合政策部 総務部																																				
新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定	大阪府高槻市・大阪府茨木市・大阪府箕面市・大阪府池田市	新名神高速道路における火災、救急事故及び救助事故等の相互応援	消防本部																																				
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	神戸市・宝塚市・西宮市・三田市・猪名川町	新名神高速道路における消防業務の相互応援	消防本部																																				
108 110	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第4款 防災関係機関等への応援要請	第3編 災害応急対策計画 第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第4款 防災関係機関等への応援要請	災害時応援協定の新規締結による修正																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常災害時における医療業務協定</td> <td>一般社団法人川西市医師会</td> <td>医療業務の実施</td> <td>対策部</td> </tr> <tr> <td>緊急時における生活物資の確保に関する協定</td> <td>生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>物資部</td> </tr> <tr> <td>災害時における支援協力に関する協定書</td> <td>イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>物資部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	医療業務の実施	対策部	緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友	食料・生活物資の確保及び供給	物資部	災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	物資部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常災害時における医療業務協定</td> <td>一般社団法人川西市医師会</td> <td>医療業務の実施</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>緊急時における生活物資の確保に関する協定</td> <td>生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友林株式会社</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>市民環境部</td> </tr> <tr> <td>災害時における支援協力に関する協定書</td> <td>イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>市民環境部</td> </tr> <tr> <td>川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）</td> <td>学校法人平成医療学園宝塚医療大学</td> <td>災害時用備蓄品の保管スペースの提供</td> <td>市民環境部</td> </tr> </tbody> </table> <p>宝塚医療大学との協定は、包括連携協定の連携項目の一つ。</p>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	医療業務の実施	総務部	緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友林株式会社	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部	災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部	川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部	
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																				
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	医療業務の実施	対策部																																				
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友	食料・生活物資の確保及び供給	物資部																																				
災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	物資部																																				
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																				
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	医療業務の実施	総務部																																				
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ株式会社ダイエー株式会社阪食合同会社西友林株式会社	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部																																				
災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部																																				
川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協力に関する協定（ ）	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供	市民環境部																																				

頁	修正前	修正後	根拠
162	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画</p> <p>〔避難計画の体系〕</p> <pre> graph TD     A[災害発生] -- "(避難所開設)" --- B[災害対策本部]     A -- "(自主避難)" --- C[警戒区域の設定 避難の勧告指示]     B -- "報告" --- D[知事]     B -- "通告" --- E[警察署等]     C -- "(自主避難)" --- F[避難誘導]     F --&gt; G[指定緊急避難場所 一時避難場所 学校の校庭 公園 広場等]     F --&gt; H[指定避難所]     G -.-&gt; I[避難場所の 安全確認]     H -.-&gt; I     I --&gt; J[避難場所が安全な場合]     I --&gt; K[避難場所が危険な場合]     J -- "帰宅可" --- L[自宅等]     J -- "帰宅不可" --- M[避難所で避難を継続]     K -- "帰宅可" --- N[自宅等]     K -- "帰宅不可" --- O[収容可能な避難場所へ移動]     O -- "帰宅可" --- N     O -- "帰宅不可" --- M     M -- "特別な配慮が必要と される要配慮者" --- P[福祉避難所で避難を継続] </pre>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画</p> <p>〔避難計画の体系〕</p> <pre> graph TD     A[災害発生] -- "(避難所開設)" --- B[災害対策本部]     A -- "(自主避難)" --- C[警戒区域の設定 避難の勧告指示]     B -- "報告" --- D[知事]     B -- "通告" --- E[警察署等]     C -- "(自主避難)" --- F[避難誘導]     F --&gt; G[指定緊急避難場所 一時避難場所 学校の校庭 公園 広場等]     F --&gt; H[指定避難所]     G -.-&gt; I[避難場所の 安全確認]     H -.-&gt; I     I --&gt; J[避難場所が安全な場合]     I --&gt; K[避難場所が危険な場合]     J -- "帰宅可" --- L[自宅等]     J -- "帰宅不可" --- M[避難所で避難を継続]     K -- "帰宅可" --- N[自宅等]     K -- "帰宅不可" --- O[収容可能な避難場所へ移動]     O -- "帰宅可" --- N     O -- "帰宅不可" --- M     M -- "特別な配慮が必要と される要配慮者" --- P[福祉避難所で避難を継続]          subgraph RedBox1 [立ち退き避難 が危険な場合]         R1[立ち退き避難 ・指定避難所等への退避 ・近隣のより安全な建物への 緊急的な退避]     end          subgraph RedBox2 [屋内安全確保]         R2[屋内安全確保 ・浸水の危険性が低い上階 ・がけ崩れが及びにくい上階の がけから遠い部屋]     end          F --&gt; R1     F --&gt; R2 </pre>	



頁	修正前	修正後	根拠
166	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画</p> <p>5 勧告・指示の伝達</p> <p>(1) 避難勧告、指示の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、防災行政無線の放送、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホームページ、広報車、消防機関によるサイレンの吹鳴などのほか、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行う。併せて、瞬時に情報を発信する防災行政無線を整備し、運用を開始する。</p> <p>なお、要配慮者への伝達は、十分な配慮を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じ独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所との「一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定」により、一庫ダム管理所が設置している警報設備のスピーカーを用いて音声放送を行うものとする。</p> <p>(2) 放送機関に対し、災害対策基本法第57条（通信設備の優先利用等）に基づき、当該避難勧告、指示の内容についてやむを得ない場合を除き県を通じて放送を要請する。</p> <p>(3) 必要に応じ個別訪問を実施し、勧告、指示の徹底を図る。</p> <p>[伝達経路]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画</p> <p>5 勧告・指示の伝達</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、防災行政無線の放送、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホームページ、<u>市公式 Facebook ページ</u>、<u>広報車</u>、消防機関によるサイレンの吹鳴などの<u>あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。</u> <u>また、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行う。</u> なお、要配慮者への伝達は、十分な配慮を行うものとする。</p> <p>(2) 放送機関に対し、災害対策基本法第57条（通信設備の優先利用等）に基づき、当該<u>避難勧告等</u>の内容についてやむを得ない場合を除き、県を通じて放送を要請する。</p> <p>(3) <u>必要に応じ、次の災害時応援協定締結団体に放送要請等を行う。</u> <u>ア 「一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定」に基づき、一庫ダム管理所が設置している警報設備のスピーカーを用いた音声放送を要請する。</u> <u>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所との協定については「付録編 付録 - 30」のとおり。</u> <u>イ 「災害時等の緊急放送に関する協定」に基づき、ケーブルテレビでの放送を要請する。</u> <u>株式会社ジェイコムウエスト及び株式会社ジュピターテレコムとの協定については「付録編 付録 - 50」のとおり。</u> <u>ウ 「災害時における情報発信等に関する協定」に基づき利用できるブログ・アプリ等を活用し、情報伝達を行う。</u> <u>ヤフー株式会社との協定については「付録編 付録 - 60」のとおり。</u></p> <p>(4) 自主防災組織には、上記による情報伝達のほか、一斉FAX、メール等による情報伝達を行う。また、必要に応じて地域団体の連絡網を活用する。</p> <p>(5) 浸水想定区域内に位置する地下街等、浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設には、上記による情報伝達のほか、一斉FAX若しくは電話による情報伝達を行う。</p> <p>(6) 必要に応じ個別訪問を実施し、<u>避難勧告等</u>の徹底を図る。</p>	

頁	修正前	修正後	根拠
166		<p>[伝達経路]</p> <p>6 <u>自主避難者への対応</u>  <u>避難勧告等を発令していない段階で、市民から自主的に避難所への避難の申出があった場合、災害の状況(気象条件)、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案した上で、適切な避難所を開設し、原則として受け入れを行う。</u>  <u>その際、身の回り品、寝具、防寒具、当面の食糧等を持参するよう要請する。</u></p>	<p><u>新規記載</u></p>

頁	修正前	修正後	根拠
167 168	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第3款 避難誘導</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 避難誘導に当たっては警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て組織的な避難誘導を図るほか、平時から避難経路の安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、可能な限り自主防災組織等地域住民の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 避難誘導を担当する地区対策総括部、福祉部の職員は、地域の避難場所と避難経路を把握し、特に福祉部は避難行動要支援者の名簿を作成し、所在を把握しておく。</p> <p>(4) あらかじめ予定していた避難所が危険と判断されるとき、又は到達が困難なときは、近くの公園、広場等に一時避難し、安全を確認したのち移動する。</p> <p>(5) 避難は原則として徒歩とする。 ただし、歩行困難者等にあつては、自動車等を適宜使用する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第3款 避難誘導</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 避難誘導に当たっては警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て組織的な避難誘導を図るほか、平時から避難経路の安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、可能な限り自主防災組織等地域住民の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 避難誘導を担当する教育委員会、福祉部、健康増進部の職員は、地域の避難場所と避難経路を把握し、特に福祉部は避難行動要支援者の名簿を作成し、所在を把握しておく。</p> <p>(4) あらかじめ予定していた避難所が危険と判断されるとき、又は到達が困難なときは、近くの公園、広場等に一時避難し、安全を確認したのち移動する。</p> <p>(5) 避難は原則として徒歩とする。 ただし、歩行困難者等にあつては、自動車等を適宜使用する。</p> <p><u>(6) 避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合などやむを得ない場合は、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待機等の安全確保措置を講ずる。</u></p>	<p>県地域防災計画に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
169 170	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所開設にあたっては、原則として公共施設を第一に避難所として開設することとし、被害状況からさらに避難所開設が必要な場合は、協定に基づき民間施設を避難所として開設することとする。</p> <p>(2) 避難勧告、指示を行った場合、又は自主的に避難を開始した場合は、担当職員を派遣し、速やかに避難所を開設する。</p> <p>(3) 避難所の開設にあたっては、当該施設が安全であることを確認して開設する。</p> <p>(4) 災害発生直後の開設は、地区対策総括部長、各地区対策部長の判断において避難所を開設する。</p> <p>(5) 避難所の開設については、施設管理者の協力を得て開設する。 ただし、緊急を要する場合は、地区対策総括部長、各地区対策部長の判断において開設し、この旨を速やかに施設管理者に連絡する。</p> <p>(6) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難者の状況把握に努める。また、地区対策総括部長を経由し、避難所名、避難者数（乳幼児、高齢者、身体障がい者等の内訳を含む。）及びその他必要事項を対策部へ報告する。 なお、報告様式については「様式編 様式 - 19～22」のとおり。</p> <p>(7) 避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や道路の途絶による孤立が長く続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>(8) 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることとし、不足する場合には、他都市への避難を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第3款 避難誘導</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設にあたっては、原則として公共施設を第一に避難所として開設する。被害状況からさらに避難所開設が必要な場合は、<u>「災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定書」「災害発生時における避難路及び避難所開設に係る協定書」「災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定書」</u>に基づき民間施設等を避難所として開設することとする。 <u>学校法人東洋食品工業短期大学、財団法人東洋食品研究所、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、学校法人雲雀丘学園、学校法人大阪青山大学、東洋ゴム工業株式会社、川西都市開発株式会社、西方寺との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</u></p> <p>(2) 避難勧告等を発令する場合、又は自主的に避難を開始した場合は、担当職員を派遣し、速やかに避難所を開設する。</p> <p>(3) 避難所の開設にあたっては、当該施設が安全であることを確認して開設する。</p> <p>(4) 災害発生直後の開設は、<u>教育推進部長</u>、各地区対策班長の判断において避難所を開設する。</p> <p>(5) 避難所の開設については、施設管理者の協力を得て開設する。 ただし、緊急を要する場合は、<u>教育推進部長</u>、各地区対策班長の判断において開設し、この旨を速やかに施設管理者に連絡する。</p> <p>(6) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難者の状況把握に努める。<u>責任者は教育委員会事務局</u>を経由し、避難所名、避難者数（乳幼児、高齢者、身体障がい者等の内訳を含む。）及びその他必要事項を<u>総務部</u>へ報告する。 なお、報告様式については「様式編 様式 - 19～22」のとおり。</p> <p>(7) 避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や道路の途絶による孤立が長く続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>(8) 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることとし、不足する場合には、他都市への避難を行うこととする。</p>	字句修正

頁	修正前	修正後	根拠
170 171	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所全体の管理及び運営は地区対策総括部が行う。 ↳ (省略)</p> <p>(7)</p> <p>(8) 地区対策総括部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行う。なお、食糧については、アレルギー等に注意を払う。</p> <p>(9) 避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者がおり、福祉避難所の設置が求められる場合は、福祉部庶務班へ当該避難者の状況を伝え、福祉避難所の設置を要請する。</p> <p>(10) 避難所における家庭動物の収容については、原則として屋外にスペースを確保することとする。</p> <p>(11) 避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予想される場合は、避難所の統廃合を行うこととする。また、県と協議して設置期間を定め応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。</p> <p>(12) 避難所において避難者が皆無となった時点で避難所を閉所し、原状回復を行う。</p> <p>(13) その他、避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営ガイドライン」に基づく避難所運営マニュアルにより迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て要配慮者に配慮するなど円滑に運営する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所全体の管理及び運営は教育委員会事務局が行う。</p> <p>(2) ↳ (省略)</p> <p>(7)</p> <p>(8) 教育推進部長、各地区対策班長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行う。なお、食糧については、アレルギー等に注意を払う。</p> <p>(9) 避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者は、必要に応じて福祉避難室に収容する。福祉避難室では生活が困難である場合は、福祉部庶務班へ当該避難者の状況を伝え、福祉避難所の設置を要請する。</p> <p>(10) 愛玩動物の避難所への同行避難については、飼い主の責任において、平時からの災害時に備えたしつけや備蓄品（ケージ、食糧等）の確保、健康管理等を行い、避難所における適切な管理を行う。 <u>また、原則として、避難所の居室部分への持ち込みは禁止とする。</u></p> <p>(11) 避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予想される場合は、避難所の統廃合を行うこととする。また、県と協議して設置期間を定め応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。</p> <p>(12) 避難所において避難者が皆無となった時点で避難所を閉所し、原状回復を行う。</p> <p>(13) その他、避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営ガイドライン」に基づく避難所運営マニュアルにより迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て要配慮者に配慮するなど円滑に運営する。</p>	字句修正

頁	修正前	修正後	根拠
171	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>3 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 指定避難所が開設され、避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者がおり、福祉避難所の設置を災害対策本部が必要と判断した場合、福祉部庶務班から「福祉避難所の設置運営に関する協定書」「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書」を締結している施設管理者へ連絡し、福祉避難所を設置する。</p> <p>(2) 福祉避難所の開設は、施設管理者から当該施設が安全であることを確認し受入れ体制が整った旨の連絡を受けて開設する。</p> <p>(3) 福祉避難所を開設した場合は、避難所ごとに責任者を決め、速やかに避難者の状況把握に努める。責任者は避難者数、及びその他必要事項を対策部へ報告する。</p> <p>なお、報告様式については「様式編 様式19～22」のとおり。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>3 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 指定避難所が開設され、避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者がおり、福祉避難所の設置を災害対策本部が必要と判断した場合、福祉部庶務班から「福祉避難所の設置運営に関する協定書」「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書」を締結している施設管理者へ連絡し、福祉避難所を開設する。 <u>市社会福祉協議会との覚書については「付録編 付録-54」のとおり。</u> <u>社会福祉法人4団体との協定については「付録編 付録-58」のとおり。</u></p> <p>(2) 福祉避難所の開設は、施設管理者から当該施設が安全であることを確認し受入れ体制が整った旨の連絡を受けて開設する。</p> <p>(3) 福祉避難所を開設した場合は、避難所ごとに責任者を決め、速やかに避難者の状況把握に努める。責任者は<u>福祉部庶務班を経由し</u>、避難者数及びその他必要事項を<u>総務部</u>へ報告する。</p> <p>なお、報告様式については「様式編 様式19～22」のとおり。</p>	字句修正
172	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>5 一時避難場所</p> <p>地域の自治会や自主防災会などが、災害時の危険を回避するため一時的に避難する場所として地域の広場や公園等屋外空間、自治会館等を充てる。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>5 一時避難場所</p> <p>地域の自治会や自主防災会などが<u>指定する</u>、災害時に危険を回避するため一時的に避難する場所として、地域の広場や公園等屋外空間、自治会館等を充てる。 <u>本市は、一時避難場所を指定した地域の自治会や自主防災会などに対し、要望に応じて、一時避難場所標識を交付する。</u> <u>標識を交付した一時避難場所については「資料編 資料-34」のとおり。</u></p>	字句修正
173 、 175	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>指定避難所及び指定緊急避難場所（平成29年4月現在） （以下、省略）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>指定避難所及び指定緊急避難場所（平成<u>30</u>年4月現在） （以下、省略 修正内容は「資料2-1」のとおり）</p>	時点修正

頁	修正前	修正後	根拠																																										
177	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第2節 給水計画 第1款 応急給水</p> <p>災害により飲料水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。なお、本給水計画に記載がない詳細事項については、市上下水道局で策定している「川西市上下水道危機管理行動指針」に基づき対応する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第2節 給水計画 第1款 応急給水</p> <p>災害により飲料水、<b>生活用水</b>を得ることができない者に対する飲料水、<b>生活用水</b>の供給は、本計画の定めるところによる。なお、本給水計画に記載がない詳細事項については、市上下水道局で策定している「川西市上下水道危機管理行動指針」に基づき対応する。</p>	生活用水に関する記載の追加																																										
179 180	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第3節 食糧供給計画 第1款 食糧の供給</p> <p>(省略)</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="240 1077 1377 1749"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合 コープこうべ</td> <td>宝塚市売布 2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社 ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町 1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町 2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友 川西店 多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目 1-108</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール 株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江 1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合 コープこうべ	宝塚市売布 2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社 ダイエー	大阪府吹田市江坂町 1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町 2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目 1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	イオンリテール 株式会社	大阪府大阪市福島区海老江 1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第3節 食糧供給計画 第1款 食糧の供給</p> <p>(省略)</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="1448 1077 2585 1749"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合 コープこうべ</td> <td>宝塚市売布 2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-<b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856-<b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社 ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町 1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町 2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友 川西店 多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目 1-108</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール 株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江 1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合 コープこうべ	宝塚市売布 2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856- <b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856- <b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社 ダイエー	大阪府吹田市江坂町 1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町 2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目 1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	イオンリテール 株式会社	大阪府大阪市福島区海老江 1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	関係機関からの意見に基づく修正
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																											
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																											
生活協同組合 コープこうべ	宝塚市売布 2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき																																											
株式会社 ダイエー	大阪府吹田市江坂町 1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																											
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町 2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																											
合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目 1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																											
イオンリテール 株式会社	大阪府大阪市福島区海老江 1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																											
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																											
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																											
生活協同組合 コープこうべ	宝塚市売布 2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856- <b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856- <b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき																																											
株式会社 ダイエー	大阪府吹田市江坂町 1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																											
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町 2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																											
合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目 1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																											
イオンリテール 株式会社	大阪府大阪市福島区海老江 1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																											

頁	修正前	修正後	根拠
182	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第1款 物資の供給</p> <p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。</p> <p>なお、本計画に記載がない詳細事項については、「食糧・物資供給マニュアル」に基づき対応する。</p> <p>〔物資調達、供給体系〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第1款 物資の供給</p> <p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。</p> <p>なお、本計画に記載がない詳細事項については、「食糧・物資供給マニュアル」に基づき対応する。</p> <p>〔物資調達、供給体系〕</p> <p><u>(仮称)出在家健幸公園は平成30年10月供用開始予定。</u> それまでは、総合体育館を一時保管・集積場所とする。</p>	<p>災害時応援協定の新規締結等による修正</p>



頁	修正前	修正後	根拠																																																
182 183	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第1款 物資の供給</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第1款 物資の供給</p>	<p>災害時応援協定の新規締結等による修正</p>																																																
	<p>物資の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄物資を優先的にこれを使用する。また、備蓄のないもの及び不足するものについては購入するとともに、必要があると判断する時は対策部を通じて兵庫県等に対し救援物資の供給を要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき物資の確保と安定供給など物資調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友、イオンリテール株式会社との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p>	<p>物資の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄物資を優先的に使用する。また、備蓄のないもの及び不足するものについては購入するとともに、必要があると判断する時は<b>総務部</b>を通じて兵庫県等に対し救援物資の供給を要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「<b>災害時におけるダンボール製品の確保に関する協定</b>」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき物資の確保と安定供給など物資調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友、<b>セッツカートン株式会社</b>、イオンリテール株式会社、<b>林株式会社</b>との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p>																																																	
	<p>応援協定締結団体</p>	<p>応援協定締結団体</p>																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友 川西店 多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-<b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856-<b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友 川西店 多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td><b>セッツカートン株式会社</b></td> <td><b>伊丹市東有岡5丁目33番地</b></td> <td><b>電話 782-6701 FAX 772-1682</b></td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> <tr> <td><b>林株式会社</b></td> <td><b>川西市下加茂1丁目579-1</b></td> <td><b>電話 072-759-7151 FAX 072-759-6350</b></td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856- <b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856- <b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	<b>セッツカートン株式会社</b>	<b>伊丹市東有岡5丁目33番地</b>	<b>電話 782-6701 FAX 772-1682</b>	イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	<b>林株式会社</b>	<b>川西市下加茂1丁目579-1</b>	<b>電話 072-759-7151 FAX 072-759-6350</b>	
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																																	
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																																	
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき																																																	
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																																	
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																																	
合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																																	
イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																																	
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																																	
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																																	
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856- <b>1310</b> (ネットワーク推進 統括) FAX 078-856- <b>1227</b> (ネットワーク推進 統括) 第一地区活動本部が不通のとき																																																	
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																																	
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																																	
合同会社西友 川西店 多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-108	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																																	
<b>セッツカートン株式会社</b>	<b>伊丹市東有岡5丁目33番地</b>	<b>電話 782-6701 FAX 772-1682</b>																																																	
イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																																	
<b>林株式会社</b>	<b>川西市下加茂1丁目579-1</b>	<b>電話 072-759-7151 FAX 072-759-6350</b>																																																	

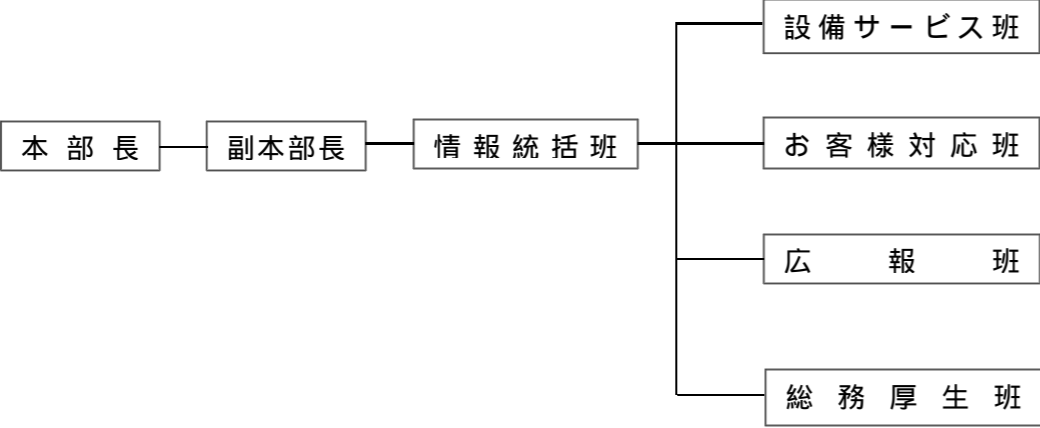
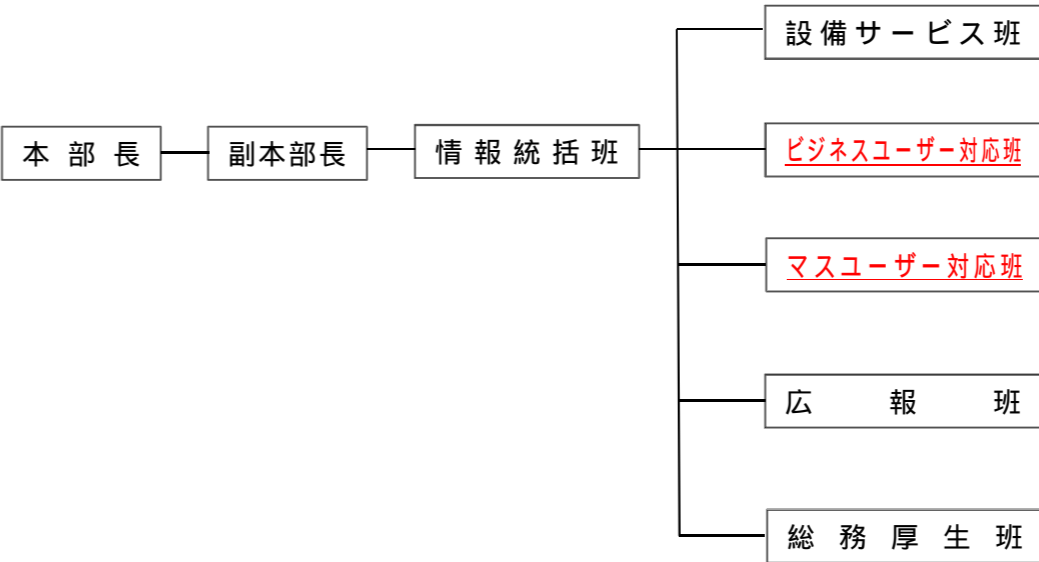
頁	修正前	修正後	根拠																																																																																
184	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第3款 救援物資の受入れ</p> <p>災害時に一般住民、企業、団体等から拋出された救援物資が本市に搬入された場合は受入日時、場所、担当者、物資の内容及び数量、送り主、搬入手段、搬入同行者及び人員等を記録するなど取扱いには十分注意する。 また、救援物資の一時保管・集積場所は原則として総合体育館を充てる。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第4節 物資供給計画 第3款 救援物資の受入れ</p> <p>災害時に企業、団体等から拋出された救援物資が本市に搬入された場合は受入日時、場所、担当者、物資の内容及び数量、送り主、搬入手段、搬入同行者及び人員等を記録するなど取扱いには十分注意する。 また、救援物資の一時保管・集積場所は原則として(仮称)出在家健幸公園を充てる。</p>	市の施策展開に伴う修正																																																																																
205	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第7節 救助・救急計画 第2款 救急医療活動</p> <p>2 救急医療体制 (1) (省略) (2) 救護所の設置等 ア (省略) イ (省略) ウ 救護所の設置場所、収容人数 救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき又は施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。</p> <table border="1" data-bbox="261 1297 1347 1831"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東谷公民館</td> <td>川西市見野2丁目21-11</td> <td>794-0004</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>北陵公民館</td> <td>川西市丸山台1丁目5-2</td> <td>794-9090</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>多田公民館</td> <td>川西市多田院1丁目5-1</td> <td>793-0011</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>緑台公民館</td> <td>川西市向陽台1丁目6-38</td> <td>792-4951</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>清和台公民館</td> <td>川西市清和台西3丁目1-7</td> <td>798-1280</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>けやき坂公民館</td> <td>川西市けやき坂2丁目63-1</td> <td>798-0770</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>明峰公民館</td> <td>川西市萩原台西3丁目282-11</td> <td>759-6901</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>川西市丸の内町5-1</td> <td>758-0103</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>川西南公民館</td> <td>川西市久代3丁目16-29</td> <td>757-8623</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)中央公民館は、平成30年10月以降 建物使用不可。 緑台公民館は、平成30年秋以降 耐震化工事を予定。</p>	施設名	所在地	電話番号	収容人数	東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人	北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人	多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人	緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人	清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人	けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人	明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人	中央公民館	川西市丸の内町5-1	758-0103	160人	川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人	<p>第3編 災害応急対策計画 第9章 救援・救護活動計画 第7節 救助・救急計画 第2款 救急医療活動</p> <p>2 救急医療体制 (1) (省略) (2) 救護所の設置等 ア (省略) イ (省略) ウ 救護所の設置場所、収容人数 救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき又は施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。</p> <table border="1" data-bbox="1460 1297 2546 1831"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東谷公民館</td> <td>川西市見野2丁目21-11</td> <td>794-0004</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>北陵公民館</td> <td>川西市丸山台1丁目5-2</td> <td>794-9090</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>多田公民館</td> <td>川西市多田院1丁目5-1</td> <td>793-0011</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>緑台公民館</td> <td>川西市向陽台1丁目6-38</td> <td>792-4951</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>清和台公民館</td> <td>川西市清和台西3丁目1-7</td> <td>798-1280</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>けやき坂公民館</td> <td>川西市けやき坂2丁目63-1</td> <td>798-0770</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>明峰公民館</td> <td>川西市萩原台西3丁目282-11</td> <td>759-6901</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>川西市丸の内町5-1</td> <td>758-0103</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>川西南公民館</td> <td>川西市久代3丁目16-29</td> <td>757-8623</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)中央公民館は、平成30年10月以降 建物使用不可。 緑台公民館は、平成30年秋以降 耐震化工事を予定。</p>	施設名	所在地	電話番号	収容人数	東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人	北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人	多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人	緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人	清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人	けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人	明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人	中央公民館	川西市丸の内町5-1	758-0103	160人	川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人	所管課の意見に基づく修正
施設名	所在地	電話番号	収容人数																																																																																
東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人																																																																																
北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人																																																																																
多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人																																																																																
緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人																																																																																
清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人																																																																																
けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人																																																																																
明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人																																																																																
中央公民館	川西市丸の内町5-1	758-0103	160人																																																																																
川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人																																																																																
施設名	所在地	電話番号	収容人数																																																																																
東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人																																																																																
北陵公民館	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人																																																																																
多田公民館	川西市多田院1丁目5-1	793-0011	50人																																																																																
緑台公民館	川西市向陽台1丁目6-38	792-4951	150人																																																																																
清和台公民館	川西市清和台西3丁目1-7	798-1280	70人																																																																																
けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人																																																																																
明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	759-6901	180人																																																																																
中央公民館	川西市丸の内町5-1	758-0103	160人																																																																																
川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人																																																																																

頁	修正前	修正後	根拠
205	<p>第3編 災害応急対策計画  第9章 救援・救護活動計画  第10節 感染症対策・衛生計画  第3款 愛玩動物の収容対策</p> <p>被災し、放浪する犬猫等をはじめ避難所における愛玩動物の状況を獣医師会及び動物愛護団体などによる動物救護本部や動物愛護センターへ必要に応じ情報提供を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第9章 救援・救護活動計画  第10節 感染症対策・衛生計画  第3款 愛玩動物の収容対策</p> <p><u>兵庫県と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している獣医師会及び動物愛護団体などが連携して、動物救援本部を設置し、愛玩動物の収容対策等を実施する。</u></p> <p><u>市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるように必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ情報を提供する。</u></p> <p><u>愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</u></p> <p><b>【動物救援本部の活動内容】</b></p> <p><u>(1) 飼養されている動物に対する餌の配布</u>  <u>(2) 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡</u>  <u>(3) 放浪動物の収容・保管・譲渡</u>  <u>(4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡</u>  <u>(5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供</u>  <u>(6) 動物に関する相談の実施 等</u></p>	<p>県地域防災計画に基づく記載の追加</p>

頁	修正前	修正後	根拠
211	<p>第3編 災害応急対策計画  第10章 要配慮者対策計画  第3節 安否確認と避難誘導の実施  第2款 避難行動要支援者の被害状況の把握</p> <p>継地域の避難支援等関係者や自主防災組織、自治会等の避難支援団体等を通じて、各地域の避難行動要支援者の被災状況を把握する。</p> <p>また、社会福祉施設及び福祉避難所としている施設の被害や負傷者等の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等を確認する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第10章 要配慮者対策計画  第3節 安否確認と避難誘導の実施  第2款 避難行動要支援者の被害状況の把握</p> <p>地域の避難支援等関係者や自主防災組織、自治会等の避難支援団体、<u>地域包括支援センター</u>等を通じて、各地域の避難行動要支援者の被災状況を把握する。</p> <p>また、社会福祉施設及び福祉避難所としている施設の被害や負傷者等の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等を確認する。</p>	所管課の意見に基づく修正
212	<p>第3編 災害応急対策計画  第10章 要配慮者対策計画  第4節 要配慮者のニーズの把握  第1款 要配慮者のニーズの把握</p> <p>継続的に安否を確認するとともに、関係機関等も通じてニーズの把握や、情報の収集に努める。また、避難所においては、避難所の管理責任者と協力し状況把握に努め、被災者台帳を作成して整理する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第10章 要配慮者対策計画  第4節 要配慮者のニーズの把握  第2款 要配慮者のニーズの把握</p> <p>継続的に安否を確認するとともに、関係機関<u>や地域包括支援センター</u>等も通じてニーズの把握や、情報の収集に努める。また、避難所においては、避難所の管理責任者と協力し状況把握に努め、被災者台帳を作成して整理する。</p>	所管課の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	根拠
216	<p>第3編 災害応急対策計画  第11章 災害廃棄物等処理計画  第1節 災害廃棄物処理計画  第1款 災害廃棄物対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理  災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積する為の仮置場として、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。  最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、近隣市町等に応援を要請する。近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を要請する。  さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。  「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。</p> <p>2 損壊家屋等の解体処理処分  損壊家屋等については、危険性、公共性に配慮するとともに、環境保全に留意して、解体撤去、処理処分を計画的に行う。  解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第11章 災害廃棄物等処理計画  第1節 災害廃棄物処理計画  第1款 災害廃棄物対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理  災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積する為の仮置場として、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。  最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、近隣市町等に応援を要請する。近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、<u>公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用または</u>県に処理に関する事務委託を要請する。  さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、<u>公益財団法人ひょうご環境創造協会及び</u>県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。  「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。</p> <p>2 損壊家屋等の解体処理処分  損壊家屋等については、危険性、公共性に配慮するとともに、環境保全に留意して、解体撤去、処理処分を計画的に行う。  <u>その際、粉じんや石綿の飛散防止対策に努めることとする。</u>  解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。</p>	<p>県地域防災計画修正に基づく修正</p> <p>石綿飛散防止対策の新規記載</p>

頁	修正前	修正後	根拠
219	<p>第3編 災害応急対策計画  第11章 災害廃棄物等処理計画  第2節 清掃計画  第1款 ごみ処理対策</p> <p>1 ごみの収集・運搬  (1) ごみ収集運搬は現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、不足する場合は近隣市町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき、対策を講じる。  近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を要請する。  さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。  ごみ収集運搬車両の現況については「資料編 資料 - 26」のとおり。  「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。  川西市清掃事業協同組合との協定については「付録編 付録 - 29」のとおり。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第11章 災害廃棄物等処理計画  第1節 清掃計画  第1款 ごみ処理対策</p> <p>1 ごみの収集・運搬  (1) ごみ収集運搬は現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、不足する場合は近隣市町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき、対策を講じる。  近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、<u>公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用または</u>県に処理に関する事務委託を要請する。  さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、<u>公益財団法人ひょうご環境創造協会及び</u>県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。  ごみ収集運搬車両の現況については「資料編 資料 - 26」のとおり。  「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。  川西市清掃事業協同組合との協定については「付録編 付録 - 29」のとおり。</p>	<p>県地域防災計画修正に基づく修正</p>
231	<p>第3編 災害応急対策計画  第13章 交通輸送計画  第2節 輸送計画  第3款 ヘリコプターによる緊急輸送</p> <p>2 派遣要請手続  (1) 知事への要請  県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課に手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を兵庫県（消防課）に提出する。  ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。</p> <p>(2) 連絡先  要請の連絡先は次のとおり。  昼間(8:45～17:30)  電話会議システム  夜間(17:30～翌朝8:45)・休日  神戸市消防警防部司令課 TEL 078-331-0986  FAX 078-325-8529</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第13章 交通輸送計画  第2節 輸送計画  第3款 ヘリコプターによる緊急輸送</p> <p>2 派遣要請手続  (1) 知事への要請  県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課に手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を兵庫県（消防課）に提出する。  ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。</p> <p>(2) 連絡先  要請の連絡先は次のとおり。  昼間(8:45～17:30)  電話会議システム  夜間(17:30～翌朝8:45)・休日  神戸市消防局警防部司令課 TEL 078-331-0986  FAX 078-325-8529</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
250 251	<p>第3編 災害応急対策計画 第14章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>3 災害対策本部の組織及び所掌事項</p>  <p>所掌事項</p> <p>情報統括部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡室及び災害対策室の設置、運営、調整</li> <li>・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う</li> </ul> <p>設備サービス班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施</li> </ul> <p>お客様対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(ビジネスユーザー班)・法人ユーザーへのAMの対応</li> <li>・(マスマユーザー班)・マスマユーザー対応・被災地域での広報活動、特設公衆電話の接地場所検討</li> </ul> <p>広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道対応</li> </ul> <p>総務厚生班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援</li> </ul>	<p>第3編 災害応急対策計画 第14章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>3 災害対策本部の組織及び所掌事項</p>  <p>所掌事項</p> <p>情報統括班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡室及び災害対策室の設置、運営、調整</li> <li>・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う</li> </ul> <p>設備サービス班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施</li> </ul> <p>ビジネスユーザー対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人ユーザーへのAM対応</li> </ul> <p>マスマユーザー対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスマユーザー対応・被災地域での広報活動・特設公衆電話の設置場所の検討</li> </ul> <p>広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道対応</li> </ul> <p>総務厚生班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援</li> </ul>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

川西市地域防災計画（資料編・様式編・付録編）  
新旧対照表



頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																								
5	<p>資料 - 7 大規模宅地造成の現況</p> <table border="1" data-bbox="252 331 1216 1444"> <thead> <tr> <th>企業者名(団地名)</th> <th>造成面積</th> <th>造成完了面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進和不動産(株) (清和台)</td> <td>172.3 ha</td> <td>172.3 ha</td> <td>完成</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社 (阪急日生ニュータウン)</td> <td>115.6</td> <td>115.6</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>(株)西洋環境開発 (多田グリーンハイツ)</td> <td>230.0</td> <td>230.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>能勢電鉄(株) (鶯の森住宅地)</td> <td>20.2</td> <td>20.2</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>大和団地(株) (第1期、第2期 阪急北ネオポリス)</td> <td>160.0</td> <td>160.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>東急不動産(株) (萩原台)</td> <td>49.0</td> <td>49.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>フジタ工業(株) (藤ヶ丘)</td> <td>42.0</td> <td>42.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>(株)大林組 (鷹尾山けやき坂)</td> <td>131.0</td> <td>131.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>(株)浅沼組 (第3期阪急北ネオポリス)</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>三菱地所 (鶯ヶ丘住宅地)</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>都市再生機構 (南野坂)</td> <td>22.8</td> <td>22.8</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>ステラヒルス*特定目的会社(( 仮称)NISステラヒルス 川西)</td> <td>76.2</td> <td>0</td> <td>造成中</td> </tr> </tbody> </table>	企業者名(団地名)	造成面積	造成完了面積	備考	進和不動産(株) (清和台)	172.3 ha	172.3 ha	完成	日本生命保険相互会社 (阪急日生ニュータウン)	115.6	115.6	"	(株)西洋環境開発 (多田グリーンハイツ)	230.0	230.0	"	能勢電鉄(株) (鶯の森住宅地)	20.2	20.2	"	大和団地(株) (第1期、第2期 阪急北ネオポリス)	160.0	160.0	"	東急不動産(株) (萩原台)	49.0	49.0	"	フジタ工業(株) (藤ヶ丘)	42.0	42.0	"	(株)大林組 (鷹尾山けやき坂)	131.0	131.0	"	(株)浅沼組 (第3期阪急北ネオポリス)	12.8	12.8	"	三菱地所 (鶯ヶ丘住宅地)	12.8	12.8	"	都市再生機構 (南野坂)	22.8	22.8	"	ステラヒルス*特定目的会社(( 仮称)NISステラヒルス 川西)	76.2	0	造成中	<p>資料 - 7 大規模宅地造成の現況</p> <table border="1" data-bbox="1478 331 2442 1444"> <thead> <tr> <th>企業者名(団地名)</th> <th>造成面積</th> <th>造成完了面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進和不動産(株) (清和台)</td> <td>172.3 ha</td> <td>172.3 ha</td> <td>完成</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社 (阪急日生ニュータウン)</td> <td>115.6</td> <td>115.6</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>(株)西洋環境開発 (多田グリーンハイツ)</td> <td>230.0</td> <td>230.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>能勢電鉄(株) (鶯の森住宅地)</td> <td>20.2</td> <td>20.2</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>大和団地(株) (第1期、第2期 阪急北ネオポリス)</td> <td>160.0</td> <td>160.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>東急不動産(株) (萩原台)</td> <td>49.0</td> <td>49.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>フジタ工業(株) (藤ヶ丘)</td> <td>42.0</td> <td>42.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>(株)大林組 (鷹尾山けやき坂)</td> <td>131.0</td> <td>131.0</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>(株)浅沼組 (第3期阪急北ネオポリス)</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>三菱地所 (鶯ヶ丘住宅地)</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>都市再生機構 (南野坂)</td> <td>22.8</td> <td>22.8</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>(株)近畿興産 (仮称)川西市東畦野 土地事業計画)</td> <td>76.2</td> <td>0</td> <td>造成中</td> </tr> </tbody> </table>	企業者名(団地名)	造成面積	造成完了面積	備考	進和不動産(株) (清和台)	172.3 ha	172.3 ha	完成	日本生命保険相互会社 (阪急日生ニュータウン)	115.6	115.6	"	(株)西洋環境開発 (多田グリーンハイツ)	230.0	230.0	"	能勢電鉄(株) (鶯の森住宅地)	20.2	20.2	"	大和団地(株) (第1期、第2期 阪急北ネオポリス)	160.0	160.0	"	東急不動産(株) (萩原台)	49.0	49.0	"	フジタ工業(株) (藤ヶ丘)	42.0	42.0	"	(株)大林組 (鷹尾山けやき坂)	131.0	131.0	"	(株)浅沼組 (第3期阪急北ネオポリス)	12.8	12.8	"	三菱地所 (鶯ヶ丘住宅地)	12.8	12.8	"	都市再生機構 (南野坂)	22.8	22.8	"	(株)近畿興産 (仮称)川西市東畦野 土地事業計画)	76.2	0	造成中	<p>所管課からの 意見に基づく 修正</p>
企業者名(団地名)	造成面積	造成完了面積	備考																																																																																																								
進和不動産(株) (清和台)	172.3 ha	172.3 ha	完成																																																																																																								
日本生命保険相互会社 (阪急日生ニュータウン)	115.6	115.6	"																																																																																																								
(株)西洋環境開発 (多田グリーンハイツ)	230.0	230.0	"																																																																																																								
能勢電鉄(株) (鶯の森住宅地)	20.2	20.2	"																																																																																																								
大和団地(株) (第1期、第2期 阪急北ネオポリス)	160.0	160.0	"																																																																																																								
東急不動産(株) (萩原台)	49.0	49.0	"																																																																																																								
フジタ工業(株) (藤ヶ丘)	42.0	42.0	"																																																																																																								
(株)大林組 (鷹尾山けやき坂)	131.0	131.0	"																																																																																																								
(株)浅沼組 (第3期阪急北ネオポリス)	12.8	12.8	"																																																																																																								
三菱地所 (鶯ヶ丘住宅地)	12.8	12.8	"																																																																																																								
都市再生機構 (南野坂)	22.8	22.8	"																																																																																																								
ステラヒルス*特定目的会社(( 仮称)NISステラヒルス 川西)	76.2	0	造成中																																																																																																								
企業者名(団地名)	造成面積	造成完了面積	備考																																																																																																								
進和不動産(株) (清和台)	172.3 ha	172.3 ha	完成																																																																																																								
日本生命保険相互会社 (阪急日生ニュータウン)	115.6	115.6	"																																																																																																								
(株)西洋環境開発 (多田グリーンハイツ)	230.0	230.0	"																																																																																																								
能勢電鉄(株) (鶯の森住宅地)	20.2	20.2	"																																																																																																								
大和団地(株) (第1期、第2期 阪急北ネオポリス)	160.0	160.0	"																																																																																																								
東急不動産(株) (萩原台)	49.0	49.0	"																																																																																																								
フジタ工業(株) (藤ヶ丘)	42.0	42.0	"																																																																																																								
(株)大林組 (鷹尾山けやき坂)	131.0	131.0	"																																																																																																								
(株)浅沼組 (第3期阪急北ネオポリス)	12.8	12.8	"																																																																																																								
三菱地所 (鶯ヶ丘住宅地)	12.8	12.8	"																																																																																																								
都市再生機構 (南野坂)	22.8	22.8	"																																																																																																								
(株)近畿興産 (仮称)川西市東畦野 土地事業計画)	76.2	0	造成中																																																																																																								

頁	修正前	修正後	根拠																																																				
7	<p>資料 - 9 既成危険宅地等</p> <table border="1" data-bbox="252 359 1222 1346"> <thead> <tr> <th>所 在</th> <th>予想される危険・被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花屋敷山手町1番地内</td> <td>崖面崩壊・家屋倒壊</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ丘1丁目1番地・火打2丁目3番地内</td> <td>崖面崩壊・家屋損壊</td> </tr> <tr> <td>鷺の森町3番地内</td> <td>石積、擁壁の崩壊・家屋倒壊</td> </tr> <tr> <td>鷺の森町11番地内</td> <td>擁壁の崩壊・家屋倒壊</td> </tr> <tr> <td>鼓が滝3丁目16番地内</td> <td>崖面崩壊・家屋倒壊</td> </tr> <tr> <td>鼓が滝3丁目26番地内</td> <td>崖面崩壊・家屋倒壊</td> </tr> <tr> <td>平野1丁目27番地内</td> <td>崖面崩壊・家屋倒壊</td> </tr> <tr> <td>東畦野山手1丁目10番地内</td> <td>崖面、擁壁崩壊・家屋倒壊</td> </tr> <tr> <td>東畦野山手1丁目20番地内</td> <td>擁壁倒壊・家屋損壊</td> </tr> <tr> <td>矢問1丁目5番地内</td> <td>擁壁倒壊・家屋損壊</td> </tr> <tr> <td>花屋敷1丁目20番地内</td> <td>擁壁倒壊・家屋損壊</td> </tr> <tr> <td>新田3丁目4番地内</td> <td>崖面の崩壊・家屋の損壊</td> </tr> </tbody> </table>	所 在	予想される危険・被害	花屋敷山手町1番地内	崖面崩壊・家屋倒壊	霞ヶ丘1丁目1番地・火打2丁目3番地内	崖面崩壊・家屋損壊	鷺の森町3番地内	石積、擁壁の崩壊・家屋倒壊	鷺の森町11番地内	擁壁の崩壊・家屋倒壊	鼓が滝3丁目16番地内	崖面崩壊・家屋倒壊	鼓が滝3丁目26番地内	崖面崩壊・家屋倒壊	平野1丁目27番地内	崖面崩壊・家屋倒壊	東畦野山手1丁目10番地内	崖面、擁壁崩壊・家屋倒壊	東畦野山手1丁目20番地内	擁壁倒壊・家屋損壊	矢問1丁目5番地内	擁壁倒壊・家屋損壊	花屋敷1丁目20番地内	擁壁倒壊・家屋損壊	新田3丁目4番地内	崖面の崩壊・家屋の損壊	<p>資料 - 9 既成危険宅地等</p> <table border="1" data-bbox="1478 359 2448 1346"> <thead> <tr> <th>所 在</th> <th>予想される危険・被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花屋敷山手町1番地内</td> <td>崖面<del>の</del>崩壊・家屋<del>の</del>倒壊</td> </tr> <tr> <td>鷺の森町3番地内</td> <td>崖面<del>の</del>崩壊・家屋<del>の</del>倒壊・はね出し部の崩壊</td> </tr> <tr> <td>鷺の森町3番地内</td> <td>擁壁<del>の</del>倒壊・土留<del>の</del>倒壊</td> </tr> <tr> <td>鷺の森町11番地内</td> <td>はね出し部の崩壊・玉石積の崩壊・上下部の家屋<del>の</del>倒壊</td> </tr> <tr> <td>鼓が滝3丁目16番地内</td> <td>法面<del>の</del>崩壊・土砂の流出</td> </tr> <tr> <td>鼓が滝3丁目26番地内</td> <td>崖面<del>の</del>崩壊</td> </tr> <tr> <td>平野1丁目27番地内</td> <td>崖面<del>の</del>崩壊・家屋<del>の</del>倒壊</td> </tr> <tr> <td>新田3丁目4番地内</td> <td>崖面の崩壊・土留<del>の</del>倒壊・家屋の損壊</td> </tr> <tr> <td>東畦野山手1丁目20番地内</td> <td>擁壁<del>の</del>倒壊・家屋<del>の</del>損壊</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ丘1丁目1番地・火打2丁目3番地内</td> <td>崖面<del>の</del>崩壊・家屋<del>の</del>損壊</td> </tr> <tr> <td>矢問1丁目5番地内</td> <td>擁壁<del>の</del>倒壊・家屋<del>の</del>損壊</td> </tr> <tr> <td>花屋敷1丁目20番地内</td> <td>擁壁<del>の</del>倒壊・家屋<del>の</del>損壊</td> </tr> </tbody> </table>	所 在	予想される危険・被害	花屋敷山手町1番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊・家屋 <del>の</del> 倒壊	鷺の森町3番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊・家屋 <del>の</del> 倒壊・はね出し部の崩壊	鷺の森町3番地内	擁壁 <del>の</del> 倒壊・土留 <del>の</del> 倒壊	鷺の森町11番地内	はね出し部の崩壊・玉石積の崩壊・上下部の家屋 <del>の</del> 倒壊	鼓が滝3丁目16番地内	法面 <del>の</del> 崩壊・土砂の流出	鼓が滝3丁目26番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊	平野1丁目27番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊・家屋 <del>の</del> 倒壊	新田3丁目4番地内	崖面の崩壊・土留 <del>の</del> 倒壊・家屋の損壊	東畦野山手1丁目20番地内	擁壁 <del>の</del> 倒壊・家屋 <del>の</del> 損壊	霞ヶ丘1丁目1番地・火打2丁目3番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊・家屋 <del>の</del> 損壊	矢問1丁目5番地内	擁壁 <del>の</del> 倒壊・家屋 <del>の</del> 損壊	花屋敷1丁目20番地内	擁壁 <del>の</del> 倒壊・家屋 <del>の</del> 損壊	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
所 在	予想される危険・被害																																																						
花屋敷山手町1番地内	崖面崩壊・家屋倒壊																																																						
霞ヶ丘1丁目1番地・火打2丁目3番地内	崖面崩壊・家屋損壊																																																						
鷺の森町3番地内	石積、擁壁の崩壊・家屋倒壊																																																						
鷺の森町11番地内	擁壁の崩壊・家屋倒壊																																																						
鼓が滝3丁目16番地内	崖面崩壊・家屋倒壊																																																						
鼓が滝3丁目26番地内	崖面崩壊・家屋倒壊																																																						
平野1丁目27番地内	崖面崩壊・家屋倒壊																																																						
東畦野山手1丁目10番地内	崖面、擁壁崩壊・家屋倒壊																																																						
東畦野山手1丁目20番地内	擁壁倒壊・家屋損壊																																																						
矢問1丁目5番地内	擁壁倒壊・家屋損壊																																																						
花屋敷1丁目20番地内	擁壁倒壊・家屋損壊																																																						
新田3丁目4番地内	崖面の崩壊・家屋の損壊																																																						
所 在	予想される危険・被害																																																						
花屋敷山手町1番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊・家屋 <del>の</del> 倒壊																																																						
鷺の森町3番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊・家屋 <del>の</del> 倒壊・はね出し部の崩壊																																																						
鷺の森町3番地内	擁壁 <del>の</del> 倒壊・土留 <del>の</del> 倒壊																																																						
鷺の森町11番地内	はね出し部の崩壊・玉石積の崩壊・上下部の家屋 <del>の</del> 倒壊																																																						
鼓が滝3丁目16番地内	法面 <del>の</del> 崩壊・土砂の流出																																																						
鼓が滝3丁目26番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊																																																						
平野1丁目27番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊・家屋 <del>の</del> 倒壊																																																						
新田3丁目4番地内	崖面の崩壊・土留 <del>の</del> 倒壊・家屋の損壊																																																						
東畦野山手1丁目20番地内	擁壁 <del>の</del> 倒壊・家屋 <del>の</del> 損壊																																																						
霞ヶ丘1丁目1番地・火打2丁目3番地内	崖面 <del>の</del> 崩壊・家屋 <del>の</del> 損壊																																																						
矢問1丁目5番地内	擁壁 <del>の</del> 倒壊・家屋 <del>の</del> 損壊																																																						
花屋敷1丁目20番地内	擁壁 <del>の</del> 倒壊・家屋 <del>の</del> 損壊																																																						

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																																				
13 ~ 15	資料 - 1 1 土砂災害警戒区域	資料 - 1 1 土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の新規指定に伴う修正																																																																																																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>清和台東(2) (118000017)</td><td>川西市清和台東1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>清和台東(1) (118000018)</td><td>川西市清和台東1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>多田院 (118000036)</td><td>川西市多田院西2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>けやき坂(2) (118000037)</td><td>川西市けやき坂5丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>若宮 (118000040)</td><td>川西市若宮</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>新田 (118000041)</td><td>川西市新田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>平野(4) (118000042)</td><td>川西市平野1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>西多田 (118000043)</td><td>川西市西多田1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>矢問(1) (118000044)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>矢問(2) (118000045)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>萩原(2) (118000057)</td><td>川西市萩原2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>西ヶ峰 (118000087)</td><td>川西市石道</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>西畦野 (118000088)</td><td>川西市西畦野</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>虫生大畑(1) (118000089)</td><td>川西市虫生</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>虫生大畑(2) (118000090)</td><td>川西市虫生</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>清和台東(2) (118000091)</td><td>川西市清和台東3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>水戸口(1) (118000092)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>水戸口(2) (118000093)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>水戸口(3) (118000094)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>新田(2) (118000099)</td><td>川西市新田2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>新田(3) (118000100)</td><td>川西市新田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>東多田 (118000101)</td><td>川西市東多田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象の種類				清和台東(2) (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	清和台東(1) (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊				多田院 (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊	けやき坂(2) (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊	若宮 (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	新田 (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊	平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊	西多田 (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	矢問(1) (118000044)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	矢問(2) (118000045)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊				萩原(2) (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊				西ヶ峰 (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊	西畦野 (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊	虫生大畑(1) (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	虫生大畑(2) (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	清和台東(2) (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊	水戸口(1) (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	水戸口(2) (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	水戸口(3) (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊				新田(2) (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊	新田(3) (118000100)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊	東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象の種類</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>清和台東(2) (118000017)</td><td>川西市清和台東1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>清和台東(1) (118000018)</td><td>川西市清和台東1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>多田院 (118000036)</td><td>川西市多田院西2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>けやき坂(2) (118000037)</td><td>川西市けやき坂5丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>若宮 (118000040)</td><td>川西市若宮</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>新田 (118000041)</td><td>川西市新田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>平野(4) (118000042)</td><td>川西市平野1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>西多田 (118000043)</td><td>川西市西多田1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>矢問(1) (118000044)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>矢問(2) (118000045)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>萩原(2) (118000057)</td><td>川西市萩原2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>西ヶ峰 (118000087)</td><td>川西市石道</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>西畦野 (118000088)</td><td>川西市西畦野</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>虫生大畑(1) (118000089)</td><td>川西市虫生</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>虫生大畑(2) (118000090)</td><td>川西市虫生</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>清和台東(2) (118000091)</td><td>川西市清和台東3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>水戸口(1) (118000092)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>水戸口(2) (118000093)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>水戸口(3) (118000094)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>新田(2) (118000099)</td><td>川西市新田2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">削除</td></tr> <tr><td>東多田 (118000101)</td><td>川西市東多田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象の種類	特別警戒区域					清和台東(2) (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○	清和台東(1) (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○					多田院 (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊	○	けやき坂(2) (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊		若宮 (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○	新田 (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊		平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊		西多田 (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	矢問(1) (118000044)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○	矢問(2) (118000045)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○					萩原(2) (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊	○					西ヶ峰 (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊	○	西畦野 (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊		虫生大畑(1) (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊		虫生大畑(2) (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	○	清和台東(2) (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊		水戸口(1) (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○	水戸口(2) (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○	水戸口(3) (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○					新田(2) (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	削除				東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊		<p>新田(3) (118000100) 削除 (理由) 開発行為により急傾斜地が消滅したため</p>
名称	指定の区域	自然現象の種類																																																																																																																																																																																																					
清和台東(2) (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
清和台東(1) (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
多田院 (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
けやき坂(2) (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
若宮 (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
新田 (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
西多田 (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
矢問(1) (118000044)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
矢問(2) (118000045)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
萩原(2) (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
西ヶ峰 (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
西畦野 (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
虫生大畑(1) (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
虫生大畑(2) (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
清和台東(2) (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
水戸口(1) (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
水戸口(2) (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
水戸口(3) (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
新田(2) (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
新田(3) (118000100)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
名称	指定の区域	自然現象の種類	特別警戒区域																																																																																																																																																																																																				
清和台東(2) (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
清和台東(1) (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
多田院 (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
けやき坂(2) (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
若宮 (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
新田 (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
西多田 (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
矢問(1) (118000044)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
矢問(2) (118000045)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
萩原(2) (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
西ヶ峰 (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
西畦野 (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
虫生大畑(1) (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
虫生大畑(2) (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
清和台東(2) (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					
水戸口(1) (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
水戸口(2) (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
水戸口(3) (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
新田(2) (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																				
削除																																																																																																																																																																																																							
東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																					

頁	修正前			修正後				根拠																																																																																																																																																									
15 ~ 17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象の種類</th> </tr> </thead> </table>			名称	指定の区域	自然現象の種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象の種類</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> </table>				名称	指定の区域	自然現象の種類	特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の新規指定に伴う修正																																																																																																																																																		
	名称	指定の区域	自然現象の種類																																																																																																																																																														
	名称	指定の区域	自然現象の種類	特別警戒区域																																																																																																																																																													
	<table border="1"> <tr> <td>西多田 (118000102)</td> <td>川西市西多田1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>矢問(1) (118000103)</td> <td>川西市矢問1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>若宮井ノ口 (118000104)</td> <td>川西市若宮</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>石道谷2 (218000012)</td> <td>川西市石道</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>大平東谷 (218000016)</td> <td>川西市西多田</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>どんど川 (218000017)</td> <td>川西市西多田</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>湯山台谷1 (218000024)</td> <td>川西市湯山台2丁目</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>芋生谷4 (218000035)</td> <td>川西市芋生</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>多田院谷 (218000036)</td> <td>川西市多田院</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>矢問谷 (218000037)</td> <td>川西市矢問1丁目</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>天神公園谷 (230000145)</td> <td>川西市石道 川辺郡猪名川町差組</td> <td>土石流</td> </tr> </table>			西多田 (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	矢問(1) (118000103)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	若宮井ノ口 (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	~~~~~			石道谷2 (218000012)	川西市石道	土石流	大平東谷 (218000016)	川西市西多田	土石流	どんど川 (218000017)	川西市西多田	土石流	~~~~~			湯山台谷1 (218000024)	川西市湯山台2丁目	土石流	~~~~~			芋生谷4 (218000035)	川西市芋生	土石流	多田院谷 (218000036)	川西市多田院	土石流	矢問谷 (218000037)	川西市矢問1丁目	土石流	~~~~~			天神公園谷 (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組	土石流	<table border="1"> <tr> <td>西多田 (118000102)</td> <td>川西市西多田1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>矢問(1) (118000103)</td> <td>川西市矢問1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>若宮井ノ口 (118000104)</td> <td>川西市若宮</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>石道谷2 (218000012)</td> <td>川西市石道</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大平東谷 (218000016)</td> <td>川西市西多田</td> <td>土石流</td> <td></td> </tr> <tr> <td>どんど川 (218000017)</td> <td>川西市西多田</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>湯山台谷1 (218000024)</td> <td>川西市湯山台2丁目</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>芋生谷4 (218000035)</td> <td>川西市芋生</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>多田院谷 (218000036)</td> <td>川西市多田院</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>矢問谷 (218000037)</td> <td>川西市矢問1丁目</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>天神公園谷 (230000145)</td> <td>川西市石道 川辺郡猪名川町差組</td> <td>土石流</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷(2) (118000038)</u></td> <td><u>川西市柳谷</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂 (118000098)</u></td> <td><u>川西市けやき坂1丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>赤松 (118000116)</u></td> <td><u>川西市赤松</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷 (118000117)</u></td> <td><u>川西市柳谷</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂 (118000118)</u></td> <td><u>川西市けやき坂5丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>水戸口(4) (118000121)</u></td> <td><u>川西市清和台西3丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷(1) (118000122)</u></td> <td><u>川西市けやき坂4丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷(2) (118000123)</u></td> <td><u>川西市けやき坂3丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂谷1 (218000013)</u></td> <td><u>川西市けやき坂3丁目</u></td> <td><u>土石流</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂谷2 (218000014)</u></td> <td><u>川西市けやき坂3丁目</u></td> <td><u>土石流</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂谷3 (218000015)</u></td> <td><u>川西市けやき坂3丁目</u></td> <td><u>土石流</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷川支川3 (218000042)</u></td> <td><u>川西市けやき坂4丁目</u></td> <td><u>土石流</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> </table>				西多田 (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	矢問(1) (118000103)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊		若宮井ノ口 (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○	~~~~~				石道谷2 (218000012)	川西市石道	土石流	○	大平東谷 (218000016)	川西市西多田	土石流		どんど川 (218000017)	川西市西多田	土石流	○	~~~~~				湯山台谷1 (218000024)	川西市湯山台2丁目	土石流	○	~~~~~				芋生谷4 (218000035)	川西市芋生	土石流	○	多田院谷 (218000036)	川西市多田院	土石流	○	矢問谷 (218000037)	川西市矢問1丁目	土石流	○	~~~~~				天神公園谷 (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組	土石流		<u>柳谷(2) (118000038)</u>	<u>川西市柳谷</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂 (118000098)</u>	<u>川西市けやき坂1丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>		<u>赤松 (118000116)</u>	<u>川西市赤松</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>柳谷 (118000117)</u>	<u>川西市柳谷</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂 (118000118)</u>	<u>川西市けやき坂5丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>		<u>水戸口(4) (118000121)</u>	<u>川西市清和台西3丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>柳谷(1) (118000122)</u>	<u>川西市けやき坂4丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>柳谷(2) (118000123)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂谷1 (218000013)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂谷2 (218000014)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂谷3 (218000015)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>		<u>柳谷川支川3 (218000042)</u>	<u>川西市けやき坂4丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>	
	西多田 (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																														
	矢問(1) (118000103)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																														
	若宮井ノ口 (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																														
	~~~~~																																																																																																																																																																
	石道谷2 (218000012)	川西市石道	土石流																																																																																																																																																														
	大平東谷 (218000016)	川西市西多田	土石流																																																																																																																																																														
	どんど川 (218000017)	川西市西多田	土石流																																																																																																																																																														
	~~~~~																																																																																																																																																																
	湯山台谷1 (218000024)	川西市湯山台2丁目	土石流																																																																																																																																																														
	~~~~~																																																																																																																																																																
	芋生谷4 (218000035)	川西市芋生	土石流																																																																																																																																																														
	多田院谷 (218000036)	川西市多田院	土石流																																																																																																																																																														
	矢問谷 (218000037)	川西市矢問1丁目	土石流																																																																																																																																																														
	~~~~~																																																																																																																																																																
	天神公園谷 (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組	土石流																																																																																																																																																														
	西多田 (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																													
	矢問(1) (118000103)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																														
	若宮井ノ口 (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																													
	~~~~~																																																																																																																																																																
	石道谷2 (218000012)	川西市石道	土石流	○																																																																																																																																																													
	大平東谷 (218000016)	川西市西多田	土石流																																																																																																																																																														
どんど川 (218000017)	川西市西多田	土石流	○																																																																																																																																																														
~~~~~																																																																																																																																																																	
湯山台谷1 (218000024)	川西市湯山台2丁目	土石流	○																																																																																																																																																														
~~~~~																																																																																																																																																																	
芋生谷4 (218000035)	川西市芋生	土石流	○																																																																																																																																																														
多田院谷 (218000036)	川西市多田院	土石流	○																																																																																																																																																														
矢問谷 (218000037)	川西市矢問1丁目	土石流	○																																																																																																																																																														
~~~~~																																																																																																																																																																	
天神公園谷 (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組	土石流																																																																																																																																																															
<u>柳谷(2) (118000038)</u>	<u>川西市柳谷</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂 (118000098)</u>	<u>川西市けやき坂1丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																															
<u>赤松 (118000116)</u>	<u>川西市赤松</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>柳谷 (118000117)</u>	<u>川西市柳谷</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂 (118000118)</u>	<u>川西市けやき坂5丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																															
<u>水戸口(4) (118000121)</u>	<u>川西市清和台西3丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>柳谷(1) (118000122)</u>	<u>川西市けやき坂4丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>柳谷(2) (118000123)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂谷1 (218000013)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂谷2 (218000014)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂谷3 (218000015)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>																																																																																																																																																															
<u>柳谷川支川3 (218000042)</u>	<u>川西市けやき坂4丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																																																																								
19 ~ 21	資料 - 1 2 の 1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設  (2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設	資料 - 1 2 の 1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設  (2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設	時点修正																																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="4">~~~~~</td></tr> <tr><td>21</td><td>デイサービス語り家</td><td>川西市小花 1 丁目 12-4</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>22</td><td>ベストエイジング川西能勢口</td><td>川西市栄町 25-1 アステ川西 5 階 502 号</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>23</td><td>ふるさとの家いちじく</td><td>川西市小戸 3 丁目 21-17</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>24</td><td>楽しみやデイサービス川西</td><td>川西市出在家町 18-16</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>25</td><td>リハビリデイサービス nagomi 川西店</td><td>川西市多田桜木 1 丁目 2-15 M Tサンハイム 1 階</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>26</td><td>ポラリスデイサービスセンター多田</td><td>川西市多田桜木 2 丁目 12-6</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>27</td><td>有限会社鼓が滝介護センター</td><td>川西市東多田 1 丁目 3-17</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>28</td><td>デイサービスセンター そらりお畦野</td><td>川西市東畦野 5 丁目 15-31</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center">(新規)</td></tr> <tr><td colspan="4">~~~~~</td></tr> <tr><td>33</td><td>ホームZ</td><td>川西市下加茂 1-1-10</td><td>障害者福祉サービス事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>34</td><td>美園ホーム</td><td>川西市美園町 12-11</td><td>障害者福祉サービス事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>35</td><td>あかねホーム</td><td>川西市東多田 1-5-1</td><td>障害者福祉サービス事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>36</td><td>川西さくら園</td><td>川西市小戸 3-12-10</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>37</td><td>さくらんぼ</td><td>川西市小戸 3-12-10</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>38</td><td>きしゃぼっぼ川西</td><td>川西市出在家町 9-2</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>39</td><td>たち</td><td>川西市鼓が滝 1-2-23-2F</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>40</td><td>児童デイサービスぴのつきお</td><td>川西市東多田 1-25-1</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>41</td><td>やわらキッズ</td><td>川西市東多田 1-3-17</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>42</td><td>Teamきずな</td><td>川西市久代 2-9-1-2F</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center">(新規)</td></tr> <tr><td colspan="4">~~~~~</td></tr> <tr><td>59</td><td>コスモス保育園</td><td>川西市花屋敷 1 丁目 5-12</td><td>児童福祉施設</td></tr> <tr><td>60</td><td>K・Iキッズ保育園</td><td>川西市鼓が滝 1 丁目 4-18</td><td>児童福祉施設</td></tr> <tr><td>61</td><td>保育園 たんぼぼの国</td><td>川西市中央町 6-12</td><td>児童福祉施設</td></tr> <tr><td>62</td><td>Y M C Aかわにし保育園</td><td>川西市小花 1 丁目 4-14</td><td>児童福祉施設</td></tr> <tr><td>63</td><td>栄根おうち保育園</td><td>川西市栄根 2 丁目 6-26</td><td>児童福祉施設</td></tr> </tbody> </table>		名称	住所	施設の区分	~~~~~				21	デイサービス語り家	川西市小花 1 丁目 12-4	通所介護	22	ベストエイジング川西能勢口	川西市栄町 25-1 アステ川西 5 階 502 号	通所介護	23	ふるさとの家いちじく	川西市小戸 3 丁目 21-17	通所介護	24	楽しみやデイサービス川西	川西市出在家町 18-16	通所介護	25	リハビリデイサービス nagomi 川西店	川西市多田桜木 1 丁目 2-15 M Tサンハイム 1 階	通所介護	26	ポラリスデイサービスセンター多田	川西市多田桜木 2 丁目 12-6	通所介護	27	有限会社鼓が滝介護センター	川西市東多田 1 丁目 3-17	通所介護	28	デイサービスセンター そらりお畦野	川西市東畦野 5 丁目 15-31	通所介護	(新規)				~~~~~				33	ホームZ	川西市下加茂 1-1-10	障害者福祉サービス事業の用に供する施設	34	美園ホーム	川西市美園町 12-11	障害者福祉サービス事業の用に供する施設	35	あかねホーム	川西市東多田 1-5-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設	36	川西さくら園	川西市小戸 3-12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設	37	さくらんぼ	川西市小戸 3-12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設	38	きしゃぼっぼ川西	川西市出在家町 9-2	障害児通所支援事業の用に供する施設	39	たち	川西市鼓が滝 1-2-23-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設	40	児童デイサービスぴのつきお	川西市東多田 1-25-1	障害児通所支援事業の用に供する施設	41	やわらキッズ	川西市東多田 1-3-17	障害児通所支援事業の用に供する施設	42	Teamきずな	川西市久代 2-9-1-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設	(新規)				~~~~~				59	コスモス保育園	川西市花屋敷 1 丁目 5-12	児童福祉施設	60	K・Iキッズ保育園	川西市鼓が滝 1 丁目 4-18	児童福祉施設	61	保育園 たんぼぼの国	川西市中央町 6-12	児童福祉施設	62	Y M C Aかわにし保育園	川西市小花 1 丁目 4-14	児童福祉施設	63	栄根おうち保育園	川西市栄根 2 丁目 6-26	児童福祉施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="4">~~~~~</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center">(削除)</td></tr> <tr><td>21</td><td>ベストエイジング川西能勢口</td><td>川西市栄町 25-1 アステ川西 5 階 502 号</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>22</td><td>ふるさとの家いちじく</td><td>川西市小戸 3 丁目 21-17</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>23</td><td>楽しみやデイサービス川西</td><td>川西市出在家町 18-16</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>24</td><td>リハビリデイサービス nagomi 川西店</td><td>川西市多田桜木 1 丁目 2-15 M Tサンハイム 1 階</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>25</td><td>ポラリスデイサービスセンター多田</td><td>川西市多田桜木 2 丁目 12-6</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>26</td><td>有限会社鼓が滝介護センター</td><td>川西市東多田 1 丁目 3-17</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>27</td><td>デイサービスセンター そらりお畦野</td><td>川西市東畦野 5 丁目 15-31</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>28</td><td>デイサービス つどい家</td><td>川西市東畦野 5 丁目 14-8</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td colspan="4">~~~~~</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center">(削除)</td></tr> <tr><td>33</td><td>美園ホーム</td><td>川西市美園町 12-11</td><td>障害者福祉サービス事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>34</td><td>あかねホーム</td><td>川西市東多田 1 丁目 5-1</td><td>障害者福祉サービス事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>35</td><td>川西さくら園</td><td>川西市小戸 3 丁目 12-10</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>36</td><td>さくらんぼ</td><td>川西市小戸 3 丁目 12-10</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>37</td><td>きしゃぼっぼ川西</td><td>川西市出在家町 9-2</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>38</td><td>たち</td><td>川西市鼓が滝 1 丁目 2-23-2F</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>39</td><td>児童デイサービスぴのつきお</td><td>川西市東多田 1 丁目 25-1</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>40</td><td>やわらキッズ</td><td>川西市東多田 1 丁目 3-17</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>41</td><td>Teamきずな</td><td>川西市久代 2 丁目 9-1-2F</td><td>障害児通所支援事業の用に供する施設</td></tr> <tr><td>42</td><td>ふれあいわかば</td><td>川西市小戸 2 丁目 5-11</td><td>地域活動支援センター</td></tr> <tr><td colspan="4">~~~~~</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center">(削除)</td></tr> <tr><td>59</td><td>K・Iキッズ保育園</td><td>川西市鼓が滝 1 丁目 4-18</td><td>児童福祉施設</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center">(削除)</td></tr> <tr><td>60</td><td>Y M C Aかわにし保育園</td><td>川西市小花 1 丁目 4-11-101</td><td>児童福祉施設</td></tr> <tr><td>61</td><td>栄根おうち保育園</td><td>川西市栄根 2 丁目 6-26</td><td>児童福祉施設</td></tr> </tbody> </table>		名称	住所	施設の区分	~~~~~				(削除)				21	ベストエイジング川西能勢口	川西市栄町 25-1 アステ川西 5 階 502 号	通所介護	22	ふるさとの家いちじく	川西市小戸 3 丁目 21-17	通所介護	23	楽しみやデイサービス川西	川西市出在家町 18-16	通所介護	24	リハビリデイサービス nagomi 川西店	川西市多田桜木 1 丁目 2-15 M Tサンハイム 1 階	通所介護	25	ポラリスデイサービスセンター多田	川西市多田桜木 2 丁目 12-6	通所介護	26	有限会社鼓が滝介護センター	川西市東多田 1 丁目 3-17	通所介護	27	デイサービスセンター そらりお畦野	川西市東畦野 5 丁目 15-31	通所介護	28	デイサービス つどい家	川西市東畦野 5 丁目 14-8	通所介護	~~~~~				(削除)				33	美園ホーム	川西市美園町 12-11	障害者福祉サービス事業の用に供する施設	34	あかねホーム	川西市東多田 1 丁目 5-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設	35	川西さくら園	川西市小戸 3 丁目 12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設	36	さくらんぼ	川西市小戸 3 丁目 12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設	37	きしゃぼっぼ川西	川西市出在家町 9-2	障害児通所支援事業の用に供する施設	38	たち	川西市鼓が滝 1 丁目 2-23-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設	39	児童デイサービスぴのつきお	川西市東多田 1 丁目 25-1	障害児通所支援事業の用に供する施設	40	やわらキッズ	川西市東多田 1 丁目 3-17	障害児通所支援事業の用に供する施設	41	Teamきずな	川西市久代 2 丁目 9-1-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設	42	ふれあいわかば	川西市小戸 2 丁目 5-11	地域活動支援センター	~~~~~				(削除)				59	K・Iキッズ保育園	川西市鼓が滝 1 丁目 4-18	児童福祉施設	(削除)				60	Y M C Aかわにし保育園	川西市小花 1 丁目 4-11-101	児童福祉施設	61	栄根おうち保育園	川西市栄根 2 丁目 6-26	児童福祉施設	
	名称	住所	施設の区分																																																																																																																																																																																																																																								
~~~~~																																																																																																																																																																																																																																											
21	デイサービス語り家	川西市小花 1 丁目 12-4	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
22	ベストエイジング川西能勢口	川西市栄町 25-1 アステ川西 5 階 502 号	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
23	ふるさとの家いちじく	川西市小戸 3 丁目 21-17	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
24	楽しみやデイサービス川西	川西市出在家町 18-16	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
25	リハビリデイサービス nagomi 川西店	川西市多田桜木 1 丁目 2-15 M Tサンハイム 1 階	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
26	ポラリスデイサービスセンター多田	川西市多田桜木 2 丁目 12-6	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
27	有限会社鼓が滝介護センター	川西市東多田 1 丁目 3-17	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
28	デイサービスセンター そらりお畦野	川西市東畦野 5 丁目 15-31	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
(新規)																																																																																																																																																																																																																																											
~~~~~																																																																																																																																																																																																																																											
33	ホームZ	川西市下加茂 1-1-10	障害者福祉サービス事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
34	美園ホーム	川西市美園町 12-11	障害者福祉サービス事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
35	あかねホーム	川西市東多田 1-5-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
36	川西さくら園	川西市小戸 3-12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
37	さくらんぼ	川西市小戸 3-12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
38	きしゃぼっぼ川西	川西市出在家町 9-2	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
39	たち	川西市鼓が滝 1-2-23-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
40	児童デイサービスぴのつきお	川西市東多田 1-25-1	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
41	やわらキッズ	川西市東多田 1-3-17	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
42	Teamきずな	川西市久代 2-9-1-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
(新規)																																																																																																																																																																																																																																											
~~~~~																																																																																																																																																																																																																																											
59	コスモス保育園	川西市花屋敷 1 丁目 5-12	児童福祉施設																																																																																																																																																																																																																																								
60	K・Iキッズ保育園	川西市鼓が滝 1 丁目 4-18	児童福祉施設																																																																																																																																																																																																																																								
61	保育園 たんぼぼの国	川西市中央町 6-12	児童福祉施設																																																																																																																																																																																																																																								
62	Y M C Aかわにし保育園	川西市小花 1 丁目 4-14	児童福祉施設																																																																																																																																																																																																																																								
63	栄根おうち保育園	川西市栄根 2 丁目 6-26	児童福祉施設																																																																																																																																																																																																																																								
	名称	住所	施設の区分																																																																																																																																																																																																																																								
~~~~~																																																																																																																																																																																																																																											
(削除)																																																																																																																																																																																																																																											
21	ベストエイジング川西能勢口	川西市栄町 25-1 アステ川西 5 階 502 号	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
22	ふるさとの家いちじく	川西市小戸 3 丁目 21-17	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
23	楽しみやデイサービス川西	川西市出在家町 18-16	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
24	リハビリデイサービス nagomi 川西店	川西市多田桜木 1 丁目 2-15 M Tサンハイム 1 階	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
25	ポラリスデイサービスセンター多田	川西市多田桜木 2 丁目 12-6	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
26	有限会社鼓が滝介護センター	川西市東多田 1 丁目 3-17	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
27	デイサービスセンター そらりお畦野	川西市東畦野 5 丁目 15-31	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
28	デイサービス つどい家	川西市東畦野 5 丁目 14-8	通所介護																																																																																																																																																																																																																																								
~~~~~																																																																																																																																																																																																																																											
(削除)																																																																																																																																																																																																																																											
33	美園ホーム	川西市美園町 12-11	障害者福祉サービス事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
34	あかねホーム	川西市東多田 1 丁目 5-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
35	川西さくら園	川西市小戸 3 丁目 12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
36	さくらんぼ	川西市小戸 3 丁目 12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
37	きしゃぼっぼ川西	川西市出在家町 9-2	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
38	たち	川西市鼓が滝 1 丁目 2-23-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
39	児童デイサービスぴのつきお	川西市東多田 1 丁目 25-1	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
40	やわらキッズ	川西市東多田 1 丁目 3-17	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
41	Teamきずな	川西市久代 2 丁目 9-1-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設																																																																																																																																																																																																																																								
42	ふれあいわかば	川西市小戸 2 丁目 5-11	地域活動支援センター																																																																																																																																																																																																																																								
~~~~~																																																																																																																																																																																																																																											
(削除)																																																																																																																																																																																																																																											
59	K・Iキッズ保育園	川西市鼓が滝 1 丁目 4-18	児童福祉施設																																																																																																																																																																																																																																								
(削除)																																																																																																																																																																																																																																											
60	Y M C Aかわにし保育園	川西市小花 1 丁目 4-11-101	児童福祉施設																																																																																																																																																																																																																																								
61	栄根おうち保育園	川西市栄根 2 丁目 6-26	児童福祉施設																																																																																																																																																																																																																																								

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																		
21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>つくしんぼクラブ</td> <td>川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>めだかクラブ</td> <td>川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>とんぼクラブ</td> <td>川西市多田院1丁目4-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>川西幼稚園</td> <td>川西市小花1丁目16-13 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>68</td> <td>多田幼稚園</td> <td>川西市多田院1丁目4-3 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>69</td> <td>鶴之荘幼稚園</td> <td>川西市小戸1丁目15-13 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>川西小学校</td> <td>川西市栄根1丁目1-1 小学校</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>多田小学校</td> <td>川西市多田院1丁目4-1 小学校</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>医療法人協和会協立病院</td> <td>川西市中央町16-5 病院・診療所</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>医療法人晋真会ペリタス病院</td> <td>川西市新田1丁目2-23 病院・診療所</td> </tr> <tr> <td>74</td> <td>九十九記念病院</td> <td>川西市栄町10-4 病院・診療所</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>医療法人協和会第二協立病院</td> <td>川西市栄町5-28 病院・診療所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	施設の区分	(新規)			64	つくしんぼクラブ	川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	65	めだかクラブ	川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	66	とんぼクラブ	川西市多田院1丁目4-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	(新規)			67	川西幼稚園	川西市小花1丁目16-13 幼稚園	68	多田幼稚園	川西市多田院1丁目4-3 幼稚園	69	鶴之荘幼稚園	川西市小戸1丁目15-13 幼稚園	70	川西小学校	川西市栄根1丁目1-1 小学校	71	多田小学校	川西市多田院1丁目4-1 小学校	72	医療法人協和会協立病院	川西市中央町16-5 病院・診療所	73	医療法人晋真会ペリタス病院	川西市新田1丁目2-23 病院・診療所	74	九十九記念病院	川西市栄町10-4 病院・診療所	75	医療法人協和会第二協立病院	川西市栄町5-28 病院・診療所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>医療法人協和会協立病院附属 保育所わんぱくスクエア</td> <td>川西市火打2丁目1-14シャトー ローズ1F 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>近畿中央ヤクルト川西保育ルーム</td> <td>川西市火打1丁目14-8 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>近畿中央ヤクルト多田保育ルーム</td> <td>川西市東多田3丁目4-3 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>フレッサ保育園</td> <td>川西市火打1丁目10-13 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>保育所かたつむりランド</td> <td>川西市中央町5-3-1F 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>宝塚医療大学附属保育園</td> <td>川西市栄町25番1号 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>68</td> <td>ハートフルキッズ かわにし</td> <td>川西市中央町3-6-1F 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>69</td> <td>つくしんぼクラブ</td> <td>川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>めだかクラブ</td> <td>川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>とんぼクラブ</td> <td>川西市多田院1丁目4-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>学童保育ケティーハウス</td> <td>川西市多田桜木2丁目5-18-3F 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>森っこクラブこどもの家</td> <td>川西市多田桜木2丁目12-6-2F 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>74</td> <td>兵庫県こども家庭センター</td> <td>川西市火打1丁目22-8 児童相談所</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>川西幼稚園</td> <td>川西市小花1丁目16-13 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>多田幼稚園</td> <td>川西市多田院1丁目4-3 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>鶴之荘幼稚園</td> <td>川西市小戸1丁目15-13 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>78</td> <td>川西小学校</td> <td>川西市栄根1丁目1-1 小学校</td> </tr> <tr> <td>79</td> <td>多田小学校</td> <td>川西市多田院1丁目4-1 小学校</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>医療法人協和会協立病院</td> <td>川西市中央町16-5 病院・診療所</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td>医療法人晋真会ペリタス病院</td> <td>川西市新田1丁目2-23 病院・診療所</td> </tr> <tr> <td>82</td> <td>九十九記念病院</td> <td>川西市栄町10-4 病院・診療所</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td>医療法人協和会第二協立病院</td> <td>川西市栄町5-28 病院・診療所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	施設の区分	62	医療法人協和会協立病院附属 保育所わんぱくスクエア	川西市火打2丁目1-14シャトー ローズ1F 児童福祉施設	63	近畿中央ヤクルト川西保育ルーム	川西市火打1丁目14-8 児童福祉施設	64	近畿中央ヤクルト多田保育ルーム	川西市東多田3丁目4-3 児童福祉施設	65	フレッサ保育園	川西市火打1丁目10-13 児童福祉施設	66	保育所かたつむりランド	川西市中央町5-3-1F 児童福祉施設	67	宝塚医療大学附属保育園	川西市栄町25番1号 児童福祉施設	68	ハートフルキッズ かわにし	川西市中央町3-6-1F 児童福祉施設	69	つくしんぼクラブ	川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	70	めだかクラブ	川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	71	とんぼクラブ	川西市多田院1丁目4-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	72	学童保育ケティーハウス	川西市多田桜木2丁目5-18-3F 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	73	森っこクラブこどもの家	川西市多田桜木2丁目12-6-2F 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	74	兵庫県こども家庭センター	川西市火打1丁目22-8 児童相談所	75	川西幼稚園	川西市小花1丁目16-13 幼稚園	76	多田幼稚園	川西市多田院1丁目4-3 幼稚園	77	鶴之荘幼稚園	川西市小戸1丁目15-13 幼稚園	78	川西小学校	川西市栄根1丁目1-1 小学校	79	多田小学校	川西市多田院1丁目4-1 小学校	80	医療法人協和会協立病院	川西市中央町16-5 病院・診療所	81	医療法人晋真会ペリタス病院	川西市新田1丁目2-23 病院・診療所	82	九十九記念病院	川西市栄町10-4 病院・診療所	83	医療法人協和会第二協立病院	川西市栄町5-28 病院・診療所	時点修正
名称	住所	施設の区分																																																																																																																			
(新規)																																																																																																																					
64	つくしんぼクラブ	川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
65	めだかクラブ	川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
66	とんぼクラブ	川西市多田院1丁目4-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
(新規)																																																																																																																					
67	川西幼稚園	川西市小花1丁目16-13 幼稚園																																																																																																																			
68	多田幼稚園	川西市多田院1丁目4-3 幼稚園																																																																																																																			
69	鶴之荘幼稚園	川西市小戸1丁目15-13 幼稚園																																																																																																																			
70	川西小学校	川西市栄根1丁目1-1 小学校																																																																																																																			
71	多田小学校	川西市多田院1丁目4-1 小学校																																																																																																																			
72	医療法人協和会協立病院	川西市中央町16-5 病院・診療所																																																																																																																			
73	医療法人晋真会ペリタス病院	川西市新田1丁目2-23 病院・診療所																																																																																																																			
74	九十九記念病院	川西市栄町10-4 病院・診療所																																																																																																																			
75	医療法人協和会第二協立病院	川西市栄町5-28 病院・診療所																																																																																																																			
名称	住所	施設の区分																																																																																																																			
62	医療法人協和会協立病院附属 保育所わんぱくスクエア	川西市火打2丁目1-14シャトー ローズ1F 児童福祉施設																																																																																																																			
63	近畿中央ヤクルト川西保育ルーム	川西市火打1丁目14-8 児童福祉施設																																																																																																																			
64	近畿中央ヤクルト多田保育ルーム	川西市東多田3丁目4-3 児童福祉施設																																																																																																																			
65	フレッサ保育園	川西市火打1丁目10-13 児童福祉施設																																																																																																																			
66	保育所かたつむりランド	川西市中央町5-3-1F 児童福祉施設																																																																																																																			
67	宝塚医療大学附属保育園	川西市栄町25番1号 児童福祉施設																																																																																																																			
68	ハートフルキッズ かわにし	川西市中央町3-6-1F 児童福祉施設																																																																																																																			
69	つくしんぼクラブ	川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
70	めだかクラブ	川西市栄根1丁目1-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
71	とんぼクラブ	川西市多田院1丁目4-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
72	学童保育ケティーハウス	川西市多田桜木2丁目5-18-3F 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
73	森っこクラブこどもの家	川西市多田桜木2丁目12-6-2F 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
74	兵庫県こども家庭センター	川西市火打1丁目22-8 児童相談所																																																																																																																			
75	川西幼稚園	川西市小花1丁目16-13 幼稚園																																																																																																																			
76	多田幼稚園	川西市多田院1丁目4-3 幼稚園																																																																																																																			
77	鶴之荘幼稚園	川西市小戸1丁目15-13 幼稚園																																																																																																																			
78	川西小学校	川西市栄根1丁目1-1 小学校																																																																																																																			
79	多田小学校	川西市多田院1丁目4-1 小学校																																																																																																																			
80	医療法人協和会協立病院	川西市中央町16-5 病院・診療所																																																																																																																			
81	医療法人晋真会ペリタス病院	川西市新田1丁目2-23 病院・診療所																																																																																																																			
82	九十九記念病院	川西市栄町10-4 病院・診療所																																																																																																																			
83	医療法人協和会第二協立病院	川西市栄町5-28 病院・診療所																																																																																																																			
22	(3) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>こすもすクラブ</td> <td>川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>なでしこクラブ</td> <td>川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>平野幼稚園</td> <td>川西市水明台4丁目4-5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>多田東小学校</td> <td>川西市東多田3丁目21-1 小学校</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>県立川西明峰高等学校</td> <td>川西市萩原台西2丁目324 高等学校</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>医療法人協和会協立温泉病院</td> <td>川西市平野1丁目39-1 病院・診療所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	施設の区分	(新規)			11	こすもすクラブ	川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	12	なでしこクラブ	川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	13	平野幼稚園	川西市水明台4丁目4-5 幼稚園	14	多田東小学校	川西市東多田3丁目21-1 小学校	15	県立川西明峰高等学校	川西市萩原台西2丁目324 高等学校	16	医療法人協和会協立温泉病院	川西市平野1丁目39-1 病院・診療所	(3) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>医療法人協和会協立温泉病院 附属つくんこ保育園</td> <td>川西市平野1丁目39-1 児童福祉施設</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>こすもすクラブ</td> <td>川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>なでしこクラブ</td> <td>川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>平野幼稚園</td> <td>川西市水明台4丁目4-5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>多田東小学校</td> <td>川西市東多田3丁目21-1 小学校</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>県立川西明峰高等学校</td> <td>川西市萩原台西2丁目324 高等学校</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>医療法人協和会協立温泉病院</td> <td>川西市平野1丁目39-1 病院・診療所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	施設の区分	11	医療法人協和会協立温泉病院 附属つくんこ保育園	川西市平野1丁目39-1 児童福祉施設	12	こすもすクラブ	川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	13	なでしこクラブ	川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設	14	平野幼稚園	川西市水明台4丁目4-5 幼稚園	15	多田東小学校	川西市東多田3丁目21-1 小学校	16	県立川西明峰高等学校	川西市萩原台西2丁目324 高等学校	17	医療法人協和会協立温泉病院	川西市平野1丁目39-1 病院・診療所	時点修正																																																																		
名称	住所	施設の区分																																																																																																																			
(新規)																																																																																																																					
11	こすもすクラブ	川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
12	なでしこクラブ	川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
13	平野幼稚園	川西市水明台4丁目4-5 幼稚園																																																																																																																			
14	多田東小学校	川西市東多田3丁目21-1 小学校																																																																																																																			
15	県立川西明峰高等学校	川西市萩原台西2丁目324 高等学校																																																																																																																			
16	医療法人協和会協立温泉病院	川西市平野1丁目39-1 病院・診療所																																																																																																																			
名称	住所	施設の区分																																																																																																																			
11	医療法人協和会協立温泉病院 附属つくんこ保育園	川西市平野1丁目39-1 児童福祉施設																																																																																																																			
12	こすもすクラブ	川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
13	なでしこクラブ	川西市東多田3丁目21-1 放課後児童健全育成事業の用に供する施設																																																																																																																			
14	平野幼稚園	川西市水明台4丁目4-5 幼稚園																																																																																																																			
15	多田東小学校	川西市東多田3丁目21-1 小学校																																																																																																																			
16	県立川西明峰高等学校	川西市萩原台西2丁目324 高等学校																																																																																																																			
17	医療法人協和会協立温泉病院	川西市平野1丁目39-1 病院・診療所																																																																																																																			

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																																																														
22	<p>資料 - 1 3 道路危険箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>危険箇所</th> <th>予想被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県道 川西篠山線</td> <td>多田院西1・2丁目地内 多田大橋～御社橋間</td> <td>路面水没、交通途絶</td> </tr> <tr> <td>石道地内 ゴルフ橋付近</td> <td>路面水没、交通途絶</td> </tr> <tr> <td>石道地内 下の山～西ヶ峰付近</td> <td>路面水没、交通途絶</td> </tr> <tr> <td>国道 477号</td> <td>長尾町地内～東畦野大阪境界付近</td> <td>路肩崩壊、交通途絶</td> </tr> </tbody> </table>	道路名	危険箇所	予想被害	県道 川西篠山線	多田院西1・2丁目地内 多田大橋～御社橋間	路面水没、交通途絶	石道地内 ゴルフ橋付近	路面水没、交通途絶	石道地内 下の山～西ヶ峰付近	路面水没、交通途絶	国道 477号	長尾町地内～東畦野大阪境界付近	路肩崩壊、交通途絶	<p>資料 - 1 3 道路危険箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>危険箇所</th> <th>予想被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市道 川西篠山線</td> <td>多田院西1・2丁目地内 多田大橋～御社橋間</td> <td>路面水没、交通途絶</td> </tr> <tr> <td>石道地内 ゴルフ橋付近</td> <td>路面水没、交通途絶</td> </tr> <tr> <td>石道地内 下の山～西ヶ峰付近</td> <td>路面水没、交通途絶</td> </tr> <tr> <td>国道 477号</td> <td>長尾町地内～東畦野大阪境界付近</td> <td>路肩崩壊、交通途絶</td> </tr> </tbody> </table>	道路名	危険箇所	予想被害	市道 川西篠山線	多田院西1・2丁目地内 多田大橋～御社橋間	路面水没、交通途絶	石道地内 ゴルフ橋付近	路面水没、交通途絶	石道地内 下の山～西ヶ峰付近	路面水没、交通途絶	国道 477号	長尾町地内～東畦野大阪境界付近	路肩崩壊、交通途絶																																																																																																																																																																																																					
道路名	危険箇所	予想被害																																																																																																																																																																																																																															
県道 川西篠山線	多田院西1・2丁目地内 多田大橋～御社橋間	路面水没、交通途絶																																																																																																																																																																																																																															
	石道地内 ゴルフ橋付近	路面水没、交通途絶																																																																																																																																																																																																																															
	石道地内 下の山～西ヶ峰付近	路面水没、交通途絶																																																																																																																																																																																																																															
国道 477号	長尾町地内～東畦野大阪境界付近	路肩崩壊、交通途絶																																																																																																																																																																																																																															
道路名	危険箇所	予想被害																																																																																																																																																																																																																															
市道 川西篠山線	多田院西1・2丁目地内 多田大橋～御社橋間	路面水没、交通途絶																																																																																																																																																																																																																															
	石道地内 ゴルフ橋付近	路面水没、交通途絶																																																																																																																																																																																																																															
	石道地内 下の山～西ヶ峰付近	路面水没、交通途絶																																																																																																																																																																																																																															
国道 477号	長尾町地内～東畦野大阪境界付近	路肩崩壊、交通途絶																																																																																																																																																																																																																															
23	<p>資料 - 1 4 消防車両等配置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両別 所属別</th> <th rowspan="2">普通ポンプ車</th> <th rowspan="2">水槽付ポンプ車</th> <th rowspan="2">はしご車 35m</th> <th rowspan="2">化学車</th> <th rowspan="2">救助工作車</th> <th rowspan="2">救急車</th> <th rowspan="2">指揮車</th> <th rowspan="2">積載車</th> <th rowspan="2">人員搬送車</th> <th rowspan="2">小型動力ポンプ車</th> <th rowspan="2">消防活動二輪車</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>四輪</th> <th>二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南消防署</td> <td>本署</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久代出張所</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北消防署</td> <td>本署</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>清和台出張所</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>多田出張所</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車両別 所属別	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車 35m	化学車	救助工作車	救急車	指揮車	積載車	人員搬送車	小型動力ポンプ車	消防活動二輪車	その他		四輪	二輪	総数	6	3	1	1	2	5	2	2	1	3	1	15	2	本部	1					1			1			9		南消防署	本署	1	1	1		1	2	1		1		2		久代出張所	1			1							1		北消防署	本署	1	1			1	1	1		1	1	1	1	清和台出張所	1				1				1		1	1	多田出張所	1	1				1					1		<p>資料 - 1 4 消防車両等配置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両別 所属別</th> <th rowspan="2">普通ポンプ車</th> <th rowspan="2">水槽付ポンプ車</th> <th rowspan="2">はしご車 35m</th> <th rowspan="2">化学車</th> <th rowspan="2">救助工作車</th> <th rowspan="2">救急車</th> <th rowspan="2">指揮車</th> <th rowspan="2">積載車</th> <th rowspan="2">人員搬送車</th> <th rowspan="2">小型動力ポンプ車</th> <th rowspan="2">消防活動二輪車</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>四輪</th> <th>二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南消防署</td> <td>本署</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久代出張所</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北消防署</td> <td>本署</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>清和台出張所</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>多田出張所</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車両別 所属別	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車 35m	化学車	救助工作車	救急車	指揮車	積載車	人員搬送車	小型動力ポンプ車	消防活動二輪車	その他		四輪	二輪	総数	6	3	1	1	2	6	2	2	1	3	1	17	2	本部	1					1			1			11		南消防署	本署	1	1	1		1	2	1		1		2		久代出張所	1			1							1		北消防署	本署	1	1			1	1	1		1	1	1	1	清和台出張所	1				1	1			1		1	1	多田出張所	1	1				1					1		所管課からの意見に基づく修
車両別 所属別	普通ポンプ車													水槽付ポンプ車	はしご車 35m	化学車	救助工作車	救急車	指揮車	積載車	人員搬送車	小型動力ポンプ車	消防活動二輪車	その他																																																																																																																																																																																																									
		四輪	二輪																																																																																																																																																																																																																														
総数	6	3	1	1	2	5	2	2	1	3	1	15	2																																																																																																																																																																																																																				
本部	1					1			1			9																																																																																																																																																																																																																					
南消防署	本署	1	1	1		1	2	1		1		2																																																																																																																																																																																																																					
	久代出張所	1			1							1																																																																																																																																																																																																																					
北消防署	本署	1	1			1	1	1		1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																				
	清和台出張所	1				1				1		1	1																																																																																																																																																																																																																				
	多田出張所	1	1				1					1																																																																																																																																																																																																																					
車両別 所属別	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車 35m	化学車	救助工作車	救急車	指揮車	積載車	人員搬送車	小型動力ポンプ車	消防活動二輪車	その他																																																																																																																																																																																																																					
												四輪	二輪																																																																																																																																																																																																																				
総数	6	3	1	1	2	6	2	2	1	3	1	17	2																																																																																																																																																																																																																				
本部	1					1			1			11																																																																																																																																																																																																																					
南消防署	本署	1	1	1		1	2	1		1		2																																																																																																																																																																																																																					
	久代出張所	1			1							1																																																																																																																																																																																																																					
北消防署	本署	1	1			1	1	1		1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																				
	清和台出張所	1				1	1			1		1	1																																																																																																																																																																																																																				
	多田出張所	1	1				1					1																																																																																																																																																																																																																					

頁	修正前								修正後								根拠
	資料 - 2 2 消防・救助用資機材								資料 - 2 2 消防・救助用資機材								
種別	所属	総数	南消防署		北消防署			本部	種別	所属	総数	南消防署		北消防署			本部
			本署	久代出張所	本署	清和台出張所	多田出張所					本署	久代出張所	本署	清和台出張所	多田出張所	
消火用機器等	放水砲	1						1	放水砲	1						1	
	ラインプロポーションナー	8	3	2	1	1	1		ラインプロポーションナー	6	2	2	1		1		
	高発泡器	1	1						高発泡器	1	1						
	背負式ポンプ(ジェットシューター)	20	3		13	4			背負式ポンプ(ジェットシューター)	20	3		13	4			
	積載はしご	15	5	3	2	3	2		積載はしご	15	5	3	2	3	2		
	送排風機	3	2			1			送排風機	3	2			1			
	耐熱服	4		2		2			耐熱服	4		2		2			
	耐電服	6	4			2			耐電服	6	4			2			
	化学防護服(防毒衣)	37	10	4	7	9	7		化学防護服(防毒衣)	32	10	4	7	4	7		
救急用機器等	人工そ生器	51	15	2	14	3	13	4	人工そ生器	51	15	2	14	3	13	4	
	自動吸引器	6	2		2		1	1	自動吸引器	6	2		2		1	1	
	血圧計	25	9	1	7	1	6	1	血圧計	25	9	1	7	1	6	1	
	喉頭鏡	21	8	1	5	1	5	1	喉頭鏡	21	8	1	5	1	5	1	
	自動体外式除細動器	16	6	1	4	1	3	1	自動体外式除細動器	16	6	1	4	1	3	1	
	自動式心マッサージ器	1					1		自動式心マッサージ器	1					1		
陸上救助用機器等	患者監視装置	5	2		1		1	1	患者監視装置	5	2		1		1	1	
	エンジンカッター	4	1		1	1	1		エンジンカッター	4	1		1	1	1		
	救命索発射銃	2	1			1			救命索発射銃	2	1			1			
	緩降機	1				1			緩降機	1				1			
	可搬式ウインチ	2	1			1			可搬式ウインチ	2	1			1			
	救助マット	1				1			救助マット	1				1			
	油圧式救助器	3	1			2			油圧式救助器	3	1			2			
	ロープ登はん器	11	6			5			ロープ登はん器	11	6			5			
	空気呼吸器	45	18	6	7	8	6		空気呼吸器	45	18	6	7	8	6		
	予備ボンベ	59	21	3	9	17	9		予備ボンベ	63	18	3	9	24	9		
	酸素呼吸器	5				5			酸素呼吸器	5				5			
	エアージャッキ	2	1			1			エアージャッキ	2	1			1			
	油圧切断機	2	1			1			油圧切断機	2	1			1			
油圧スプレッダー	2	1			1			油圧スプレッダー	2	1			1				
空気鋸	2	1			1			空気鋸	2	1			1				
エアカッター	2	1			1			エアカッター	2	1			1				
防毒マスク	31	10		8	10	3		防毒マスク	31	10		8	10	3			



頁	修正前						修正後						根拠	
	資料 - 28 市所有車両						資料 - 28 市所有車両							
	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途		
45	神戸	301み3721	トヨタ	管財課	普通乗用	本庁地下駐車場	市長車	神戸	301み3721	トヨタ	総務課	普通乗用	本庁舎地下駐車場	特別職車
	神戸	300な6216	トヨタ	管財課	普通乗用	本庁地下駐車場	副市長車	神戸	300な6216	トヨタ	総務課	普通乗用	本庁舎地下駐車場	特別職車
	神戸	301ゆ5835	トヨタ	管財課	普通乗用	本庁地下駐車場	議長車	神戸	301ゆ5835	トヨタ	総務課	普通乗用	本庁舎地下駐車場	特別職車
	神戸	302そ5299	トヨタ	管財課	普通乗用	本庁地下駐車場	共用車	神戸	302そ5299	トヨタ	総務課	普通乗用	本庁舎地下駐車場	特別職車
	神戸	302そ5300	トヨタ	管財課	普通乗用	本庁地下駐車場	共用車	神戸	302そ5300	トヨタ	総務課	普通乗用	本庁舎地下駐車場	特別職車
	神戸	501は 312	トヨタ	管財課	小型乗用	本庁地下駐車場	共用車	神戸	501は 312	トヨタ	総務課	小型乗用	本庁舎地下駐車場	共用車
	神戸	501ふ2629	ニッサン	管財課	小型乗用	本庁地下駐車場	共用車	神戸	501ふ2629	日産	総務課	小型乗用	本庁舎地下駐車場	共用車
	神戸	500ら5625	トヨタ	管財課	小型乗用	本庁地下駐車場	共用車	神戸	500ら5625	トヨタ	総務課	小型乗用	本庁舎地下駐車場	共用車
	神戸	500ら6726	トヨタ	管財課	小型乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	500ら6726	トヨタ	総務課	小型乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	503せ7266	ダイハツ	管財課	小型乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	503せ7266	ダイハツ	総務課	小型乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	501ぬ9280	トヨタ	管財課	小型乗用	本庁地下駐車場	共用車	神戸	501ぬ9280	トヨタ	総務課	小型乗用	本庁舎地下駐車場	共用車
	神戸	400は2802	ニッサン	管財課	小型貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	400は2802	日産	総務課	小型貨物	本庁舎地下駐車場	共用車
	神戸	400に4065	トヨタ	管財課	小型貨物	本庁地下駐車場	共用車	神戸	400ふ 420	日産	総務課	小型貨物	本庁舎地下駐車場	共用車
	神戸	400と6893	トヨタ	管財課	小型貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	400と6893	トヨタ	総務課	小型貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	400と7494	トヨタ	管財課	小型貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	400と7494	トヨタ	総務課	小型貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	200さ1493	ニッサン	管財課	普通乗合	本庁地下駐車場	マイカー	神戸	200さ1493	日産	総務課	普通乗合	本庁舎地下駐車場	マイカー
	神戸	581き1143	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581き1143	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581む3356	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581む3356	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581な3467	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581な3467	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581け5410	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581け5410	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	580ほ5884	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	580ほ5884	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	51 た6386	スズキ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581よ4110	三菱	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581は7436	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581は7436	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581は7437	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581は7437	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581は7438	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581は7438	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	580た7695	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	580た7695	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581む3357	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581む3357	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	580け9351	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	580け9351	ダイハツ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581そ9605	スズキ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581そ9605	スズキ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
	神戸	581そ9606	スズキ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車	神戸	581そ9606	スズキ	総務課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車

頁	修正前						修正後						根拠 所管課からの意見に基づく修正	
	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途		
45	神戸	480ね 465	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480ね 465	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480つ 525	三菱	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480つ 525	三菱	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
46	神戸	480つ 635	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480つ 635	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480つ 636	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480つ 636	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480な1765	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480な1765	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480た4456	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480た4456	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480ね 465	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	削除						
	神戸	480き6484	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480き6484	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480き6486	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480き6486	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480け7488	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480け7488	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480け7489	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480け7489	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480け7490	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480け7490	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480せ8618	三菱	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480せ8618	三菱	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	神戸	480さ9087	三菱	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	神戸	480さ9087	三菱	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	大阪	480ね4848	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車	大阪	480ね4848	ダイハツ	総務課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
	川西市	87	ｲﾝｼﾞｪｯﾄ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	削除						
	川西市	け3591	ホンダ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	川西市	け3591	ホンダ	総務課	原付自転車	本庁舎地下駐車場	共用車
	川西市	3970	ホンダ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	川西市	さ3970	ホンダ	総務課	原付自転車	本庁舎地下駐車場	共用車
	川西市	3978	ホンダ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	削除						
	川西市	さ5885	ヤマハ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	川西市	さ5885	ヤマハ	総務課	原付自転車	本庁舎地下駐車場	共用車
	川西市	5975	ホンダ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	川西市	こ5975	ホンダ	総務課	原付自転車	本庁舎地下駐車場	共用車
	川西市	7123	ホンダ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	川西市	ち7123	ホンダ	総務課	原付自転車	本庁舎地下駐車場	共用車
	川西市	7125	ホンダ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	川西市	ち7125	ホンダ	総務課	原付自転車	本庁舎地下駐車場	共用車
	川西市	8602	ホンダ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	川西市	く8602	ホンダ	総務課	原付自転車	本庁舎地下駐車場	共用車
	川西市	8605	ホンダ	管財課	原付自転車	本庁地下駐車場	共用車	川西市	く8605	ホンダ	総務課	原付自転車	本庁舎地下駐車場	共用車
	神戸	43 き2165	ダイハツ	健幸政策室	軽四貨物	中央町	専用車	神戸	43 き2165	ダイハツ	健幸政策課	軽四貨物	中央町	専用車
	川西市	8601	ホンダ	健幸政策室	原付自転車	中央町	専用車	川西市	8601	ホンダ	健幸政策課	原付自転車	中央町	専用車
	~~~~~													
	神戸	80あ2605	スズキ	道路管理課	軽四特種	能勢電高架下	専用車	神戸	80あ2605	スズキ	道路管理課	軽四特種	自転車保管センター	専用車

修正前

修正後

根拠  
所管課からの意見に基づく修正

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 80あ2613	スズキ	道路管理課	軽四特種	能勢電高架下	専用車
神戸 880あ3667	ダイハツ	道路管理課	軽四特種	能勢電高架下	専用車
新規					
~~~~~					
神戸 800せ2350	三菱	公園緑地課	普通特種	向陽台3丁目	専用車
神戸 800せ 587	三菱	美化推進課(収集)	普通特種	出在家町	専用車
神戸 400と2262	いすゞ	公園緑地課	小型貨物	向陽台3丁目	専用車
神戸 400と8438	いすゞ	公園緑地課	小型貨物	向陽台3丁目	専用車
神戸 400と8439	いすゞ	公園緑地課	小型貨物	向陽台3丁目	専用車
神戸 480つ 633	ダイハツ	公園緑地課	軽四貨物	向陽台3丁目	専用車
~~~~~					
神戸 480く 5364	ダイハツ	住宅政策室	軽四貨物	美園駐車場	専用車
~~~~~					
神戸 581き2791	ダイハツ	子育て・家庭支援課	軽四乗用	美園駐車場	専用車
神戸 580け9352	ダイハツ	長寿・介護保険課	軽四乗用	美園駐車場	専用車
神戸 580け9353	ダイハツ	長寿・介護保険課	軽四乗用	美園駐車場	専用車
~~~~~					
神戸 800せ 578	三菱	美化推進課(収集)	普通特種	出在家町	専用車
神戸 800せ1232	日野	美化推進課(収集)	普通特種	出在家町	専用車
~~~~~					
神戸 830さ7762	いすゞ	美化推進課(収集)	普通特種	出在家町	専用車
神戸 100す1520	トヨタ	美化推進課(収集)	普通貨物	出在家町	専用車
新規					
新規					
新規					

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 80あ2613	スズキ	道路管理課	軽四特種	自転車保管センター	専用車
神戸 880あ3667	ダイハツ	道路管理課	軽四特種	能勢電高架下	専用車
神戸 880あ4312	三菱	道路管理課	軽四特種	能勢電高架下	専用車
~~~~~					
神戸 800せ2350	三菱	公園緑地課	普通特種	けやき坂公園管理事務所	専用車
神戸 800せ 587	三菱	公園緑地課	普通特種	けやき坂公園管理事務所	専用車
神戸 400と2262	いすゞ	公園緑地課	小型貨物	けやき坂公園管理事務所	専用車
神戸 400と8438	いすゞ	公園緑地課	小型貨物	けやき坂公園管理事務所	専用車
神戸 400と8439	いすゞ	公園緑地課	小型貨物	けやき坂公園管理事務所	専用車
神戸 480つ 633	ダイハツ	公園緑地課	軽四貨物	能勢電高架下	専用車
~~~~~					
神戸 480く 5364	ダイハツ	住宅政策課	軽四貨物	美園駐車場	専用車
~~~~~					
神戸 581き2791	ダイハツ	こども支援課	軽四乗用	中央町	専用車
神戸 580け9352	ダイハツ	介護保険課	軽四乗用	美園駐車場	専用車
神戸 580け9353	ダイハツ	介護保険課	軽四乗用	美園駐車場	専用車
~~~~~					
削除					
削除					
~~~~~					
削除					
削除					
神戸 800そ5782	いすゞ	美化推進課(収集)	普通特種	出在家町	専用車
神戸 800そ5783	いすゞ	美化推進課(収集)	普通特種	出在家町	専用車
神戸 800そ7332	日野	美化推進課(収集)	普通特種	出在家町	専用車

頁	修正前						修正後						根拠 所管課からの意見に基づく修正
	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途	
48	新規												
	新規												
49	~~~~~												
	神戸	100す7215	いすゞ	美化推進課(収集)	普通貨物	出在家町	専用車	削除					
~~~~~													
川西市	2709	スズキ	美化推進課(収集)	原付自転車	出在家町	専用車	川西市	2709	スズキ	美化推進課(収集)	原付自転車		出在家町
川西市	3981	ホンダ	美化推進課(収集)	原付自転車	出在家町	専用車	川西市	3981	ホンダ	美化推進課(収集)	原付自転車	出在家町	専用車
神戸	41ぬ8945	ダイハツ	美化推進課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車	削除						
神戸	480に5684	ダイハツ	環境創造課	軽四貨物	出在家町	専用車	神戸	480に5684	ダイハツ	環境衛生課(環境)	軽四貨物	出在家町	専用車
新規													
神戸	41ま2290	ダイハツ	美化推進課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車	神戸	51せ8008	スズキ	環境衛生課(衛生)	軽四乗用		出在家町
神戸	480な2337	ダイハツ	美化推進課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車	神戸	41ま2290	ダイハツ	環境衛生課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車
神戸	480つ4209	ダイハツ	美化推進課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車	神戸	480な2337	ダイハツ	環境衛生課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車
神戸	43う9601	ダイハツ	美化推進課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車	神戸	480つ4209	ダイハツ	環境衛生課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車
神戸	41る6433	ダイハツ	美化推進課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車	神戸	43う9601	ダイハツ	環境衛生課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車
神戸	400ね1394	三菱	公共施設マネジメント室	小型貨物	美園駐車場	専用車	神戸	41る6433	ダイハツ	環境衛生課(衛生)	軽四貨物	出在家町	専用車
神戸	480て7785	三菱	総務調整室	軽四貨物	川西中学校	専用車	神戸	400ね1394	三菱	公共施設マネジメント課	小型貨物	美園駐車場	専用車
神戸	480に8158	ダイハツ	総務調整室	軽四貨物	東谷中学校	専用車	神戸	480て7785	三菱	教育総務課	軽四貨物	明峰中学校	専用車
神戸	800せ2444	トヨタ	総務調整室	普通特種	明峰中学校	専用車	神戸	480に8158	ダイハツ	教育総務課	軽四貨物	東谷中学校	専用車
神戸	480つ524	三菱	総務調整室	軽四貨物	川西中学校	専用車	神戸	800せ2444	トヨタ	教育総務課	普通特種	明峰中学校	専用車
神戸	500す7176	ダイハツ	教育相談センター	小型乗用	専用駐車場	専用車	神戸	480つ524	三菱	教育総務課	軽四貨物	川西中学校	専用車
神戸	50ふ3540	ダイハツ	教育相談センター	軽四乗用	美園駐車場	専用車	神戸	500す7176	ダイハツ	教育支援センター	小型乗用	専用駐車場	専用車
神戸	43け3656	ダイハツ	教育相談センター	軽四貨物	美園駐車場	専用車リース	神戸	50ふ3540	ダイハツ	教育支援センター	軽四乗用	美園駐車場	専用車
~~~~~													
神戸	41ら9945	ダイハツ	けやき坂公民館	軽四貨物	けやき坂2丁目	専用車	神戸	43け3656	ダイハツ	教育支援センター	軽四貨物		美園駐車場
神戸	41ら9947	ダイハツ	北陵公民館	軽四貨物	丸山台1丁目	専用車	神戸	480は8695	ダイハツ	けやき坂公民館	軽四貨物	けやき坂2丁目	専用車リース
							神戸	480は8696	ダイハツ	北陵公民館	軽四貨物	丸山台1丁目	専用車リース

頁	修正前						修正後						根拠 所管課からの意見に基づく修正	
	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途		
49	神戸	43 せ5270	ダイハツ	社会教育・文化財課	軽四貨物	専用駐車場	専用車	神戸	43 せ5270	ダイハツ	社会教育課	軽四貨物	専用駐車場	専用車
50	神戸	800せ 330	ニッサン	川西養護学校	普通特種	清和台西2丁目	専用車	神戸	800せ 330	日産	学務課	普通特種	川西養護学校	専用車
51	神戸	480き6487	ダイハツ	川西養護学校	軽四貨物	清和台西2丁目	専用車	神戸	480き6487	ダイハツ	学務課	軽四貨物	川西養護学校	専用車
	神戸	41 め4505	ダイハツ	総務調整室	軽四貨物	多田小学校	専用車	神戸	41め4505	ダイハツ	学務課	軽四貨物	多田小学校	専用車
	神戸	200は 377	いすゞ	川西養護学校	普通乗合	清和台西2丁目	専用車	神戸	200は 377	いすゞ	学務課	普通乗合	川西養護学校	専用車
	川西市	665	ホンダ	久代小学校	原付自転車	久代3丁目	専用車	削除						
	川西市	666	ホンダ	清和台中学校	原付自転車	清和台西2丁目	専用車	削除						
	川西市	667	ホンダ	緑台小学校	原付自転車	向陽台1丁目	専用車	川西市	667	ホンダ	教育総務課	原付自転車	緑台小学校	専用車
	川西市	3588	ホンダ	多田東小学校	原付自転車	東多田3丁目	専用車	川西市	3588	ホンダ	教育総務課	原付自転車	清和台中学校	専用車
	川西市	3589	ホンダ	清和台小学校	原付自転車	清和台東2丁目	専用車	川西市	3590	ホンダ	教育総務課	原付自転車	明峰小学校	専用車
	川西市	け3590	ホンダ	明峰小学校	原付自転車	萩原台西3丁目	専用車	削除						
	川西市	3982	ホンダ	陽明小学校	原付自転車	向陽台3丁目	専用車	川西市	3982	ホンダ	教育総務課	原付自転車	東谷小学校	専用車
	川西市	5237	ホンダ	多田東小学校	原付自転車	東多田3丁目	専用車	川西市	5237	ホンダ	教育総務課	原付自転車	清和台南小学校	専用車
	川西市	5972	ホンダ	桜が丘小学校	原付自転車	日高町	専用車	川西市	5972	ホンダ	教育総務課	原付自転車	川西北小学校	専用車
~~~~~														
	神戸	50 ま6976	ダイハツ	消防本部	軽四乗用	火打1丁目	専用車	削除						
~~~~~														
	神戸	480な4322	三菱	消防本部	軽四貨物	火打1丁目	専用車	削除						
	神戸	480ぬ6898	ダイハツ	消防本部	軽四貨物	火打1丁目	専用車	大阪	480ぬ6898	ダイハツ	消防本部	軽四貨物	火打1丁目	専用車
	神戸	88 そ4711	ニッサン	南消防署	普通特殊	丸の内町	専用車	神戸	88 そ4711	日産	消防本部	普通特種	火打1丁目	専用車
新規														
~~~~~														
	神戸	830と 4	日野	多田出張所	普通特種	緑台6丁目	専用車	神戸	830と 4	日野	南消防署	普通特種	火打1丁目	専用車
~~~~~														
	神戸	800す2544	三菱	北消防署	普通特種	見野2丁目	専用車	削除						

頁	修正前						修正後						根拠 所管課からの意見に基づく修正		
	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途	登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途			
51	新規														
52	神戸	1む7958	北消防署	軽二輪車	見野2丁目	専用車	神戸	831せ 13	日野	北消防署	普通特種	見野2丁目	専用車		
	川西市	579	ホンダ	原付自転車	見野2丁目	専用車	川西市	579	ホンダ	清和台消防署	原付自転車	清和台西5丁目	専用車		
	神戸	480く7491	ダイハツ	軽四貨物	緑台6丁目	専用車	神戸	480け7491	ダイハツ	多田出張所	軽四貨物	緑台6丁目	専用車		
	新規														
	神戸	830な 12	トヨタ	清和台出張所	普通特種	清和台西5丁目	専用車	神戸	830な 12	トヨタ	多田出張所	普通特種	緑台6丁目	専用車	
	新規														
	新規														
	新規														
	神戸	800さ6715	トヨタ	石道	普通特種	石道字下ノ垣内	専用車	神戸	801み 2	日野	清和台出張所	普通特種	清和台西5丁目	専用車	
	神戸	800さ6714	トヨタ	東畦野	普通特種	東畦野3丁目	専用車	神戸	831ろ 11	トヨタ	清和台出張所	普通特種	清和台西5丁目	専用車	
	新規														
	神戸	800さ9521	ニッサン	山原	普通特種	山原2丁目	専用車	神戸	480な4322	三菱	消防団本部	軽四貨物	火打1丁目	専用車	
	新規														
	神戸	800さ6716	トヨタ	一庫	普通特種	一庫2丁目	専用車	神戸	800そ7655	日産	分団石道	普通特種	石道字下ノ垣内	専用車	
	新規														
	神戸	800さ7511	日産	分団一庫	普通特種	一庫2丁目	専用車	神戸	800そ7395	日産	分団東畦野	普通特種	東畦野3丁目	専用車	

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																				
	(新規)	<p data-bbox="1427 260 2036 296"><b>資料 - 3 4 一時避難場所標識交付箇所一覧</b></p> <table border="1" data-bbox="1478 317 2585 1919"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校区</th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>久代</td><td>新村ノ西公園</td><td>東久代2丁目13</td></tr> <tr><td>2</td><td>加茂</td><td>加茂1丁目公園</td><td>加茂1丁目地内</td></tr> <tr><td>3</td><td>加茂</td><td>市営住宅加茂桃源団地公園</td><td>加茂4丁目地内</td></tr> <tr><td>4</td><td>加茂</td><td>川西市文化財資料館駐車場</td><td>南花屋敷2丁目13-10</td></tr> <tr><td>5</td><td>加茂</td><td>南花屋敷2児童遊園地</td><td>南花屋敷2丁目地内</td></tr> <tr><td>6</td><td>加茂</td><td>南花屋敷かんだ公園</td><td>南花屋敷2丁目地内</td></tr> <tr><td>7</td><td>加茂</td><td>加茂遺跡文化財保護用地</td><td>南花屋敷2丁目地内</td></tr> <tr><td>8</td><td>川西</td><td>栄根公園</td><td>栄根2丁目地内</td></tr> <tr><td>9</td><td>桜が丘</td><td>満願寺駐車場</td><td>満願寺町6</td></tr> <tr><td>10</td><td>明峰</td><td>鶯台自治会館</td><td>鶯台1丁目5-4</td></tr> <tr><td>11</td><td>明峰</td><td>鶯の森第2公園</td><td>鶯台1丁目地内</td></tr> <tr><td>12</td><td>明峰</td><td>鶯の森第3公園</td><td>鶯台1丁目地内</td></tr> <tr><td>13</td><td>明峰</td><td>鶯の森第4公園</td><td>鶯台2丁目地内</td></tr> <tr><td>14</td><td>明峰</td><td>錦松台自治会館</td><td>錦松台18-39</td></tr> <tr><td>15</td><td>明峰</td><td>錦ヶ丘公園</td><td>錦松台地内</td></tr> <tr><td>16</td><td>明峰</td><td>サンライズ・ドリーム萩</td><td>萩原2丁目1</td></tr> <tr><td>17</td><td>明峰</td><td>竹尾モータープール</td><td>萩原2丁目10-6</td></tr> <tr><td>18</td><td>明峰</td><td>萩原二丁目萩の里共同自治会館</td><td>萩原2丁目13-7</td></tr> <tr><td>19</td><td>明峰</td><td>八皇子神社</td><td>萩原2丁目3-2</td></tr> <tr><td>20</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第三公園</td><td>湯山台1丁目地内</td></tr> <tr><td>21</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第四公園</td><td>湯山台1丁目地内</td></tr> <tr><td>22</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第五公園</td><td>湯山台1丁目地内</td></tr> <tr><td>23</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第一公園</td><td>湯山台2丁目地内</td></tr> <tr><td>24</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第二公園</td><td>湯山台2丁目地内</td></tr> <tr><td>25</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第八公園</td><td>湯山台1丁目地内</td></tr> <tr><td>26</td><td>明峰</td><td>満寿荘 テニスコート</td><td>湯山台2丁目46</td></tr> <tr><td>27</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第六公園</td><td>湯山台2丁目地内</td></tr> <tr><td>28</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第七公園</td><td>湯山台2丁目地内</td></tr> <tr><td>29</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第十公園</td><td>湯山台2丁目地内</td></tr> <tr><td>30</td><td>明峰</td><td>藤ヶ丘第九公園</td><td>湯山台2丁目地内</td></tr> <tr><td>31</td><td>明峰</td><td>さんかく公園</td><td>南野坂2丁目地内</td></tr> <tr><td>32</td><td>明峰</td><td>北ひばりが丘公園</td><td>南野坂2丁目地内</td></tr> <tr><td>33</td><td>多田</td><td>西多田自治会館敷地内</td><td>西多田1丁目3-48</td></tr> <tr><td>34</td><td>多田東</td><td>県営川西東多田団地公園</td><td>多田桜木1丁目地内</td></tr> <tr><td>35</td><td>多田東</td><td>新在家公園</td><td>多田桜木2丁目地内</td></tr> <tr><td>36</td><td>多田東</td><td>新在家緑地</td><td>多田桜木2丁目地内</td></tr> <tr><td>37</td><td>多田東</td><td>清和会自治会空地</td><td>鼓が滝1丁目17</td></tr> <tr><td>38</td><td>多田東</td><td>百合ヶ丘第2公園</td><td>鼓が滝1丁目地内</td></tr> <tr><td>39</td><td>多田東</td><td>百合ヶ丘自治会館</td><td>鼓が滝2丁目9-15</td></tr> <tr><td>40</td><td>多田東</td><td>鼓ヶ丘公園</td><td>鼓が滝2丁目地内</td></tr> </tbody> </table>		小学校区	設置場所	住所	1	久代	新村ノ西公園	東久代2丁目13	2	加茂	加茂1丁目公園	加茂1丁目地内	3	加茂	市営住宅加茂桃源団地公園	加茂4丁目地内	4	加茂	川西市文化財資料館駐車場	南花屋敷2丁目13-10	5	加茂	南花屋敷2児童遊園地	南花屋敷2丁目地内	6	加茂	南花屋敷かんだ公園	南花屋敷2丁目地内	7	加茂	加茂遺跡文化財保護用地	南花屋敷2丁目地内	8	川西	栄根公園	栄根2丁目地内	9	桜が丘	満願寺駐車場	満願寺町6	10	明峰	鶯台自治会館	鶯台1丁目5-4	11	明峰	鶯の森第2公園	鶯台1丁目地内	12	明峰	鶯の森第3公園	鶯台1丁目地内	13	明峰	鶯の森第4公園	鶯台2丁目地内	14	明峰	錦松台自治会館	錦松台18-39	15	明峰	錦ヶ丘公園	錦松台地内	16	明峰	サンライズ・ドリーム萩	萩原2丁目1	17	明峰	竹尾モータープール	萩原2丁目10-6	18	明峰	萩原二丁目萩の里共同自治会館	萩原2丁目13-7	19	明峰	八皇子神社	萩原2丁目3-2	20	明峰	藤ヶ丘第三公園	湯山台1丁目地内	21	明峰	藤ヶ丘第四公園	湯山台1丁目地内	22	明峰	藤ヶ丘第五公園	湯山台1丁目地内	23	明峰	藤ヶ丘第一公園	湯山台2丁目地内	24	明峰	藤ヶ丘第二公園	湯山台2丁目地内	25	明峰	藤ヶ丘第八公園	湯山台1丁目地内	26	明峰	満寿荘 テニスコート	湯山台2丁目46	27	明峰	藤ヶ丘第六公園	湯山台2丁目地内	28	明峰	藤ヶ丘第七公園	湯山台2丁目地内	29	明峰	藤ヶ丘第十公園	湯山台2丁目地内	30	明峰	藤ヶ丘第九公園	湯山台2丁目地内	31	明峰	さんかく公園	南野坂2丁目地内	32	明峰	北ひばりが丘公園	南野坂2丁目地内	33	多田	西多田自治会館敷地内	西多田1丁目3-48	34	多田東	県営川西東多田団地公園	多田桜木1丁目地内	35	多田東	新在家公園	多田桜木2丁目地内	36	多田東	新在家緑地	多田桜木2丁目地内	37	多田東	清和会自治会空地	鼓が滝1丁目17	38	多田東	百合ヶ丘第2公園	鼓が滝1丁目地内	39	多田東	百合ヶ丘自治会館	鼓が滝2丁目9-15	40	多田東	鼓ヶ丘公園	鼓が滝2丁目地内	一時避難場所標識交付箇所一覧の新規記載
	小学校区	設置場所	住所																																																																																																																																																																				
1	久代	新村ノ西公園	東久代2丁目13																																																																																																																																																																				
2	加茂	加茂1丁目公園	加茂1丁目地内																																																																																																																																																																				
3	加茂	市営住宅加茂桃源団地公園	加茂4丁目地内																																																																																																																																																																				
4	加茂	川西市文化財資料館駐車場	南花屋敷2丁目13-10																																																																																																																																																																				
5	加茂	南花屋敷2児童遊園地	南花屋敷2丁目地内																																																																																																																																																																				
6	加茂	南花屋敷かんだ公園	南花屋敷2丁目地内																																																																																																																																																																				
7	加茂	加茂遺跡文化財保護用地	南花屋敷2丁目地内																																																																																																																																																																				
8	川西	栄根公園	栄根2丁目地内																																																																																																																																																																				
9	桜が丘	満願寺駐車場	満願寺町6																																																																																																																																																																				
10	明峰	鶯台自治会館	鶯台1丁目5-4																																																																																																																																																																				
11	明峰	鶯の森第2公園	鶯台1丁目地内																																																																																																																																																																				
12	明峰	鶯の森第3公園	鶯台1丁目地内																																																																																																																																																																				
13	明峰	鶯の森第4公園	鶯台2丁目地内																																																																																																																																																																				
14	明峰	錦松台自治会館	錦松台18-39																																																																																																																																																																				
15	明峰	錦ヶ丘公園	錦松台地内																																																																																																																																																																				
16	明峰	サンライズ・ドリーム萩	萩原2丁目1																																																																																																																																																																				
17	明峰	竹尾モータープール	萩原2丁目10-6																																																																																																																																																																				
18	明峰	萩原二丁目萩の里共同自治会館	萩原2丁目13-7																																																																																																																																																																				
19	明峰	八皇子神社	萩原2丁目3-2																																																																																																																																																																				
20	明峰	藤ヶ丘第三公園	湯山台1丁目地内																																																																																																																																																																				
21	明峰	藤ヶ丘第四公園	湯山台1丁目地内																																																																																																																																																																				
22	明峰	藤ヶ丘第五公園	湯山台1丁目地内																																																																																																																																																																				
23	明峰	藤ヶ丘第一公園	湯山台2丁目地内																																																																																																																																																																				
24	明峰	藤ヶ丘第二公園	湯山台2丁目地内																																																																																																																																																																				
25	明峰	藤ヶ丘第八公園	湯山台1丁目地内																																																																																																																																																																				
26	明峰	満寿荘 テニスコート	湯山台2丁目46																																																																																																																																																																				
27	明峰	藤ヶ丘第六公園	湯山台2丁目地内																																																																																																																																																																				
28	明峰	藤ヶ丘第七公園	湯山台2丁目地内																																																																																																																																																																				
29	明峰	藤ヶ丘第十公園	湯山台2丁目地内																																																																																																																																																																				
30	明峰	藤ヶ丘第九公園	湯山台2丁目地内																																																																																																																																																																				
31	明峰	さんかく公園	南野坂2丁目地内																																																																																																																																																																				
32	明峰	北ひばりが丘公園	南野坂2丁目地内																																																																																																																																																																				
33	多田	西多田自治会館敷地内	西多田1丁目3-48																																																																																																																																																																				
34	多田東	県営川西東多田団地公園	多田桜木1丁目地内																																																																																																																																																																				
35	多田東	新在家公園	多田桜木2丁目地内																																																																																																																																																																				
36	多田東	新在家緑地	多田桜木2丁目地内																																																																																																																																																																				
37	多田東	清和会自治会空地	鼓が滝1丁目17																																																																																																																																																																				
38	多田東	百合ヶ丘第2公園	鼓が滝1丁目地内																																																																																																																																																																				
39	多田東	百合ヶ丘自治会館	鼓が滝2丁目9-15																																																																																																																																																																				
40	多田東	鼓ヶ丘公園	鼓が滝2丁目地内																																																																																																																																																																				

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																				
	(新規)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校区</th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>41</td><td>多田東</td><td>百合ヶ丘児童遊園地</td><td>鼓が滝2丁目地内</td></tr> <tr><td>42</td><td>多田東</td><td>百合ヶ丘第3公園</td><td>鼓が滝2丁目地内</td></tr> <tr><td>43</td><td>多田東</td><td>鼓ヶ丘公民館</td><td>鼓が滝3丁目7-11</td></tr> <tr><td>44</td><td>多田東</td><td>ふれあい広場</td><td>鼓が滝3丁目地内</td></tr> <tr><td>45</td><td>多田東</td><td>東多田コモロ公園</td><td>東多田1丁目地内</td></tr> <tr><td>46</td><td>多田東</td><td>鼓が滝公園</td><td>東多田1丁目地内</td></tr> <tr><td>47</td><td>多田東</td><td>東多田公民館</td><td>東多田2丁目26-20</td></tr> <tr><td>48</td><td>多田東</td><td>しゃぼん玉公園</td><td>東多田3丁目地内</td></tr> <tr><td>49</td><td>多田東</td><td>平野東公園</td><td>平野1丁目地内</td></tr> <tr><td>50</td><td>多田東</td><td>平野ふれあい公園</td><td>平野1丁目地内</td></tr> <tr><td>51</td><td>多田東</td><td>北平木公園</td><td>平野1丁目地内</td></tr> <tr><td>52</td><td>多田東</td><td>平野西公園</td><td>平野1丁目地内</td></tr> <tr><td>53</td><td>多田東</td><td>平野公民館</td><td>平野2丁目20</td></tr> <tr><td>54</td><td>多田東</td><td>平野宮山公園</td><td>平野2丁目地内</td></tr> <tr><td>55</td><td>多田東</td><td>平野つつじ公園</td><td>平野2丁目地内</td></tr> <tr><td>56</td><td>多田東</td><td>ライラック公園</td><td>平野2丁目地内</td></tr> <tr><td>57</td><td>多田東</td><td>平野2丁目緑地</td><td>平野2丁目地内</td></tr> <tr><td>58</td><td>緑台</td><td>タコ公園</td><td>向陽台1丁目地内</td></tr> <tr><td>59</td><td>緑台</td><td>奥池公園</td><td>向陽台2丁目地内</td></tr> <tr><td>60</td><td>緑台</td><td>カイガラ公園</td><td>緑台1丁目地内</td></tr> <tr><td>61</td><td>緑台</td><td>西池公園</td><td>緑台1丁目地内</td></tr> <tr><td>62</td><td>緑台</td><td>飛行機公園</td><td>緑台1丁目地内</td></tr> <tr><td>63</td><td>緑台</td><td>新緑公園</td><td>緑台1丁目地内</td></tr> <tr><td>64</td><td>緑台</td><td>うさぎ公園</td><td>緑台3丁目地内</td></tr> <tr><td>65</td><td>緑台</td><td>キリン公園</td><td>緑台4丁目地内</td></tr> <tr><td>66</td><td>緑台</td><td>汽車公園</td><td>緑台5丁目地内</td></tr> <tr><td>67</td><td>緑台</td><td>船公園</td><td>緑台5丁目地内</td></tr> <tr><td>68</td><td>緑台</td><td>緑台公園</td><td>緑台5丁目地内</td></tr> <tr><td>69</td><td>緑台</td><td>移瀬第1公園</td><td>緑台7丁目地内</td></tr> <tr><td>70</td><td>緑台</td><td>移瀬第2公園</td><td>緑台7丁目地内</td></tr> <tr><td>71</td><td>緑台</td><td>移瀬第4公園</td><td>緑台7丁目地内</td></tr> <tr><td>72</td><td>陽明</td><td>清流台第1公園</td><td>清流台13地内</td></tr> <tr><td>73</td><td>陽明</td><td>さつき公園</td><td>向陽台3丁目地内</td></tr> <tr><td>74</td><td>陽明</td><td>西友駐車場</td><td>向陽台3丁目地内</td></tr> <tr><td>75</td><td>陽明</td><td>桜公園</td><td>向陽台3丁目地内</td></tr> <tr><td>76</td><td>陽明</td><td>向陽台第1公園</td><td>向陽台3丁目地内</td></tr> <tr><td>77</td><td>陽明</td><td>向陽台第2公園</td><td>向陽台3丁目地内</td></tr> <tr><td>78</td><td>陽明</td><td>向陽台第3公園</td><td>向陽台3丁目地内</td></tr> <tr><td>79</td><td>陽明</td><td>水明台第1公園</td><td>水明台1丁目地内</td></tr> <tr><td>80</td><td>陽明</td><td>水明台第2公園</td><td>水明台1丁目地内</td></tr> </tbody> </table>		小学校区	設置場所	住所	41	多田東	百合ヶ丘児童遊園地	鼓が滝2丁目地内	42	多田東	百合ヶ丘第3公園	鼓が滝2丁目地内	43	多田東	鼓ヶ丘公民館	鼓が滝3丁目7-11	44	多田東	ふれあい広場	鼓が滝3丁目地内	45	多田東	東多田コモロ公園	東多田1丁目地内	46	多田東	鼓が滝公園	東多田1丁目地内	47	多田東	東多田公民館	東多田2丁目26-20	48	多田東	しゃぼん玉公園	東多田3丁目地内	49	多田東	平野東公園	平野1丁目地内	50	多田東	平野ふれあい公園	平野1丁目地内	51	多田東	北平木公園	平野1丁目地内	52	多田東	平野西公園	平野1丁目地内	53	多田東	平野公民館	平野2丁目20	54	多田東	平野宮山公園	平野2丁目地内	55	多田東	平野つつじ公園	平野2丁目地内	56	多田東	ライラック公園	平野2丁目地内	57	多田東	平野2丁目緑地	平野2丁目地内	58	緑台	タコ公園	向陽台1丁目地内	59	緑台	奥池公園	向陽台2丁目地内	60	緑台	カイガラ公園	緑台1丁目地内	61	緑台	西池公園	緑台1丁目地内	62	緑台	飛行機公園	緑台1丁目地内	63	緑台	新緑公園	緑台1丁目地内	64	緑台	うさぎ公園	緑台3丁目地内	65	緑台	キリン公園	緑台4丁目地内	66	緑台	汽車公園	緑台5丁目地内	67	緑台	船公園	緑台5丁目地内	68	緑台	緑台公園	緑台5丁目地内	69	緑台	移瀬第1公園	緑台7丁目地内	70	緑台	移瀬第2公園	緑台7丁目地内	71	緑台	移瀬第4公園	緑台7丁目地内	72	陽明	清流台第1公園	清流台13地内	73	陽明	さつき公園	向陽台3丁目地内	74	陽明	西友駐車場	向陽台3丁目地内	75	陽明	桜公園	向陽台3丁目地内	76	陽明	向陽台第1公園	向陽台3丁目地内	77	陽明	向陽台第2公園	向陽台3丁目地内	78	陽明	向陽台第3公園	向陽台3丁目地内	79	陽明	水明台第1公園	水明台1丁目地内	80	陽明	水明台第2公園	水明台1丁目地内	一時避難場所標識交付箇所一覧の新規記載
	小学校区	設置場所	住所																																																																																																																																																																				
41	多田東	百合ヶ丘児童遊園地	鼓が滝2丁目地内																																																																																																																																																																				
42	多田東	百合ヶ丘第3公園	鼓が滝2丁目地内																																																																																																																																																																				
43	多田東	鼓ヶ丘公民館	鼓が滝3丁目7-11																																																																																																																																																																				
44	多田東	ふれあい広場	鼓が滝3丁目地内																																																																																																																																																																				
45	多田東	東多田コモロ公園	東多田1丁目地内																																																																																																																																																																				
46	多田東	鼓が滝公園	東多田1丁目地内																																																																																																																																																																				
47	多田東	東多田公民館	東多田2丁目26-20																																																																																																																																																																				
48	多田東	しゃぼん玉公園	東多田3丁目地内																																																																																																																																																																				
49	多田東	平野東公園	平野1丁目地内																																																																																																																																																																				
50	多田東	平野ふれあい公園	平野1丁目地内																																																																																																																																																																				
51	多田東	北平木公園	平野1丁目地内																																																																																																																																																																				
52	多田東	平野西公園	平野1丁目地内																																																																																																																																																																				
53	多田東	平野公民館	平野2丁目20																																																																																																																																																																				
54	多田東	平野宮山公園	平野2丁目地内																																																																																																																																																																				
55	多田東	平野つつじ公園	平野2丁目地内																																																																																																																																																																				
56	多田東	ライラック公園	平野2丁目地内																																																																																																																																																																				
57	多田東	平野2丁目緑地	平野2丁目地内																																																																																																																																																																				
58	緑台	タコ公園	向陽台1丁目地内																																																																																																																																																																				
59	緑台	奥池公園	向陽台2丁目地内																																																																																																																																																																				
60	緑台	カイガラ公園	緑台1丁目地内																																																																																																																																																																				
61	緑台	西池公園	緑台1丁目地内																																																																																																																																																																				
62	緑台	飛行機公園	緑台1丁目地内																																																																																																																																																																				
63	緑台	新緑公園	緑台1丁目地内																																																																																																																																																																				
64	緑台	うさぎ公園	緑台3丁目地内																																																																																																																																																																				
65	緑台	キリン公園	緑台4丁目地内																																																																																																																																																																				
66	緑台	汽車公園	緑台5丁目地内																																																																																																																																																																				
67	緑台	船公園	緑台5丁目地内																																																																																																																																																																				
68	緑台	緑台公園	緑台5丁目地内																																																																																																																																																																				
69	緑台	移瀬第1公園	緑台7丁目地内																																																																																																																																																																				
70	緑台	移瀬第2公園	緑台7丁目地内																																																																																																																																																																				
71	緑台	移瀬第4公園	緑台7丁目地内																																																																																																																																																																				
72	陽明	清流台第1公園	清流台13地内																																																																																																																																																																				
73	陽明	さつき公園	向陽台3丁目地内																																																																																																																																																																				
74	陽明	西友駐車場	向陽台3丁目地内																																																																																																																																																																				
75	陽明	桜公園	向陽台3丁目地内																																																																																																																																																																				
76	陽明	向陽台第1公園	向陽台3丁目地内																																																																																																																																																																				
77	陽明	向陽台第2公園	向陽台3丁目地内																																																																																																																																																																				
78	陽明	向陽台第3公園	向陽台3丁目地内																																																																																																																																																																				
79	陽明	水明台第1公園	水明台1丁目地内																																																																																																																																																																				
80	陽明	水明台第2公園	水明台1丁目地内																																																																																																																																																																				



頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																				
	(新規)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校区</th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>81</td><td>陽明</td><td>水明台第9公園</td><td>水明台1丁目地内</td></tr> <tr><td>82</td><td>陽明</td><td>椿公園</td><td>水明台2丁目地内</td></tr> <tr><td>83</td><td>陽明</td><td>水明台第3公園</td><td>水明台3丁目地内</td></tr> <tr><td>84</td><td>陽明</td><td>水明台第4公園</td><td>水明台3丁目地内</td></tr> <tr><td>85</td><td>陽明</td><td>水明台第5公園</td><td>水明台4丁目地内</td></tr> <tr><td>86</td><td>陽明</td><td>水明台第7公園</td><td>水明台4丁目地内</td></tr> <tr><td>87</td><td>陽明</td><td>蛍の公園</td><td>緑台6丁目地内</td></tr> <tr><td>88</td><td>清和台</td><td>赤松自治会館</td><td>赤松字大前8-4</td></tr> <tr><td>89</td><td>清和台</td><td>石道公園</td><td>石道字下ノ垣内地内</td></tr> <tr><td>90</td><td>清和台</td><td>北谷公園</td><td>清和台西1丁目地内</td></tr> <tr><td>91</td><td>清和台</td><td>天神公園</td><td>清和台西1丁目地内</td></tr> <tr><td>92</td><td>清和台</td><td>東池公園</td><td>清和台西1丁目地内</td></tr> <tr><td>93</td><td>清和台</td><td>虫生自治会館</td><td>清和台西2丁目4-28</td></tr> <tr><td>94</td><td>清和台</td><td>清水谷公園</td><td>清和台東1丁目地内</td></tr> <tr><td>95</td><td>清和台</td><td>清和台第一自治会館</td><td>清和台東2丁目2-82</td></tr> <tr><td>96</td><td>清和台</td><td>上大畑公園</td><td>清和台東2丁目地内</td></tr> <tr><td>97</td><td>清和台</td><td>下大畑公園</td><td>清和台東2丁目地内</td></tr> <tr><td>98</td><td>清和台</td><td>清和台東7緑地</td><td>清和台東3丁目地内</td></tr> <tr><td>99</td><td>清和台</td><td>清和台中央公園</td><td>清和台東3丁目地内</td></tr> <tr><td>100</td><td>清和台南</td><td>オアシス西公園</td><td>清和台西3丁目地内</td></tr> <tr><td>101</td><td>清和台南</td><td>中山公園</td><td>清和台西3丁目地内</td></tr> <tr><td>102</td><td>清和台南</td><td>清和台第四自治会館</td><td>清和台西4丁目3-10</td></tr> <tr><td>103</td><td>清和台南</td><td>西駒谷公園</td><td>清和台西4丁目地内</td></tr> <tr><td>104</td><td>清和台南</td><td>ショガ平公園</td><td>清和台西5丁目地内</td></tr> <tr><td>105</td><td>清和台南</td><td>清和台第五自治会館</td><td>清和台東4丁目4-243</td></tr> <tr><td>106</td><td>清和台南</td><td>公社清和台住宅公園</td><td>清和台東4丁目地内</td></tr> <tr><td>107</td><td>清和台南</td><td>公社清和台住宅空地</td><td>清和台東4丁目地内</td></tr> <tr><td>108</td><td>清和台南</td><td>公社清和台住宅公園</td><td>清和台東4丁目地内</td></tr> <tr><td>109</td><td>清和台南</td><td>ヒゼンコ公園</td><td>清和台東4丁目地内</td></tr> <tr><td>110</td><td>清和台南</td><td>猪名川溪谷公園</td><td>清和台東4丁目地内</td></tr> <tr><td>111</td><td>清和台南</td><td>清和台東4丁目緑地</td><td>清和台東4丁目地内</td></tr> <tr><td>112</td><td>清和台南</td><td>四季の小径</td><td>清和台東4丁目地内</td></tr> <tr><td>113</td><td>清和台南</td><td>清和台第三自治会館</td><td>清和台東5丁目2-58</td></tr> <tr><td>114</td><td>清和台南</td><td>雨堤公園</td><td>清和台東5丁目地内</td></tr> <tr><td>115</td><td>清和台南</td><td>四季の小径</td><td>清和台東5丁目地内</td></tr> <tr><td>116</td><td>清和台南</td><td>柳谷集会所</td><td>柳谷字御蔵廻り</td></tr> <tr><td>117</td><td>けやき坂</td><td>シラカシ公園</td><td>けやき坂1丁目地内</td></tr> <tr><td>118</td><td>けやき坂</td><td>トサミズキ公園</td><td>けやき坂2丁目地内</td></tr> <tr><td>119</td><td>けやき坂</td><td>アメリカフウ公園</td><td>けやき坂2丁目地内</td></tr> <tr><td>120</td><td>けやき坂</td><td>ヤマボウシ公園</td><td>けやき坂3丁目地内</td></tr> </tbody> </table>		小学校区	設置場所	住所	81	陽明	水明台第9公園	水明台1丁目地内	82	陽明	椿公園	水明台2丁目地内	83	陽明	水明台第3公園	水明台3丁目地内	84	陽明	水明台第4公園	水明台3丁目地内	85	陽明	水明台第5公園	水明台4丁目地内	86	陽明	水明台第7公園	水明台4丁目地内	87	陽明	蛍の公園	緑台6丁目地内	88	清和台	赤松自治会館	赤松字大前8-4	89	清和台	石道公園	石道字下ノ垣内地内	90	清和台	北谷公園	清和台西1丁目地内	91	清和台	天神公園	清和台西1丁目地内	92	清和台	東池公園	清和台西1丁目地内	93	清和台	虫生自治会館	清和台西2丁目4-28	94	清和台	清水谷公園	清和台東1丁目地内	95	清和台	清和台第一自治会館	清和台東2丁目2-82	96	清和台	上大畑公園	清和台東2丁目地内	97	清和台	下大畑公園	清和台東2丁目地内	98	清和台	清和台東7緑地	清和台東3丁目地内	99	清和台	清和台中央公園	清和台東3丁目地内	100	清和台南	オアシス西公園	清和台西3丁目地内	101	清和台南	中山公園	清和台西3丁目地内	102	清和台南	清和台第四自治会館	清和台西4丁目3-10	103	清和台南	西駒谷公園	清和台西4丁目地内	104	清和台南	ショガ平公園	清和台西5丁目地内	105	清和台南	清和台第五自治会館	清和台東4丁目4-243	106	清和台南	公社清和台住宅公園	清和台東4丁目地内	107	清和台南	公社清和台住宅空地	清和台東4丁目地内	108	清和台南	公社清和台住宅公園	清和台東4丁目地内	109	清和台南	ヒゼンコ公園	清和台東4丁目地内	110	清和台南	猪名川溪谷公園	清和台東4丁目地内	111	清和台南	清和台東4丁目緑地	清和台東4丁目地内	112	清和台南	四季の小径	清和台東4丁目地内	113	清和台南	清和台第三自治会館	清和台東5丁目2-58	114	清和台南	雨堤公園	清和台東5丁目地内	115	清和台南	四季の小径	清和台東5丁目地内	116	清和台南	柳谷集会所	柳谷字御蔵廻り	117	けやき坂	シラカシ公園	けやき坂1丁目地内	118	けやき坂	トサミズキ公園	けやき坂2丁目地内	119	けやき坂	アメリカフウ公園	けやき坂2丁目地内	120	けやき坂	ヤマボウシ公園	けやき坂3丁目地内	一時避難場所標識交付箇所一覧の新規記載
	小学校区	設置場所	住所																																																																																																																																																																				
81	陽明	水明台第9公園	水明台1丁目地内																																																																																																																																																																				
82	陽明	椿公園	水明台2丁目地内																																																																																																																																																																				
83	陽明	水明台第3公園	水明台3丁目地内																																																																																																																																																																				
84	陽明	水明台第4公園	水明台3丁目地内																																																																																																																																																																				
85	陽明	水明台第5公園	水明台4丁目地内																																																																																																																																																																				
86	陽明	水明台第7公園	水明台4丁目地内																																																																																																																																																																				
87	陽明	蛍の公園	緑台6丁目地内																																																																																																																																																																				
88	清和台	赤松自治会館	赤松字大前8-4																																																																																																																																																																				
89	清和台	石道公園	石道字下ノ垣内地内																																																																																																																																																																				
90	清和台	北谷公園	清和台西1丁目地内																																																																																																																																																																				
91	清和台	天神公園	清和台西1丁目地内																																																																																																																																																																				
92	清和台	東池公園	清和台西1丁目地内																																																																																																																																																																				
93	清和台	虫生自治会館	清和台西2丁目4-28																																																																																																																																																																				
94	清和台	清水谷公園	清和台東1丁目地内																																																																																																																																																																				
95	清和台	清和台第一自治会館	清和台東2丁目2-82																																																																																																																																																																				
96	清和台	上大畑公園	清和台東2丁目地内																																																																																																																																																																				
97	清和台	下大畑公園	清和台東2丁目地内																																																																																																																																																																				
98	清和台	清和台東7緑地	清和台東3丁目地内																																																																																																																																																																				
99	清和台	清和台中央公園	清和台東3丁目地内																																																																																																																																																																				
100	清和台南	オアシス西公園	清和台西3丁目地内																																																																																																																																																																				
101	清和台南	中山公園	清和台西3丁目地内																																																																																																																																																																				
102	清和台南	清和台第四自治会館	清和台西4丁目3-10																																																																																																																																																																				
103	清和台南	西駒谷公園	清和台西4丁目地内																																																																																																																																																																				
104	清和台南	ショガ平公園	清和台西5丁目地内																																																																																																																																																																				
105	清和台南	清和台第五自治会館	清和台東4丁目4-243																																																																																																																																																																				
106	清和台南	公社清和台住宅公園	清和台東4丁目地内																																																																																																																																																																				
107	清和台南	公社清和台住宅空地	清和台東4丁目地内																																																																																																																																																																				
108	清和台南	公社清和台住宅公園	清和台東4丁目地内																																																																																																																																																																				
109	清和台南	ヒゼンコ公園	清和台東4丁目地内																																																																																																																																																																				
110	清和台南	猪名川溪谷公園	清和台東4丁目地内																																																																																																																																																																				
111	清和台南	清和台東4丁目緑地	清和台東4丁目地内																																																																																																																																																																				
112	清和台南	四季の小径	清和台東4丁目地内																																																																																																																																																																				
113	清和台南	清和台第三自治会館	清和台東5丁目2-58																																																																																																																																																																				
114	清和台南	雨堤公園	清和台東5丁目地内																																																																																																																																																																				
115	清和台南	四季の小径	清和台東5丁目地内																																																																																																																																																																				
116	清和台南	柳谷集会所	柳谷字御蔵廻り																																																																																																																																																																				
117	けやき坂	シラカシ公園	けやき坂1丁目地内																																																																																																																																																																				
118	けやき坂	トサミズキ公園	けやき坂2丁目地内																																																																																																																																																																				
119	けやき坂	アメリカフウ公園	けやき坂2丁目地内																																																																																																																																																																				
120	けやき坂	ヤマボウシ公園	けやき坂3丁目地内																																																																																																																																																																				

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																												
	(新規)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校区</th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>121</td><td>けやき坂</td><td>ムクゲ公園</td><td>けやき坂3丁目地内</td></tr> <tr><td>122</td><td>けやき坂</td><td>ハナノキ公園</td><td>けやき坂4丁目地内</td></tr> <tr><td>123</td><td>東谷</td><td>鳴尾ゴルフ倶楽部</td><td>西畦野字金ケ谷1-4</td></tr> <tr><td>124</td><td>東谷</td><td>一庫公民館</td><td>一庫2丁目9-10</td></tr> <tr><td>125</td><td>東谷</td><td>下財公民館</td><td>下財12-2</td></tr> <tr><td>126</td><td>東谷</td><td>宮の下公園</td><td>見野1丁目地内</td></tr> <tr><td>127</td><td>東谷</td><td>見んな野ふれあい会館</td><td>見野2丁目17-21</td></tr> <tr><td>128</td><td>東谷</td><td>見んな野広場</td><td>見野2丁目地内</td></tr> <tr><td>129</td><td>東谷</td><td>山下自治会館</td><td>山下町1-19</td></tr> <tr><td>130</td><td>東谷</td><td>山原公民館</td><td>山原2丁目3-3</td></tr> <tr><td>131</td><td>東谷</td><td>国崎自治会館</td><td>東畦野6丁目7-2</td></tr> <tr><td>132</td><td>東谷</td><td>北摂台東方団地自治会館</td><td>東畦野山手1丁目28-4</td></tr> <tr><td>133</td><td>東谷</td><td>東畦野山の手公園</td><td>東畦野山手1丁目地内</td></tr> <tr><td>134</td><td>東谷</td><td>緑が丘自治会館</td><td>緑が丘1丁目18-9</td></tr> <tr><td>135</td><td>東谷</td><td>西緑が丘やすらぎ公園</td><td>緑が丘2丁目地内</td></tr> <tr><td>136</td><td>牧の台</td><td>大和第2公園</td><td>大和西1丁目地内</td></tr> <tr><td>137</td><td>牧の台</td><td>平木谷池公園</td><td>大和西2丁目地内</td></tr> <tr><td>138</td><td>牧の台</td><td>大和第6公園</td><td>大和西3丁目地内</td></tr> <tr><td>139</td><td>牧の台</td><td>大和第7公園</td><td>大和西5丁目地内</td></tr> <tr><td>140</td><td>牧の台</td><td>大和第1公園</td><td>大和東1丁目地内</td></tr> <tr><td>141</td><td>牧の台</td><td>大和第3公園</td><td>大和東1丁目地内</td></tr> <tr><td>142</td><td>牧の台</td><td>大和第4公園</td><td>大和東2丁目地内</td></tr> <tr><td>143</td><td>牧の台</td><td>大和第5公園</td><td>大和東3丁目地内</td></tr> <tr><td>144</td><td>牧の台</td><td>大和第8公園</td><td>大和東5丁目地内</td></tr> <tr><td>145</td><td>牧の台</td><td>大和第10公園</td><td>大和東5丁目地内</td></tr> <tr><td>146</td><td>牧の台</td><td>一の鳥居公園</td><td>長尾町6地内</td></tr> </tbody> </table>		小学校区	設置場所	住所	121	けやき坂	ムクゲ公園	けやき坂3丁目地内	122	けやき坂	ハナノキ公園	けやき坂4丁目地内	123	東谷	鳴尾ゴルフ倶楽部	西畦野字金ケ谷1-4	124	東谷	一庫公民館	一庫2丁目9-10	125	東谷	下財公民館	下財12-2	126	東谷	宮の下公園	見野1丁目地内	127	東谷	見んな野ふれあい会館	見野2丁目17-21	128	東谷	見んな野広場	見野2丁目地内	129	東谷	山下自治会館	山下町1-19	130	東谷	山原公民館	山原2丁目3-3	131	東谷	国崎自治会館	東畦野6丁目7-2	132	東谷	北摂台東方団地自治会館	東畦野山手1丁目28-4	133	東谷	東畦野山の手公園	東畦野山手1丁目地内	134	東谷	緑が丘自治会館	緑が丘1丁目18-9	135	東谷	西緑が丘やすらぎ公園	緑が丘2丁目地内	136	牧の台	大和第2公園	大和西1丁目地内	137	牧の台	平木谷池公園	大和西2丁目地内	138	牧の台	大和第6公園	大和西3丁目地内	139	牧の台	大和第7公園	大和西5丁目地内	140	牧の台	大和第1公園	大和東1丁目地内	141	牧の台	大和第3公園	大和東1丁目地内	142	牧の台	大和第4公園	大和東2丁目地内	143	牧の台	大和第5公園	大和東3丁目地内	144	牧の台	大和第8公園	大和東5丁目地内	145	牧の台	大和第10公園	大和東5丁目地内	146	牧の台	一の鳥居公園	長尾町6地内	一時避難場所 標識交付箇所 一覧の新規記 載
	小学校区	設置場所	住所																																																																																																												
121	けやき坂	ムクゲ公園	けやき坂3丁目地内																																																																																																												
122	けやき坂	ハナノキ公園	けやき坂4丁目地内																																																																																																												
123	東谷	鳴尾ゴルフ倶楽部	西畦野字金ケ谷1-4																																																																																																												
124	東谷	一庫公民館	一庫2丁目9-10																																																																																																												
125	東谷	下財公民館	下財12-2																																																																																																												
126	東谷	宮の下公園	見野1丁目地内																																																																																																												
127	東谷	見んな野ふれあい会館	見野2丁目17-21																																																																																																												
128	東谷	見んな野広場	見野2丁目地内																																																																																																												
129	東谷	山下自治会館	山下町1-19																																																																																																												
130	東谷	山原公民館	山原2丁目3-3																																																																																																												
131	東谷	国崎自治会館	東畦野6丁目7-2																																																																																																												
132	東谷	北摂台東方団地自治会館	東畦野山手1丁目28-4																																																																																																												
133	東谷	東畦野山の手公園	東畦野山手1丁目地内																																																																																																												
134	東谷	緑が丘自治会館	緑が丘1丁目18-9																																																																																																												
135	東谷	西緑が丘やすらぎ公園	緑が丘2丁目地内																																																																																																												
136	牧の台	大和第2公園	大和西1丁目地内																																																																																																												
137	牧の台	平木谷池公園	大和西2丁目地内																																																																																																												
138	牧の台	大和第6公園	大和西3丁目地内																																																																																																												
139	牧の台	大和第7公園	大和西5丁目地内																																																																																																												
140	牧の台	大和第1公園	大和東1丁目地内																																																																																																												
141	牧の台	大和第3公園	大和東1丁目地内																																																																																																												
142	牧の台	大和第4公園	大和東2丁目地内																																																																																																												
143	牧の台	大和第5公園	大和東3丁目地内																																																																																																												
144	牧の台	大和第8公園	大和東5丁目地内																																																																																																												
145	牧の台	大和第10公園	大和東5丁目地内																																																																																																												
146	牧の台	一の鳥居公園	長尾町6地内																																																																																																												
	(新規)	<p><b>資料 - 35 公共建築物等の耐震化事業</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>用途</th> <th>耐震化事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市役所</td> <td>防災拠点施設</td> <td>天井落下防止対策事業</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>不特定多数が利用する施設</td> <td>天井落下防止対策事業</td> </tr> <tr> <td>みつなかホール</td> <td>不特定多数が利用する施設</td> <td>天井落下防止対策事業</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	用途	耐震化事業の内容	川西市役所	防災拠点施設	天井落下防止対策事業	中央図書館	不特定多数が利用する施設	天井落下防止対策事業	みつなかホール	不特定多数が利用する施設	天井落下防止対策事業																																																																																																	
施設名	用途	耐震化事業の内容																																																																																																													
川西市役所	防災拠点施設	天井落下防止対策事業																																																																																																													
中央図書館	不特定多数が利用する施設	天井落下防止対策事業																																																																																																													
みつなかホール	不特定多数が利用する施設	天井落下防止対策事業																																																																																																													

頁	修正前	修正後	根拠
113 114	<p>付録 - 1 川西市防災会議条例</p> <p>川西市防災会議条例</p> <p style="text-align: right;">〔昭和38年5月27日〕 〔条例第17号〕</p> <p>改正 昭和42年 3月28日 条例第 1号 平成 9年 3月28日 条例第 5号  昭和42年 6月 1日 第24号 平成11年 3月31日 第 1号  昭和47年 3月31日 第 9号 平成12年 3月29日 第 1号  昭和47年 5月25日 第22号 平成14年 3月28日 第 1号  昭和49年10月11日 第46号 平成15年12月25日 第22号  平成 4年 3月31日 第 2号 平成20年 3月27日 第 2号  平成 9年 3月28日 第 1号 平成24年12月28日 第29号</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、川西市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 川西市防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。</p> <p>(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p>(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>(4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>付 則</p>	<p>付録 - 1 川西市防災会議条例</p> <p>川西市防災会議条例</p> <p style="text-align: right;">〔昭和38年5月27日〕 〔条例第17号〕</p> <p>改正 昭和42年 3月28日 条例第 1号 平成11年 3月31日 条例第 1号  昭和42年 6月 1日 第24号 平成12年 3月29日 第 1号  昭和47年 3月31日 第 9号 平成14年 3月28日 第 1号  昭和47年 5月25日 第22号 平成15年12月25日 第22号  昭和49年10月11日 第46号 平成20年 3月27日 第 2号  平成 4年 3月31日 第 2号 平成24年12月28日 第29号  平成 9年 3月28日 第 1号 <u>平成29年 9月26日 第27号</u>  平成 9年 3月28日 第 5号</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、川西市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 川西市<u>地域</u>防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。</p> <p>(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p>(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>(4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。</p> <p>(5) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</u></p> <p>第3条 (省略)</p> <p>付 則</p> <p><u>付 則(平成29年9月25日条例第53号)</u>  <u>(施行期日)</u>  1 この条例は、公布の日から施行する。  <u>(川西市水防協議会の廃止)</u>  2 川西市水防協議会条例(昭和61年4月1日条例第13号)は、廃止する。  <u>(川西市水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)</u>  3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の川西市水防協議会条例第3条の任期を有している委員は、同条の規定にかかわらず、その時においてその職を失うものとする。</p>	川西市防災会議条例改正に伴う修正

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																																																																																
113 114	付録 - 3 川西市防災会議委員・幹事 平成29年6月1日現在	付録 - 3 川西市防災会議委員・幹事 平成30年5月18日現在	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会長</td><td>川西市長</td><td>大塩民生</td></tr> <tr><td>委員</td><td>川西市副市長</td><td>菅原康雄</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市副市長</td><td>本莊重弘</td></tr> <tr><td>"</td><td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長</td><td>山口崇</td></tr> <tr><td>"</td><td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長</td><td>梶田敏正</td></tr> <tr><td>"</td><td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長</td><td>向居忠昭</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県川西警察署長</td><td>山本勝也</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局長</td><td>村上元伸</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長</td><td>秋山大</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急バス株式会社自動車事業部長</td><td>野津俊明</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長</td><td>前田博</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td><td>油布篤</td></tr> <tr><td>"</td><td>能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長</td><td>西中哲郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>日本通運株式会社阪神支店長</td><td>鷲尾英司</td></tr> <tr><td>"</td><td>関西電力株式会社神戸支社統括部長</td><td>雪山成人</td></tr> <tr><td>"</td><td>大阪ガス株式会社導管事業部</td><td>三谷晴久</td></tr> <tr><td>"</td><td>一般社団法人川西市医師会長</td><td>藤末洋</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団長</td><td>安満真哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市社会福祉協議会副会長</td><td>吉永京子</td></tr> <tr><td>"</td><td>ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)</td><td>高見実千代</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市男女共同参画審議会</td><td>山田静子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市身体障害者福祉協会会長代理</td><td>神村治子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市自主防災組織連絡協議会会長</td><td>鈴鹿成正</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育長</td><td>牛尾巧</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道事業管理者</td><td>小田秀平</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市病院事業管理者</td><td>姫野誠一</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総合政策部長</td><td>松木茂弘</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市理事(総合戦略担当)</td><td>船曳則之</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総務部長</td><td>大森直之</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市市民生活部長</td><td>大屋敷信彦</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市健康福祉部長</td><td>根津倫哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市都市政策部長</td><td>松浦純</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市みどり土木部長</td><td>酒本恭聖</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市美化環境部長</td><td>米田勝也</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市会計管理者</td><td>金南秀樹</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市こども未来部長</td><td>中塚一司</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育推進部長</td><td>木下博</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道局長</td><td>佐谷靖</td></tr> <tr><td>"</td><td>市立川西病院経営企画部長</td><td>山中等</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防長</td><td>矢内光彦</td></tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	会長	川西市長	大塩民生	委員	川西市副市長	菅原康雄	"	川西市副市長	本莊重弘	"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇	"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	梶田敏正	"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	向居忠昭	"	兵庫県川西警察署長	山本勝也	"	兵庫県阪神北県民局長	村上元伸	"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大	"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明	"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博	"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤	"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎	"	日本通運株式会社阪神支店長	鷲尾英司	"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人	"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久	"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋	"	川西市消防団長	安満真哉	"	川西市社会福祉協議会副会長	吉永京子	"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	高見実千代	"	川西市男女共同参画審議会	山田静子	"	川西市身体障害者福祉協会会長代理	神村治子	"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	鈴鹿成正	"	川西市教育長	牛尾巧	"	川西市上下水道事業管理者	小田秀平	"	川西市病院事業管理者	姫野誠一	"	川西市総合政策部長	松木茂弘	"	川西市理事(総合戦略担当)	船曳則之	"	川西市総務部長	大森直之	"	川西市市民生活部長	大屋敷信彦	"	川西市健康福祉部長	根津倫哉	"	川西市都市政策部長	松浦純	"	川西市みどり土木部長	酒本恭聖	"	川西市美化環境部長	米田勝也	"	川西市会計管理者	金南秀樹	"	川西市こども未来部長	中塚一司	"	川西市教育推進部長	木下博	"	川西市上下水道局長	佐谷靖	"	市立川西病院経営企画部長	山中等	"	川西市消防長	矢内光彦	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会長</td><td>川西市長</td><td>大塩民生</td></tr> <tr><td>委員</td><td>川西市副市長</td><td>菅原康雄</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市副市長</td><td>小田秀平</td></tr> <tr><td>"</td><td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長</td><td>山口崇</td></tr> <tr><td>"</td><td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長</td><td>浜田真二</td></tr> <tr><td>"</td><td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長</td><td>後藤浩一</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県川西警察署長</td><td>石田充</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局長</td><td>藪本訓弘</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長</td><td>秋山大</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急バス株式会社自動車事業部長</td><td>野津俊明</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長</td><td>前田博</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td><td>油布篤</td></tr> <tr><td>"</td><td>能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長</td><td>西中哲郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>日本通運株式会社阪神支店長</td><td>諏訪光則</td></tr> <tr><td>"</td><td>関西電力株式会社神戸支社統括部長</td><td>雪山成人</td></tr> <tr><td>"</td><td>大阪ガス株式会社導管事業部</td><td>三谷晴久</td></tr> <tr><td>"</td><td>一般社団法人川西市医師会長</td><td>藤末洋</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団長</td><td>安満真哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市社会福祉協議会会長</td><td>安田末廣</td></tr> <tr><td>"</td><td>ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)</td><td>岡村陽子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市男女共同参画審議会</td><td>山田静子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市障害者団体連合会会長</td><td>神村治子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市自主防災組織連絡協議会会長</td><td>松山幸一郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育長</td><td>石田剛</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道事業管理者</td><td>米田勝也</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市病院事業管理者</td><td>姫野誠一</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総合政策部長</td><td>松木茂弘</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総務部長</td><td>大森直之</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市市民環境部長</td><td>石田有司</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市福祉部長</td><td>根津倫哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市健康増進部長</td><td>荒崎成治</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市都市政策部長</td><td>松浦純</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市土木部長</td><td>酒本恭聖</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市こども未来部長</td><td>中塚一司</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育推進部長</td><td>若生雅史</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道局長</td><td>井内有吾</td></tr> <tr><td>"</td><td>市立川西病院経営企画部長</td><td>清水操</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防長</td><td>矢内光彦</td></tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	会長	川西市長	大塩民生	委員	川西市副市長	菅原康雄	"	川西市副市長	小田秀平	"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇	"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田真二	"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤浩一	"	兵庫県川西警察署長	石田充	"	兵庫県阪神北県民局長	藪本訓弘	"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大	"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明	"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博	"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤	"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎	"	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪光則	"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人	"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久	"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋	"	川西市消防団長	安満真哉	"	川西市社会福祉協議会会長	安田末廣	"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村陽子	"	川西市男女共同参画審議会	山田静子	"	川西市障害者団体連合会会長	神村治子	"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山幸一郎	"	川西市教育長	石田剛	"	川西市上下水道事業管理者	米田勝也	"	川西市病院事業管理者	姫野誠一	"	川西市総合政策部長	松木茂弘	"	川西市総務部長	大森直之	"	川西市市民環境部長	石田有司	"	川西市福祉部長	根津倫哉	"	川西市健康増進部長	荒崎成治	"	川西市都市政策部長	松浦純	"	川西市土木部長	酒本恭聖	"	川西市こども未来部長	中塚一司	"	川西市教育推進部長	若生雅史	"	川西市上下水道局長	井内有吾	"	市立川西病院経営企画部長	清水操	"	川西市消防長	矢内光彦	
区分	職名	氏名																																																																																																																																																																																																																																																	
会長	川西市長	大塩民生																																																																																																																																																																																																																																																	
委員	川西市副市長	菅原康雄																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市副市長	本莊重弘																																																																																																																																																																																																																																																	
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇																																																																																																																																																																																																																																																	
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	梶田敏正																																																																																																																																																																																																																																																	
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	向居忠昭																																																																																																																																																																																																																																																	
"	兵庫県川西警察署長	山本勝也																																																																																																																																																																																																																																																	
"	兵庫県阪神北県民局長	村上元伸																																																																																																																																																																																																																																																	
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大																																																																																																																																																																																																																																																	
"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明																																																																																																																																																																																																																																																	
"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博																																																																																																																																																																																																																																																	
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤																																																																																																																																																																																																																																																	
"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎																																																																																																																																																																																																																																																	
"	日本通運株式会社阪神支店長	鷲尾英司																																																																																																																																																																																																																																																	
"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人																																																																																																																																																																																																																																																	
"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久																																																																																																																																																																																																																																																	
"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市消防団長	安満真哉																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市社会福祉協議会副会長	吉永京子																																																																																																																																																																																																																																																	
"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	高見実千代																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市男女共同参画審議会	山田静子																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市身体障害者福祉協会会長代理	神村治子																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	鈴鹿成正																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市教育長	牛尾巧																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市上下水道事業管理者	小田秀平																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市病院事業管理者	姫野誠一																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市総合政策部長	松木茂弘																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市理事(総合戦略担当)	船曳則之																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市総務部長	大森直之																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市市民生活部長	大屋敷信彦																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市健康福祉部長	根津倫哉																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市都市政策部長	松浦純																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市みどり土木部長	酒本恭聖																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市美化環境部長	米田勝也																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市会計管理者	金南秀樹																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市こども未来部長	中塚一司																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市教育推進部長	木下博																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市上下水道局長	佐谷靖																																																																																																																																																																																																																																																	
"	市立川西病院経営企画部長	山中等																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市消防長	矢内光彦																																																																																																																																																																																																																																																	
区分	職名	氏名																																																																																																																																																																																																																																																	
会長	川西市長	大塩民生																																																																																																																																																																																																																																																	
委員	川西市副市長	菅原康雄																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市副市長	小田秀平																																																																																																																																																																																																																																																	
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇																																																																																																																																																																																																																																																	
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田真二																																																																																																																																																																																																																																																	
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤浩一																																																																																																																																																																																																																																																	
"	兵庫県川西警察署長	石田充																																																																																																																																																																																																																																																	
"	兵庫県阪神北県民局長	藪本訓弘																																																																																																																																																																																																																																																	
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大																																																																																																																																																																																																																																																	
"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明																																																																																																																																																																																																																																																	
"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博																																																																																																																																																																																																																																																	
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤																																																																																																																																																																																																																																																	
"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎																																																																																																																																																																																																																																																	
"	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪光則																																																																																																																																																																																																																																																	
"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人																																																																																																																																																																																																																																																	
"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久																																																																																																																																																																																																																																																	
"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市消防団長	安満真哉																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市社会福祉協議会会長	安田末廣																																																																																																																																																																																																																																																	
"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村陽子																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市男女共同参画審議会	山田静子																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市障害者団体連合会会長	神村治子																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山幸一郎																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市教育長	石田剛																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市上下水道事業管理者	米田勝也																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市病院事業管理者	姫野誠一																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市総合政策部長	松木茂弘																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市総務部長	大森直之																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市市民環境部長	石田有司																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市福祉部長	根津倫哉																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市健康増進部長	荒崎成治																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市都市政策部長	松浦純																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市土木部長	酒本恭聖																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市こども未来部長	中塚一司																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市教育推進部長	若生雅史																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市上下水道局長	井内有吾																																																																																																																																																																																																																																																	
"	市立川西病院経営企画部長	清水操																																																																																																																																																																																																																																																	
"	川西市消防長	矢内光彦																																																																																																																																																																																																																																																	

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																													
114 115	<p data-bbox="222 262 742 294">付録 - 3 川西市防災会議委員・幹事</p> <table border="1" data-bbox="296 346 1335 1480"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>幹事</td><td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所</td><td>刈谷尚夫</td></tr> <tr><td>"</td><td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部</td><td>吉田健太</td></tr> <tr><td>"</td><td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理</td><td>林直良</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県川西警察署警備課長</td><td>牛田顕司</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局総務企画室長</td><td>加藤さと子</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長</td><td>服部洋平</td></tr> <tr><td>"</td><td>伊丹健康福祉事務所副所長兼食品薬務衛生課長</td><td>八木敏子</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店</td><td>池田雅広</td></tr> <tr><td>"</td><td>日本通運株式会社阪神支店伊丹川西事業所長</td><td>佐伯誠義</td></tr> <tr><td>"</td><td>関西電力株式会社神戸支店阪神総務グループ副長</td><td>木崎正治</td></tr> <tr><td>"</td><td>大阪ガス株式会社導管事業部</td><td>岡田次郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急バス株式会社自動車事業部副部長</td><td>水島晃太郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅地区駅長</td><td>川野恭司</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td><td>油布篤</td></tr> <tr><td>"</td><td>能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課統括駅長</td><td>野呂忠洋</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団副団長</td><td>加藤仁哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団副団長</td><td>篠原久典</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団副団長</td><td>古谷茂政</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市障害者団体連合会会長</td><td>篠木玲子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総合政策部行政経営室長</td><td>作田哲也</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総務部総務室長</td><td>岡本匠</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市市民生活部生活活性室長</td><td>金淵信一郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市健康福祉部福祉推進室長</td><td>岡本浩一</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市都市政策部都市政策室長</td><td>奥田徹</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市みどり土木部道路公園室長</td><td>五島孝裕</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市美化環境部美化環境室長</td><td>新田稔</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育委員会こども未来部総務調整室長</td><td>中西哲</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育委員会こども未来部こども家庭室長</td><td>山元昇</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道局経営企画室長</td><td>津賀治郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>市立川西病院経営企画室長</td><td>森下宣輝</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防本部次長</td><td>石倉和也</td></tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	幹事	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	刈谷尚夫	"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	吉田健太	"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	林直良	"	兵庫県川西警察署警備課長	牛田顕司	"	兵庫県阪神北県民局総務企画室長	加藤さと子	"	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	服部洋平	"	伊丹健康福祉事務所副所長兼食品薬務衛生課長	八木敏子	"	西日本電信電話株式会社兵庫支店	池田雅広	"	日本通運株式会社阪神支店伊丹川西事業所長	佐伯誠義	"	関西電力株式会社神戸支店阪神総務グループ副長	木崎正治	"	大阪ガス株式会社導管事業部	岡田次郎	"	阪急バス株式会社自動車事業部副部長	水島晃太郎	"	西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅地区駅長	川野恭司	"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤	"	能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課統括駅長	野呂忠洋	"	川西市消防団副団長	加藤仁哉	"	川西市消防団副団長	篠原久典	"	川西市消防団副団長	古谷茂政	"	川西市障害者団体連合会会長	篠木玲子	"	川西市総合政策部行政経営室長	作田哲也	"	川西市総務部総務室長	岡本匠	"	川西市市民生活部生活活性室長	金淵信一郎	"	川西市健康福祉部福祉推進室長	岡本浩一	"	川西市都市政策部都市政策室長	奥田徹	"	川西市みどり土木部道路公園室長	五島孝裕	"	川西市美化環境部美化環境室長	新田稔	"	川西市教育委員会こども未来部総務調整室長	中西哲	"	川西市教育委員会こども未来部こども家庭室長	山元昇	"	川西市上下水道局経営企画室長	津賀治郎	"	市立川西病院経営企画室長	森下宣輝	"	川西市消防本部次長	石倉和也	<p data-bbox="1439 262 1958 294">付録 - 3 川西市防災会議委員・幹事</p> <table border="1" data-bbox="1513 346 2552 1449"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>幹事</td><td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所 <b>総括保全対策官</b></td><td><b>刈谷尚夫</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部</td><td><b>瀬能大介</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理</td><td>林直良</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県川西警察署警備課長</td><td>牛田顕司</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局総務企画室長</td><td><b>呉田利之</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長</td><td><b>登日幸治</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>伊丹健康福祉事務所健康参事</td><td><b>大谷真理子</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店 <b>災害対策室担当課長</b></td><td><b>宮本豊</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>日本通運株式会社阪神支店伊丹川西事業所長</td><td>佐伯誠義</td></tr> <tr><td>"</td><td>関西電力株式会社神戸支店阪神総務グループ副長</td><td>木崎正治</td></tr> <tr><td>"</td><td>大阪ガス株式会社 <b>兵庫導管部建設チーム設計グループチーフ</b></td><td><b>大谷昭彦</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急バス株式会社自動車事業部副部長</td><td>水島晃太郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅長</td><td>川野恭司</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td><td>油布篤</td></tr> <tr><td>"</td><td>能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課統括駅長</td><td>野呂忠洋</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団副団長</td><td>加藤仁哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団副団長</td><td>篠原久典</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団副団長</td><td>古谷茂政</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市障害者団体連合会会長</td><td>神村治子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総合政策部 <b>副部長</b></td><td>作田哲也</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総務部総務 <b>副部長</b></td><td>岡本匠</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市市民環境部 <b>副部長</b></td><td><b>阪上哲生</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市 <b>福祉部副部長</b></td><td><b>山本敏行</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市都市政策部 <b>副部長</b></td><td><b>篠崎保夫</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市 <b>土木部副部長</b></td><td>五島孝裕</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育委員会 <b>教育推進部副部長</b></td><td>中西哲</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育委員会こども未来部 <b>副部長</b></td><td>山元昇</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道局 <b>副局長</b></td><td><b>大嶋浩一</b></td></tr> <tr><td>"</td><td>市立川西病院 <b>経営企画部副部長</b></td><td>森下宣輝</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防本部次長</td><td>石倉和也</td></tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	幹事	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所 <b>総括保全対策官</b>	<b>刈谷尚夫</b>	"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	<b>瀬能大介</b>	"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	林直良	"	兵庫県川西警察署警備課長	牛田顕司	"	兵庫県阪神北県民局総務企画室長	<b>呉田利之</b>	"	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	<b>登日幸治</b>	"	伊丹健康福祉事務所健康参事	<b>大谷真理子</b>	"	西日本電信電話株式会社兵庫支店 <b>災害対策室担当課長</b>	<b>宮本豊</b>	"	日本通運株式会社阪神支店伊丹川西事業所長	佐伯誠義	"	関西電力株式会社神戸支店阪神総務グループ副長	木崎正治	"	大阪ガス株式会社 <b>兵庫導管部建設チーム設計グループチーフ</b>	<b>大谷昭彦</b>	"	阪急バス株式会社自動車事業部副部長	水島晃太郎	"	西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅長	川野恭司	"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤	"	能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課統括駅長	野呂忠洋	"	川西市消防団副団長	加藤仁哉	"	川西市消防団副団長	篠原久典	"	川西市消防団副団長	古谷茂政	"	川西市障害者団体連合会会長	神村治子	"	川西市総合政策部 <b>副部長</b>	作田哲也	"	川西市総務部総務 <b>副部長</b>	岡本匠	"	川西市市民環境部 <b>副部長</b>	<b>阪上哲生</b>	"	川西市 <b>福祉部副部長</b>	<b>山本敏行</b>	"	川西市都市政策部 <b>副部長</b>	<b>篠崎保夫</b>	"	川西市 <b>土木部副部長</b>	五島孝裕	"	川西市教育委員会 <b>教育推進部副部長</b>	中西哲	"	川西市教育委員会こども未来部 <b>副部長</b>	山元昇	"	川西市上下水道局 <b>副局長</b>	<b>大嶋浩一</b>	"	市立川西病院 <b>経営企画部副部長</b>	森下宣輝	"	川西市消防本部次長	石倉和也	時点修正
区分	職名	氏名																																																																																																																																																																																														
幹事	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	刈谷尚夫																																																																																																																																																																																														
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	吉田健太																																																																																																																																																																																														
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	林直良																																																																																																																																																																																														
"	兵庫県川西警察署警備課長	牛田顕司																																																																																																																																																																																														
"	兵庫県阪神北県民局総務企画室長	加藤さと子																																																																																																																																																																																														
"	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	服部洋平																																																																																																																																																																																														
"	伊丹健康福祉事務所副所長兼食品薬務衛生課長	八木敏子																																																																																																																																																																																														
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店	池田雅広																																																																																																																																																																																														
"	日本通運株式会社阪神支店伊丹川西事業所長	佐伯誠義																																																																																																																																																																																														
"	関西電力株式会社神戸支店阪神総務グループ副長	木崎正治																																																																																																																																																																																														
"	大阪ガス株式会社導管事業部	岡田次郎																																																																																																																																																																																														
"	阪急バス株式会社自動車事業部副部長	水島晃太郎																																																																																																																																																																																														
"	西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅地区駅長	川野恭司																																																																																																																																																																																														
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤																																																																																																																																																																																														
"	能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課統括駅長	野呂忠洋																																																																																																																																																																																														
"	川西市消防団副団長	加藤仁哉																																																																																																																																																																																														
"	川西市消防団副団長	篠原久典																																																																																																																																																																																														
"	川西市消防団副団長	古谷茂政																																																																																																																																																																																														
"	川西市障害者団体連合会会長	篠木玲子																																																																																																																																																																																														
"	川西市総合政策部行政経営室長	作田哲也																																																																																																																																																																																														
"	川西市総務部総務室長	岡本匠																																																																																																																																																																																														
"	川西市市民生活部生活活性室長	金淵信一郎																																																																																																																																																																																														
"	川西市健康福祉部福祉推進室長	岡本浩一																																																																																																																																																																																														
"	川西市都市政策部都市政策室長	奥田徹																																																																																																																																																																																														
"	川西市みどり土木部道路公園室長	五島孝裕																																																																																																																																																																																														
"	川西市美化環境部美化環境室長	新田稔																																																																																																																																																																																														
"	川西市教育委員会こども未来部総務調整室長	中西哲																																																																																																																																																																																														
"	川西市教育委員会こども未来部こども家庭室長	山元昇																																																																																																																																																																																														
"	川西市上下水道局経営企画室長	津賀治郎																																																																																																																																																																																														
"	市立川西病院経営企画室長	森下宣輝																																																																																																																																																																																														
"	川西市消防本部次長	石倉和也																																																																																																																																																																																														
区分	職名	氏名																																																																																																																																																																																														
幹事	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所 <b>総括保全対策官</b>	<b>刈谷尚夫</b>																																																																																																																																																																																														
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	<b>瀬能大介</b>																																																																																																																																																																																														
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	林直良																																																																																																																																																																																														
"	兵庫県川西警察署警備課長	牛田顕司																																																																																																																																																																																														
"	兵庫県阪神北県民局総務企画室長	<b>呉田利之</b>																																																																																																																																																																																														
"	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	<b>登日幸治</b>																																																																																																																																																																																														
"	伊丹健康福祉事務所健康参事	<b>大谷真理子</b>																																																																																																																																																																																														
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店 <b>災害対策室担当課長</b>	<b>宮本豊</b>																																																																																																																																																																																														
"	日本通運株式会社阪神支店伊丹川西事業所長	佐伯誠義																																																																																																																																																																																														
"	関西電力株式会社神戸支店阪神総務グループ副長	木崎正治																																																																																																																																																																																														
"	大阪ガス株式会社 <b>兵庫導管部建設チーム設計グループチーフ</b>	<b>大谷昭彦</b>																																																																																																																																																																																														
"	阪急バス株式会社自動車事業部副部長	水島晃太郎																																																																																																																																																																																														
"	西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅長	川野恭司																																																																																																																																																																																														
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤																																																																																																																																																																																														
"	能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課統括駅長	野呂忠洋																																																																																																																																																																																														
"	川西市消防団副団長	加藤仁哉																																																																																																																																																																																														
"	川西市消防団副団長	篠原久典																																																																																																																																																																																														
"	川西市消防団副団長	古谷茂政																																																																																																																																																																																														
"	川西市障害者団体連合会会長	神村治子																																																																																																																																																																																														
"	川西市総合政策部 <b>副部長</b>	作田哲也																																																																																																																																																																																														
"	川西市総務部総務 <b>副部長</b>	岡本匠																																																																																																																																																																																														
"	川西市市民環境部 <b>副部長</b>	<b>阪上哲生</b>																																																																																																																																																																																														
"	川西市 <b>福祉部副部長</b>	<b>山本敏行</b>																																																																																																																																																																																														
"	川西市都市政策部 <b>副部長</b>	<b>篠崎保夫</b>																																																																																																																																																																																														
"	川西市 <b>土木部副部長</b>	五島孝裕																																																																																																																																																																																														
"	川西市教育委員会 <b>教育推進部副部長</b>	中西哲																																																																																																																																																																																														
"	川西市教育委員会こども未来部 <b>副部長</b>	山元昇																																																																																																																																																																																														
"	川西市上下水道局 <b>副局長</b>	<b>大嶋浩一</b>																																																																																																																																																																																														
"	市立川西病院 <b>経営企画部副部長</b>	森下宣輝																																																																																																																																																																																														
"	川西市消防本部次長	石倉和也																																																																																																																																																																																														

頁	修正前	修正後	根拠
121	<p>付録 - 5 川西市災害対策本部設置要綱</p> <p>川西市災害対策本部設置要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第4条</p> <p>第5条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部及び班を置く。 2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。 (1) 副市長 (2) 上下水道事業管理者 (3) 総合政策部長 (4) 総務部長 (5) 消防長 3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関する事。 (2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関する事。 4 第1項の部(地区対策部を除く。)の長(以下「部長」という。)は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。 5 第1項の部及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(本部事務局)</p> <p>第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。 (1) 本部の設置及び廃止に関する事。 (2) 本部会議及び本部司令室会議に関する事。 (3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関する事。 (4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関する事。 2 事務局の職員は、総務部危機管理室の職員をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の職員をこれに充てることできる。</p> <p>第8条 (省略)</p>	<p>付録 - 5 川西市災害対策本部設置要綱</p> <p>川西市災害対策本部設置要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第4条</p> <p>第5条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部<del>局</del>等及び班を置く。 2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。 (1) 副市長 (2) <del>教育長</del> (3) 上下水道事業管理者 (4) 総合政策部長 (5) 総務部長 (6) 消防長 3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関する事。 (2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関する事。 4 第1項の部<del>局</del>等(地区対策部を除く。)の長(以下「部長」という。)は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。 5 第1項の部<del>局</del>等及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(本部事務局)</p> <p>第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。 (1) 本部の設置及び廃止に関する事。 (2) 本部会議及び本部司令室会議に関する事。 (3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関する事。 (4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関する事。 2 事務局の職員は、総務部危機管理<del>課</del>の職員をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の職員をこれに充てることできる。</p> <p>第8条 (省略)</p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																																									
121	<p>付録 - 5 川西市災害対策本部設置要綱 別表（第5条関係）部及び班の組織と事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> <th>担当行政組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">対策部 (総務部長)</td> <td>総括班</td> <td>1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 部内各班との連絡調整に関する事 7 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 8 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 9 災害に関する市議会との連絡に関する事 10 災害広報に関する事 11 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 報道機関に対する情報発表に関する事 14 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 15 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 16 他の部、班の所管に属さないこと。</td> <td>総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 こども未来部 教育推進部 消防本部 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>受付班</td> <td>1 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事班</td> <td>1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事。 2 各部からの応援要請の受理及び応援部との調整に関する事。 3 ボランティアの受付、コーディネートに関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両班</td> <td>1 自動車の配車、輸送に関する事。 2 市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事。 2 り災証明書の発行に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事。 2 災害救助費の支出に関する事。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事。 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 名	班 名	事 務 分 掌	担当行政組織	対策部 (総務部長)	総括班	1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 部内各班との連絡調整に関する事 7 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 8 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 9 災害に関する市議会との連絡に関する事 10 災害広報に関する事 11 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 報道機関に対する情報発表に関する事 14 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 15 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 16 他の部、班の所管に属さないこと。	総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 こども未来部 教育推進部 消防本部 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	受付班	1 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。		人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事。 2 各部からの応援要請の受理及び応援部との調整に関する事。 3 ボランティアの受付、コーディネートに関する事。		車両班	1 自動車の配車、輸送に関する事。 2 市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。		調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事。 2 り災証明書の発行に関する事。		財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事。 2 災害救助費の支出に関する事。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事。 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。		<p>付録 - 5 川西市災害対策本部設置要綱 別表（第5条関係）部及び班の組織と事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> <th>地域防災計画災害応急対策計画上の所掌計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合政策部 (会計課を含む)</td> <td>庶務班</td> <td>1 本部事務局との連絡調整に関する事。 2 本部会議決定事項の伝達に関する事。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 4 県及びその他関係機関への報告に関する事。 5 部内各班との連絡調整に関する事。 6 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 7 災害広報に関する事。 8 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事。 9 報道機関に対する情報発表に関する事。 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></td> <td>応急活動計画 被害状況等収集報告計画 災害広報計画 災害広聴計画 広域応援・協力計画 業務継続計画 受援計画</td> </tr> <tr> <td>受付班</td> <td>1 <u>市民からの電話等の受付に関する事。</u> 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事。 2 災害救助費の支出に関する事。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事。 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総務部 (各行政委員会を含む)</td> <td>庶務班</td> <td>1 本部事務局との連絡調整に関する事。 2 本部会議決定事項の伝達に関する事。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 4 県及びその他関係機関への報告に関する事。 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事。 6 <u>市有財産(庁舎及び分庁舎)の被害調査に関する事。</u> 7 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u> 8 部内各班との連絡調整に関する事 9 避難、警戒区域等の対策全般に関する事。 10 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 11 災害に関する市議会との連絡に関する事。 12 被災者台帳の作成に関する事。 13 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事。 14 防災行政無線無線局の管理運用に関する事。 15 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 16 他の部、班の所管に属さないこと。</td> <td>応急活動計画 地震情報収集伝達計画 被害状況等収集報告計画 広域応援・協力計画 自衛隊への派遣要請 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画 受援計画</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	班 名	事 務 分 掌	地域防災計画災害応急対策計画上の所掌計画	総合政策部 (会計課を含む)	庶務班	1 本部事務局との連絡調整に関する事。 2 本部会議決定事項の伝達に関する事。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 4 県及びその他関係機関への報告に関する事。 5 部内各班との連絡調整に関する事。 6 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 7 災害広報に関する事。 8 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事。 9 報道機関に対する情報発表に関する事。 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	応急活動計画 被害状況等収集報告計画 災害広報計画 災害広聴計画 広域応援・協力計画 業務継続計画 受援計画	受付班	1 <u>市民からの電話等の受付に関する事。</u> 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。		財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事。 2 災害救助費の支出に関する事。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事。 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。		総務部 (各行政委員会を含む)	庶務班	1 本部事務局との連絡調整に関する事。 2 本部会議決定事項の伝達に関する事。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 4 県及びその他関係機関への報告に関する事。 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事。 6 <u>市有財産(庁舎及び分庁舎)の被害調査に関する事。</u> 7 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u> 8 部内各班との連絡調整に関する事 9 避難、警戒区域等の対策全般に関する事。 10 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 11 災害に関する市議会との連絡に関する事。 12 被災者台帳の作成に関する事。 13 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事。 14 防災行政無線無線局の管理運用に関する事。 15 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 16 他の部、班の所管に属さないこと。	応急活動計画 地震情報収集伝達計画 被害状況等収集報告計画 広域応援・協力計画 自衛隊への派遣要請 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画 受援計画	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
部 名	班 名	事 務 分 掌	担当行政組織																																									
対策部 (総務部長)	総括班	1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 部内各班との連絡調整に関する事 7 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 8 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 9 災害に関する市議会との連絡に関する事 10 災害広報に関する事 11 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 報道機関に対する情報発表に関する事 14 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 15 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 16 他の部、班の所管に属さないこと。	総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 こども未来部 教育推進部 消防本部 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局																																									
	受付班	1 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。																																										
	人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事。 2 各部からの応援要請の受理及び応援部との調整に関する事。 3 ボランティアの受付、コーディネートに関する事。																																										
	車両班	1 自動車の配車、輸送に関する事。 2 市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。																																										
	調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事。 2 り災証明書の発行に関する事。																																										
	財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事。 2 災害救助費の支出に関する事。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事。 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。																																										
部 名	班 名	事 務 分 掌	地域防災計画災害応急対策計画上の所掌計画																																									
総合政策部 (会計課を含む)	庶務班	1 本部事務局との連絡調整に関する事。 2 本部会議決定事項の伝達に関する事。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 4 県及びその他関係機関への報告に関する事。 5 部内各班との連絡調整に関する事。 6 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 7 災害広報に関する事。 8 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事。 9 報道機関に対する情報発表に関する事。 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	応急活動計画 被害状況等収集報告計画 災害広報計画 災害広聴計画 広域応援・協力計画 業務継続計画 受援計画																																									
	受付班	1 <u>市民からの電話等の受付に関する事。</u> 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。																																										
	財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事。 2 災害救助費の支出に関する事。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事。 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。																																										
総務部 (各行政委員会を含む)	庶務班	1 本部事務局との連絡調整に関する事。 2 本部会議決定事項の伝達に関する事。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 4 県及びその他関係機関への報告に関する事。 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事。 6 <u>市有財産(庁舎及び分庁舎)の被害調査に関する事。</u> 7 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u> 8 部内各班との連絡調整に関する事 9 避難、警戒区域等の対策全般に関する事。 10 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 11 災害に関する市議会との連絡に関する事。 12 被災者台帳の作成に関する事。 13 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事。 14 防災行政無線無線局の管理運用に関する事。 15 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 16 他の部、班の所管に属さないこと。	応急活動計画 地震情報収集伝達計画 被害状況等収集報告計画 広域応援・協力計画 自衛隊への派遣要請 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画 受援計画																																									

頁	修正前	修正後	根拠																																								
122	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="270 932 433 1073"> <u>地区対策総括部</u>  <u>(市民生活部長)</u> </td> <td data-bbox="433 932 528 1247">           庶務班         </td> <td data-bbox="528 932 1175 1247">           1 本部及び各<u>地区対策部</u>との連絡調整に関すること。            2 災害救助法に基づく救助のうち<u>避難所にかかる事務処理及び炊き出し</u>その他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。            3 <u>避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。</u>            4 市内商工業者の被害調査に関すること。         </td> <td data-bbox="1175 932 1368 1352"> <u>市民生活部</u>  <u>総合政策部</u>  <u>総務部</u>  <u>健康福祉部</u>  <u>都市政策部</u>  <u>みどり土木部</u>  <u>会計課</u>  <u>こども未来部</u>  <u>教育推進部</u>  <u>選挙管理委員会</u>  <u>事務局</u>  <u>監査委員事務局</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1318 433 1528">           各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部長をおく。         </td> <td data-bbox="433 1247 528 1696">           ・南地区対策部            ・中央地区対策部            ・明峰地区対策部            ・多田地区対策部            ・緑台地区対策部            ・清和台地区対策部            ・けやき坂地区対策部         </td> <td data-bbox="528 1247 1175 1696">           地区対策部庶務班            1 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。            2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。            3 部内各班との連絡調整に関すること。         </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="433 1696 528 1906">           ・東谷地区対策部            ・北陵地区対策部         </td> <td data-bbox="528 1696 1175 1906">           地区対策部活動班            1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。            地区対策部避難誘導班            1 <u>避難所の設営及び撤収に関すること。</u>            2 <u>避難者の誘導に関すること。</u>            3 <u>避難者の支援に関すること。</u>            4 <u>その他避難所に関すること。</u> </td> <td></td> </tr> </table>	<u>地区対策総括部</u> <u>(市民生活部長)</u>	庶務班	1 本部及び各 <u>地区対策部</u> との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち <u>避難所にかかる事務処理及び炊き出し</u> その他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 3 <u>避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。</u> 4 市内商工業者の被害調査に関すること。	<u>市民生活部</u> <u>総合政策部</u> <u>総務部</u> <u>健康福祉部</u> <u>都市政策部</u> <u>みどり土木部</u> <u>会計課</u> <u>こども未来部</u> <u>教育推進部</u> <u>選挙管理委員会</u> <u>事務局</u> <u>監査委員事務局</u>	各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部長をおく。	・南地区対策部 ・中央地区対策部 ・明峰地区対策部 ・多田地区対策部 ・緑台地区対策部 ・清和台地区対策部 ・けやき坂地区対策部	地区対策部庶務班 1 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 部内各班との連絡調整に関すること。			・東谷地区対策部 ・北陵地区対策部	地区対策部活動班 1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。 地区対策部避難誘導班 1 <u>避難所の設営及び撤収に関すること。</u> 2 <u>避難者の誘導に関すること。</u> 3 <u>避難者の支援に関すること。</u> 4 <u>その他避難所に関すること。</u>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1605 302 1700 344">人事班</td> <td data-bbox="1700 302 2368 459">           1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関すること。            2 各部からの応援要請の受理、調整に関すること。            3 <u>他都市及び団体職員等の受け入れなど、受援計画に関すること。</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 459 1700 501">車両班</td> <td data-bbox="1700 459 2368 501">           1 自動車の配車、輸送に関すること。         </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 501 1700 617">調査班</td> <td data-bbox="1700 501 2368 617">           1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関すること。            2 災証明書の発行に関すること。         </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 617 1700 659">(本部事務局)</td> <td data-bbox="1700 617 2368 890">           1 <u>本部の設置及び廃止に関すること。</u>            2 <u>本部会議及び本部司令室会議に関すること。</u>            3 <u>地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること</u>            4 <u>災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。</u>            5 <u>前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 890 1605 932">市民環境部</td> <td data-bbox="1605 890 1700 932">庶務班</td> <td data-bbox="1700 890 2368 1152">           1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。            2 市内商工業者の被害調査に関すること。            3 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。            4 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</u> </td> <td data-bbox="2368 890 2614 1457"> <u>被害状況等収集報告計画</u>  <u>食糧供給計画</u>  <u>物資供給計画</u>  <u>感染症対策・衛生計画</u>  <u>遺体の搜索、処置及び埋火葬計画</u>  <u>障害物除去計画</u>  <u>災害廃棄物等処理計画</u>  <u>清掃計画</u>  <u>環境対策計画</u>  <u>業務継続計画</u>  <u>受援計画</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 1152 1700 1194">物資班</td> <td data-bbox="1700 1152 2368 1310">           1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関すること。</u>            2 <u>応急炊き出しに関すること。</u>            3 <u>その他食糧に関すること。</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 1310 1700 1352">環境班</td> <td data-bbox="1700 1310 2368 1604">           1 <u>障害物の除去に関すること。(道路・河川・水路等を除く。)</u>            2 <u>ごみの収集及び処理に関すること。</u>            3 <u>し尿の収集及び処理に関すること。</u>            4 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関すること。</u>            5 <u>災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関すること。</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 1604 1700 1646">衛生班</td> <td data-bbox="1700 1604 2368 1740">           1 <u>被災地の感染症対策活動に関すること。</u>            2 <u>遺体の埋・火葬に関すること。</u>            3 <u>愛玩動物の収容対策に関すること。</u> </td> <td></td> </tr> </table>	人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関すること。 2 各部からの応援要請の受理、調整に関すること。 3 <u>他都市及び団体職員等の受け入れなど、受援計画に関すること。</u>		車両班	1 自動車の配車、輸送に関すること。		調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関すること。 2 災証明書の発行に関すること。		(本部事務局)	1 <u>本部の設置及び廃止に関すること。</u> 2 <u>本部会議及び本部司令室会議に関すること。</u> 3 <u>地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること</u> 4 <u>災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。</u> 5 <u>前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。</u>		市民環境部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 市内商工業者の被害調査に関すること。 3 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 4 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</u>	<u>被害状況等収集報告計画</u> <u>食糧供給計画</u> <u>物資供給計画</u> <u>感染症対策・衛生計画</u> <u>遺体の搜索、処置及び埋火葬計画</u> <u>障害物除去計画</u> <u>災害廃棄物等処理計画</u> <u>清掃計画</u> <u>環境対策計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u>		物資班	1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関すること。</u> 2 <u>応急炊き出しに関すること。</u> 3 <u>その他食糧に関すること。</u>			環境班	1 <u>障害物の除去に関すること。(道路・河川・水路等を除く。)</u> 2 <u>ごみの収集及び処理に関すること。</u> 3 <u>し尿の収集及び処理に関すること。</u> 4 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関すること。</u> 5 <u>災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関すること。</u>			衛生班	1 <u>被災地の感染症対策活動に関すること。</u> 2 <u>遺体の埋・火葬に関すること。</u> 3 <u>愛玩動物の収容対策に関すること。</u>		<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>
<u>地区対策総括部</u> <u>(市民生活部長)</u>	庶務班	1 本部及び各 <u>地区対策部</u> との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち <u>避難所にかかる事務処理及び炊き出し</u> その他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 3 <u>避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。</u> 4 市内商工業者の被害調査に関すること。	<u>市民生活部</u> <u>総合政策部</u> <u>総務部</u> <u>健康福祉部</u> <u>都市政策部</u> <u>みどり土木部</u> <u>会計課</u> <u>こども未来部</u> <u>教育推進部</u> <u>選挙管理委員会</u> <u>事務局</u> <u>監査委員事務局</u>																																								
各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部長をおく。	・南地区対策部 ・中央地区対策部 ・明峰地区対策部 ・多田地区対策部 ・緑台地区対策部 ・清和台地区対策部 ・けやき坂地区対策部	地区対策部庶務班 1 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 部内各班との連絡調整に関すること。																																									
	・東谷地区対策部 ・北陵地区対策部	地区対策部活動班 1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。 地区対策部避難誘導班 1 <u>避難所の設営及び撤収に関すること。</u> 2 <u>避難者の誘導に関すること。</u> 3 <u>避難者の支援に関すること。</u> 4 <u>その他避難所に関すること。</u>																																									
人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関すること。 2 各部からの応援要請の受理、調整に関すること。 3 <u>他都市及び団体職員等の受け入れなど、受援計画に関すること。</u>																																										
車両班	1 自動車の配車、輸送に関すること。																																										
調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関すること。 2 災証明書の発行に関すること。																																										
(本部事務局)	1 <u>本部の設置及び廃止に関すること。</u> 2 <u>本部会議及び本部司令室会議に関すること。</u> 3 <u>地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること</u> 4 <u>災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。</u> 5 <u>前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。</u>																																										
市民環境部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 市内商工業者の被害調査に関すること。 3 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 4 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</u>	<u>被害状況等収集報告計画</u> <u>食糧供給計画</u> <u>物資供給計画</u> <u>感染症対策・衛生計画</u> <u>遺体の搜索、処置及び埋火葬計画</u> <u>障害物除去計画</u> <u>災害廃棄物等処理計画</u> <u>清掃計画</u> <u>環境対策計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u>																																								
	物資班	1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関すること。</u> 2 <u>応急炊き出しに関すること。</u> 3 <u>その他食糧に関すること。</u>																																									
	環境班	1 <u>障害物の除去に関すること。(道路・河川・水路等を除く。)</u> 2 <u>ごみの収集及び処理に関すること。</u> 3 <u>し尿の収集及び処理に関すること。</u> 4 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関すること。</u> 5 <u>災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関すること。</u>																																									
	衛生班	1 <u>被災地の感染症対策活動に関すること。</u> 2 <u>遺体の埋・火葬に関すること。</u> 3 <u>愛玩動物の収容対策に関すること。</u>																																									



頁	修正前				修正後				根拠																		
122 123	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="270 296 433 1108">福祉部 (健康福祉部長)</td> <td data-bbox="433 296 528 785">庶務班</td> <td data-bbox="528 296 1175 785">           1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事            2 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事            3 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事            4 更生資金の貸付に関する事            5 福祉施設の被害調査に関する事            6 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事            7 ボランティア活動センターの設置及びボランティアの受入れに関する事            8 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事            9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事         </td> <td data-bbox="1175 296 1374 1108">健康福祉部</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="433 785 528 1108">援護班</td> <td data-bbox="528 785 1175 1108">           1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事            2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事            3 遺体収容(安置)所の管理に関する事            4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事            5 <u>避難者のうち要配慮者の支援に関する事。</u>            6 福祉避難所における避難者の支援に関する事            7 <u>感染症・食品衛生対策に関する事。</u>            8 その他要配慮者の支援に関する事         </td> <td></td> </tr> </table>				福祉部 (健康福祉部長)	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事 3 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事 4 更生資金の貸付に関する事 5 福祉施設の被害調査に関する事 6 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事 7 ボランティア活動センターの設置及びボランティアの受入れに関する事 8 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事 9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事	健康福祉部		援護班	1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事 2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事 3 遺体収容(安置)所の管理に関する事 4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事 5 <u>避難者のうち要配慮者の支援に関する事。</u> 6 福祉避難所における避難者の支援に関する事 7 <u>感染症・食品衛生対策に関する事。</u> 8 その他要配慮者の支援に関する事		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1448 296 1611 1108">福祉部</td> <td data-bbox="1611 296 1706 785">庶務班</td> <td data-bbox="1706 296 2368 785">           1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事            2 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事            3 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事            4 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事            5 更生資金の貸付に関する事            6 福祉施設の被害調査に関する事            7 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事            8 <u>災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの受入れに関する事。</u>            9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事            10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> </td> <td data-bbox="2368 296 2614 1108">           被害状況等収集報告計画            避難計画            要配慮者対策計画            遺体の搜索、処置及び埋火葬計画            保健福祉計画            災害ボランティア受入れ等            業務継続計画            受援計画         </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1611 785 1706 1108">援護班</td> <td data-bbox="1706 785 2368 1108">           1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事            2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事            3 遺体収容(安置)所の管理に関する事            4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事            5 福祉避難所における避難者の支援に関する事            6 その他要配慮者の支援に関する事         </td> <td></td> </tr> </table>				福祉部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事 3 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事 4 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事 5 更生資金の貸付に関する事 6 福祉施設の被害調査に関する事 7 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事 8 <u>災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの受入れに関する事。</u> 9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	被害状況等収集報告計画 避難計画 要配慮者対策計画 遺体の搜索、処置及び埋火葬計画 保健福祉計画 災害ボランティア受入れ等 業務継続計画 受援計画		援護班	1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事 2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事 3 遺体収容(安置)所の管理に関する事 4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事 5 福祉避難所における避難者の支援に関する事 6 その他要配慮者の支援に関する事		川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正		
福祉部 (健康福祉部長)	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事 3 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事 4 更生資金の貸付に関する事 5 福祉施設の被害調査に関する事 6 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事 7 ボランティア活動センターの設置及びボランティアの受入れに関する事 8 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事 9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事	健康福祉部																								
	援護班	1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事 2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事 3 遺体収容(安置)所の管理に関する事 4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事 5 <u>避難者のうち要配慮者の支援に関する事。</u> 6 福祉避難所における避難者の支援に関する事 7 <u>感染症・食品衛生対策に関する事。</u> 8 その他要配慮者の支援に関する事																									
福祉部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事 3 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事 4 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事 5 更生資金の貸付に関する事 6 福祉施設の被害調査に関する事 7 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事 8 <u>災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの受入れに関する事。</u> 9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	被害状況等収集報告計画 避難計画 要配慮者対策計画 遺体の搜索、処置及び埋火葬計画 保健福祉計画 災害ボランティア受入れ等 業務継続計画 受援計画																								
	援護班	1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事 2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事 3 遺体収容(安置)所の管理に関する事 4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事 5 福祉避難所における避難者の支援に関する事 6 その他要配慮者の支援に関する事																									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="270 1430 433 1598">物資部 (子ども未来部長)</td> <td data-bbox="433 1430 528 1598">庶務班 物資調達班</td> <td data-bbox="528 1430 1175 1598">           1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u>            1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関する事。</u>            2 <u>応急炊き出しに関する事。</u>            3 <u>その他食糧に関する事。</u> </td> <td data-bbox="1175 1430 1374 1598">子ども未来部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1598 433 1829">環境部 (美化環境部長)</td> <td data-bbox="433 1598 528 1829">環境班</td> <td data-bbox="528 1598 1175 1829">           1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u>            2 <u>障害物の除去に関する事。</u>            3 <u>ごみの収集及び処理に関する事。</u>            4 <u>し尿の収集及び処理に関する事。</u>            5 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関する事。</u>            6 <u>環境保全に関する事。</u> </td> <td data-bbox="1175 1598 1374 1829">美化環境部</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="433 1829 528 1936">衛生班</td> <td data-bbox="528 1829 1175 1936">           1 <u>被災地の感染症対策活動に関する事。</u>            2 <u>遺体の埋・火葬に関する事。</u>            3 <u>愛玩動物の収容対策に関する事。</u> </td> <td></td> </tr> </table>				物資部 (子ども未来部長)	庶務班 物資調達班	1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関する事。</u> 2 <u>応急炊き出しに関する事。</u> 3 <u>その他食糧に関する事。</u>	子ども未来部	環境部 (美化環境部長)	環境班	1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 2 <u>障害物の除去に関する事。</u> 3 <u>ごみの収集及び処理に関する事。</u> 4 <u>し尿の収集及び処理に関する事。</u> 5 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関する事。</u> 6 <u>環境保全に関する事。</u>	美化環境部		衛生班	1 <u>被災地の感染症対策活動に関する事。</u> 2 <u>遺体の埋・火葬に関する事。</u> 3 <u>愛玩動物の収容対策に関する事。</u>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1448 1115 1611 1409">健康増進部</td> <td data-bbox="1611 1115 1706 1209">庶務班</td> <td data-bbox="1706 1115 2368 1209">           1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u>            2 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> </td> <td data-bbox="2368 1115 2614 1409">           被害状況等収集報告計画            避難計画         </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1611 1209 1706 1409">援護班</td> <td data-bbox="1706 1209 2368 1409">           1 <u>被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事。</u>            2 <u>感染症・食品衛生対策に関する事。</u>            3 <u>避難者のうち要配慮者の支援に関する事。</u>            4 <u>その他要配慮者の支援に関する事。</u> </td> <td data-bbox="2368 1209 2614 1409">           医療助産計画            感染症対策・衛生計画            保健福祉計画            業務継続計画            受援計画         </td> </tr> </table>				健康増進部	庶務班	1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 2 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	被害状況等収集報告計画 避難計画		援護班	1 <u>被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事。</u> 2 <u>感染症・食品衛生対策に関する事。</u> 3 <u>避難者のうち要配慮者の支援に関する事。</u> 4 <u>その他要配慮者の支援に関する事。</u>	医療助産計画 感染症対策・衛生計画 保健福祉計画 業務継続計画 受援計画
物資部 (子ども未来部長)	庶務班 物資調達班	1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関する事。</u> 2 <u>応急炊き出しに関する事。</u> 3 <u>その他食糧に関する事。</u>	子ども未来部																								
環境部 (美化環境部長)	環境班	1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 2 <u>障害物の除去に関する事。</u> 3 <u>ごみの収集及び処理に関する事。</u> 4 <u>し尿の収集及び処理に関する事。</u> 5 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関する事。</u> 6 <u>環境保全に関する事。</u>	美化環境部																								
	衛生班	1 <u>被災地の感染症対策活動に関する事。</u> 2 <u>遺体の埋・火葬に関する事。</u> 3 <u>愛玩動物の収容対策に関する事。</u>																									
健康増進部	庶務班	1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 2 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	被害状況等収集報告計画 避難計画																								
	援護班	1 <u>被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事。</u> 2 <u>感染症・食品衛生対策に関する事。</u> 3 <u>避難者のうち要配慮者の支援に関する事。</u> 4 <u>その他要配慮者の支援に関する事。</u>	医療助産計画 感染症対策・衛生計画 保健福祉計画 業務継続計画 受援計画																								

頁	修正前			修正後			根拠		
123									
124	<u>土木・住宅技術部</u> <u>(みどり土木部長)</u>	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事	<u>都市政策部</u> <u>みどり土木部</u>	<u>都市政策部</u>	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理にかかる事務処理に関する事 3 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事 4 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	<u>被害状況等収集報告計画</u> <u>被災地宅地対策計画</u> <u>住宅対策計画</u> <u>要配慮者対策計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u>	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
<u>土木活動班</u>		1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事。 2 <u>防災活動及び器材の整備に関する事。</u> 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関する事。 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の応急措置に関する事。 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に関する事。 6 現地における専門技術指導に関する事。 7 ため池の危険防止に関する事。 8 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地を含むもの。) 9 農林関係の被害状況調査に関する事。 10 緊急輸送路の点検、確保に関する事。	<u>活動班</u>			1 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関する事。 2 <u>水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関する事。</u> 3 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に関する事。 4 地すべり等の応急措置に関する事。(主に民地にかかるもの。) 5 現地における専門技術指導に関する事。 6 宅地造成地区の危険防止に関する事。 7 <u>宅地の危険度判定に関する事。</u> 8 建物の応急危険度判定に関する事。			
<u>住宅班</u>		1 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理にかかる事務処理に関する事。 2 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事。	<u>土木部</u>		<u>庶務班</u>	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	<u>被害状況等収集報告計画</u> <u>障害物除去計画</u>		
<u>住宅活動班</u>		1 <u>住宅内に運び込まれた障害物の除去に関する事。</u> 2 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関する事。 3 <u>防災活動及び器材の整備に関する事。</u> 4 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に関する事。 5 地すべり等の応急措置に関する事。(主に民地にかかるもの。) 6 現地における専門技術指導に関する事。 7 宅地造成地区の危険防止に関する事。 8 <u>野外収容施設の設置に関する事。</u> 9 建物の応急危険度判定に関する事。	<u>活動班</u>		1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事。 2 <u>水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関する事。</u> 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関する事。 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の応急措置に関する事。 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に関する事。 6 現地における専門技術指導に関する事。 7 ため池の危険防止に関する事。 8 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地を含むもの。) 9 農林関係の被害状況調査に関する事。 10 緊急輸送路の点検、確保に関する事。	<u>災害廃棄物等処理計画</u> <u>交通輸送計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u>			

頁	修正前		修正後		根拠																																											
124					川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正																																											
125	<u>上下水道部</u> <u>(上下水道局長)</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="433 296 528 516">庶務班</td> <td data-bbox="528 296 1427 516">           1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事            2 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事</u>            3 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事            4 <u>市民からの電話等の受付に関する事</u>            5 その他、各班に属さない事柄に関する事。         </td> <td data-bbox="1427 296 1605 516"><u>上下水道局</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 516 528 663">給水班</td> <td data-bbox="528 516 1427 663">           1 応急給水活動に関する事。            2 私設下水道施設の損壊等の措置に関する事。            3 断水地域に対する広報活動に関する事。            4 大口使用者への節水要請等に関する事。         </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 663 528 884">配水・工務班</td> <td data-bbox="528 663 1427 884">           1 配水調整に関する事。            2 多田浄水場との連絡調整 (<u>浄水班の事務を除く</u>) に関する事。            3 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。            4 資材の調達 (<u>浄水班の事務を除く</u>) に関する事。         </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 884 528 1136">浄水班</td> <td data-bbox="528 884 1427 1136">           1 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。            2 取水・浄水及び送水の調整に関する事。            3 <u>多田浄水場との連絡調整(受水施設に係るもの)に関する事</u>            4 <u>資材の調達(受水・浄水施設に係るもの)に関する事</u>。         </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1136 528 1304">下水活動班</td> <td data-bbox="528 1136 1427 1304">           1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。            2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。            3 その他、下水道施設に関する事。         </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1304 528 1451">雨水・汚水ポンプ場班</td> <td data-bbox="528 1304 1427 1451">           1 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。            2 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。         </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1451 528 1640"><u>消防部</u> <u>(消防長)</u></td> <td data-bbox="528 1451 1427 1640"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="433 1451 528 1640">庶務班</td> <td data-bbox="528 1451 1427 1640">           1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事            2 消防施設の被害調査に関する事。            3 消防相互応援に関する事。            4 ヘリコプターの支援要請に関する事。         </td> <td data-bbox="1427 1451 1605 1640"><u>消防本部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1640 528 1938">消防班</td> <td data-bbox="528 1640 1427 1938">           1 水、火災の警戒、防御に関する事。            2 地震情報の収集、伝達に関する事。            3 消防資機材に関する事。            4 人命救助、救急に関する事。            5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。         </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事</u> 3 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事 4 <u>市民からの電話等の受付に関する事</u> 5 その他、各班に属さない事柄に関する事。		<u>上下水道局</u>	給水班	1 応急給水活動に関する事。 2 私設下水道施設の損壊等の措置に関する事。 3 断水地域に対する広報活動に関する事。 4 大口使用者への節水要請等に関する事。		配水・工務班	1 配水調整に関する事。 2 多田浄水場との連絡調整 ( <u>浄水班の事務を除く</u> ) に関する事。 3 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 4 資材の調達 ( <u>浄水班の事務を除く</u> ) に関する事。		浄水班	1 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 2 取水・浄水及び送水の調整に関する事。 3 <u>多田浄水場との連絡調整(受水施設に係るもの)に関する事</u> 4 <u>資材の調達(受水・浄水施設に係るもの)に関する事</u> 。		下水活動班	1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 その他、下水道施設に関する事。		雨水・汚水ポンプ場班	1 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。 2 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。		<u>消防部</u> <u>(消防長)</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="433 1451 528 1640">庶務班</td> <td data-bbox="528 1451 1427 1640">           1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事            2 消防施設の被害調査に関する事。            3 消防相互応援に関する事。            4 ヘリコプターの支援要請に関する事。         </td> <td data-bbox="1427 1451 1605 1640"><u>消防本部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1640 528 1938">消防班</td> <td data-bbox="528 1640 1427 1938">           1 水、火災の警戒、防御に関する事。            2 地震情報の収集、伝達に関する事。            3 消防資機材に関する事。            4 人命救助、救急に関する事。            5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。         </td> <td></td> </tr> </table>	庶務班	1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 消防相互応援に関する事。 4 ヘリコプターの支援要請に関する事。	<u>消防本部</u>	消防班	1 水、火災の警戒、防御に関する事。 2 地震情報の収集、伝達に関する事。 3 消防資機材に関する事。 4 人命救助、救急に関する事。 5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 296 1605 516"><u>上下水道局</u></td> <td data-bbox="1605 296 2629 516">           庶務班            1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。            2 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。            3 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u>  <u>支援に関する事</u>。            4 その他、各班に属さない事柄に関する事。         </td> <td data-bbox="2629 296 2837 516"> <u>被害状況等収集報告計画</u>  <u>給水計画</u>  <u>水道施設応急対策計画</u>  <u>下水道施設応急対策計画</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 516 1605 957"><u>水道活動班</u></td> <td data-bbox="1605 516 2629 957">           1 応急給水活動に関する事。            2 断水地域に対する広報活動に関する事。            3 大口使用者への節水要請等に関する事。            4 配水調整に関する事。            5 <u>県企業庁</u>多田浄水場との連絡調整に関する事。            6 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。            7 資材の調達に関する事。            8 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。            9 取水・浄水及び送水の調整に関する事。         </td> <td data-bbox="2629 516 2837 957"> <u>業務継続計画</u>  <u>支援計画</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 957 1605 1220"><u>下水道活動班</u></td> <td data-bbox="1605 957 2629 1220">           1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。            2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。            3 その他、下水道施設に関する事。            4 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。            5 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。         </td> <td data-bbox="2629 957 2837 1220"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1220 1605 1938"><u>消防本部</u></td> <td data-bbox="1605 1220 2629 1938"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 1220 1605 1472">庶務班</td> <td data-bbox="1605 1220 2629 1472">           1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事            2 消防施設の被害調査に関する事。            3 消防相互応援に関する事。            4 ヘリコプターの支援要請に関する事。            5 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u>  <u>支援に関する事</u>。         </td> <td data-bbox="2629 1220 2837 1472"> <u>応急活動計画</u>  <u>地震情報収集伝達計画</u>  <u>被害状況等収集報告計画</u>  <u>消防活動計画</u>  <u>避難計画</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1472 1605 1938">消防班</td> <td data-bbox="1605 1472 2629 1938">           1 水、火災の警戒、防御に関する事。            2 地震情報の収集、伝達に関する事。            3 消防資機材に関する事。            4 人命救助、救急に関する事。            5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。         </td> <td data-bbox="2629 1472 2837 1938"> <u>救出・救急計画</u>  <u>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</u>  <u>交通輸送計画</u>  <u>業務継続計画</u>  <u>支援計画</u> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="2629 1220 2837 1938"></td> </tr> </table>	<u>上下水道局</u>	庶務班 1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。 3 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u> <u>支援に関する事</u> 。 4 その他、各班に属さない事柄に関する事。	<u>被害状況等収集報告計画</u> <u>給水計画</u> <u>水道施設応急対策計画</u> <u>下水道施設応急対策計画</u>	<u>水道活動班</u>	1 応急給水活動に関する事。 2 断水地域に対する広報活動に関する事。 3 大口使用者への節水要請等に関する事。 4 配水調整に関する事。 5 <u>県企業庁</u> 多田浄水場との連絡調整に関する事。 6 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 7 資材の調達に関する事。 8 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 9 取水・浄水及び送水の調整に関する事。	<u>業務継続計画</u> <u>支援計画</u>	<u>下水道活動班</u>	1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 その他、下水道施設に関する事。 4 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。 5 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。		<u>消防本部</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 1220 1605 1472">庶務班</td> <td data-bbox="1605 1220 2629 1472">           1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事            2 消防施設の被害調査に関する事。            3 消防相互応援に関する事。            4 ヘリコプターの支援要請に関する事。            5 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u>  <u>支援に関する事</u>。         </td> <td data-bbox="2629 1220 2837 1472"> <u>応急活動計画</u>  <u>地震情報収集伝達計画</u>  <u>被害状況等収集報告計画</u>  <u>消防活動計画</u>  <u>避難計画</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1472 1605 1938">消防班</td> <td data-bbox="1605 1472 2629 1938">           1 水、火災の警戒、防御に関する事。            2 地震情報の収集、伝達に関する事。            3 消防資機材に関する事。            4 人命救助、救急に関する事。            5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。         </td> <td data-bbox="2629 1472 2837 1938"> <u>救出・救急計画</u>  <u>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</u>  <u>交通輸送計画</u>  <u>業務継続計画</u>  <u>支援計画</u> </td> </tr> </table>	庶務班	1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 消防相互応援に関する事。 4 ヘリコプターの支援要請に関する事。 5 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u> <u>支援に関する事</u> 。	<u>応急活動計画</u> <u>地震情報収集伝達計画</u> <u>被害状況等収集報告計画</u> <u>消防活動計画</u> <u>避難計画</u>	消防班	1 水、火災の警戒、防御に関する事。 2 地震情報の収集、伝達に関する事。 3 消防資機材に関する事。 4 人命救助、救急に関する事。 5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。	<u>救出・救急計画</u> <u>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</u> <u>交通輸送計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>支援計画</u>
庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事</u> 3 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事 4 <u>市民からの電話等の受付に関する事</u> 5 その他、各班に属さない事柄に関する事。	<u>上下水道局</u>																																														
給水班	1 応急給水活動に関する事。 2 私設下水道施設の損壊等の措置に関する事。 3 断水地域に対する広報活動に関する事。 4 大口使用者への節水要請等に関する事。																																															
配水・工務班	1 配水調整に関する事。 2 多田浄水場との連絡調整 ( <u>浄水班の事務を除く</u> ) に関する事。 3 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 4 資材の調達 ( <u>浄水班の事務を除く</u> ) に関する事。																																															
浄水班	1 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 2 取水・浄水及び送水の調整に関する事。 3 <u>多田浄水場との連絡調整(受水施設に係るもの)に関する事</u> 4 <u>資材の調達(受水・浄水施設に係るもの)に関する事</u> 。																																															
下水活動班	1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 その他、下水道施設に関する事。																																															
雨水・汚水ポンプ場班	1 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。 2 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。																																															
<u>消防部</u> <u>(消防長)</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="433 1451 528 1640">庶務班</td> <td data-bbox="528 1451 1427 1640">           1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事            2 消防施設の被害調査に関する事。            3 消防相互応援に関する事。            4 ヘリコプターの支援要請に関する事。         </td> <td data-bbox="1427 1451 1605 1640"><u>消防本部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1640 528 1938">消防班</td> <td data-bbox="528 1640 1427 1938">           1 水、火災の警戒、防御に関する事。            2 地震情報の収集、伝達に関する事。            3 消防資機材に関する事。            4 人命救助、救急に関する事。            5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。         </td> <td></td> </tr> </table>	庶務班	1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 消防相互応援に関する事。 4 ヘリコプターの支援要請に関する事。	<u>消防本部</u>	消防班	1 水、火災の警戒、防御に関する事。 2 地震情報の収集、伝達に関する事。 3 消防資機材に関する事。 4 人命救助、救急に関する事。 5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。																																										
庶務班	1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 消防相互応援に関する事。 4 ヘリコプターの支援要請に関する事。	<u>消防本部</u>																																														
消防班	1 水、火災の警戒、防御に関する事。 2 地震情報の収集、伝達に関する事。 3 消防資機材に関する事。 4 人命救助、救急に関する事。 5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。																																															
<u>上下水道局</u>	庶務班 1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。 3 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u> <u>支援に関する事</u> 。 4 その他、各班に属さない事柄に関する事。	<u>被害状況等収集報告計画</u> <u>給水計画</u> <u>水道施設応急対策計画</u> <u>下水道施設応急対策計画</u>																																														
<u>水道活動班</u>	1 応急給水活動に関する事。 2 断水地域に対する広報活動に関する事。 3 大口使用者への節水要請等に関する事。 4 配水調整に関する事。 5 <u>県企業庁</u> 多田浄水場との連絡調整に関する事。 6 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 7 資材の調達に関する事。 8 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 9 取水・浄水及び送水の調整に関する事。	<u>業務継続計画</u> <u>支援計画</u>																																														
<u>下水道活動班</u>	1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。 3 その他、下水道施設に関する事。 4 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。 5 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。																																															
<u>消防本部</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 1220 1605 1472">庶務班</td> <td data-bbox="1605 1220 2629 1472">           1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事            2 消防施設の被害調査に関する事。            3 消防相互応援に関する事。            4 ヘリコプターの支援要請に関する事。            5 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u>  <u>支援に関する事</u>。         </td> <td data-bbox="2629 1220 2837 1472"> <u>応急活動計画</u>  <u>地震情報収集伝達計画</u>  <u>被害状況等収集報告計画</u>  <u>消防活動計画</u>  <u>避難計画</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1472 1605 1938">消防班</td> <td data-bbox="1605 1472 2629 1938">           1 水、火災の警戒、防御に関する事。            2 地震情報の収集、伝達に関する事。            3 消防資機材に関する事。            4 人命救助、救急に関する事。            5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。         </td> <td data-bbox="2629 1472 2837 1938"> <u>救出・救急計画</u>  <u>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</u>  <u>交通輸送計画</u>  <u>業務継続計画</u>  <u>支援計画</u> </td> </tr> </table>	庶務班	1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 消防相互応援に関する事。 4 ヘリコプターの支援要請に関する事。 5 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u> <u>支援に関する事</u> 。	<u>応急活動計画</u> <u>地震情報収集伝達計画</u> <u>被害状況等収集報告計画</u> <u>消防活動計画</u> <u>避難計画</u>	消防班	1 水、火災の警戒、防御に関する事。 2 地震情報の収集、伝達に関する事。 3 消防資機材に関する事。 4 人命救助、救急に関する事。 5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。	<u>救出・救急計画</u> <u>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</u> <u>交通輸送計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>支援計画</u>																																									
庶務班	1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 消防相互応援に関する事。 4 ヘリコプターの支援要請に関する事。 5 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び</u> <u>支援に関する事</u> 。	<u>応急活動計画</u> <u>地震情報収集伝達計画</u> <u>被害状況等収集報告計画</u> <u>消防活動計画</u> <u>避難計画</u>																																														
消防班	1 水、火災の警戒、防御に関する事。 2 地震情報の収集、伝達に関する事。 3 消防資機材に関する事。 4 人命救助、救急に関する事。 5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。	<u>救出・救急計画</u> <u>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</u> <u>交通輸送計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>支援計画</u>																																														

頁	修正前			修正後			根拠
125	<p><b>医務部</b> <b>(経営企画部長)</b></p> <p>庶務班</p> <p>救護班</p> <p>医薬班</p> <p>待機班</p>	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 現地救護班との連絡調整に関する事 3 災害救助法に基づく医療及び助産にかかる事務処理に関する事。</p> <p>1 負傷者、その他被救助者の応急医療に関する事 2 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案に関する事。</p> <p>1 薬品の調達供給に関する事。</p> <p>1 応援救護に関する事。</p>	<p><b>市立川西病院</b></p> <p><b>教育推進部</b></p> <p><b>市議会事務局</b> <b>教育推進部</b></p>	<p><b>市立川西病院</b></p> <p>庶務班</p> <p>救護班</p> <p>医薬班</p> <p>待機班</p> <p><b>教育委員会事務局</b> <b>・教育推進部</b> <b>・こども未来部</b></p> <p>地区対策班</p> <p>地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置</p> <p>指導班</p> <p><b>市議会事務局</b></p>	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 現地救護班との連絡調整に関する事。 3 災害救助法に基づく医療及び助産にかかる事務処理に関する事。 <b>4 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</b></p> <p>1 負傷者、その他被救助者の応急医療に関する事 2 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案に関する事。</p> <p>1 薬品の調達供給に関する事。</p> <p>1 応援救護に関する事。</p> <p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 県教育委員会等関係機関への報告に関する事。 3 教育施設の使用に関する事。 4 部内の庶務に関する事。 <b>5 災害救助法に基づく救助のうち、避難所にかかる事務処理及び学用品の給与にかかる事務処理に関する事。</b> <b>6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</b></p> <p>1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関する事 2 各地区対策部の配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 4 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 5 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 6 部内各班との連絡調整に関する事。 7 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。 8 避難所の設営及び撤収に関する事。 9 避難者の誘導に関する事。 10 避難者の支援に関する事。 11 その他避難所に関する事。</p> <p>1 非常時における教育機関の運営その他指導に関する事。 2 教職員、児童生徒の被害調査に関する事。 3 災害救助法に基づき、学用品の給与を行うこと。 ( 救援物資の配分を除く。)</p> <p>1 市議会による災害対策活動の補佐に関する事。 2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施に関する事。</p>	<p><b>救助・救急計画</b> <b>医療助産計画</b> <b>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</b> <b>業務継続計画</b> <b>受援計画</b></p> <p><b>被害状況等収集報告計画</b> <b>避難計画</b> <b>要配慮者対策計画</b> <b>教育対策計画</b> <b>業務継続計画</b> <b>受援計画</b></p> <p><b>業務継続計画</b></p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																																								
126	<p>地区対策部所管地区一覧表</p> <table border="1" data-bbox="261 359 1383 1871"> <thead> <tr> <th>地区対策部名 (設置場所)</th> <th>町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南地区対策部 (川西南公民館)</td> <td>久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td><u>中央地区対策部</u> (<u>中央公民館</u>)</td> <td>小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町(8番を除く。) 鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部 (明峰公民館)</td> <td>滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番、錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部 (多田公民館)</td> <td>新田、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。) 西多田2丁目、多田院(清和台地区を除く。) 新田1丁目～3丁目、多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目(5番を除く。) 東多田、平野、鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部 (緑台公民館)</td> <td>緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部 (清和台公民館)</td> <td>石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、柳谷、多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)</td> <td>芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目</td> </tr> <tr> <td>東谷地区対策部 (東谷公民館)</td> <td>見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、国崎、黒川、横路</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部 (北陵公民館)</td> <td>美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区対策部の所管区域はそれの存在する市立中学校の校区又は市立小学校の校区とする。</p>	地区対策部名 (設置場所)	町名	南地区対策部 (川西南公民館)	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目	<u>中央地区対策部</u> ( <u>中央公民館</u> )	小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町(8番を除く。) 鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目	明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番、錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目	多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。) 西多田2丁目、多田院(清和台地区を除く。) 新田1丁目～3丁目、多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目(5番を除く。) 東多田、平野、鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目	緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台	清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、柳谷、多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番	けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目	東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、国崎、黒川、横路	北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目	<p>地区対策班所管地区一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1457 359 2599 1892"> <thead> <tr> <th><u>名称</u> (設置場所)</th> <th>町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>地区対策班</u> (<u>川西市役所</u>)</td> <td>小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部 (川西南公民館)</td> <td>久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部 (明峰公民館)</td> <td>滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部 (多田公民館)</td> <td>新田、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。) 西多田2丁目、多田院(清和台地区を除く。) 新田1丁目～3丁目、多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目(5番を除く。) 東多田、平野、鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部 (緑台公民館)</td> <td>緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部 (清和台公民館)</td> <td>石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、柳谷、多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)</td> <td>芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目</td> </tr> <tr> <td>東谷地区対策部 (東谷公民館)</td> <td>見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、国崎、黒川、横路</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部 (北陵公民館)</td> <td>美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区対策班の所管区域はそれの存在する市立中学校の校区又は市立小学校の校区とする。</p>	<u>名称</u> (設置場所)	町名	<u>地区対策班</u> ( <u>川西市役所</u> )	小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目	南地区対策部 (川西南公民館)	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目	明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目	多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。) 西多田2丁目、多田院(清和台地区を除く。) 新田1丁目～3丁目、多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目(5番を除く。) 東多田、平野、鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目	緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台	清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、柳谷、多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番	けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目	東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、国崎、黒川、横路	北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
地区対策部名 (設置場所)	町名																																										
南地区対策部 (川西南公民館)	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目																																										
<u>中央地区対策部</u> ( <u>中央公民館</u> )	小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町(8番を除く。) 鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目																																										
明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番、錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目																																										
多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。) 西多田2丁目、多田院(清和台地区を除く。) 新田1丁目～3丁目、多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目(5番を除く。) 東多田、平野、鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目																																										
緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台																																										
清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、柳谷、多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番																																										
けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目																																										
東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、国崎、黒川、横路																																										
北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目																																										
<u>名称</u> (設置場所)	町名																																										
<u>地区対策班</u> ( <u>川西市役所</u> )	小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目																																										
南地区対策部 (川西南公民館)	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目																																										
明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目																																										
多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。) 西多田2丁目、多田院(清和台地区を除く。) 新田1丁目～3丁目、多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目(5番を除く。) 東多田、平野、鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目																																										
緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台																																										
清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、柳谷、多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番																																										
けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目																																										
東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、国崎、黒川、横路																																										
北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目																																										

頁	修正前	修正後	根拠																																										
128	<p data-bbox="222 262 697 294">付録 - 7 災害対策関係機関一覧</p> <p data-bbox="222 336 519 367">災害対策関係機関一覧</p> <table border="1" data-bbox="237 378 1380 892"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">兵</td> <td>企画県民部防災企画局 防災企画課</td> <td>650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1</td> <td>078(362)9988 FAX 078(362)9911</td> </tr> <tr> <td>阪神北県民局 総務企画室総務防災課</td> <td>665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15</td> <td>0797(83)3127 FAX 0797(86)4379</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">庫</td> <td>伊丹健康福祉事務所</td> <td>664-0898 伊丹市千僧1-51</td> <td>072(785)9437 FAX 072(777)4091</td> </tr> <tr> <td>宝塚土木事務所</td> <td>665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15</td> <td>0797(83)3101 (夜間・休日) 0797(83)3203 FAX 0797(86)4329</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	兵	企画県民部防災企画局 防災企画課	650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1	078(362)9988 FAX 078(362)9911	阪神北県民局 総務企画室総務防災課	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	0797(83)3127 FAX 0797(86)4379	庫	伊丹健康福祉事務所	664-0898 伊丹市千僧1-51	072(785)9437 FAX 072(777)4091	宝塚土木事務所	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	0797(83)3101 (夜間・休日) 0797(83)3203 FAX 0797(86)4329	県				<p data-bbox="1445 262 1920 294">付録 - 7 災害対策関係機関一覧</p> <p data-bbox="1445 336 1742 367">災害対策関係機関一覧</p> <table border="1" data-bbox="1460 378 2602 892"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">兵</td> <td>企画県民部防災企画局 防災企画課</td> <td>650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1</td> <td>078(362)9988 FAX 078(362)9911</td> </tr> <tr> <td>阪神北県民局 総務企画室総務防災課</td> <td>665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15</td> <td>0797(83)<u>3117</u> FAX 0797(86)4379</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">庫</td> <td>伊丹健康福祉事務所</td> <td>664-08<u>51(仮庁舎)</u> 伊丹市<u>中央3丁目1-17</u></td> <td>072(785)9437 FAX 072(777)4091</td> </tr> <tr> <td>宝塚土木事務所</td> <td>665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15</td> <td>0797(83)<u>3176</u> (夜間・休日) 0797(83)3203 FAX 0797(86)4329</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	兵	企画県民部防災企画局 防災企画課	650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1	078(362)9988 FAX 078(362)9911	阪神北県民局 総務企画室総務防災課	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	0797(83) <u>3117</u> FAX 0797(86)4379	庫	伊丹健康福祉事務所	664-08 <u>51(仮庁舎)</u> 伊丹市 <u>中央3丁目1-17</u>	072(785)9437 FAX 072(777)4091	宝塚土木事務所	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	0797(83) <u>3176</u> (夜間・休日) 0797(83)3203 FAX 0797(86)4329	県				<p data-bbox="2647 262 2825 388">関係機関の意見に基づく修正</p>
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号																																											
兵	企画県民部防災企画局 防災企画課	650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1	078(362)9988 FAX 078(362)9911																																										
	阪神北県民局 総務企画室総務防災課	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	0797(83)3127 FAX 0797(86)4379																																										
庫	伊丹健康福祉事務所	664-0898 伊丹市千僧1-51	072(785)9437 FAX 072(777)4091																																										
	宝塚土木事務所	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	0797(83)3101 (夜間・休日) 0797(83)3203 FAX 0797(86)4329																																										
県																																													
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号																																											
兵	企画県民部防災企画局 防災企画課	650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1	078(362)9988 FAX 078(362)9911																																										
	阪神北県民局 総務企画室総務防災課	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	0797(83) <u>3117</u> FAX 0797(86)4379																																										
庫	伊丹健康福祉事務所	664-08 <u>51(仮庁舎)</u> 伊丹市 <u>中央3丁目1-17</u>	072(785)9437 FAX 072(777)4091																																										
	宝塚土木事務所	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	0797(83) <u>3176</u> (夜間・休日) 0797(83)3203 FAX 0797(86)4329																																										
県																																													

## 平成 30 年度 川西市水防計画 修正事項

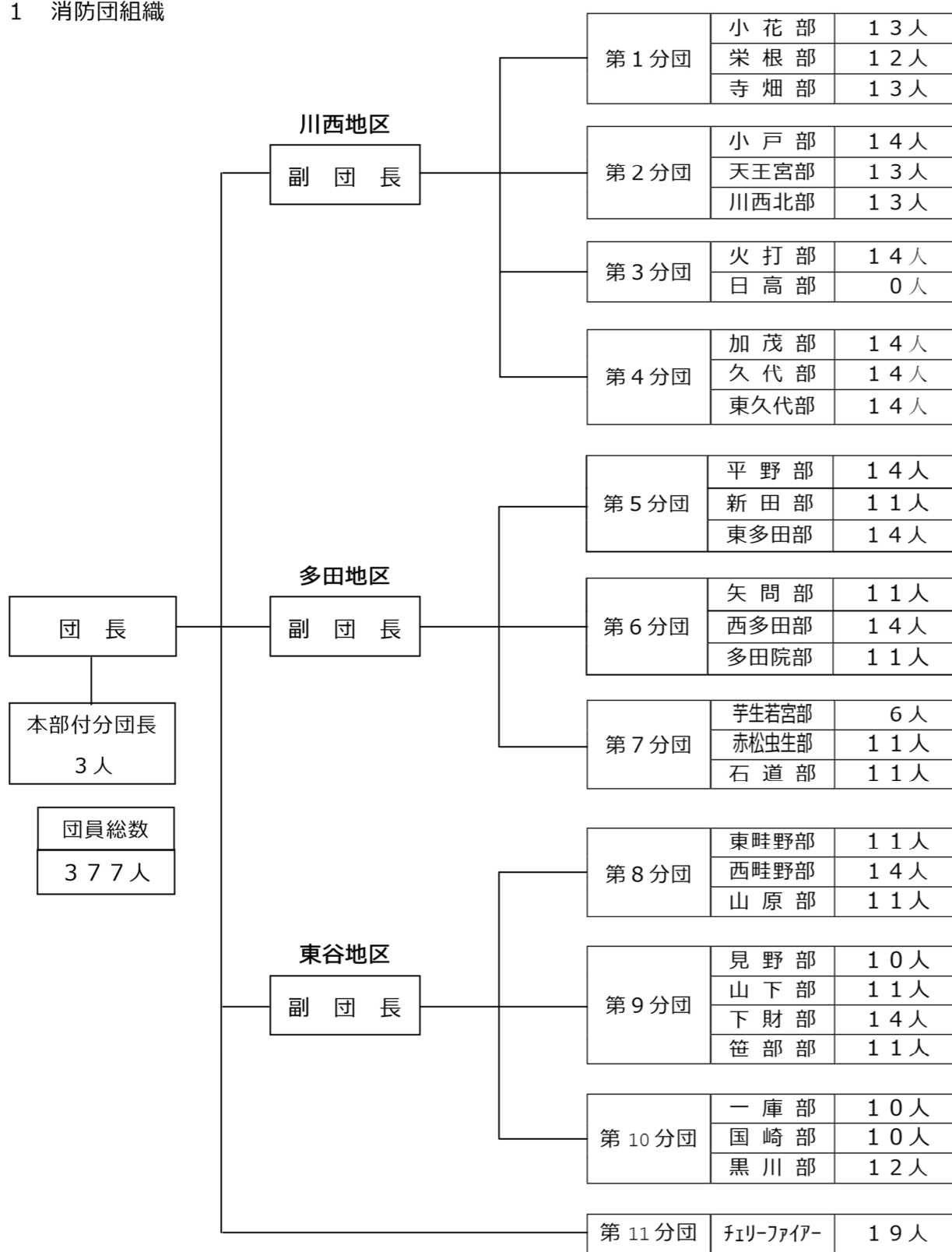
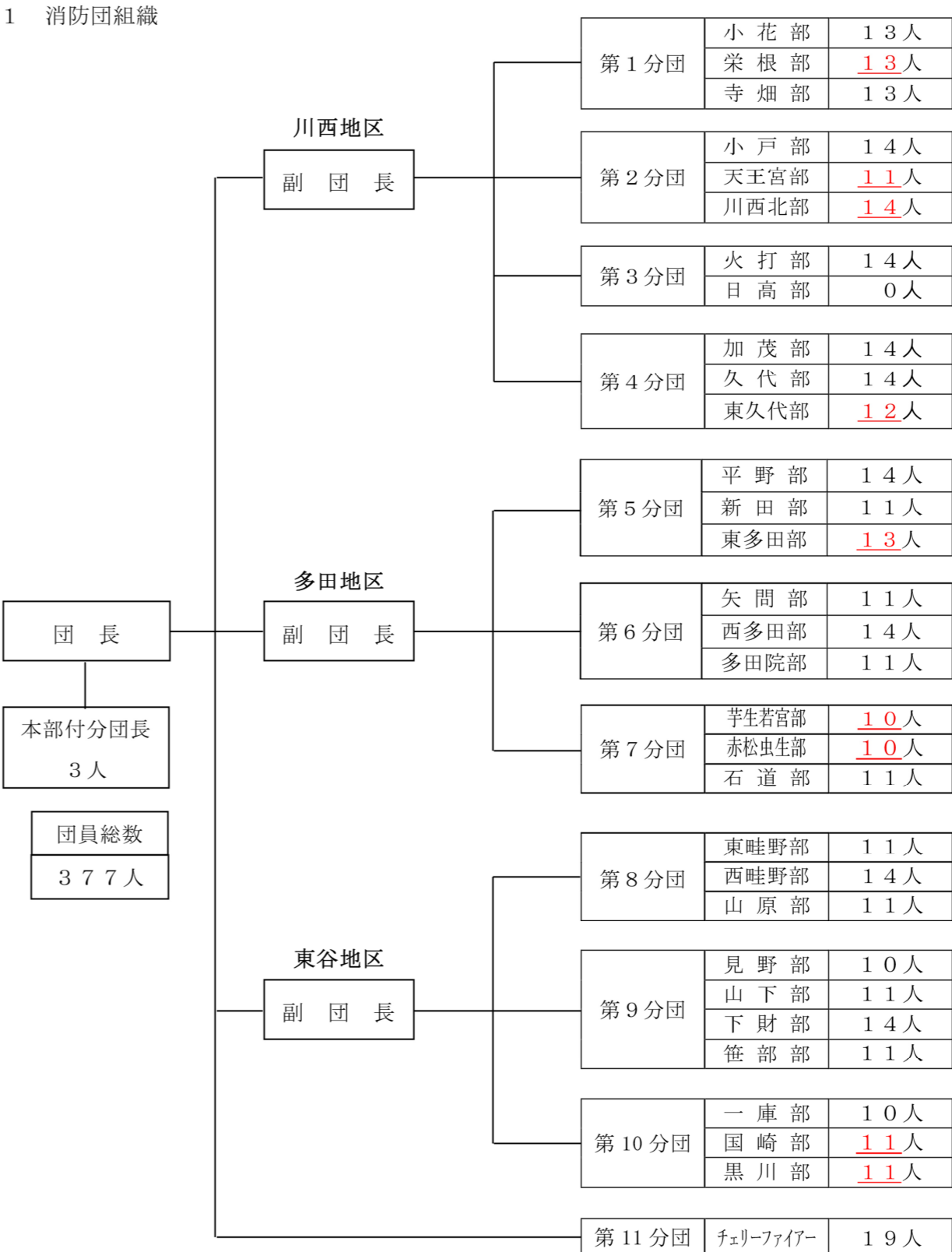
- 1 土砂災害警戒区域等の新規指定に伴う修正  
平成 30 年 3 月 30 日告示。明峰・多田・けやき坂・清和台・清和台南の各小学校区において、土砂災害特別警戒区域が市内で初めて指定されたことに伴い、一覧表を修正するもの。
- 2 警報・注意報の発表基準変更に伴う修正  
以下の 2 点について発表基準を修正
  - (1) 大雨警報・注意報（浸水害）  
短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量より高い「表面雨量指数」を導入
  - (2) 洪水警報・注意報  
洪水警報・注意報発表の基となる「流域雨量指数」を精緻化
- 3 市の施策展開等に伴う変更
  - (1) 川西市防災会議条例の一部改正に伴う修正  
防災会議と水防協議会を統合したことによる記載の修正
  - (2) 川西市災害対策本部設置要綱の改正に伴う修正
    - ア 組織改編に伴う災害対策本部各部の事務分掌の見直し
    - イ 災害対策本部各部の名称変更
  - (3) 避難所一覧の整理
    - ア 牧の台幼稚園を廃止し、牧の台みどりこども園を福祉避難所に指定
    - イ 避難所収容人員の見直し
- 4 時点修正など軽微な修正

# 川西市水防計画 新旧対照表



頁	修正前	修正後	根拠
1	<p>第3章 水防組織 第1節 水防本部</p> <p>本市において水防活動の必要が生じたとき、その業務を統轄するため水防本部を市役所内に設置する。</p> <p>1 水防本部の組織及び各部、班の事務分掌 川西市災害対策本部設置要綱（昭和42年告示第47号）を準用する。 （資料 - 1 資料 - 2） 水防本部事務局は総務部において所管し、対策部長は総務部長を充てる。</p>	<p>第3章 水防組織 第1節 水防本部</p> <p>本市において水防活動の必要が生じたとき、その業務を統轄するため水防本部を市役所内に設置する。</p> <p>1 水防本部の組織及び各部、班の事務分掌 川西市災害対策本部設置要綱（昭和42年告示第47号）を準用する。 （資料 - 1 資料 - 2） 水防本部事務局は総務部において所管する。</p>	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
2	<p>第3章 水防組織 第1節 水防本部</p> <p>〔水防本部活動系統図〕</p>	<p>第3章 水防組織 第1節 水防本部</p> <p>〔水防本部活動系統図〕</p>	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正

頁	修正前	修正後	根拠																																																																		
4	<p>第3章 水防組織 第3節 水防指令発令基準等</p> <p>水防配備体制と水防指令発令基準</p> <table border="1" data-bbox="231 401 1338 1850"> <thead> <tr> <th colspan="2">川西市水防本部</th> <th rowspan="2">気象の情報</th> <th rowspan="2">河川量水標の水位 1</th> </tr> <tr> <th>配備の種類</th> <th>水防指令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>警戒配備には至らないが、気象の状況等を監視する必要があるとき</td> <td>           1 水防支援情報に基づく監視ラインの降雨予想があるとき            2 近隣の自治体で時間50mm以上の降雨が確認又は見込まれたとき            3 近隣の自治体で次の警報が発表されたとき            大雨警報            洪水 "            4 次の警報又は注意報が本市に発表されたとき            暴風警報            大雨注意報            洪水 "         </td> <td>水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>気象予警報に基づき、いまだ水防指令第1号を発するに至らないが、今後の連絡を密にする必要があるとき</td> <td>           1 水防支援情報に基づく警戒配備基準ラインを上回る降雨予想があるとき            2 次の各警報が本市に発表されたとき            大雨警報            洪水 "            3 台風情報など今後の各種気象警報によっては水防体制を執る必要があると予想されるとき         </td> <td>水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>第1号配備体制</td> <td>第1号指令</td> <td>           1 次の各警報が本市に発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき            大雨警報            洪水 "            2 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき         </td> <td>氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>第2号配備体制</td> <td>第2号指令</td> <td>次の各警報が本市に発表され、相当の被害が生ずるおそれがあるとき 大雨警報 洪水 "</td> <td>避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>第3号配備体制</td> <td>第3号指令</td> <td>大規模災害の発生が予想される気象情報が発表されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="3">河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったときは、水防体制を解除する。</td> </tr> </tbody> </table>	川西市水防本部		気象の情報	河川量水標の水位 1	配備の種類	水防指令等	警戒配備体制	警戒配備には至らないが、気象の状況等を監視する必要があるとき	1 水防支援情報に基づく監視ラインの降雨予想があるとき 2 近隣の自治体で時間50mm以上の降雨が確認又は見込まれたとき 3 近隣の自治体で次の警報が発表されたとき 大雨警報 洪水 " 4 次の警報又は注意報が本市に発表されたとき 暴風警報 大雨注意報 洪水 "	水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき	警戒配備体制	気象予警報に基づき、いまだ水防指令第1号を発するに至らないが、今後の連絡を密にする必要があるとき	1 水防支援情報に基づく警戒配備基準ラインを上回る降雨予想があるとき 2 次の各警報が本市に発表されたとき 大雨警報 洪水 " 3 台風情報など今後の各種気象警報によっては水防体制を執る必要があると予想されるとき	水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき	第1号配備体制	第1号指令	1 次の各警報が本市に発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき 大雨警報 洪水 " 2 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき	氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき	第2号配備体制	第2号指令	次の各警報が本市に発表され、相当の被害が生ずるおそれがあるとき 大雨警報 洪水 "	避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき	第3号配備体制	第3号指令	大規模災害の発生が予想される気象情報が発表されたとき		解除	河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったときは、水防体制を解除する。			<p>第3章 水防組織 第3節 水防指令発令基準等</p> <p>水防配備体制と水防指令発令基準</p> <table border="1" data-bbox="1442 401 2605 1923"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>発令基準</th> <th>配備</th> <th>地区対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒配備</td> <td>警戒配備基準</td> <td>           1 本市に暴風警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。            2 水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき         </td> <td>総務部及び消防本部に警戒班を置き、主に情報の収集、伝達にあたる体制。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>           1 本市に大雨または洪水警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。            2 水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき         </td> <td>特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水防本部</td> <td>水防指令第1号 (1号配備)</td> <td>           1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき            2 小規模の災害が発生したとき。            3 氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき         </td> <td>各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> <td>第1号指令で地区対策部を設置する。ただし災害の状況により被害の範囲が局所的な場合、又は被害の拡大のおそれがない場合等においては地区対策部を設置しないことができる。</td> </tr> <tr> <td>水防指令第2号 (2号配備)</td> <td>           1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。            2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。            3 避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき         </td> <td>各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防指令第3号 (3号配備)</td> <td>           1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。            2 大規模災害が発生したとき。            3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。         </td> <td>各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別指令 (特別配備)</td> <td>災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。</td> <td>部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="4">河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったときは、水防体制を解除する。</td> </tr> </tbody> </table>			発令基準	配備	地区対策部	警戒配備	警戒配備基準	1 本市に暴風警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。 2 水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき	総務部及び消防本部に警戒班を置き、主に情報の収集、伝達にあたる体制。		警戒配備	1 本市に大雨または洪水警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。 2 水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき	特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。		水防本部	水防指令第1号 (1号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき 2 小規模の災害が発生したとき。 3 氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。	第1号指令で地区対策部を設置する。ただし災害の状況により被害の範囲が局所的な場合、又は被害の拡大のおそれがない場合等においては地区対策部を設置しないことができる。	水防指令第2号 (2号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。 3 避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき	各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。		水防指令第3号 (3号配備)	1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。	各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。		特別指令 (特別配備)	災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。		解除	河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったときは、水防体制を解除する。				
川西市水防本部		気象の情報	河川量水標の水位 1																																																																		
配備の種類	水防指令等																																																																				
警戒配備体制	警戒配備には至らないが、気象の状況等を監視する必要があるとき	1 水防支援情報に基づく監視ラインの降雨予想があるとき 2 近隣の自治体で時間50mm以上の降雨が確認又は見込まれたとき 3 近隣の自治体で次の警報が発表されたとき 大雨警報 洪水 " 4 次の警報又は注意報が本市に発表されたとき 暴風警報 大雨注意報 洪水 "	水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき																																																																		
警戒配備体制	気象予警報に基づき、いまだ水防指令第1号を発するに至らないが、今後の連絡を密にする必要があるとき	1 水防支援情報に基づく警戒配備基準ラインを上回る降雨予想があるとき 2 次の各警報が本市に発表されたとき 大雨警報 洪水 " 3 台風情報など今後の各種気象警報によっては水防体制を執る必要があると予想されるとき	水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき																																																																		
第1号配備体制	第1号指令	1 次の各警報が本市に発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき 大雨警報 洪水 " 2 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき	氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき																																																																		
第2号配備体制	第2号指令	次の各警報が本市に発表され、相当の被害が生ずるおそれがあるとき 大雨警報 洪水 "	避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき																																																																		
第3号配備体制	第3号指令	大規模災害の発生が予想される気象情報が発表されたとき																																																																			
解除	河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったときは、水防体制を解除する。																																																																				
		発令基準	配備	地区対策部																																																																	
警戒配備	警戒配備基準	1 本市に暴風警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。 2 水防団待機水位に達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき	総務部及び消防本部に警戒班を置き、主に情報の収集、伝達にあたる体制。																																																																		
	警戒配備	1 本市に大雨または洪水警報が発表されたとき、または台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。 2 水防団待機水位に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき	特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。																																																																		
水防本部	水防指令第1号 (1号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生ずるおそれがあるとき 2 小規模の災害が発生したとき。 3 氾濫注意水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた少数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。	第1号指令で地区対策部を設置する。ただし災害の状況により被害の範囲が局所的な場合、又は被害の拡大のおそれがない場合等においては地区対策部を設置しないことができる。																																																																	
	水防指令第2号 (2号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。 3 避難判断水位に達すると予想され、気象等の状況から水位の上昇が見込まれるとき	各部所属人員のうち、約半数の人員を配備し災害応急対策にあたる体制。																																																																		
	水防指令第3号 (3号配備)	1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。	各部所属人員全員を配備し災害応急対策にあたる体制。																																																																		
	特別指令 (特別配備)	災害により特別な応急対応等の必要が生じたとき。	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制。																																																																		
解除	河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったときは、水防体制を解除する。																																																																				

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																		
5	<p>第3章 水防組織 第4節 消防団組織及び配備</p> <p>(人数は、平成29年4月1日現在)</p> <p>1 消防団組織</p>  <p>川西地区副団長</p> <table border="1" data-bbox="964 409 1409 525"> <tr><td rowspan="3">第1分団</td><td>小花部</td><td>13人</td></tr> <tr><td>栄根部</td><td>12人</td></tr> <tr><td>寺畑部</td><td>13人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 546 1409 661"> <tr><td rowspan="3">第2分団</td><td>小戸部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>天王宮部</td><td>13人</td></tr> <tr><td>川西北部</td><td>13人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 682 1409 766"> <tr><td rowspan="2">第3分団</td><td>火打部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>日高部</td><td>0人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 787 1409 903"> <tr><td rowspan="3">第4分団</td><td>加茂部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>久代部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>東久代部</td><td>14人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 934 1409 1050"> <tr><td rowspan="3">第5分団</td><td>平野部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>新田部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>東多田部</td><td>14人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 1081 1409 1197"> <tr><td rowspan="3">第6分団</td><td>矢問部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>西多田部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>多田院部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 1228 1409 1344"> <tr><td rowspan="3">第7分団</td><td>芋生若宮部</td><td>6人</td></tr> <tr><td>赤松虫生部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>石道部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 1375 1409 1491"> <tr><td rowspan="3">第8分団</td><td>東畦野部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>西畦野部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>山原部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 1522 1409 1638"> <tr><td rowspan="4">第9分団</td><td>見野部</td><td>10人</td></tr> <tr><td>山下部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>下財部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>笹部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 1669 1409 1785"> <tr><td rowspan="3">第10分団</td><td>一庫部</td><td>10人</td></tr> <tr><td>国崎部</td><td>10人</td></tr> <tr><td>黒川部</td><td>12人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="964 1816 1409 1900"> <tr><td>第11分団</td><td>チェリーファイア-</td><td>19人</td></tr> </table> <p>団員総数 377人</p>	第1分団	小花部	13人	栄根部	12人	寺畑部	13人	第2分団	小戸部	14人	天王宮部	13人	川西北部	13人	第3分団	火打部	14人	日高部	0人	第4分団	加茂部	14人	久代部	14人	東久代部	14人	第5分団	平野部	14人	新田部	11人	東多田部	14人	第6分団	矢問部	11人	西多田部	14人	多田院部	11人	第7分団	芋生若宮部	6人	赤松虫生部	11人	石道部	11人	第8分団	東畦野部	11人	西畦野部	14人	山原部	11人	第9分団	見野部	10人	山下部	11人	下財部	14人	笹部	11人	第10分団	一庫部	10人	国崎部	10人	黒川部	12人	第11分団	チェリーファイア-	19人	<p>第3章 水防組織 第4節 消防団組織及び配備</p> <p>(人数は、平成30年4月1日現在)</p> <p>1 消防団組織</p>  <p>川西地区副団長</p> <table border="1" data-bbox="2151 409 2597 525"> <tr><td rowspan="3">第1分団</td><td>小花部</td><td>13人</td></tr> <tr><td>栄根部</td><td>13人</td></tr> <tr><td>寺畑部</td><td>13人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 546 2597 661"> <tr><td rowspan="3">第2分団</td><td>小戸部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>天王宮部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>川西北部</td><td>14人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 682 2597 766"> <tr><td rowspan="2">第3分団</td><td>火打部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>日高部</td><td>0人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 787 2597 903"> <tr><td rowspan="3">第4分団</td><td>加茂部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>久代部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>東久代部</td><td>12人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 934 2597 1050"> <tr><td rowspan="3">第5分団</td><td>平野部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>新田部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>東多田部</td><td>13人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 1081 2597 1197"> <tr><td rowspan="3">第6分団</td><td>矢問部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>西多田部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>多田院部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 1228 2597 1344"> <tr><td rowspan="3">第7分団</td><td>芋生若宮部</td><td>10人</td></tr> <tr><td>赤松虫生部</td><td>10人</td></tr> <tr><td>石道部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 1375 2597 1491"> <tr><td rowspan="3">第8分団</td><td>東畦野部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>西畦野部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>山原部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 1522 2597 1638"> <tr><td rowspan="4">第9分団</td><td>見野部</td><td>10人</td></tr> <tr><td>山下部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>下財部</td><td>14人</td></tr> <tr><td>笹部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 1669 2597 1785"> <tr><td rowspan="3">第10分団</td><td>一庫部</td><td>10人</td></tr> <tr><td>国崎部</td><td>11人</td></tr> <tr><td>黒川部</td><td>11人</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="2151 1816 2597 1900"> <tr><td>第11分団</td><td>チェリーファイア-</td><td>19人</td></tr> </table> <p>団員総数 377人</p>	第1分団	小花部	13人	栄根部	13人	寺畑部	13人	第2分団	小戸部	14人	天王宮部	11人	川西北部	14人	第3分団	火打部	14人	日高部	0人	第4分団	加茂部	14人	久代部	14人	東久代部	12人	第5分団	平野部	14人	新田部	11人	東多田部	13人	第6分団	矢問部	11人	西多田部	14人	多田院部	11人	第7分団	芋生若宮部	10人	赤松虫生部	10人	石道部	11人	第8分団	東畦野部	11人	西畦野部	14人	山原部	11人	第9分団	見野部	10人	山下部	11人	下財部	14人	笹部	11人	第10分団	一庫部	10人	国崎部	11人	黒川部	11人	第11分団	チェリーファイア-	19人	<p>所管課の意見に基づく修正</p>
第1分団	小花部		13人																																																																																																																																																		
	栄根部		12人																																																																																																																																																		
	寺畑部	13人																																																																																																																																																			
第2分団	小戸部	14人																																																																																																																																																			
	天王宮部	13人																																																																																																																																																			
	川西北部	13人																																																																																																																																																			
第3分団	火打部	14人																																																																																																																																																			
	日高部	0人																																																																																																																																																			
第4分団	加茂部	14人																																																																																																																																																			
	久代部	14人																																																																																																																																																			
	東久代部	14人																																																																																																																																																			
第5分団	平野部	14人																																																																																																																																																			
	新田部	11人																																																																																																																																																			
	東多田部	14人																																																																																																																																																			
第6分団	矢問部	11人																																																																																																																																																			
	西多田部	14人																																																																																																																																																			
	多田院部	11人																																																																																																																																																			
第7分団	芋生若宮部	6人																																																																																																																																																			
	赤松虫生部	11人																																																																																																																																																			
	石道部	11人																																																																																																																																																			
第8分団	東畦野部	11人																																																																																																																																																			
	西畦野部	14人																																																																																																																																																			
	山原部	11人																																																																																																																																																			
第9分団	見野部	10人																																																																																																																																																			
	山下部	11人																																																																																																																																																			
	下財部	14人																																																																																																																																																			
	笹部	11人																																																																																																																																																			
第10分団	一庫部	10人																																																																																																																																																			
	国崎部	10人																																																																																																																																																			
	黒川部	12人																																																																																																																																																			
第11分団	チェリーファイア-	19人																																																																																																																																																			
第1分団	小花部	13人																																																																																																																																																			
	栄根部	13人																																																																																																																																																			
	寺畑部	13人																																																																																																																																																			
第2分団	小戸部	14人																																																																																																																																																			
	天王宮部	11人																																																																																																																																																			
	川西北部	14人																																																																																																																																																			
第3分団	火打部	14人																																																																																																																																																			
	日高部	0人																																																																																																																																																			
第4分団	加茂部	14人																																																																																																																																																			
	久代部	14人																																																																																																																																																			
	東久代部	12人																																																																																																																																																			
第5分団	平野部	14人																																																																																																																																																			
	新田部	11人																																																																																																																																																			
	東多田部	13人																																																																																																																																																			
第6分団	矢問部	11人																																																																																																																																																			
	西多田部	14人																																																																																																																																																			
	多田院部	11人																																																																																																																																																			
第7分団	芋生若宮部	10人																																																																																																																																																			
	赤松虫生部	10人																																																																																																																																																			
	石道部	11人																																																																																																																																																			
第8分団	東畦野部	11人																																																																																																																																																			
	西畦野部	14人																																																																																																																																																			
	山原部	11人																																																																																																																																																			
第9分団	見野部	10人																																																																																																																																																			
	山下部	11人																																																																																																																																																			
	下財部	14人																																																																																																																																																			
	笹部	11人																																																																																																																																																			
第10分団	一庫部	10人																																																																																																																																																			
	国崎部	11人																																																																																																																																																			
	黒川部	11人																																																																																																																																																			
第11分団	チェリーファイア-	19人																																																																																																																																																			

頁	修正前	修正後	根拠																								
10	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第1節 情報収集・伝達</p> <p>4 気象注意報、警報等の種類、発表基準及び地域細分表</p> <p>気象情報とは、気象業務法第11条の規定により、気象等の予報に係のある台風その他の異常気象についての情報を、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。県南部については神戸地方気象台が発表する。</p> <p>(1) 注意報 注意報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって災害の起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台(県南部)が発表するものをいう。</p> <p>種類と発表基準(特に関係のあるもの)</p> <table border="1" data-bbox="240 793 1338 1157"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準(川西市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が30mm以上(平坦地)40mm以上(平坦地以外) 土壌雨量指数が116以上</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が30mm以上(平坦地)40mm以上(平坦地以外)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報 警報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台(県南部)が発表するものをいう。</p> <p>種類と発表基準(特に関係のあるもの)</p> <table border="1" data-bbox="240 1423 1338 1787"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準(川西市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が50mm以上(平坦地)70mm以上(平坦地以外) 土壌雨量指数が162以上</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が50mm以上(平坦地)70mm以上(平坦地以外)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意報及び警報は、平成20年及び21年は二次細分区域(阪神)の最も低い基準の市・町の値を基準に、二次細分区域(阪神)で発表されていたが、平成22年出水期からは市町単位での発表となっている。 (二次細分区域(阪神)の基準は資料 11)</p>	種類	発表基準(川西市)	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が30mm以上(平坦地)40mm以上(平坦地以外) 土壌雨量指数が116以上	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が30mm以上(平坦地)40mm以上(平坦地以外)	種類	発表基準(川西市)	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が50mm以上(平坦地)70mm以上(平坦地以外) 土壌雨量指数が162以上	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が50mm以上(平坦地)70mm以上(平坦地以外)	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第1節 情報収集・伝達</p> <p>4 気象注意報、警報等の種類、発表基準及び地域細分表</p> <p>気象情報とは、気象業務法第11条の規定により、気象等の予報に係のある台風その他の異常気象についての情報を、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。県南部については神戸地方気象台が発表する。</p> <p>(1) 注意報 注意報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって災害の起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台(県南部)が発表するものをいう。</p> <p>種類と発表基準(特に関係のあるもの)</p> <table border="1" data-bbox="1466 793 2564 1157"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準(川西市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>【浸水害】表面雨量指数基準が10以上</b> <b>【土砂災害】土壌雨量指数基準が116以上</b></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>塩川流域雨量指数6.6以上</b> <b>一庫・大路次川流域雨量指数20.0以上</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報 警報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台(県南部)が発表するものをいう。</p> <p>種類と発表基準(特に関係のあるもの)</p> <table border="1" data-bbox="1466 1423 2564 1787"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準(川西市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>【浸水害】表面雨量指数基準が23以上</b> <b>【土砂災害】土壌雨量指数基準が162以上</b></td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>塩川流域雨量指数8.3以上</b> <b>一庫・大路次川流域雨量指数25.0以上</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意報及び警報は、平成20年及び21年は二次細分区域(阪神)の最も低い基準の市・町の値を基準に、二次細分区域(阪神)で発表されていたが、平成22年出水期からは市町単位での発表となっている。 (二次細分区域(阪神)の基準は資料 11)</p>	種類	発表基準(川西市)	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>【浸水害】表面雨量指数基準が10以上</b> <b>【土砂災害】土壌雨量指数基準が116以上</b>	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>塩川流域雨量指数6.6以上</b> <b>一庫・大路次川流域雨量指数20.0以上</b>	種類	発表基準(川西市)	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>【浸水害】表面雨量指数基準が23以上</b> <b>【土砂災害】土壌雨量指数基準が162以上</b>	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>塩川流域雨量指数8.3以上</b> <b>一庫・大路次川流域雨量指数25.0以上</b>	<p>気象注意報 および警報 発表基準の 変更に伴う 修正</p>
種類	発表基準(川西市)																										
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が30mm以上(平坦地)40mm以上(平坦地以外) 土壌雨量指数が116以上																										
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が30mm以上(平坦地)40mm以上(平坦地以外)																										
種類	発表基準(川西市)																										
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が50mm以上(平坦地)70mm以上(平坦地以外) 土壌雨量指数が162以上																										
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 時間雨量が50mm以上(平坦地)70mm以上(平坦地以外)																										
種類	発表基準(川西市)																										
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>【浸水害】表面雨量指数基準が10以上</b> <b>【土砂災害】土壌雨量指数基準が116以上</b>																										
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>塩川流域雨量指数6.6以上</b> <b>一庫・大路次川流域雨量指数20.0以上</b>																										
種類	発表基準(川西市)																										
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>【浸水害】表面雨量指数基準が23以上</b> <b>【土砂災害】土壌雨量指数基準が162以上</b>																										
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <b>塩川流域雨量指数8.3以上</b> <b>一庫・大路次川流域雨量指数25.0以上</b>																										

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																														
11	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第1節 情報収集・伝達</p> <p>4 気象注意報、警報等の種類、発表基準及び地域細分表</p> <p>(3) 特別警報 特別警報とは、県内いずれかの地域において警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に、気象業務法に基づき気象庁が発表するものをいう。</p> <p>種類と発表基準（特に関係のあるもの）</p> <table border="1" data-bbox="261 699 1350 863"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準（兵庫県）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>兵庫県に特別警報が発表されると、県下各市町の警報は全て特別警報となる。</p>	種類	発表基準（兵庫県）	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第1節 情報収集・伝達</p> <p>4 気象注意報、警報等の種類、発表基準及び地域細分表</p> <p>(3) 特別警報 特別警報とは、県内いずれかの地域において警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に、気象業務法に基づき気象庁が発表するものをいう。</p> <p>種類と発表基準（特に関係のあるもの）</p> <table border="1" data-bbox="1486 699 2576 863"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準（兵庫県）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>兵庫県に特別警報が発表されると、県下各市町の警報は全て特別警報となる。</p>	種類	発表基準（兵庫県）	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	兵庫県地域防災計画に基づく修正																																																																																						
種類	発表基準（兵庫県）																																																																																																
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																																																																
種類	発表基準（兵庫県）																																																																																																
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																																																																																
13	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第2節 情報連絡先</p> <table border="1" data-bbox="210 1041 1403 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">責任者</th> <th colspan="2">通信連絡方法</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防本部 (川西市役所内)</td> <td>川西市中央町 12-1</td> <td>川西市長</td> <td>電話 072-740-1111 FAX 072-740-1320</td> <td>伝令</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部 (川西南公民館)</td> <td>川西市久代 3 丁目 16-29</td> <td>川西市長</td> <td>電話 072-757-8623 FAX 072-757-6429</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>中央地区対策部 (中央公民館)</td> <td>川西市丸の内町 5-1</td> <td>川西市長</td> <td>電話 072-758-0103 FAX 072-757-1227</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課</td> <td>宝塚市旭町 2 丁目 4-15</td> <td>局長</td> <td>電話(昼) 0797-83-3127 電話(夜) 090-1073-3350 FAX 0797-86-4379</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 (宝塚総合庁舎)</td> <td>宝塚市旭町 2 丁目 4-15</td> <td>所長</td> <td>電話(昼) 0797-83-3101 電話(夜) 0797-83-3183 FAX 0797-86-4329</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	所在地	責任者	通信連絡方法		第1通信連絡	第2通信連絡	水防本部 (川西市役所内)	川西市中央町 12-1	川西市長	電話 072-740-1111 FAX 072-740-1320	伝令	南地区対策部 (川西南公民館)	川西市久代 3 丁目 16-29	川西市長	電話 072-757-8623 FAX 072-757-6429	"	中央地区対策部 (中央公民館)	川西市丸の内町 5-1	川西市長	電話 072-758-0103 FAX 072-757-1227	"	~~~~~					兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	局長	電話(昼) 0797-83-3127 電話(夜) 090-1073-3350 FAX 0797-86-4379	"	~~~~~					兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 (宝塚総合庁舎)	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	所長	電話(昼) 0797-83-3101 電話(夜) 0797-83-3183 FAX 0797-86-4329	"	~~~~~					<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第2節 情報連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1436 1041 2629 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">責任者</th> <th colspan="2">通信連絡方法</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防本部 (川西市役所内)</td> <td>川西市中央町 12-1</td> <td>川西市長</td> <td>電話 072-740-1111 FAX 072-740-1320</td> <td>伝令</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部 (川西南公民館)</td> <td>川西市久代 3 丁目 16-29</td> <td>川西市長</td> <td>電話 072-757-8623 FAX 072-757-6429</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課</td> <td>宝塚市旭町 2 丁目 4-15</td> <td>局長</td> <td>電話(昼) 0797-83-<del>3117</del> 電話(夜) 090-1073-3350 FAX 0797-86-4379</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 (宝塚総合庁舎)</td> <td>宝塚市旭町 2 丁目 4-15</td> <td>所長</td> <td>電話(昼) 0797-83-<del>3176</del> 電話(夜) 0797-83-<del>3203</del> FAX 0797-86-4329</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	所在地	責任者	通信連絡方法		第1通信連絡	第2通信連絡	水防本部 (川西市役所内)	川西市中央町 12-1	川西市長	電話 072-740-1111 FAX 072-740-1320	伝令	南地区対策部 (川西南公民館)	川西市久代 3 丁目 16-29	川西市長	電話 072-757-8623 FAX 072-757-6429	"	(削除)					~~~~~					兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	局長	電話(昼) 0797-83- <del>3117</del> 電話(夜) 090-1073-3350 FAX 0797-86-4379	"	~~~~~					兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 (宝塚総合庁舎)	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	所長	電話(昼) 0797-83- <del>3176</del> 電話(夜) 0797-83- <del>3203</del> FAX 0797-86-4329	"	~~~~~					関係機関の意見に基づく修正
連絡先	所在地				責任者	通信連絡方法																																																																																											
		第1通信連絡	第2通信連絡																																																																																														
水防本部 (川西市役所内)	川西市中央町 12-1	川西市長	電話 072-740-1111 FAX 072-740-1320	伝令																																																																																													
南地区対策部 (川西南公民館)	川西市久代 3 丁目 16-29	川西市長	電話 072-757-8623 FAX 072-757-6429	"																																																																																													
中央地区対策部 (中央公民館)	川西市丸の内町 5-1	川西市長	電話 072-758-0103 FAX 072-757-1227	"																																																																																													
~~~~~																																																																																																	
兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	局長	電話(昼) 0797-83-3127 電話(夜) 090-1073-3350 FAX 0797-86-4379	"																																																																																													
~~~~~																																																																																																	
兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 (宝塚総合庁舎)	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	所長	電話(昼) 0797-83-3101 電話(夜) 0797-83-3183 FAX 0797-86-4329	"																																																																																													
~~~~~																																																																																																	
連絡先	所在地	責任者	通信連絡方法																																																																																														
			第1通信連絡	第2通信連絡																																																																																													
水防本部 (川西市役所内)	川西市中央町 12-1	川西市長	電話 072-740-1111 FAX 072-740-1320	伝令																																																																																													
南地区対策部 (川西南公民館)	川西市久代 3 丁目 16-29	川西市長	電話 072-757-8623 FAX 072-757-6429	"																																																																																													
(削除)																																																																																																	
~~~~~																																																																																																	
兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	局長	電話(昼) 0797-83- <del>3117</del> 電話(夜) 090-1073-3350 FAX 0797-86-4379	"																																																																																													
~~~~~																																																																																																	
兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 (宝塚総合庁舎)	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	所長	電話(昼) 0797-83- <del>3176</del> 電話(夜) 0797-83- <del>3203</del> FAX 0797-86-4329	"																																																																																													
~~~~~																																																																																																	

頁	修正前	修正後	根拠
15	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第3節 一般に関する周知方法</p> <p>水防指令、気象、水位の状況、出動、避難、解除、その他水防上必要な事項についての伝達方法は次によりこれを行なう。</p> <p>1 伝達</p> <p>伝達については、下記の経路で適宜これを行なう。</p> <p>[伝達経路]</p>	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第3節 一般に関する周知方法</p> <p>水防指令、気象、水位の状況、出動、避難、解除、その他水防上必要な事項についての伝達方法は次によりこれを行なう。</p> <p>1 伝達</p> <p>伝達については、下記の経路で適宜これを行なう。</p> <p>[伝達経路]</p>	記載内容の整理による修正

頁	修正前	修正後	根拠																																																				
	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第4節 決壊等の通報</p> <p>堤防その他の施設が決壊し、又は決壊のおそれが生じた場合は直ちに次の機関等に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="320 520 1338 1285"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所</td> <td>電話 072-751-1111</td> <td>伝令</td> <td>FAX 072-751-8004</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所</td> <td>電話 072-794-6671</td> <td>〃</td> <td>FAX 072-794-0590</td> </tr> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課</td> <td>電話 0797-83-3127</td> <td>〃</td> <td>FAX 0797-86-4379</td> </tr> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所</td> <td>電話 (昼) 0797-83-3101 (夜) 0797-83-3183</td> <td>〃</td> <td>FAX 0797-86-4329</td> </tr> <tr> <td>中央地区対策部 (中央公民館)</td> <td>電話 072-758-0103</td> <td>〃</td> <td>FAX 072-757-1227</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	連絡方法		備考	第1通信連絡	第2通信連絡	国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 072-751-1111	伝令	FAX 072-751-8004	独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	電話 072-794-6671	〃	FAX 072-794-0590	兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	電話 0797-83-3127	〃	FAX 0797-86-4379	兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所	電話 (昼) 0797-83-3101 (夜) 0797-83-3183	〃	FAX 0797-86-4329	中央地区対策部 (中央公民館)	電話 072-758-0103	〃	FAX 072-757-1227	<p>第5章 情報収集及び連絡並びに通知 第4節 決壊等の通報</p> <p>堤防その他の施設が決壊し、又は決壊のおそれが生じた場合は直ちに次の機関等に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="1546 520 2564 1285"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所</td> <td>電話 072-751-1111</td> <td>伝令</td> <td>FAX 072-751-8004</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所</td> <td>電話 072-794-6671</td> <td>〃</td> <td>FAX 072-794-0590</td> </tr> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課</td> <td>電話 0797-83-<del>3117</del></td> <td>〃</td> <td>FAX 0797-86-4379</td> </tr> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所</td> <td>電話 (昼) 0797-83-<del>3176</del> (夜) 0797-83-<del>3203</del></td> <td>〃</td> <td>FAX 0797-86-4329</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><del>(削除)</del></td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	連絡方法		備考	第1通信連絡	第2通信連絡	国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 072-751-1111	伝令	FAX 072-751-8004	独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	電話 072-794-6671	〃	FAX 072-794-0590	兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	電話 0797-83- <del>3117</del>	〃	FAX 0797-86-4379	兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所	電話 (昼) 0797-83- <del>3176</del> (夜) 0797-83- <del>3203</del>	〃	FAX 0797-86-4329	<del>(削除)</del>				<p>関係機関の意見に基づく修正</p>
連絡先	連絡方法		備考																																																				
	第1通信連絡	第2通信連絡																																																					
国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 072-751-1111	伝令	FAX 072-751-8004																																																				
独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	電話 072-794-6671	〃	FAX 072-794-0590																																																				
兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	電話 0797-83-3127	〃	FAX 0797-86-4379																																																				
兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所	電話 (昼) 0797-83-3101 (夜) 0797-83-3183	〃	FAX 0797-86-4329																																																				
中央地区対策部 (中央公民館)	電話 072-758-0103	〃	FAX 072-757-1227																																																				
連絡先	連絡方法		備考																																																				
	第1通信連絡	第2通信連絡																																																					
国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 072-751-1111	伝令	FAX 072-751-8004																																																				
独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	電話 072-794-6671	〃	FAX 072-794-0590																																																				
兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	電話 0797-83- <del>3117</del>	〃	FAX 0797-86-4379																																																				
兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所	電話 (昼) 0797-83- <del>3176</del> (夜) 0797-83- <del>3203</del>	〃	FAX 0797-86-4329																																																				
<del>(削除)</del>																																																							

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																																																		
31 、 34	第7章 水防区域 第6節 土砂災害警戒区域	第7章 水防区域 第6節 土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の新規指定に伴う修正																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>清和台東(2) (118000017)</td><td>川西市清和台東1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>清和台東(1) (118000018)</td><td>川西市清和台東1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>多田院 (118000036)</td><td>川西市多田院西2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>けやき坂(2) (118000037)</td><td>川西市けやき坂5丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>若宮 (118000040)</td><td>川西市若宮</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>新田 (118000041)</td><td>川西市新田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>平野(4) (118000042)</td><td>川西市平野1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>西多田 (118000043)</td><td>川西市西多田1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>矢問(1) (118000044)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>矢問(2) (118000045)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>鶯台 (118000046)</td><td>川西市鶯台2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>矢問(3) (118000047)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>萩原(2) (118000057)</td><td>川西市萩原2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>西ヶ峰 (118000087)</td><td>川西市石道</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>西畦野 (118000088)</td><td>川西市西畦野</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>虫生大畑(1) (118000089)</td><td>川西市虫生</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>虫生大畑(2) (118000090)</td><td>川西市虫生</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>清和台東(2) (118000091)</td><td>川西市清和台東3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>水戸口(1) (118000092)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>水戸口(2) (118000093)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>水戸口(3) (118000094)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>新田(2) (118000099)</td><td>川西市新田2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>新田(3) (118000100)</td><td>川西市新田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> <tr><td>東多田 (118000101)</td><td>川西市東多田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td></tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象の種類				清和台東(2) (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	清和台東(1) (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊				多田院 (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊	けやき坂(2) (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊	若宮 (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	新田 (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊	平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊	西多田 (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	矢問(1) (118000044)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	矢問(2) (118000045)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	鶯台 (118000046)	川西市鶯台2丁目	急傾斜地の崩壊	矢問(3) (118000047)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊				萩原(2) (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊				西ヶ峰 (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊	西畦野 (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊	虫生大畑(1) (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	虫生大畑(2) (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	清和台東(2) (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊	水戸口(1) (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	水戸口(2) (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	水戸口(3) (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊				新田(2) (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊	新田(3) (118000100)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊	東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象の種類</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>清和台東(2) (118000017)</td><td>川西市清和台東1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>清和台東(1) (118000018)</td><td>川西市清和台東1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>多田院 (118000036)</td><td>川西市多田院西2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>けやき坂(2) (118000037)</td><td>川西市けやき坂5丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>若宮 (118000040)</td><td>川西市若宮</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>新田 (118000041)</td><td>川西市新田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>平野(4) (118000042)</td><td>川西市平野1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>西多田 (118000043)</td><td>川西市西多田1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>矢問(1) (118000044)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>矢問(2) (118000045)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>鶯台 (118000046)</td><td>川西市鶯台2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>矢問(3) (118000047)</td><td>川西市矢問1丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>萩原(2) (118000057)</td><td>川西市萩原2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>西ヶ峰 (118000087)</td><td>川西市石道</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>西畦野 (118000088)</td><td>川西市西畦野</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>虫生大畑(1) (118000089)</td><td>川西市虫生</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>虫生大畑(2) (118000090)</td><td>川西市虫生</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>清和台東(2) (118000091)</td><td>川西市清和台東3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> <tr><td>水戸口(1) (118000092)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>水戸口(2) (118000093)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td>水戸口(3) (118000094)</td><td>川西市赤松</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>新田(2) (118000099)</td><td>川西市新田2丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">削除</td></tr> <tr><td>東多田 (118000101)</td><td>川西市東多田3丁目</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名称	指定の区域	自然現象の種類	特別警戒区域					清和台東(2) (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○	清和台東(1) (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○					多田院 (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊	○	けやき坂(2) (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊		若宮 (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○	新田 (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊		平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊		西多田 (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	矢問(1) (118000044)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○	矢問(2) (118000045)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○	鶯台 (118000046)	川西市鶯台2丁目	急傾斜地の崩壊		矢問(3) (118000047)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○					萩原(2) (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊	○					西ヶ峰 (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊	○	西畦野 (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊		虫生大畑(1) (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊		虫生大畑(2) (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	○	清和台東(2) (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊		水戸口(1) (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○	水戸口(2) (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○	水戸口(3) (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○					新田(2) (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	削除				東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊		<p>新田(3) (118000100) 削除 (理由) 開発行為により急傾斜地が消滅したため</p>
名称	指定の区域	自然現象の種類																																																																																																																																																																																																																			
清和台東(2) (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
清和台東(1) (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
多田院 (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
けやき坂(2) (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
若宮 (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
新田 (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
西多田 (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
矢問(1) (118000044)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
矢問(2) (118000045)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
鶯台 (118000046)	川西市鶯台2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
矢問(3) (118000047)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
萩原(2) (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
西ヶ峰 (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
西畦野 (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
虫生大畑(1) (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
虫生大畑(2) (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
清和台東(2) (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
水戸口(1) (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
水戸口(2) (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
水戸口(3) (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
新田(2) (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
新田(3) (118000100)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
名称	指定の区域	自然現象の種類	特別警戒区域																																																																																																																																																																																																																		
清和台東(2) (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
清和台東(1) (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
多田院 (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
けやき坂(2) (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
若宮 (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
新田 (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
平野(4) (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
西多田 (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
矢問(1) (118000044)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
矢問(2) (118000045)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
鶯台 (118000046)	川西市鶯台2丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
矢問(3) (118000047)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
萩原(2) (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
西ヶ峰 (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
西畦野 (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
虫生大畑(1) (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
虫生大畑(2) (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
清和台東(2) (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			
水戸口(1) (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
水戸口(2) (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
水戸口(3) (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
新田(2) (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																																																																																		
削除																																																																																																																																																																																																																					
東多田 (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																																																			



頁	修正前			修正後				根拠																																																																																																																																																									
34 ~ 36	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象の種類</th> </tr> </thead> </table>			名称	指定の区域	自然現象の種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>指定の区域</th> <th>自然現象の種類</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> </table>				名称	指定の区域	自然現象の種類	特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の新規指定に伴う修正																																																																																																																																																		
	名称	指定の区域	自然現象の種類																																																																																																																																																														
	名称	指定の区域	自然現象の種類	特別警戒区域																																																																																																																																																													
	<table border="1"> <tr> <td>西多田 (118000102)</td> <td>川西市西多田1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>矢問(1) (118000103)</td> <td>川西市矢問1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>若宮井ノ口 (118000104)</td> <td>川西市若宮</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>石道谷2 (218000012)</td> <td>川西市石道</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>大平東谷 (218000016)</td> <td>川西市西多田</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>どんど川 (218000017)</td> <td>川西市西多田</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>湯山台谷1 (218000024)</td> <td>川西市湯山台2丁目</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>芋生谷4 (218000035)</td> <td>川西市芋生</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>多田院谷 (218000036)</td> <td>川西市多田院</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>矢問谷 (218000037)</td> <td>川西市矢問1丁目</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>天神公園谷 (230000145)</td> <td>川西市石道 川辺郡猪名川町差組</td> <td>土石流</td> </tr> </table>			西多田 (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	矢問(1) (118000103)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊	若宮井ノ口 (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	~~~~~			石道谷2 (218000012)	川西市石道	土石流	大平東谷 (218000016)	川西市西多田	土石流	どんど川 (218000017)	川西市西多田	土石流	~~~~~			湯山台谷1 (218000024)	川西市湯山台2丁目	土石流	~~~~~			芋生谷4 (218000035)	川西市芋生	土石流	多田院谷 (218000036)	川西市多田院	土石流	矢問谷 (218000037)	川西市矢問1丁目	土石流	~~~~~			天神公園谷 (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組	土石流	<table border="1"> <tr> <td>西多田 (118000102)</td> <td>川西市西多田1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>矢問(1) (118000103)</td> <td>川西市矢問1丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>若宮井ノ口 (118000104)</td> <td>川西市若宮</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>石道谷2 (218000012)</td> <td>川西市石道</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大平東谷 (218000016)</td> <td>川西市西多田</td> <td>土石流</td> <td></td> </tr> <tr> <td>どんど川 (218000017)</td> <td>川西市西多田</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>湯山台谷1 (218000024)</td> <td>川西市湯山台2丁目</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>芋生谷4 (218000035)</td> <td>川西市芋生</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>多田院谷 (218000036)</td> <td>川西市多田院</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>矢問谷 (218000037)</td> <td>川西市矢問1丁目</td> <td>土石流</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>天神公園谷 (230000145)</td> <td>川西市石道 川辺郡猪名川町差組</td> <td>土石流</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷(2) (118000038)</u></td> <td><u>川西市柳谷</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂 (118000098)</u></td> <td><u>川西市けやき坂1丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>赤松 (118000116)</u></td> <td><u>川西市赤松</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷 (118000117)</u></td> <td><u>川西市柳谷</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂 (118000118)</u></td> <td><u>川西市けやき坂5丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>水戸口(4) (118000121)</u></td> <td><u>川西市清和台西3丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷(1) (118000122)</u></td> <td><u>川西市けやき坂4丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷(2) (118000123)</u></td> <td><u>川西市けやき坂3丁目</u></td> <td><u>急傾斜地の崩壊</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂谷1 (218000013)</u></td> <td><u>川西市けやき坂3丁目</u></td> <td><u>土石流</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂谷2 (218000014)</u></td> <td><u>川西市けやき坂3丁目</u></td> <td><u>土石流</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂谷3 (218000015)</u></td> <td><u>川西市けやき坂3丁目</u></td> <td><u>土石流</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>柳谷川支川3 (218000042)</u></td> <td><u>川西市けやき坂4丁目</u></td> <td><u>土石流</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> </table>				西多田 (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	矢問(1) (118000103)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊		若宮井ノ口 (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○	~~~~~				石道谷2 (218000012)	川西市石道	土石流	○	大平東谷 (218000016)	川西市西多田	土石流		どんど川 (218000017)	川西市西多田	土石流	○	~~~~~				湯山台谷1 (218000024)	川西市湯山台2丁目	土石流	○	~~~~~				芋生谷4 (218000035)	川西市芋生	土石流	○	多田院谷 (218000036)	川西市多田院	土石流	○	矢問谷 (218000037)	川西市矢問1丁目	土石流	○	~~~~~				天神公園谷 (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組	土石流		<u>柳谷(2) (118000038)</u>	<u>川西市柳谷</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂 (118000098)</u>	<u>川西市けやき坂1丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>		<u>赤松 (118000116)</u>	<u>川西市赤松</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>柳谷 (118000117)</u>	<u>川西市柳谷</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂 (118000118)</u>	<u>川西市けやき坂5丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>		<u>水戸口(4) (118000121)</u>	<u>川西市清和台西3丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>柳谷(1) (118000122)</u>	<u>川西市けやき坂4丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>柳谷(2) (118000123)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂谷1 (218000013)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂谷2 (218000014)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>	<u>けやき坂谷3 (218000015)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>		<u>柳谷川支川3 (218000042)</u>	<u>川西市けやき坂4丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>	
	西多田 (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																														
	矢問(1) (118000103)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																														
	若宮井ノ口 (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																														
	~~~~~																																																																																																																																																																
	石道谷2 (218000012)	川西市石道	土石流																																																																																																																																																														
	大平東谷 (218000016)	川西市西多田	土石流																																																																																																																																																														
	どんど川 (218000017)	川西市西多田	土石流																																																																																																																																																														
	~~~~~																																																																																																																																																																
	湯山台谷1 (218000024)	川西市湯山台2丁目	土石流																																																																																																																																																														
	~~~~~																																																																																																																																																																
	芋生谷4 (218000035)	川西市芋生	土石流																																																																																																																																																														
	多田院谷 (218000036)	川西市多田院	土石流																																																																																																																																																														
	矢問谷 (218000037)	川西市矢問1丁目	土石流																																																																																																																																																														
	~~~~~																																																																																																																																																																
	天神公園谷 (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組	土石流																																																																																																																																																														
	西多田 (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																													
	矢問(1) (118000103)	川西市矢問1丁目	急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																														
	若宮井ノ口 (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○																																																																																																																																																													
	~~~~~																																																																																																																																																																
	石道谷2 (218000012)	川西市石道	土石流	○																																																																																																																																																													
	大平東谷 (218000016)	川西市西多田	土石流																																																																																																																																																														
	どんど川 (218000017)	川西市西多田	土石流	○																																																																																																																																																													
~~~~~																																																																																																																																																																	
湯山台谷1 (218000024)	川西市湯山台2丁目	土石流	○																																																																																																																																																														
~~~~~																																																																																																																																																																	
芋生谷4 (218000035)	川西市芋生	土石流	○																																																																																																																																																														
多田院谷 (218000036)	川西市多田院	土石流	○																																																																																																																																																														
矢問谷 (218000037)	川西市矢問1丁目	土石流	○																																																																																																																																																														
~~~~~																																																																																																																																																																	
天神公園谷 (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組	土石流																																																																																																																																																															
<u>柳谷(2) (118000038)</u>	<u>川西市柳谷</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂 (118000098)</u>	<u>川西市けやき坂1丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																															
<u>赤松 (118000116)</u>	<u>川西市赤松</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>柳谷 (118000117)</u>	<u>川西市柳谷</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂 (118000118)</u>	<u>川西市けやき坂5丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																															
<u>水戸口(4) (118000121)</u>	<u>川西市清和台西3丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>柳谷(1) (118000122)</u>	<u>川西市けやき坂4丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>柳谷(2) (118000123)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂谷1 (218000013)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂谷2 (218000014)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														
<u>けやき坂谷3 (218000015)</u>	<u>川西市けやき坂3丁目</u>	<u>土石流</u>																																																																																																																																																															
<u>柳谷川支川3 (218000042)</u>	<u>川西市けやき坂4丁目</u>	<u>土石流</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																														

頁	修正前	修正後	根拠
45 、 46	<p>[資料 - 1 ]</p> <p>川西市災害対策本部設置要綱</p> <p>第1条 、 (省略)</p> <p>第4条</p> <p>第5条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部及び班を置く。 2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。 (1) 副市長 (2) 上下水道事業管理者 (3) 総合政策部長 (4) 総務部長 (5) 消防長</p> <p>3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関する事。 (2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関する事。 4 第1項の部(地区対策部を除く。)の長(以下「部長」という。)は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。 5 第1項の部及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(本部事務局)</p> <p>第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。 (1) 本部の設置及び廃止に関する事。 (2) 本部会議及び本部司令室会議に関する事。 (3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関する事。 (4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関する事。 2 事務局の職員は、総務部危機管理室の職員をもつて充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の職員をこれに充てることできる。</p> <p>第8条 (省略)</p>	<p>[資料 - 1 ]</p> <p>川西市災害対策本部設置要綱</p> <p>第1条 、 (省略)</p> <p>第4条</p> <p>第5条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部<del>局</del>等及び班を置く。 2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。 (1) 副市長 (2) <del>教育長</del> (3) 上下水道事業管理者 (4) 総合政策部長 (5) 総務部長 (6) 消防長</p> <p>3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関する事。 (2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関する事。 4 第1項の部<del>局</del>等(地区対策部を除く。)の長(以下「部長」という。)は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。 5 第1項の部<del>局</del>等及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(本部事務局)</p> <p>第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。 (1) 本部の設置及び廃止に関する事。 (2) 本部会議及び本部司令室会議に関する事。 (3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関する事。 (4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関する事。 2 事務局の職員は、総務部危機管理<del>課</del>の職員をもつて充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の職員をこれに充てることできる。</p> <p>第8条 (省略)</p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
47	<p>[資料 - 2 ] 水防本部</p> <p>1 水防本部の組織</p> <p>水防本部長 (市長) — 副本部長 (副市長)</p>	<p>[資料 - 2 ] 水防本部</p> <p>1 水防本部の組織</p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																																		
49 、 55	<p data-bbox="222 262 652 325">〔資料 - 2〕 (2) 各部及び班の組織と事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="252 357 1365 1911"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> <th>担当行政組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">対策部 (総務部長)</td> <td>総括班</td> <td>1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 部内各班との連絡調整に関する事 7 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 8 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 9 災害に関する市議会との連絡に関する事 10 災害広報に関する事 11 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 報道機関に対する情報発表に関する事 14 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 15 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 16 他の部、班の所管に属さないこと。</td> <td rowspan="6">総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 こども未来部 教育推進部 消防本部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>受付班</td> <td>1 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。</td> </tr> <tr> <td>人事班</td> <td>1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事 2 各部からの応援要請の受理及び応援部との調整に関する事 3 ボランティアの受付、コーディネートに関する事。</td> </tr> <tr> <td>車両班</td> <td>1 自動車の配車、輸送に関する事 2 市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事 2 災証明書の発行に関する事。</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事 2 災害救助費の支出に関する事 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	事務分掌	担当行政組織	対策部 (総務部長)	総括班	1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 部内各班との連絡調整に関する事 7 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 8 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 9 災害に関する市議会との連絡に関する事 10 災害広報に関する事 11 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 報道機関に対する情報発表に関する事 14 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 15 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 16 他の部、班の所管に属さないこと。	総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 こども未来部 教育推進部 消防本部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	受付班	1 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。	人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事 2 各部からの応援要請の受理及び応援部との調整に関する事 3 ボランティアの受付、コーディネートに関する事。	車両班	1 自動車の配車、輸送に関する事 2 市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。	調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事 2 災証明書の発行に関する事。	財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事 2 災害救助費の支出に関する事 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。	<p data-bbox="1454 262 1884 325">〔資料 - 2〕 (2) 各部及び班の組織と事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1454 357 2597 1911"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> <th>地域防災計画災害応急対策計画上の所掌計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合政策部 (会計課を含む)</td> <td>庶務班</td> <td>1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 部内各班との連絡調整に関する事 6 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 7 災害広報に関する事 8 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 9 報道機関に対する情報発表に関する事 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></td> <td rowspan="3">心急活動計画 被害状況等収集報告計画 災害広報計画 災害広聴計画 広域応援・協力計画 業務継続計画 受援計画</td> </tr> <tr> <td>受付班</td> <td>1 <u>市民からの電話等の受付に関する事。</u> 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事 2 災害救助費の支出に関する事 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。</td> </tr> <tr> <td>総務部 (各行政委員会を含む)</td> <td>庶務班</td> <td>1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 <u>市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。</u> 7 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u> 8 部内各班との連絡調整に関する事 9 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 10 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 11 災害に関する市議会との連絡に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 14 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 15 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 16 他の部、班の所管に属さないこと。</td> <td>心急活動計画 地震情報収集伝達計画 被害状況等収集報告計画 広域応援・協力計画 自衛隊への派遣要請 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画 受援計画</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	事務分掌	地域防災計画災害応急対策計画上の所掌計画	総合政策部 (会計課を含む)	庶務班	1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 部内各班との連絡調整に関する事 6 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 7 災害広報に関する事 8 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 9 報道機関に対する情報発表に関する事 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	心急活動計画 被害状況等収集報告計画 災害広報計画 災害広聴計画 広域応援・協力計画 業務継続計画 受援計画	受付班	1 <u>市民からの電話等の受付に関する事。</u> 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。	財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事 2 災害救助費の支出に関する事 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。	総務部 (各行政委員会を含む)	庶務班	1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 <u>市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。</u> 7 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u> 8 部内各班との連絡調整に関する事 9 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 10 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 11 災害に関する市議会との連絡に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 14 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 15 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 16 他の部、班の所管に属さないこと。	心急活動計画 地震情報収集伝達計画 被害状況等収集報告計画 広域応援・協力計画 自衛隊への派遣要請 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画 受援計画	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
部名	班名	事務分掌	担当行政組織																																		
対策部 (総務部長)	総括班	1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 部内各班との連絡調整に関する事 7 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 8 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 9 災害に関する市議会との連絡に関する事 10 災害広報に関する事 11 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 報道機関に対する情報発表に関する事 14 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 15 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 16 他の部、班の所管に属さないこと。	総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 こども未来部 教育推進部 消防本部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局																																		
	受付班	1 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。																																			
	人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事 2 各部からの応援要請の受理及び応援部との調整に関する事 3 ボランティアの受付、コーディネートに関する事。																																			
	車両班	1 自動車の配車、輸送に関する事 2 市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。																																			
	調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事 2 災証明書の発行に関する事。																																			
	財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事 2 災害救助費の支出に関する事 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。																																			
部名	班名	事務分掌	地域防災計画災害応急対策計画上の所掌計画																																		
総合政策部 (会計課を含む)	庶務班	1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 部内各班との連絡調整に関する事 6 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 7 災害広報に関する事 8 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事 9 報道機関に対する情報発表に関する事 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u>	心急活動計画 被害状況等収集報告計画 災害広報計画 災害広聴計画 広域応援・協力計画 業務継続計画 受援計画																																		
	受付班	1 <u>市民からの電話等の受付に関する事。</u> 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。																																			
	財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関する事 2 災害救助費の支出に関する事 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事 4 応急救助に要する資金前渡に関する事。																																			
総務部 (各行政委員会を含む)	庶務班	1 本部事務局との連絡調整に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事 4 県及びその他関係機関への報告に関する事 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事 6 <u>市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。</u> 7 <u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u> 8 部内各班との連絡調整に関する事 9 避難、警戒区域等の対策全般に関する事 10 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事 11 災害に関する市議会との連絡に関する事 12 被災者台帳の作成に関する事 13 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事 14 防災行政無線無線局の管理運用に関する事 15 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 16 他の部、班の所管に属さないこと。	心急活動計画 地震情報収集伝達計画 被害状況等収集報告計画 広域応援・協力計画 自衛隊への派遣要請 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画 受援計画																																		

頁	修正前	修正後	根拠																																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="261 888 418 1031"> <u>地区対策総括部</u> (<u>市民生活部長</u>) </td> <td data-bbox="418 888 519 1203">           庶務班             ・南地区対策部            ・中央地区対策部            ・明峰地区対策部            ・多田地区対策部            ・緑台地区対策部            ・清和台地区対策部            ・けやき坂地区対策部            ・東谷地区対策部            ・北陵地区対策部         </td> <td data-bbox="519 888 1163 1203">           1 本部及び各<u>地区対策部</u>との連絡調整に関すること。            2 災害救助法に基づく救助のうち<u>避難所にかかる事務処理及び炊き出し</u>その他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。            3 <u>避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。</u>            4 市内商工業者の被害調査に関すること。         </td> <td data-bbox="1163 888 1359 1308"> <u>市民生活部</u>  <u>総合政策部</u>  <u>総務部</u>  <u>健康福祉部</u>  <u>都市政策部</u>  <u>みどり土木部</u>  <u>会計課</u>  <u>子ども未来部</u>  <u>教育推進部</u>  <u>選挙管理委員会</u>  <u>事務局</u>  <u>監査委員事務局</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1276 418 1486">           各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部長をおく。         </td> <td data-bbox="418 1203 519 1444"> <u>地区対策部</u>庶務班         </td> <td data-bbox="519 1203 1163 1444">           1 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。            2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。            3 部内各班との連絡調整に関すること。         </td> <td data-bbox="1163 1203 1359 1308"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="418 1444 519 1654"> <u>地区対策部</u>活動班         </td> <td data-bbox="519 1444 1163 1654">           1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。         </td> <td data-bbox="1163 1308 1359 1444"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="418 1654 519 1864"> <u>地区対策部</u>避難誘導班         </td> <td data-bbox="519 1654 1163 1864">           1 <u>避難所の設営及び撤収に関すること。</u>            2 <u>避難者の誘導に関すること。</u>            3 <u>避難者の支援に関すること。</u>            4 <u>その他避難所に関すること。</u> </td> <td data-bbox="1163 1444 1359 1864"></td> </tr> </table>	<u>地区対策総括部</u> ( <u>市民生活部長</u> )	庶務班  ・南地区対策部 ・中央地区対策部 ・明峰地区対策部 ・多田地区対策部 ・緑台地区対策部 ・清和台地区対策部 ・けやき坂地区対策部 ・東谷地区対策部 ・北陵地区対策部	1 本部及び各 <u>地区対策部</u> との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち <u>避難所にかかる事務処理及び炊き出し</u> その他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 3 <u>避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。</u> 4 市内商工業者の被害調査に関すること。	<u>市民生活部</u> <u>総合政策部</u> <u>総務部</u> <u>健康福祉部</u> <u>都市政策部</u> <u>みどり土木部</u> <u>会計課</u> <u>子ども未来部</u> <u>教育推進部</u> <u>選挙管理委員会</u> <u>事務局</u> <u>監査委員事務局</u>	各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部長をおく。	<u>地区対策部</u> 庶務班	1 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 部内各班との連絡調整に関すること。			<u>地区対策部</u> 活動班	1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。			<u>地区対策部</u> 避難誘導班	1 <u>避難所の設営及び撤収に関すること。</u> 2 <u>避難者の誘導に関すること。</u> 3 <u>避難者の支援に関すること。</u> 4 <u>その他避難所に関すること。</u>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1605 302 1706 464">           人事班         </td> <td data-bbox="1706 302 2368 464">           1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関すること。            2 各部からの応援要請の受理、調整に関すること。            3 <u>他都市及び団体職員等の受け入れなど、受援計画に関すること。</u> </td> <td data-bbox="2368 254 2629 1940" rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 464 1706 506">           車両班         </td> <td data-bbox="1706 464 2368 506">           1 自動車の配車、輸送に関すること。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 506 1706 625">           調査班         </td> <td data-bbox="1706 506 2368 625">           1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関すること。            2 被災証明書の発行に関すること。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 632 1706 888"> <u>(本部事務局)</u> </td> <td data-bbox="1706 632 2368 888">           1 <u>本部の設置及び廃止に関すること。</u>            2 <u>本部会議及び本部司令室会議に関すること。</u>            3 <u>地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること</u>            4 <u>災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。</u>            5 <u>前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 894 1605 1751"> <u>市民環境部</u> </td> <td data-bbox="1605 894 1706 936">           庶務班         </td> <td data-bbox="1706 894 2368 1157">           1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。            2 市内商工業者の被害調査に関すること。            3 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。            4 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</u> </td> <td data-bbox="2368 894 2629 1751" rowspan="4"> <u>被害状況等収集報告計画</u>  <u>食糧供給計画</u>  <u>物資供給計画</u>  <u>感染症対策・衛生計画</u>  <u>遺体の捜索、処置及び埋火葬計画</u>  <u>障害物除去計画</u>  <u>災害廃棄物等処理計画</u>  <u>清掃計画</u>  <u>環境対策計画</u>  <u>業務継続計画</u>  <u>受援計画</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 1157 1706 1308">           物資班         </td> <td data-bbox="1706 1157 2368 1308">           1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関すること。</u>            2 <u>応急炊き出しに関すること。</u>            3 <u>その他食糧に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 1308 1706 1608">           環境班         </td> <td data-bbox="1706 1308 2368 1608">           1 <u>障害物の除去に関すること。(道路・河川・水路等を除く。)</u>            2 <u>ごみの収集及び処理に関すること。</u>            3 <u>し尿の収集及び処理に関すること。</u>            4 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関すること。</u>            5 <u>災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 1608 1706 1751">           衛生班         </td> <td data-bbox="1706 1608 2368 1751">           1 <u>被災地の感染症対策活動に関すること。</u>            2 <u>遺体の埋・火葬に関すること。</u>            3 <u>愛玩動物の収容対策に関すること。</u> </td> </tr> </table>	人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関すること。 2 各部からの応援要請の受理、調整に関すること。 3 <u>他都市及び団体職員等の受け入れなど、受援計画に関すること。</u>		車両班	1 自動車の配車、輸送に関すること。	調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関すること。 2 被災証明書の発行に関すること。	<u>(本部事務局)</u>	1 <u>本部の設置及び廃止に関すること。</u> 2 <u>本部会議及び本部司令室会議に関すること。</u> 3 <u>地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること</u> 4 <u>災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。</u> 5 <u>前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。</u>	<u>市民環境部</u>	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 市内商工業者の被害調査に関すること。 3 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 4 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</u>	<u>被害状況等収集報告計画</u> <u>食糧供給計画</u> <u>物資供給計画</u> <u>感染症対策・衛生計画</u> <u>遺体の捜索、処置及び埋火葬計画</u> <u>障害物除去計画</u> <u>災害廃棄物等処理計画</u> <u>清掃計画</u> <u>環境対策計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u>		物資班	1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関すること。</u> 2 <u>応急炊き出しに関すること。</u> 3 <u>その他食糧に関すること。</u>		環境班	1 <u>障害物の除去に関すること。(道路・河川・水路等を除く。)</u> 2 <u>ごみの収集及び処理に関すること。</u> 3 <u>し尿の収集及び処理に関すること。</u> 4 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関すること。</u> 5 <u>災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関すること。</u>		衛生班	1 <u>被災地の感染症対策活動に関すること。</u> 2 <u>遺体の埋・火葬に関すること。</u> 3 <u>愛玩動物の収容対策に関すること。</u>	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
<u>地区対策総括部</u> ( <u>市民生活部長</u> )	庶務班  ・南地区対策部 ・中央地区対策部 ・明峰地区対策部 ・多田地区対策部 ・緑台地区対策部 ・清和台地区対策部 ・けやき坂地区対策部 ・東谷地区対策部 ・北陵地区対策部	1 本部及び各 <u>地区対策部</u> との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち <u>避難所にかかる事務処理及び炊き出し</u> その他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 3 <u>避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。</u> 4 市内商工業者の被害調査に関すること。	<u>市民生活部</u> <u>総合政策部</u> <u>総務部</u> <u>健康福祉部</u> <u>都市政策部</u> <u>みどり土木部</u> <u>会計課</u> <u>子ども未来部</u> <u>教育推進部</u> <u>選挙管理委員会</u> <u>事務局</u> <u>監査委員事務局</u>																																						
各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部長をおく。	<u>地区対策部</u> 庶務班	1 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 部内各班との連絡調整に関すること。																																							
	<u>地区対策部</u> 活動班	1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。																																							
	<u>地区対策部</u> 避難誘導班	1 <u>避難所の設営及び撤収に関すること。</u> 2 <u>避難者の誘導に関すること。</u> 3 <u>避難者の支援に関すること。</u> 4 <u>その他避難所に関すること。</u>																																							
人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関すること。 2 各部からの応援要請の受理、調整に関すること。 3 <u>他都市及び団体職員等の受け入れなど、受援計画に関すること。</u>																																								
車両班	1 自動車の配車、輸送に関すること。																																								
調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関すること。 2 被災証明書の発行に関すること。																																								
<u>(本部事務局)</u>	1 <u>本部の設置及び廃止に関すること。</u> 2 <u>本部会議及び本部司令室会議に関すること。</u> 3 <u>地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること</u> 4 <u>災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。</u> 5 <u>前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。</u>																																								
<u>市民環境部</u>	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 市内商工業者の被害調査に関すること。 3 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 4 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</u>	<u>被害状況等収集報告計画</u> <u>食糧供給計画</u> <u>物資供給計画</u> <u>感染症対策・衛生計画</u> <u>遺体の捜索、処置及び埋火葬計画</u> <u>障害物除去計画</u> <u>災害廃棄物等処理計画</u> <u>清掃計画</u> <u>環境対策計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u>																																						
	物資班	1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関すること。</u> 2 <u>応急炊き出しに関すること。</u> 3 <u>その他食糧に関すること。</u>																																							
	環境班	1 <u>障害物の除去に関すること。(道路・河川・水路等を除く。)</u> 2 <u>ごみの収集及び処理に関すること。</u> 3 <u>し尿の収集及び処理に関すること。</u> 4 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関すること。</u> 5 <u>災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関すること。</u>																																							
	衛生班	1 <u>被災地の感染症対策活動に関すること。</u> 2 <u>遺体の埋・火葬に関すること。</u> 3 <u>愛玩動物の収容対策に関すること。</u>																																							

頁	修正前			修正後			根拠		
	福祉部 (健康福祉部長)	庶務班           援護班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事 3 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事 4 更生資金の貸付に関する事 5 福祉施設の被害調査に関する事 6 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事 7 ボランティア活動センターの設置及びボランティアの受入れに関する事 8 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事 9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事 1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事 2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事 3 遺体収容(安置)所の管理に関する事 4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事 5 <u>避難者のうち要配慮者の支援に関する事。</u> 6 福祉避難所における避難者の支援に関する事 7 <u>感染症・食品衛生対策に関する事。</u> 8 その他要配慮者の支援に関する事	健康福祉部	福祉部           健康増進部	庶務班           援護班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事 3 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事 4 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事 5 更生資金の貸付に関する事 6 福祉施設の被害調査に関する事 7 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事 8 <u>災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの受入れに関する事。</u> 9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事 10 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事 2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事 3 遺体収容(安置)所の管理に関する事 4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事 5 福祉避難所における避難者の支援に関する事 6 その他要配慮者の支援に関する事 1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 2 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 1 <u>被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事。</u> 2 <u>感染症・食品衛生対策に関する事。</u> 3 <u>避難者のうち要配慮者の支援に関する事。</u> 4 <u>その他要配慮者の支援に関する事。</u>	被害状況等収集報告計画 避難計画 要配慮者対策計画 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画 保健福祉計画 災害ボランティア受入れ等 業務継続計画 受援計画           被害状況等収集報告計画 避難計画 医療助産計画 感染症対策・衛生計画 保健福祉計画 業務継続計画 受援計画	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
	物資部 (子ども未来部長)	庶務班 物資調達班	1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 1 <u>食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関する事。</u> 2 <u>応急炊き出しに関する事。</u> 3 <u>その他食糧に関する事。</u>	子ども未来部					
	環境部 (美化環境部長)	環境班      衛生班	1 <u>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</u> 2 <u>障害物の除去に関する事。</u> 3 <u>ごみの収集及び処理に関する事。</u> 4 <u>し尿の収集及び処理に関する事。</u> 5 <u>災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関する事。</u> 6 <u>環境保全に関する事。</u> 1 <u>被災地の感染症対策活動に関する事。</u> 2 <u>遺体の埋・火葬に関する事。</u> 3 <u>愛玩動物の収容対策に関する事。</u>	美化環境部					

頁	修正前			修正後			根拠														
	<p><b>土木・住宅技術部</b> <b>(みどり土木部長)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 300 519 842">庶務班</td> <td data-bbox="519 300 1166 842">           1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事            1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事            2 <b>防災</b>活動及び器材の整備に関する事            3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関する事            4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の            応急措置に関する事            5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に            関すること            6 現地における専門技術指導に関する事            7 ため池の危険防止に関する事            8 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地            を含むもの。)            9 農林関係の被害状況調査に関する事            10 緊急輸送路の点検、確保に関する事         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 519 968">住宅班</td> <td data-bbox="519 842 1166 968">           1 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅            の応急修理にかかる事務処理に関する事            2 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 968 519 1421">住宅活動班</td> <td data-bbox="519 968 1166 1421">           1 <b>住宅内に運び込まれた障害物の除去に関する事。</b>            2 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に            関すること            3 <b>防災</b>活動及び器材の整備に関する事            4 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に            関すること            5 地すべり等の応急措置に関する事。(主に            民地にかかるもの。)            6 現地における専門技術指導に関する事            7 宅地造成地区の危険防止に関する事            8 <b>野外収容施設の設置に関する事。</b>            9 建物の応急危険度判定に関する事         </td> </tr> </table>	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事 2 <b>防災</b> 活動及び器材の整備に関する事 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関する事 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の 応急措置に関する事 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に 関すること 6 現地における専門技術指導に関する事 7 ため池の危険防止に関する事 8 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地 を含むもの。) 9 農林関係の被害状況調査に関する事 10 緊急輸送路の点検、確保に関する事	住宅班	1 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅 の応急修理にかかる事務処理に関する事 2 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事	住宅活動班	1 <b>住宅内に運び込まれた障害物の除去に関する事。</b> 2 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に 関すること 3 <b>防災</b> 活動及び器材の整備に関する事 4 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に 関すること 5 地すべり等の応急措置に関する事。(主に 民地にかかるもの。) 6 現地における専門技術指導に関する事 7 宅地造成地区の危険防止に関する事 8 <b>野外収容施設の設置に関する事。</b> 9 建物の応急危険度判定に関する事	<p><b>都市政策部</b> <b>みどり土木部</b></p>	<p><b>都市政策部</b></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1611 300 1706 510">庶務班</td> <td data-bbox="1706 300 2368 510">           1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事            2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅            の応急修理にかかる事務処理に関する事            3 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事            4 <b>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び            支援に関する事。</b> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 510 1706 930">活動班</td> <td data-bbox="1706 510 2368 930">           1 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に            関すること            2 <b>水防等の応急対策</b>活動及び資器材の整備に            関すること            3 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に            関すること            4 地すべり等の応急措置に関する事。(主に民地            にかかるもの。)            5 現地における専門技術指導に関する事            6 宅地造成地区の危険防止に関する事            7 <b>宅地の危険度判定に関する事。</b>            8 建物の応急危険度判定に関する事         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 930 1706 1056">土木部</td> <td data-bbox="1706 930 2368 1056">           1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事            2 <b>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び            支援に関する事。</b> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1056 1706 1572">土木部</td> <td data-bbox="1706 1056 2368 1572">           1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事            2 <b>水防等の応急対策</b>活動及び資器材の整備に            関すること            3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に            関すること            4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の            応急措置に関する事            5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に            関すること            6 現地における専門技術指導に関する事            7 ため池の危険防止に関する事            8 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地            を含むもの。)            9 農林関係の被害状況調査に関する事            10 緊急輸送路の点検、確保に関する事         </td> </tr> </table>	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅 の応急修理にかかる事務処理に関する事 3 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事 4 <b>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び            支援に関する事。</b>	活動班	1 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に 関すること 2 <b>水防等の応急対策</b> 活動及び資器材の整備に 関すること 3 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に 関すること 4 地すべり等の応急措置に関する事。(主に民地 にかかるもの。) 5 現地における専門技術指導に関する事 6 宅地造成地区の危険防止に関する事 7 <b>宅地の危険度判定に関する事。</b> 8 建物の応急危険度判定に関する事	土木部	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 <b>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び            支援に関する事。</b>	土木部	1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事 2 <b>水防等の応急対策</b> 活動及び資器材の整備に 関すること 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に 関すること 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の 応急措置に関する事 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に 関すること 6 現地における専門技術指導に関する事 7 ため池の危険防止に関する事 8 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地 を含むもの。) 9 農林関係の被害状況調査に関する事 10 緊急輸送路の点検、確保に関する事	<p><b>被害状況等収集報告計画</b> <b>被災地宅地対策計画</b> <b>住宅対策計画</b> <b>要配慮者対策計画</b> <b>業務継続計画</b> <b>支援計画</b></p> <p><b>被害状況等収集報告計画</b> <b>障害物除去計画</b> <b>災害廃棄物等処理計画</b> <b>交通輸送計画</b> <b>業務継続計画</b> <b>支援計画</b></p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>
庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事 2 <b>防災</b> 活動及び器材の整備に関する事 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関する事 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の 応急措置に関する事 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に 関すること 6 現地における専門技術指導に関する事 7 ため池の危険防止に関する事 8 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地 を含むもの。) 9 農林関係の被害状況調査に関する事 10 緊急輸送路の点検、確保に関する事																				
住宅班	1 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅 の応急修理にかかる事務処理に関する事 2 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事																				
住宅活動班	1 <b>住宅内に運び込まれた障害物の除去に関する事。</b> 2 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に 関すること 3 <b>防災</b> 活動及び器材の整備に関する事 4 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に 関すること 5 地すべり等の応急措置に関する事。(主に 民地にかかるもの。) 6 現地における専門技術指導に関する事 7 宅地造成地区の危険防止に関する事 8 <b>野外収容施設の設置に関する事。</b> 9 建物の応急危険度判定に関する事																				
庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅 の応急修理にかかる事務処理に関する事 3 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事 4 <b>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び            支援に関する事。</b>																				
活動班	1 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に 関すること 2 <b>水防等の応急対策</b> 活動及び資器材の整備に 関すること 3 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に 関すること 4 地すべり等の応急措置に関する事。(主に民地 にかかるもの。) 5 現地における専門技術指導に関する事 6 宅地造成地区の危険防止に関する事 7 <b>宅地の危険度判定に関する事。</b> 8 建物の応急危険度判定に関する事																				
土木部	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 <b>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び            支援に関する事。</b>																				
土木部	1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事 2 <b>水防等の応急対策</b> 活動及び資器材の整備に 関すること 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に 関すること 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の 応急措置に関する事 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に 関すること 6 現地における専門技術指導に関する事 7 ため池の危険防止に関する事 8 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地 を含むもの。) 9 農林関係の被害状況調査に関する事 10 緊急輸送路の点検、確保に関する事																				

頁	修正前		修正後		根拠																								
	<p><u>上下水道部</u> (<u>上下水道局長</u>)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 300 519 516">庶務班</td> <td data-bbox="519 300 1166 516"> <ol style="list-style-type: none"> <li>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li><u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u></li> <li>近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。</li> <li><u>市民からの電話等の受付に関する事。</u></li> <li>その他、各班に属さない事柄に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 516 519 663">給水班</td> <td data-bbox="519 516 1166 663"> <ol style="list-style-type: none"> <li>応急給水活動に関する事。</li> <li>私設下水道施設の損壊等の措置に関する事。</li> <li>断水地域に対する広報活動に関する事。</li> <li>大口使用者への節水要請等に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 663 519 884">配水・工務班</td> <td data-bbox="519 663 1166 884"> <ol style="list-style-type: none"> <li>配水調整に関する事。</li> <li>多田浄水場との連絡調整 (<u>浄水班の事務を除く</u>) に関する事。</li> <li>配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>資材の調達 (<u>浄水班の事務を除く</u>) に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 884 519 1136">浄水班</td> <td data-bbox="519 884 1166 1136"> <ol style="list-style-type: none"> <li>水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>取水・浄水及び送水の調整に関する事。</li> <li><u>多田浄水場との連絡調整(受水施設に係るもの)に関する事。</u></li> <li><u>資材の調達(受水・浄水施設に係るもの)に関する事。</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1136 519 1304">下水活動班</td> <td data-bbox="519 1136 1166 1304"> <ol style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の損壊への応急措置に関する事。</li> <li>スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。</li> <li>その他、下水道施設に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1304 519 1455">雨水・汚水ポンプ場班</td> <td data-bbox="519 1304 1166 1455"> <ol style="list-style-type: none"> <li>ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。</li> <li>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li><u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u></li> <li>近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。</li> <li><u>市民からの電話等の受付に関する事。</u></li> <li>その他、各班に属さない事柄に関する事。</li> </ol>	給水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>応急給水活動に関する事。</li> <li>私設下水道施設の損壊等の措置に関する事。</li> <li>断水地域に対する広報活動に関する事。</li> <li>大口使用者への節水要請等に関する事。</li> </ol>	配水・工務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>配水調整に関する事。</li> <li>多田浄水場との連絡調整 (<u>浄水班の事務を除く</u>) に関する事。</li> <li>配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>資材の調達 (<u>浄水班の事務を除く</u>) に関する事。</li> </ol>	浄水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>取水・浄水及び送水の調整に関する事。</li> <li><u>多田浄水場との連絡調整(受水施設に係るもの)に関する事。</u></li> <li><u>資材の調達(受水・浄水施設に係るもの)に関する事。</u></li> </ol>	下水活動班	<ol style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の損壊への応急措置に関する事。</li> <li>スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。</li> <li>その他、下水道施設に関する事。</li> </ol>	雨水・汚水ポンプ場班	<ol style="list-style-type: none"> <li>ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。</li> <li>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</li> </ol>	<p><u>上下水道局</u></p>	<p><u>上下水道局</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 300 519 516">庶務班</td> <td data-bbox="519 300 1424 516"> <ol style="list-style-type: none"> <li>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。</li> <li><u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></li> <li>その他、各班に属さない事柄に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 516 519 957"><u>水道活動班</u></td> <td data-bbox="519 516 1424 957"> <ol style="list-style-type: none"> <li>応急給水活動に関する事。</li> <li>断水地域に対する広報活動に関する事。</li> <li>大口使用者への節水要請等に関する事。</li> <li>配水調整に関する事。</li> <li><u>県企業庁</u>多田浄水場との連絡調整に関する事。</li> <li>配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>資材の調達に関する事。</li> <li>水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>取水・浄水及び送水の調整に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 957 519 1220"><u>下水道活動班</u></td> <td data-bbox="519 957 1424 1220"> <ol style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の損壊への応急措置に関する事。</li> <li>スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。</li> <li>その他、下水道施設に関する事。</li> <li>ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。</li> <li>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。</li> <li><u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></li> <li>その他、各班に属さない事柄に関する事。</li> </ol>	<u>水道活動班</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>応急給水活動に関する事。</li> <li>断水地域に対する広報活動に関する事。</li> <li>大口使用者への節水要請等に関する事。</li> <li>配水調整に関する事。</li> <li><u>県企業庁</u>多田浄水場との連絡調整に関する事。</li> <li>配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>資材の調達に関する事。</li> <li>水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>取水・浄水及び送水の調整に関する事。</li> </ol>	<u>下水道活動班</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の損壊への応急措置に関する事。</li> <li>スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。</li> <li>その他、下水道施設に関する事。</li> <li>ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。</li> <li>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</li> </ol>	<p><u>消防本部</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 1220 519 1472">庶務班</td> <td data-bbox="519 1220 1424 1472"> <ol style="list-style-type: none"> <li>本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事。</li> <li>消防施設の被害調査に関する事。</li> <li>消防相互応援に関する事。</li> <li>ヘリコプターの支援要請に関する事。</li> <li><u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1472 519 1692">消防班</td> <td data-bbox="519 1472 1424 1692"> <ol style="list-style-type: none"> <li>水、火災の警戒、防御に関する事。</li> <li>地震情報の収集、伝達に関する事。</li> <li>消防資機材に関する事。</li> <li>人命救助、救急に関する事。</li> <li>避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事。</li> <li>消防施設の被害調査に関する事。</li> <li>消防相互応援に関する事。</li> <li>ヘリコプターの支援要請に関する事。</li> <li><u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></li> </ol>	消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>水、火災の警戒、防御に関する事。</li> <li>地震情報の収集、伝達に関する事。</li> <li>消防資機材に関する事。</li> <li>人命救助、救急に関する事。</li> <li>避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。</li> </ol>	<p><u>被害状況等収集報告計画</u> <u>給水計画</u> <u>水道施設応急対策計画</u> <u>下水道施設応急対策計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u></p> <p><u>応急活動計画</u> <u>地震情報収集伝達計画</u> <u>被害状況等収集報告計画</u> <u>消防活動計画</u> <u>避難計画</u> <u>救出・救急計画</u> <u>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</u> <u>交通輸送計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u></p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li><u>警察等関係機関との連絡調整に関する事。</u></li> <li>近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。</li> <li><u>市民からの電話等の受付に関する事。</u></li> <li>その他、各班に属さない事柄に関する事。</li> </ol>																												
給水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>応急給水活動に関する事。</li> <li>私設下水道施設の損壊等の措置に関する事。</li> <li>断水地域に対する広報活動に関する事。</li> <li>大口使用者への節水要請等に関する事。</li> </ol>																												
配水・工務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>配水調整に関する事。</li> <li>多田浄水場との連絡調整 (<u>浄水班の事務を除く</u>) に関する事。</li> <li>配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>資材の調達 (<u>浄水班の事務を除く</u>) に関する事。</li> </ol>																												
浄水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>取水・浄水及び送水の調整に関する事。</li> <li><u>多田浄水場との連絡調整(受水施設に係るもの)に関する事。</u></li> <li><u>資材の調達(受水・浄水施設に係るもの)に関する事。</u></li> </ol>																												
下水活動班	<ol style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の損壊への応急措置に関する事。</li> <li>スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。</li> <li>その他、下水道施設に関する事。</li> </ol>																												
雨水・汚水ポンプ場班	<ol style="list-style-type: none"> <li>ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。</li> <li>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</li> </ol>																												
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。</li> <li><u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></li> <li>その他、各班に属さない事柄に関する事。</li> </ol>																												
<u>水道活動班</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>応急給水活動に関する事。</li> <li>断水地域に対する広報活動に関する事。</li> <li>大口使用者への節水要請等に関する事。</li> <li>配水調整に関する事。</li> <li><u>県企業庁</u>多田浄水場との連絡調整に関する事。</li> <li>配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>資材の調達に関する事。</li> <li>水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>取水・浄水及び送水の調整に関する事。</li> </ol>																												
<u>下水道活動班</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の損壊への応急措置に関する事。</li> <li>スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。</li> <li>その他、下水道施設に関する事。</li> <li>ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。</li> <li>加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</li> </ol>																												
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事。</li> <li>消防施設の被害調査に関する事。</li> <li>消防相互応援に関する事。</li> <li>ヘリコプターの支援要請に関する事。</li> <li><u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></li> </ol>																												
消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>水、火災の警戒、防御に関する事。</li> <li>地震情報の収集、伝達に関する事。</li> <li>消防資機材に関する事。</li> <li>人命救助、救急に関する事。</li> <li>避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。</li> </ol>																												



頁	修正前			修正後			根拠			
	<p><u>医務部</u> <u>(経営企画部長)</u></p>	<p>庶務班 救護班 医薬班 待機班</p>	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 現地救護班との連絡調整に関する事 3 災害救助法に基づく医療及び助産にかかる事務処理に関する事。 1 負傷者、その他被救助者の応急医療に関する事 2 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案に関する事。 1 薬品の調達供給に関する事。 1 応援救護に関する事。</p>	<p><u>市立川西病院</u></p>	<p><u>市立川西病院</u></p>	<p>庶務班 救護班 医薬班 待機班</p>	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 現地救護班との連絡調整に関する事。 3 災害救助法に基づく医療及び助産にかかる事務処理に関する事。 <u>4 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u> 1 負傷者、その他被救助者の応急医療に関する事 2 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案に関する事。 1 薬品の調達供給に関する事。 1 応援救護に関する事。</p>	<p><u>救助・救急計画</u> <u>医療助産計画</u> <u>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u></p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>	
	<p><u>教育部</u> <u>(教育推進部長)</u></p>	<p>庶務班 指導班</p>	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 県教育委員会等関係機関への報告に関する事。 3 教育施設の使用に関する事。 4 部内の庶務に関する事。 5 災害救助法に基づく学用品の給与にかかる事務処理に関する事。 1 非常時における教育機関の運営その他指導に関する事。 2 教職員、児童生徒の被害調査に関する事。 3 災害救助法に基づき、学用品の給与を行う事。 (救援物資の配分を除く。)</p>	<p><u>教育推進部</u></p>	<p><u>教育委員会事務局</u> <u>・教育推進部</u> <u>・こども未来部</u></p>	<p>庶務班</p>	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 県教育委員会等関係機関への報告に関する事。 3 教育施設の使用に関する事。 4 部内の庶務に関する事。 <u>5 災害救助法に基づく救助のうち、避難所にかかる事務処理及び学用品の給与にかかる事務処理に関する事。</u> <u>6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</u></p>	<p><u>被害状況等収集報告計画</u> <u>避難計画</u> <u>要配慮者対策計画</u> <u>教育対策計画</u> <u>業務継続計画</u> <u>受援計画</u></p>		
	<p><u>応援部</u> <u>(市議会事務局長)</u></p>	<p>応援班</p>	<p>1 他部の応援に関する事。</p>	<p><u>市議会事務局</u> <u>教育推進部</u></p>	<p><u>地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置</u></p>	<p>地区対策班 各地区対策部 ・南 ・明峰 ・多田 ・緑台 ・清和台 ・けやき坂 ・東谷 ・北陵</p>	<p>1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関する事 2 各地区対策部の配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 4 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 5 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 6 部内各班との連絡調整に関する事。 7 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。 8 避難所の設営及び撤収に関する事。 9 避難者の誘導に関する事。 10 避難者の支援に関する事。 11 その他避難所に関する事。 1 非常時における教育機関の運営その他指導に関する事。 2 教職員、児童生徒の被害調査に関する事。 3 災害救助法に基づき、学用品の給与を行う事。 (救援物資の配分を除く。)</p>	<p><u>業務継続計画</u></p>		
					<p><u>市議会事務局</u></p>	<p>庶務班</p>	<p>1 <u>市議会による災害対策活動の補佐に関する事。</u> 2 <u>業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施に関する事。</u></p>	<p><u>業務継続計画</u></p>		

頁	修正前	修正後	根拠																																								
	<p>地区対策部所管地区一覧表</p> <table border="1" data-bbox="246 359 1374 1892"> <thead> <tr> <th>地区対策部名 (設置場所)</th> <th>町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南地区対策部 (川西南公民館)</td> <td>久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td><u>中央地区対策部</u> (<u>中央公民館</u>)</td> <td>小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、 寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、 満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、 滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、 火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部 (明峰公民館)</td> <td>滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、 萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、 西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、 南野坂1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部 (多田公民館)</td> <td>新田、矢問1丁目～3丁目、矢問東町、 西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。)、西多田2丁目、 多田院(清和台地区を除く。)、新田1丁目～3丁目、 多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、 多田院西2丁目(5番を除く。)、東多田、平野、 鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、 多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部 (緑台公民館)</td> <td>緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、 水明台1丁目～4丁目、清流台</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部 (清和台公民館)</td> <td>石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、 清和台西1丁目～5丁目、柳谷、 多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)</td> <td>芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目</td> </tr> <tr> <td>東谷地区対策部 (東谷公民館)</td> <td>見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、 東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、 山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、 笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、 東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、 大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、 国崎、黒川、横路</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部 (北陵公民館)</td> <td>美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区対策部の所管区域はそれの存在する市立中学校の校区又は市立小学校の校区とする。</p>	地区対策部名 (設置場所)	町名	南地区対策部 (川西南公民館)	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目	<u>中央地区対策部</u> ( <u>中央公民館</u> )	小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、 寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、 満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、 滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、 火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目	明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、 萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、 西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、 南野坂1丁目・2丁目	多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢問1丁目～3丁目、矢問東町、 西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。)、西多田2丁目、 多田院(清和台地区を除く。)、新田1丁目～3丁目、 多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、 多田院西2丁目(5番を除く。)、東多田、平野、 鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、 多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目	緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、 水明台1丁目～4丁目、清流台	清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、 清和台西1丁目～5丁目、柳谷、 多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番	けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目	東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、 東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、 山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、 笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、 東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、 大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、 国崎、黒川、横路	北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目	<p>地区対策班所管地区一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1457 359 2597 1892"> <thead> <tr> <th><u>名称</u> (設置場所)</th> <th>町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>地区対策班</u> (<u>川西市役所</u>)</td> <td>小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、 寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、 満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、 滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、 火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部 (川西南公民館)</td> <td>久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>明峰地区対策部 (明峰公民館)</td> <td>滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、 萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、 西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、 南野坂1丁目・2丁目</td> </tr> <tr> <td>多田地区対策部 (多田公民館)</td> <td>新田、矢問1丁目～3丁目、矢問東町、 西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。)、西多田2丁目、 多田院(清和台地区を除く。)、新田1丁目～3丁目、 多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、 多田院西2丁目(5番を除く。)、東多田、平野、 鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、 多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目</td> </tr> <tr> <td>緑台地区対策部 (緑台公民館)</td> <td>緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、 水明台1丁目～4丁目、清流台</td> </tr> <tr> <td>清和台地区対策部 (清和台公民館)</td> <td>石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、 清和台西1丁目～5丁目、柳谷、 多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番</td> </tr> <tr> <td>けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)</td> <td>芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目</td> </tr> <tr> <td>東谷地区対策部 (東谷公民館)</td> <td>見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、 東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、 山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、 笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、 東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、 大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、 国崎、黒川、横路</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部 (北陵公民館)</td> <td>美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区対策班の所管区域はそれの存在する市立中学校の校区又は市立小学校の校区とする。</p>	<u>名称</u> (設置場所)	町名	<u>地区対策班</u> ( <u>川西市役所</u> )	小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、 寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、 満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、 滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、 火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目	南地区対策部 (川西南公民館)	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目	明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、 萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、 西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、 南野坂1丁目・2丁目	多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢問1丁目～3丁目、矢問東町、 西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。)、西多田2丁目、 多田院(清和台地区を除く。)、新田1丁目～3丁目、 多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、 多田院西2丁目(5番を除く。)、東多田、平野、 鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、 多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目	緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、 水明台1丁目～4丁目、清流台	清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、 清和台西1丁目～5丁目、柳谷、 多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番	けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目	東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、 東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、 山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、 笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、 東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、 大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、 国崎、黒川、横路	北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>
地区対策部名 (設置場所)	町名																																										
南地区対策部 (川西南公民館)	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目																																										
<u>中央地区対策部</u> ( <u>中央公民館</u> )	小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、 寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、 満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、 滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、 火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目																																										
明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、 萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、 西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、 南野坂1丁目・2丁目																																										
多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢問1丁目～3丁目、矢問東町、 西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。)、西多田2丁目、 多田院(清和台地区を除く。)、新田1丁目～3丁目、 多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、 多田院西2丁目(5番を除く。)、東多田、平野、 鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、 多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目																																										
緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、 水明台1丁目～4丁目、清流台																																										
清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、 清和台西1丁目～5丁目、柳谷、 多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番																																										
けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目																																										
東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、 東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、 山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、 笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、 東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、 大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、 国崎、黒川、横路																																										
北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目																																										
<u>名称</u> (設置場所)	町名																																										
<u>地区対策班</u> ( <u>川西市役所</u> )	小花1丁目・2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、 寺畑1丁目・2丁目、栄根1丁目・2丁目1番～6番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目・2丁目、 満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、 滝山町(8番を除く。)、鶯の森町、萩原1丁目、 火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目																																										
南地区対策部 (川西南公民館)	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目 栄根2丁目7番以降、下加茂1丁目・2丁目																																										
明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町8番、萩原2丁目・3丁目、萩原台東1丁目・2丁目、 萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、 西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田1丁目1番・2番 錦松台、鶯台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、 南野坂1丁目・2丁目																																										
多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢問1丁目～3丁目、矢問東町、 西多田(明峰地区を除く。) 西多田1丁目(1番・2番を除く。)、西多田2丁目、 多田院(清和台地区を除く。)、新田1丁目～3丁目、 多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、 多田院西2丁目(5番を除く。)、東多田、平野、 鼓が滝1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、 多田桜木1丁目・2丁目、平野1丁目～3丁目																																										
緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、 水明台1丁目～4丁目、清流台																																										
清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東1丁目～5丁目、 清和台西1丁目～5丁目、柳谷、 多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番																																										
けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂1丁目～5丁目																																										
東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、 東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、 山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、 笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、 東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、 大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、 国崎、黒川、横路																																										
北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目																																										

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
59	〔資料 - 6〕 備蓄水防器具及び資材（主なもの） 平成29年4月1日現在	〔資料 - 6〕 備蓄水防器具及び資材（主なもの） 平成30年4月1日現在	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">品名</th> <th colspan="2">倉庫名等</th> <th rowspan="3">北部処理センター (丸山台3丁目)</th> <th colspan="2">加茂水防倉庫 (加茂6丁目)</th> <th rowspan="3">中部水防倉庫 (多田院1丁目)</th> <th rowspan="3">北部水防倉庫 (見野2丁目)</th> <th rowspan="3">川西市水防センター (出在家町)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">管理担当部</th> <th rowspan="2">みどり土木部</th> <th rowspan="2">消防本部南消防署</th> <th rowspan="2">市民生活部</th> <th rowspan="2">消防本部北消防署</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>総務部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロープ(9mm)</td> <td>巻</td> <td></td> <td>1(9mm)</td> <td>1(9mm)</td> <td>1(6mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラロープ(9mm)</td> <td>200m</td> <td>巻</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m</td> <td>巻</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50m</td> <td>巻</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>スコップ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>42</td> <td>14</td> <td>26</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>掛矢</td> <td>丁</td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ノコギリ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>5</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ナタ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カマ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>11</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">縄</td> <td>100m</td> <td>巻</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80m</td> <td>巻</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50m</td> <td>巻</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄線</td> <td>kg</td> <td></td> <td>22</td> <td></td> <td>10</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭</td> <td>本</td> <td></td> <td>中70</td> <td></td> <td>大30 小20</td> <td>大8 中17</td> <td>中11</td> <td>中51</td> </tr> <tr> <td>パンセンキリ</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ツルハシ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>土のう袋</td> <td>枚</td> <td></td> <td>200</td> <td></td> <td>400</td> <td>900</td> <td>600</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>トビ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>15</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>針金</td> <td>kg</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中ポンプ</td> <td>エンジン付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>電気式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>カラーコーン</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>一輪車</td> <td>台</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>シノ</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ビニールシート</td> <td>枚</td> <td></td> <td>430</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>バリケード</td> <td>台</td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パール(大)</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パール(小)</td> <td>丁</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンマー</td> <td>個</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄ハンマー</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行止看板</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>個</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>10</td> <td>20</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>発動発電機</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>灯光器(三脚付)</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	倉庫名等		北部処理センター (丸山台3丁目)	加茂水防倉庫 (加茂6丁目)		中部水防倉庫 (多田院1丁目)	北部水防倉庫 (見野2丁目)	川西市水防センター (出在家町)	管理担当部		みどり土木部	消防本部南消防署	市民生活部	消防本部北消防署	単位	総務部	ロープ(9mm)	巻		1(9mm)	1(9mm)	1(6mm)				トラロープ(9mm)	200m	巻							100m	巻	1	1	1				50m	巻	3			1	1	1	スコップ	丁		42	14	26	10	9	17	掛矢	丁		6	2	9	5	5	4	ノコギリ	丁		9		5	9	6	5	ナタ	丁		7		8	4	2		カマ	丁		14		11	4			縄	100m	巻			2				80m	巻				6			50m	巻					1		鉄線	kg		22		10	5			杭	本		中70		大30 小20	大8 中17	中11	中51	パンセンキリ	丁				2	2		3	ツルハシ	丁		10		5	4	6	3	土のう袋	枚		200		400	900	600	4,700	トビ	丁		15		3		45		ヘルメット	個					25	5		針金	kg		10		4				水中ポンプ	エンジン付					2		4	電気式							2	カラーコーン	個				22	5	10	29	一輪車	台		6		3	2		8	シノ	丁				2			3	ビニールシート	枚		430			5		30	バリケード	台		4	5	10	10			パール(大)	丁				2				パール(小)	丁		2		2				ハンマー	個		9						鉄ハンマー	個				1				通行止看板	枚				2				懐中電灯	個		5		10	20		10	発動発電機	台							5	灯光器(三脚付)	台								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">品名</th> <th colspan="2">倉庫名等</th> <th rowspan="3">北部処理センター (丸山台3丁目)</th> <th colspan="2">加茂水防倉庫 (加茂6丁目)</th> <th rowspan="3">中部水防倉庫 (多田院1丁目)</th> <th rowspan="3">北部水防倉庫 (見野2丁目)</th> <th rowspan="3">川西市水防センター (出在家町)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">管理担当部</th> <th rowspan="2">みどり土木部</th> <th rowspan="2">消防本部南消防署</th> <th rowspan="2">市民生活部</th> <th rowspan="2">消防本部北消防署</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>総務部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロープ(9mm)</td> <td>巻</td> <td></td> <td>1(9mm)</td> <td>1(9mm)</td> <td>1(6mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラロープ(9mm)</td> <td>200m</td> <td>巻</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m</td> <td>巻</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50m</td> <td>巻</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>スコップ</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td>59</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>掛矢</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ノコギリ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>5</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ナタ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カマ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>11</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">縄</td> <td>100m</td> <td>巻</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80m</td> <td>巻</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50m</td> <td>巻</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄線</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大30 中70 小20</td> <td>大8 中17</td> <td>中11</td> <td>中51</td> </tr> <tr> <td>パンセンキリ</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ツルハシ</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>土のう袋</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>950</td> <td>900</td> <td>600</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>トビ</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>17</td> <td></td> <td>45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>針金</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中ポンプ</td> <td>エンジン付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>電気式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>カラーコーン</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>一輪車</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>シノ</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ビニールシート</td> <td>枚</td> <td></td> <td>430</td> <td></td> <td>18</td> <td>5</td> <td></td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>バリケード</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パール(大)</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パール(小)</td> <td>丁</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンマー</td> <td>個</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄ハンマー</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行止看板</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>個</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>10</td> <td>20</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>発動発電機</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>灯光器(三脚付)</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペール缶</td> <td>缶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木杭</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>156</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	倉庫名等		北部処理センター (丸山台3丁目)	加茂水防倉庫 (加茂6丁目)		中部水防倉庫 (多田院1丁目)	北部水防倉庫 (見野2丁目)	川西市水防センター (出在家町)	管理担当部		みどり土木部	消防本部南消防署	市民生活部	消防本部北消防署	単位	総務部	ロープ(9mm)	巻		1(9mm)	1(9mm)	1(6mm)				トラロープ(9mm)	200m	巻							100m	巻	1	1	1				50m	巻	3				1	1	スコップ	丁			14	59	10	9	17	掛矢	丁			2	14	5	5	4	ノコギリ	丁		9		5	9	6	5	ナタ	丁		7		8	4	2		カマ	丁		14		11	4			縄	100m	巻			2				80m	巻				6			50m	巻					1		鉄線	kg				10	5			杭	本				大30 中70 小20	大8 中17	中11	中51	パンセンキリ	丁				2	2		3	ツルハシ	丁				15	4	6	3	土のう袋	枚				950	900	600	4,700	トビ	丁				17		45		ヘルメット	個					25	5		針金	kg				4				水中ポンプ	エンジン付					2		4	電気式							2	カラーコーン	個				22	5	10	29	一輪車	台				9	2		8	シノ	丁				2			3	ビニールシート	枚		430		18	5		72	バリケード	台			5	10	10			パール(大)	丁				2				パール(小)	丁		2		2				ハンマー	個		9						鉄ハンマー	個				1				通行止看板	枚				4				懐中電灯	個		5		10	20		10	発動発電機	台							5	灯光器(三脚付)	台								ペール缶	缶				9				木杭	本				156			
品名	倉庫名等		北部処理センター (丸山台3丁目)	加茂水防倉庫 (加茂6丁目)		中部水防倉庫 (多田院1丁目)	北部水防倉庫 (見野2丁目)				川西市水防センター (出在家町)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	管理担当部			みどり土木部								消防本部南消防署	市民生活部	消防本部北消防署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	単位	総務部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ロープ(9mm)	巻		1(9mm)	1(9mm)	1(6mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
トラロープ(9mm)	200m	巻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	100m	巻	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	50m	巻	3			1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
スコップ	丁		42	14	26	10	9	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
掛矢	丁		6	2	9	5	5	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ノコギリ	丁		9		5	9	6	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ナタ	丁		7		8	4	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
カマ	丁		14		11	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
縄	100m	巻			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	80m	巻				6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	50m	巻					1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄線	kg		22		10	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
杭	本		中70		大30 小20	大8 中17	中11	中51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
パンセンキリ	丁				2	2		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ツルハシ	丁		10		5	4	6	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
土のう袋	枚		200		400	900	600	4,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
トビ	丁		15		3		45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ヘルメット	個					25	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
針金	kg		10		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
水中ポンプ	エンジン付					2		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	電気式							2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
カラーコーン	個				22	5	10	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
一輪車	台		6		3	2		8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
シノ	丁				2			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ビニールシート	枚		430			5		30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
バリケード	台		4	5	10	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
パール(大)	丁				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
パール(小)	丁		2		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ハンマー	個		9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉄ハンマー	個				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
通行止看板	枚				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
懐中電灯	個		5		10	20		10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
発動発電機	台							5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
灯光器(三脚付)	台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
品名	倉庫名等		北部処理センター (丸山台3丁目)	加茂水防倉庫 (加茂6丁目)		中部水防倉庫 (多田院1丁目)	北部水防倉庫 (見野2丁目)	川西市水防センター (出在家町)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	管理担当部			みどり土木部	消防本部南消防署				市民生活部	消防本部北消防署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	単位	総務部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ロープ(9mm)	巻		1(9mm)	1(9mm)	1(6mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
トラロープ(9mm)	200m	巻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	100m	巻	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	50m	巻	3				1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
スコップ	丁			14	59	10	9	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
掛矢	丁			2	14	5	5	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ノコギリ	丁		9		5	9	6	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ナタ	丁		7		8	4	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
カマ	丁		14		11	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
縄	100m	巻			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	80m	巻				6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	50m	巻					1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄線	kg				10	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
杭	本				大30 中70 小20	大8 中17	中11	中51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
パンセンキリ	丁				2	2		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ツルハシ	丁				15	4	6	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
土のう袋	枚				950	900	600	4,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
トビ	丁				17		45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ヘルメット	個					25	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
針金	kg				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
水中ポンプ	エンジン付					2		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	電気式							2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
カラーコーン	個				22	5	10	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
一輪車	台				9	2		8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
シノ	丁				2			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ビニールシート	枚		430		18	5		72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
バリケード	台			5	10	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
パール(大)	丁				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
パール(小)	丁		2		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ハンマー	個		9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉄ハンマー	個				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
通行止看板	枚				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
懐中電灯	個		5		10	20		10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
発動発電機	台							5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
灯光器(三脚付)	台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ペール缶	缶				9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
木杭	本				156																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

頁	修正前	修正後	根拠
60 1 62	<p>[資料 7]</p> <p>指定避難所及び指定緊急避難場所（平成29年4月現在） （以下、省略）</p>	<p>[資料 7]</p> <p>指定避難所及び指定緊急避難場所（平成30年4月現在） （以下、省略 修正内容は「資料2-1」のとおり）</p>	時点修正
64	<p>[資料 - 9]</p> <p>川西市水防協議会条例</p> <p>（昭和61年4月1日 条例第13号）</p> <p>（設置等）</p> <p>第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項の規定に基づき、川西市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、水防法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（会長の職務等）</p> <p>第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（任期）</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>（会議）</p> <p>第4条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>（幹事）</p> <p>第5条 協議会に幹事若干人を置き、会長が任命する。</p> <p>2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成12年3月29日条例第1号抄）</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p>[資料 - 9]</p> <p>川西市防災会議条例</p> <p>〔昭和38年5月27日〕 〔条例第17号〕</p> <p>改正 昭和42年 3月28日 条例第1号 平成11年 3月31日 条例第1号 昭和42年 6月 1日 第24号 平成12年 3月29日 第1号 昭和47年 3月31日 第9号 平成14年 3月28日 第1号 昭和47年 5月25日 第22号 平成15年12月25日 第22号 昭和49年10月11日 第46号 平成20年 3月27日 第2号 平成 4年 3月31日 第2号 平成24年12月28日 第29号 平成 9年 3月28日 第1号 <u>平成29年 9月26日 第27号</u> 平成 9年 3月28日 第5号</p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、川西市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 川西市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。</p> <p>(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p>(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>(4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。</p> <p>(5) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</p> <p>（会長及び委員）</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>川西市防災会議条例改正に伴う修正</p> <p>（水防協議会条例を廃止し防災会議と統合したため）</p>

頁	修正前	修正後	根拠
		<p>5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>(2) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>(3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者</p> <p>(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>(5) 教育長</p> <p>(6) 消防長及び消防団長</p> <p>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>6 前項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>7 前項の委員は再任されることができる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。</p> <p>(幹事)</p> <p>第5条 防災会議に幹事を置く。</p> <p>2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。</p> <p>3 幹事は防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 防災会議の庶務は、総務部危機管理室において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。</p> <p>(省略)</p> <p><u>付 則(平成29年9月25日条例第53号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(川西市水防協議会の廃止)</u></p> <p><u>2 川西市水防協議会条例(昭和61年4月1日条例第13号)は、廃止する。</u></p> <p><u>(川西市水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)</u></p> <p><u>3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の川西市水防協議会条例第3条の任期を有している委員は、同条の規定にかかわらず、その時においてその職を失うものとする。</u></p>	<p>川西市防災会議条例改正に伴う修正</p> <p>(水防協議会と防災会議を統合したため)</p>

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																																						
65	<p>川西市水防協議会委員</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="225 380 1317 1927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会長</td><td>川西市長</td><td>大塩民生</td></tr> <tr><td>委員</td><td>川西市副市長</td><td>菅原康雄</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市副市長</td><td>本莊重弘</td></tr> <tr><td>"</td><td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長</td><td>山口崇</td></tr> <tr><td>"</td><td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長</td><td>向居忠昭</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県川西警察署長</td><td>山本勝也</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長</td><td>服部洋平</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所副所長</td><td>八木敏子</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長</td><td>秋山大</td></tr> <tr><td>"</td><td>関西電力株式会社神戸支社統括部長</td><td>雪山成人</td></tr> <tr><td>"</td><td>大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部建設チームマネジャー</td><td>三谷晴久</td></tr> <tr><td>"</td><td>一般社団法人川西市医師会長</td><td>藤末洋</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団長</td><td>安満真哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育長</td><td>牛尾巧</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道事業管理者</td><td>小田秀平</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市病院事業管理者</td><td>姫野誠一</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総合政策部長</td><td>松木茂弘</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総務部長</td><td>大森直之</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市市民生活部長</td><td>大屋敷信彦</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市健康福祉部長</td><td>根津倫哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市都市政策部長</td><td>松浦純</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市みどり土木部長</td><td>酒本恭聖</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市美化環境部長</td><td>米田勝也</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市会計管理者</td><td>金南秀樹</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市こども未来部長</td><td>中塚一司</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防長</td><td>矢内光彦</td></tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	会長	川西市長	大塩民生	委員	川西市副市長	菅原康雄	"	川西市副市長	本莊重弘	"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇	"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	向居忠昭	"	兵庫県川西警察署長	山本勝也	"	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	服部洋平	"	兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所副所長	八木敏子	"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大	"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人	"	大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部建設チームマネジャー	三谷晴久	"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋	"	川西市消防団長	安満真哉	"	川西市教育長	牛尾巧	"	川西市上下水道事業管理者	小田秀平	"	川西市病院事業管理者	姫野誠一	"	川西市総合政策部長	松木茂弘	"	川西市総務部長	大森直之	"	川西市市民生活部長	大屋敷信彦	"	川西市健康福祉部長	根津倫哉	"	川西市都市政策部長	松浦純	"	川西市みどり土木部長	酒本恭聖	"	川西市美化環境部長	米田勝也	"	川西市会計管理者	金南秀樹	"	川西市こども未来部長	中塚一司	"	川西市消防長	矢内光彦	<p>川西市防災会議委員</p> <p style="text-align: right;">平成30年5月18日現在</p> <table border="1" data-bbox="1495 394 2534 1780"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会長</td><td>川西市長</td><td>大塩民生</td></tr> <tr><td>委員</td><td>川西市副市長</td><td>菅原康雄</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市副市長</td><td>小田秀平</td></tr> <tr><td>"</td><td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長</td><td>山口崇</td></tr> <tr><td>"</td><td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長</td><td>浜田真二</td></tr> <tr><td>"</td><td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長</td><td>後藤浩一</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県川西警察署長</td><td>石田充</td></tr> <tr><td>"</td><td>兵庫県阪神北県民局長</td><td>藪本訓弘</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長</td><td>秋山大</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急バス株式会社自動車事業部長</td><td>野津俊明</td></tr> <tr><td>"</td><td>西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長</td><td>前田博</td></tr> <tr><td>"</td><td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td><td>油布篤</td></tr> <tr><td>"</td><td>能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長</td><td>西中哲郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>日本通運株式会社阪神支店長</td><td>諏訪光則</td></tr> <tr><td>"</td><td>関西電力株式会社神戸支社統括部長</td><td>雪山成人</td></tr> <tr><td>"</td><td>大阪ガス株式会社導管事業部</td><td>三谷晴久</td></tr> <tr><td>"</td><td>一般社団法人川西市医師会長</td><td>藤末洋</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防団長</td><td>安満真哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市社会福祉協議会会長</td><td>安田末廣</td></tr> <tr><td>"</td><td>ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)</td><td>岡村陽子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市男女共同参画審議会</td><td>山田静子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市障害者団体連合会会長</td><td>神村治子</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市自主防災組織連絡協議会会長</td><td>松山幸一郎</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育長</td><td>石田剛</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道事業管理者</td><td>米田勝也</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市病院事業管理者</td><td>姫野誠一</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総合政策部長</td><td>松木茂弘</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市総務部長</td><td>大森直之</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市市民環境部長</td><td>石田有司</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市福祉部長</td><td>根津倫哉</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市健康増進部長</td><td>荒崎成治</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市都市政策部長</td><td>松浦純</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市土木部長</td><td>酒本恭聖</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市こども未来部長</td><td>中塚一司</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市教育推進部長</td><td>若生雅史</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市上下水道局長</td><td>井内有吾</td></tr> <tr><td>"</td><td>市立川西病院経営企画部長</td><td>清水操</td></tr> <tr><td>"</td><td>川西市消防長</td><td>矢内光彦</td></tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	会長	川西市長	大塩民生	委員	川西市副市長	菅原康雄	"	川西市副市長	小田秀平	"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇	"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田真二	"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤浩一	"	兵庫県川西警察署長	石田充	"	兵庫県阪神北県民局長	藪本訓弘	"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大	"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明	"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博	"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤	"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎	"	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪光則	"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人	"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久	"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋	"	川西市消防団長	安満真哉	"	川西市社会福祉協議会会長	安田末廣	"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村陽子	"	川西市男女共同参画審議会	山田静子	"	川西市障害者団体連合会会長	神村治子	"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山幸一郎	"	川西市教育長	石田剛	"	川西市上下水道事業管理者	米田勝也	"	川西市病院事業管理者	姫野誠一	"	川西市総合政策部長	松木茂弘	"	川西市総務部長	大森直之	"	川西市市民環境部長	石田有司	"	川西市福祉部長	根津倫哉	"	川西市健康増進部長	荒崎成治	"	川西市都市政策部長	松浦純	"	川西市土木部長	酒本恭聖	"	川西市こども未来部長	中塚一司	"	川西市教育推進部長	若生雅史	"	川西市上下水道局長	井内有吾	"	市立川西病院経営企画部長	清水操	"	川西市消防長	矢内光彦	<p>川西市防災会議条例改正に伴う修正</p> <p>(水防協議会と防災会議を統合したため)</p>
区分	職名	氏名																																																																																																																																																																																																							
会長	川西市長	大塩民生																																																																																																																																																																																																							
委員	川西市副市長	菅原康雄																																																																																																																																																																																																							
"	川西市副市長	本莊重弘																																																																																																																																																																																																							
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇																																																																																																																																																																																																							
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	向居忠昭																																																																																																																																																																																																							
"	兵庫県川西警察署長	山本勝也																																																																																																																																																																																																							
"	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	服部洋平																																																																																																																																																																																																							
"	兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所副所長	八木敏子																																																																																																																																																																																																							
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大																																																																																																																																																																																																							
"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人																																																																																																																																																																																																							
"	大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部建設チームマネジャー	三谷晴久																																																																																																																																																																																																							
"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋																																																																																																																																																																																																							
"	川西市消防団長	安満真哉																																																																																																																																																																																																							
"	川西市教育長	牛尾巧																																																																																																																																																																																																							
"	川西市上下水道事業管理者	小田秀平																																																																																																																																																																																																							
"	川西市病院事業管理者	姫野誠一																																																																																																																																																																																																							
"	川西市総合政策部長	松木茂弘																																																																																																																																																																																																							
"	川西市総務部長	大森直之																																																																																																																																																																																																							
"	川西市市民生活部長	大屋敷信彦																																																																																																																																																																																																							
"	川西市健康福祉部長	根津倫哉																																																																																																																																																																																																							
"	川西市都市政策部長	松浦純																																																																																																																																																																																																							
"	川西市みどり土木部長	酒本恭聖																																																																																																																																																																																																							
"	川西市美化環境部長	米田勝也																																																																																																																																																																																																							
"	川西市会計管理者	金南秀樹																																																																																																																																																																																																							
"	川西市こども未来部長	中塚一司																																																																																																																																																																																																							
"	川西市消防長	矢内光彦																																																																																																																																																																																																							
区分	職名	氏名																																																																																																																																																																																																							
会長	川西市長	大塩民生																																																																																																																																																																																																							
委員	川西市副市長	菅原康雄																																																																																																																																																																																																							
"	川西市副市長	小田秀平																																																																																																																																																																																																							
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇																																																																																																																																																																																																							
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田真二																																																																																																																																																																																																							
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤浩一																																																																																																																																																																																																							
"	兵庫県川西警察署長	石田充																																																																																																																																																																																																							
"	兵庫県阪神北県民局長	藪本訓弘																																																																																																																																																																																																							
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大																																																																																																																																																																																																							
"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明																																																																																																																																																																																																							
"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博																																																																																																																																																																																																							
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤																																																																																																																																																																																																							
"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎																																																																																																																																																																																																							
"	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪光則																																																																																																																																																																																																							
"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人																																																																																																																																																																																																							
"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久																																																																																																																																																																																																							
"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋																																																																																																																																																																																																							
"	川西市消防団長	安満真哉																																																																																																																																																																																																							
"	川西市社会福祉協議会会長	安田末廣																																																																																																																																																																																																							
"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村陽子																																																																																																																																																																																																							
"	川西市男女共同参画審議会	山田静子																																																																																																																																																																																																							
"	川西市障害者団体連合会会長	神村治子																																																																																																																																																																																																							
"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山幸一郎																																																																																																																																																																																																							
"	川西市教育長	石田剛																																																																																																																																																																																																							
"	川西市上下水道事業管理者	米田勝也																																																																																																																																																																																																							
"	川西市病院事業管理者	姫野誠一																																																																																																																																																																																																							
"	川西市総合政策部長	松木茂弘																																																																																																																																																																																																							
"	川西市総務部長	大森直之																																																																																																																																																																																																							
"	川西市市民環境部長	石田有司																																																																																																																																																																																																							
"	川西市福祉部長	根津倫哉																																																																																																																																																																																																							
"	川西市健康増進部長	荒崎成治																																																																																																																																																																																																							
"	川西市都市政策部長	松浦純																																																																																																																																																																																																							
"	川西市土木部長	酒本恭聖																																																																																																																																																																																																							
"	川西市こども未来部長	中塚一司																																																																																																																																																																																																							
"	川西市教育推進部長	若生雅史																																																																																																																																																																																																							
"	川西市上下水道局長	井内有吾																																																																																																																																																																																																							
"	市立川西病院経営企画部長	清水操																																																																																																																																																																																																							
"	川西市消防長	矢内光彦																																																																																																																																																																																																							

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																					
	(新規)	<p>川西市防災会議幹事</p> <table border="1" data-bbox="1492 317 2531 1703"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会長</td><td>川西市長</td><td>大塩民生</td></tr> <tr><td>委員</td><td>川西市副市長</td><td>菅原康雄</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市副市長</td><td>小田秀平</td></tr> <tr><td>〃</td><td>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長</td><td>山口崇</td></tr> <tr><td>〃</td><td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長</td><td>浜田真二</td></tr> <tr><td>〃</td><td>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長</td><td>後藤浩一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>兵庫県川西警察署長</td><td>石田充</td></tr> <tr><td>〃</td><td>兵庫県阪神北県民局長</td><td>藪本訓弘</td></tr> <tr><td>〃</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長</td><td>秋山大</td></tr> <tr><td>〃</td><td>阪急バス株式会社自動車事業部長</td><td>野津俊明</td></tr> <tr><td>〃</td><td>西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長</td><td>前田博</td></tr> <tr><td>〃</td><td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td><td>油布篤</td></tr> <tr><td>〃</td><td>能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長</td><td>西中哲郎</td></tr> <tr><td>〃</td><td>日本通運株式会社阪神支店長</td><td>諏訪光則</td></tr> <tr><td>〃</td><td>関西電力株式会社神戸支社統括部長</td><td>雪山成人</td></tr> <tr><td>〃</td><td>大阪ガス株式会社導管事業部</td><td>三谷晴久</td></tr> <tr><td>〃</td><td>一般社団法人川西市医師会長</td><td>藤末洋</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市消防団長</td><td>安満真哉</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市社会福祉協議会会長</td><td>安田末廣</td></tr> <tr><td>〃</td><td>ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)</td><td>岡村陽子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市男女共同参画審議会</td><td>山田静子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市障害者団体連合会会長</td><td>神村治子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市自主防災組織連絡協議会会長</td><td>松山幸一郎</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市教育長</td><td>石田剛</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市上下水道事業管理者</td><td>米田勝也</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市病院事業管理者</td><td>姫野誠一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市総合政策部長</td><td>松木茂弘</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市総務部長</td><td>大森直之</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市市民環境部長</td><td>石田有司</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市福祉部長</td><td>根津倫哉</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市健康増進部長</td><td>荒崎成治</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市都市政策部長</td><td>松浦純</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市土木部長</td><td>酒本恭聖</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市こども未来部長</td><td>中塚一司</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市教育推進部長</td><td>若生雅史</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市上下水道局長</td><td>井内有吾</td></tr> <tr><td>〃</td><td>市立川西病院経営企画部長</td><td>清水操</td></tr> <tr><td>〃</td><td>川西市消防長</td><td>矢内光彦</td></tr> </tbody> </table>	区分	職名	氏名	会長	川西市長	大塩民生	委員	川西市副市長	菅原康雄	〃	川西市副市長	小田秀平	〃	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇	〃	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田真二	〃	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤浩一	〃	兵庫県川西警察署長	石田充	〃	兵庫県阪神北県民局長	藪本訓弘	〃	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大	〃	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明	〃	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博	〃	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤	〃	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎	〃	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪光則	〃	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人	〃	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久	〃	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋	〃	川西市消防団長	安満真哉	〃	川西市社会福祉協議会会長	安田末廣	〃	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村陽子	〃	川西市男女共同参画審議会	山田静子	〃	川西市障害者団体連合会会長	神村治子	〃	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山幸一郎	〃	川西市教育長	石田剛	〃	川西市上下水道事業管理者	米田勝也	〃	川西市病院事業管理者	姫野誠一	〃	川西市総合政策部長	松木茂弘	〃	川西市総務部長	大森直之	〃	川西市市民環境部長	石田有司	〃	川西市福祉部長	根津倫哉	〃	川西市健康増進部長	荒崎成治	〃	川西市都市政策部長	松浦純	〃	川西市土木部長	酒本恭聖	〃	川西市こども未来部長	中塚一司	〃	川西市教育推進部長	若生雅史	〃	川西市上下水道局長	井内有吾	〃	市立川西病院経営企画部長	清水操	〃	川西市消防長	矢内光彦	<p>川西市防災会議条例改正に伴う修正</p> <p>(水防協議会と防災会議を統合したため)</p>
区分	職名	氏名																																																																																																																						
会長	川西市長	大塩民生																																																																																																																						
委員	川西市副市長	菅原康雄																																																																																																																						
〃	川西市副市長	小田秀平																																																																																																																						
〃	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇																																																																																																																						
〃	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田真二																																																																																																																						
〃	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤浩一																																																																																																																						
〃	兵庫県川西警察署長	石田充																																																																																																																						
〃	兵庫県阪神北県民局長	藪本訓弘																																																																																																																						
〃	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大																																																																																																																						
〃	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明																																																																																																																						
〃	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博																																																																																																																						
〃	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤																																																																																																																						
〃	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎																																																																																																																						
〃	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪光則																																																																																																																						
〃	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人																																																																																																																						
〃	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久																																																																																																																						
〃	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋																																																																																																																						
〃	川西市消防団長	安満真哉																																																																																																																						
〃	川西市社会福祉協議会会長	安田末廣																																																																																																																						
〃	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村陽子																																																																																																																						
〃	川西市男女共同参画審議会	山田静子																																																																																																																						
〃	川西市障害者団体連合会会長	神村治子																																																																																																																						
〃	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山幸一郎																																																																																																																						
〃	川西市教育長	石田剛																																																																																																																						
〃	川西市上下水道事業管理者	米田勝也																																																																																																																						
〃	川西市病院事業管理者	姫野誠一																																																																																																																						
〃	川西市総合政策部長	松木茂弘																																																																																																																						
〃	川西市総務部長	大森直之																																																																																																																						
〃	川西市市民環境部長	石田有司																																																																																																																						
〃	川西市福祉部長	根津倫哉																																																																																																																						
〃	川西市健康増進部長	荒崎成治																																																																																																																						
〃	川西市都市政策部長	松浦純																																																																																																																						
〃	川西市土木部長	酒本恭聖																																																																																																																						
〃	川西市こども未来部長	中塚一司																																																																																																																						
〃	川西市教育推進部長	若生雅史																																																																																																																						
〃	川西市上下水道局長	井内有吾																																																																																																																						
〃	市立川西病院経営企画部長	清水操																																																																																																																						
〃	川西市消防長	矢内光彦																																																																																																																						

頁	修正前	修正後	根拠
66 7 82	<p data-bbox="261 254 433 281">〔資料 - 10〕</p> <p data-bbox="246 321 819 394">水防法 (昭和二十四年六月四日法律第九十三号)</p> <p data-bbox="753 432 1332 459">最終改正：平成二七年五月二〇日法律第二二号</p> <p data-bbox="261 516 412 543">以下、省略</p>	<p data-bbox="1418 254 1590 281">〔資料 - 10〕</p> <p data-bbox="1403 321 1976 394">水防法 (昭和二十四年六月四日法律第九十三号)</p> <p data-bbox="2006 432 2644 459">最終改正：<a href="#">平成二十九年六月十九日法律第三十一号</a></p> <p data-bbox="1418 516 1570 543">以下、省略</p>	<p data-bbox="2668 254 2819 327">水防法改正 に伴う修正</p>



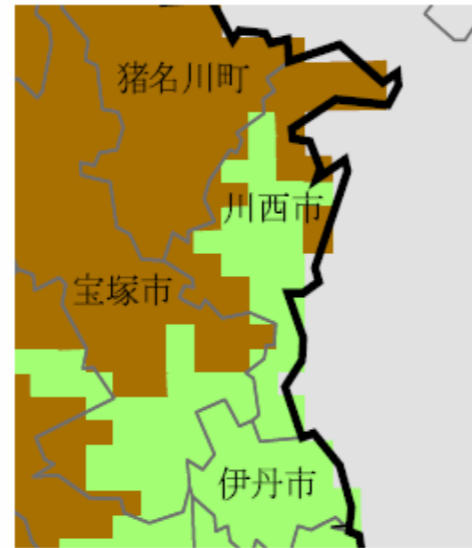
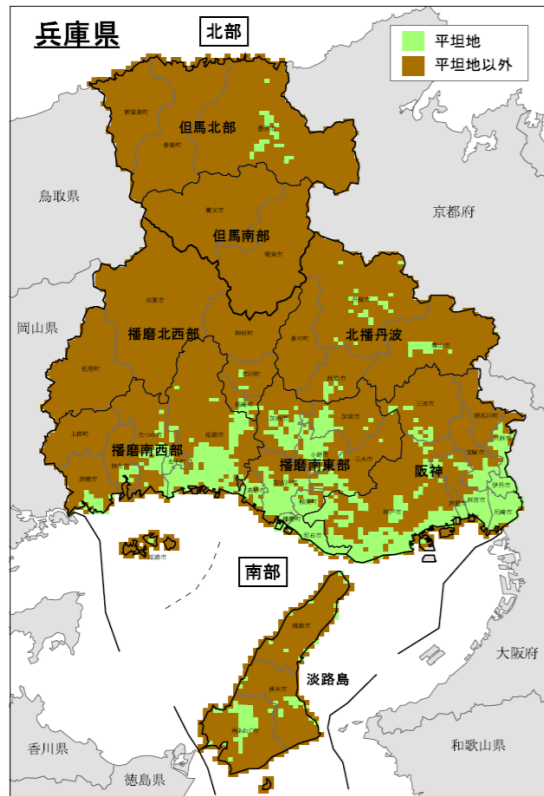
頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
83	<p>[資料 - 11] 水防活動に利用する気象警報・注意報の種類及び発表基準等</p> <p>1 大雨警報基準(浸水・地面)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">一次細分区域</th> <th rowspan="3">二次細分区域</th> <th rowspan="3">市町名</th> <th colspan="4">雨量(ミリ)</th> <th rowspan="3">土壌雨量指数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平坦地</th> <th colspan="2">平坦地以外</th> </tr> <tr> <th>R1</th> <th>R3</th> <th>R1</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="8">兵庫県南部</td><td rowspan="8">阪神</td><td>神戸市</td><td>60</td><td>-</td><td>60</td><td>-</td><td>123</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>50</td><td>-</td><td>50</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>50</td><td>-</td><td>70</td><td>-</td><td>134</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>60</td><td>-</td><td>60</td><td>-</td><td>137</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>-</td><td>100</td><td>-</td><td>-</td><td>163</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>70</td><td>-</td><td>70</td><td>-</td><td>134</td></tr> <tr><td>川西市</td><td>50</td><td>-</td><td>70</td><td>-</td><td>162</td></tr> <tr><td>三田市</td><td>60</td><td>-</td><td>60</td><td>-</td><td>155</td></tr> <tr><td>猪名川町</td><td>70</td><td>-</td><td>70</td><td>-</td><td>161</td></tr> </tbody> </table> <p>2 大雨注意報基準(浸水・地面)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">一次細分区域</th> <th rowspan="3">二次細分区域</th> <th rowspan="3">市町名</th> <th colspan="4">雨量(ミリ)</th> <th rowspan="3">土壌雨量指数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平坦地</th> <th colspan="2">平坦地以外</th> </tr> <tr> <th>R1</th> <th>R3</th> <th>R1</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="8">兵庫県南部</td><td rowspan="8">阪神</td><td>神戸市</td><td>40</td><td>-</td><td>40</td><td>-</td><td>88</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>30</td><td>-</td><td>30</td><td>-</td><td>128</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>25</td><td>-</td><td>30</td><td>-</td><td>96</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>30</td><td>-</td><td>30</td><td>-</td><td>98</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>-</td><td>50</td><td>-</td><td>-</td><td>117</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>30</td><td>-</td><td>30</td><td>-</td><td>96</td></tr> <tr><td>川西市</td><td>30</td><td>-</td><td>40</td><td>-</td><td>116</td></tr> <tr><td>三田市</td><td>30</td><td>-</td><td>30</td><td>-</td><td>111</td></tr> <tr><td>猪名川町</td><td>30</td><td>-</td><td>30</td><td>-</td><td>115</td></tr> </tbody> </table> <p>3 洪水警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">一次細分区域</th> <th rowspan="3">二次細分区域</th> <th rowspan="3">市町</th> <th colspan="4">降雨型(ミリ)</th> <th colspan="2">流出型</th> <th>複合型(流出+降雨型)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平坦地</th> <th colspan="2">平坦地以外</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">流域雨量</th> <th rowspan="2">組合せ基準</th> </tr> <tr> <th>R1</th> <th>R3</th> <th>R1</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="20">兵庫県南部</td><td rowspan="20">阪神</td><td rowspan="5">神戸市</td><td rowspan="5">60</td><td rowspan="5">-</td><td rowspan="5">60</td><td rowspan="5">-</td><td>明石川</td><td>20</td><td>R1=45and明石川=12</td></tr> <tr><td>伊川</td><td>12</td><td>-</td></tr> <tr><td>新湊川</td><td>12</td><td>-</td></tr> <tr><td>武庫川</td><td>33</td><td>-</td></tr> <tr><td>神崎川</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td rowspan="3">尼崎市</td><td rowspan="3">50</td><td rowspan="3">-</td><td rowspan="3">50</td><td rowspan="3">-</td><td>猪名川</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>武庫川</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>武庫川</td><td>-</td><td>R1=30and武庫川=21</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>50</td><td>-</td><td>70</td><td>-</td><td>武庫川</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>60</td><td>-</td><td>60</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>-</td><td>100</td><td>-</td><td>-</td><td>猪名川</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td rowspan="3">宝塚市</td><td rowspan="3">70</td><td rowspan="3">-</td><td rowspan="3">70</td><td rowspan="3">-</td><td>武庫川</td><td>36</td><td>R3=90and武庫川=19</td></tr> <tr><td>波豆川</td><td>16</td><td>-</td></tr> <tr><td>武庫川</td><td>36</td><td>-</td></tr> <tr><td>川西市</td><td>50</td><td>-</td><td>70</td><td>-</td><td>猪名川</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td rowspan="4">三田市</td><td rowspan="4">60</td><td rowspan="4">-</td><td rowspan="4">60</td><td rowspan="4">-</td><td>武庫川</td><td>28</td><td>-</td></tr> <tr><td>羽束川</td><td>11</td><td>-</td></tr> <tr><td>青野川</td><td>12</td><td>-</td></tr> <tr><td>猪名川</td><td>13</td><td>R1=50and猪名川=10</td></tr> </tbody> </table>	一次細分区域	二次細分区域	市町名	雨量(ミリ)				土壌雨量指数	平坦地		平坦地以外		R1	R3	R1	R3	兵庫県南部	阪神	神戸市	60	-	60	-	123	尼崎市	50	-	50	-	-	西宮市	50	-	70	-	134	芦屋市	60	-	60	-	137	伊丹市	-	100	-	-	163	宝塚市	70	-	70	-	134	川西市	50	-	70	-	162	三田市	60	-	60	-	155	猪名川町	70	-	70	-	161	一次細分区域	二次細分区域	市町名	雨量(ミリ)				土壌雨量指数	平坦地		平坦地以外		R1	R3	R1	R3	兵庫県南部	阪神	神戸市	40	-	40	-	88	尼崎市	30	-	30	-	128	西宮市	25	-	30	-	96	芦屋市	30	-	30	-	98	伊丹市	-	50	-	-	117	宝塚市	30	-	30	-	96	川西市	30	-	40	-	116	三田市	30	-	30	-	111	猪名川町	30	-	30	-	115	一次細分区域	二次細分区域	市町	降雨型(ミリ)				流出型		複合型(流出+降雨型)	平坦地		平坦地以外		河川名	流域雨量	組合せ基準	R1	R3	R1	R3	兵庫県南部	阪神	神戸市	60	-	60	-	明石川	20	R1=45and明石川=12	伊川	12	-	新湊川	12	-	武庫川	33	-	神崎川	-	-	尼崎市	50	-	50	-	猪名川	-	-	武庫川	-	-	武庫川	-	R1=30and武庫川=21	西宮市	50	-	70	-	武庫川	-	-	芦屋市	60	-	60	-	-	-	-	伊丹市	-	100	-	-	猪名川	-	-	宝塚市	70	-	70	-	武庫川	36	R3=90and武庫川=19	波豆川	16	-	武庫川	36	-	川西市	50	-	70	-	猪名川	-	-	三田市	60	-	60	-	武庫川	28	-	羽束川	11	-	青野川	12	-	猪名川	13	R1=50and猪名川=10	<p>[資料 - 11] 水防活動に利用する気象警報・注意報の種類及び発表基準等</p> <p>1 大雨警報・注意報基準(浸水・地面)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">一次細分区域</th> <th rowspan="3">二次細分区域</th> <th rowspan="3">市町名</th> <th>大雨警報</th> <th>大雨警報</th> <th colspan="2">大雨注意報基準</th> </tr> <tr> <th>(土砂災害)基準</th> <th>(浸水害)基準</th> <th rowspan="2">土壌雨量指数基準</th> <th rowspan="2">表面雨量指数基準</th> </tr> <tr> <th>土壌雨量指数基準</th> <th>表面雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">兵庫県南部</td><td rowspan="10">阪神</td><td>神戸市</td><td>123</td><td>23</td><td>88</td><td>12</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>-</td><td>23</td><td>128</td><td>11</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>134</td><td>23</td><td>96</td><td>9</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>137</td><td>23</td><td>98</td><td>11</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>163</td><td>23</td><td>117</td><td>11</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>134</td><td>23</td><td>96</td><td>8</td></tr> <tr><td>川西市</td><td>162</td><td>23</td><td>116</td><td>10</td></tr> <tr><td>三田市</td><td>155</td><td>23</td><td>111</td><td>7</td></tr> <tr><td>猪名川町</td><td>161</td><td>23</td><td>115</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> <p>2 洪水警報・注意報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">一次細分区域</th> <th rowspan="3">二次細分区域</th> <th rowspan="3">市町名</th> <th rowspan="3">河川名</th> <th colspan="3">洪水警報基準</th> <th colspan="3">洪水注意報基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">流域雨量指数基準</th> <th colspan="2">複合基準</th> <th rowspan="2">流域雨量指数基準</th> <th colspan="2">複合基準</th> </tr> <tr> <th>流域雨量指数</th> <th>表面雨量指数</th> <th>流域雨量指数</th> <th>表面雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="20">兵庫県南部</td><td rowspan="20">阪神</td><td rowspan="6">神戸市</td><td>武庫川</td><td>33.7</td><td></td><td></td><td>26.9</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有馬川</td><td>23.3</td><td></td><td></td><td>18.6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新湊川</td><td>14.0</td><td>12.6</td><td>8</td><td>11.2</td><td>11.2</td><td>5</td></tr> <tr><td>福田川</td><td>12.1</td><td></td><td></td><td>9.6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>明石川</td><td>21.6</td><td></td><td></td><td>17.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊川</td><td>13.2</td><td></td><td></td><td>10.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">尼崎市</td><td rowspan="3">庄下川</td><td>庄下川</td><td>14.6</td><td></td><td></td><td>11.6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>夙川</td><td>10.3</td><td></td><td></td><td>8.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>芦屋川</td><td>8.8</td><td></td><td></td><td>7.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">伊丹市</td><td rowspan="2">武庫川</td><td>武庫川</td><td>45.6</td><td></td><td></td><td>36.4</td><td>36.4</td><td>9</td></tr> <tr><td>波豆川</td><td>10.6</td><td></td><td></td><td>8.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">宝塚市</td><td rowspan="2">武庫川</td><td>武庫川</td><td>45.2</td><td></td><td></td><td>36.1</td><td>36.1</td><td>9</td></tr> <tr><td>塩川</td><td>8.3</td><td></td><td></td><td>6.6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">川西市</td><td rowspan="2">一庫・大路次川</td><td>一庫・大路次川</td><td>25.0</td><td></td><td></td><td>20.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>三田市</td><td>武庫川</td><td>27.9</td><td></td><td></td><td>22.3</td><td>12.9</td><td>7</td></tr> <tr><td rowspan="3">三田市</td><td rowspan="3">青野川</td><td>青野川</td><td>15.5</td><td></td><td></td><td>12.4</td><td>9.9</td><td>9</td></tr> <tr><td>羽束川</td><td>16.4</td><td></td><td></td><td>13.1</td><td>10.5</td><td>9</td></tr> <tr><td>猪名川町</td><td>猪名川</td><td>19.7</td><td></td><td></td><td>14.1</td><td>14.1</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p>土壌雨量指数基準は1km格子毎に設定されており、市町内の最低値を記載。</p>	一次細分区域	二次細分区域	市町名	大雨警報	大雨警報	大雨注意報基準		(土砂災害)基準	(浸水害)基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	兵庫県南部	阪神	神戸市	123	23	88	12	尼崎市	-	23	128	11	西宮市	134	23	96	9	芦屋市	137	23	98	11	伊丹市	163	23	117	11	宝塚市	134	23	96	8	川西市	162	23	116	10	三田市	155	23	111	7	猪名川町	161	23	115	7	一次細分区域	二次細分区域	市町名	河川名	洪水警報基準			洪水注意報基準			流域雨量指数基準	複合基準		流域雨量指数基準	複合基準		流域雨量指数	表面雨量指数	流域雨量指数	表面雨量指数	兵庫県南部	阪神	神戸市	武庫川	33.7			26.9			有馬川	23.3			18.6			新湊川	14.0	12.6	8	11.2	11.2	5	福田川	12.1			9.6			明石川	21.6			17.2			伊川	13.2			10.5			尼崎市	庄下川	庄下川	14.6			11.6			西宮市	夙川	10.3			8.2			芦屋市	芦屋川	8.8			7.0			伊丹市	武庫川	武庫川	45.6			36.4	36.4	9	波豆川	10.6			8.4			宝塚市	武庫川	武庫川	45.2			36.1	36.1	9	塩川	8.3			6.6			川西市	一庫・大路次川	一庫・大路次川	25.0			20.0			三田市	武庫川	27.9			22.3	12.9	7	三田市	青野川	青野川	15.5			12.4	9.9	9	羽束川	16.4			13.1	10.5	9	猪名川町	猪名川	19.7			14.1	14.1	5	<p>気象注意報および警報発表基準の変更に伴う修正</p>
一次細分区域	二次細分区域				市町名	雨量(ミリ)				土壌雨量指数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						平坦地		平坦地以外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		R1	R3	R1		R3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
兵庫県南部	阪神	神戸市	60	-	60	-	123																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		尼崎市	50	-	50	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		西宮市	50	-	70	-	134																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		芦屋市	60	-	60	-	137																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		伊丹市	-	100	-	-	163																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		宝塚市	70	-	70	-	134																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		川西市	50	-	70	-	162																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		三田市	60	-	60	-	155																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
猪名川町	70	-	70	-	161																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
一次細分区域	二次細分区域	市町名	雨量(ミリ)				土壌雨量指数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			平坦地		平坦地以外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			R1	R3	R1	R3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
兵庫県南部	阪神	神戸市	40	-	40	-	88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		尼崎市	30	-	30	-	128																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		西宮市	25	-	30	-	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		芦屋市	30	-	30	-	98																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		伊丹市	-	50	-	-	117																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		宝塚市	30	-	30	-	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		川西市	30	-	40	-	116																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		三田市	30	-	30	-	111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
猪名川町	30	-	30	-	115																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
一次細分区域	二次細分区域	市町	降雨型(ミリ)				流出型		複合型(流出+降雨型)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			平坦地		平坦地以外		河川名	流域雨量	組合せ基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			R1	R3	R1	R3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
兵庫県南部	阪神	神戸市	60	-	60	-	明石川	20	R1=45and明石川=12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							伊川	12	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							新湊川	12	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							武庫川	33	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							神崎川	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		尼崎市	50	-	50	-	猪名川	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							武庫川	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							武庫川	-	R1=30and武庫川=21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		西宮市	50	-	70	-	武庫川	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		芦屋市	60	-	60	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		伊丹市	-	100	-	-	猪名川	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		宝塚市	70	-	70	-	武庫川	36	R3=90and武庫川=19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							波豆川	16	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							武庫川	36	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		川西市	50	-	70	-	猪名川	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		三田市	60	-	60	-	武庫川	28	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							羽束川	11	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							青野川	12	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							猪名川	13	R1=50and猪名川=10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		一次細分区域	二次細分区域	市町名	大雨警報	大雨警報	大雨注意報基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(土砂災害)基準	(浸水害)基準				土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
兵庫県南部	阪神	神戸市	123	23	88	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		尼崎市	-	23	128	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		西宮市	134	23	96	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		芦屋市	137	23	98	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		伊丹市	163	23	117	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		宝塚市	134	23	96	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		川西市	162	23	116	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		三田市	155	23	111	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		猪名川町	161	23	115	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		一次細分区域	二次細分区域	市町名	河川名	洪水警報基準			洪水注意報基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
流域雨量指数基準	複合基準					流域雨量指数基準	複合基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	流域雨量指数						表面雨量指数	流域雨量指数	表面雨量指数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
兵庫県南部	阪神	神戸市	武庫川	33.7			26.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			有馬川	23.3			18.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			新湊川	14.0	12.6	8	11.2	11.2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			福田川	12.1			9.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			明石川	21.6			17.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			伊川	13.2			10.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		尼崎市	庄下川	庄下川	14.6			11.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				西宮市	夙川	10.3			8.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				芦屋市	芦屋川	8.8			7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		伊丹市	武庫川	武庫川	45.6			36.4	36.4	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				波豆川	10.6			8.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		宝塚市	武庫川	武庫川	45.2			36.1	36.1	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				塩川	8.3			6.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		川西市	一庫・大路次川	一庫・大路次川	25.0			20.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				三田市	武庫川	27.9			22.3	12.9	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		三田市	青野川	青野川	15.5			12.4	9.9	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				羽束川	16.4			13.1	10.5	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				猪名川町	猪名川	19.7			14.1	14.1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

4 洪水注意報基準

一次細分区域	二次細分区域	市町	降雨型(ミリ)				流出型		複合型(流出+降雨型)
			平坦地		平坦地以外		河川名	流域雨量	組合せ基準
			R1	R3	R1	R3			
兵庫県南部	阪神	神戸市	40	-	40	-	明石川	16	R1=30and明石川=12
			伊川	10	-	-			
			新湊川	6	-	-			
			武庫川	18	-	-			
		尼崎市	30	-	30	-	神崎川	-	-
			猪名川	-	-	-			
			武庫川	20	-	-			
		西宮市	25	-	30	-	-	-	R1=20and武庫川=21
		芦屋市	30	-	30	-	-	-	-
		伊丹市	-	50	-	-	猪名川	-	-
			武庫川	18	-	-			
		宝塚市	30	-	30	-	武庫川	22	R3=60and武庫川=19
		川西市	30	-	40	-	波豆川	13	-
			猪名川	-	-	-			
三田市	30	-	30	-	武庫川	22	-		
	羽束川	7	-	-					
	青野川	10	-	-					
猪名川町	30	-	30	-	猪名川	10	-		

- ・雨量基準の R1、R3 は、それぞれ 1 時間雨量、3 時間雨量を示す。
- ・土壌雨量指数基準は 1km 格子毎に設定されており、市町内の最低値を記載。

5 兵庫県内の平坦地、平坦地以外の区分





## 平成 29 年度 水防活動状況(2017年)

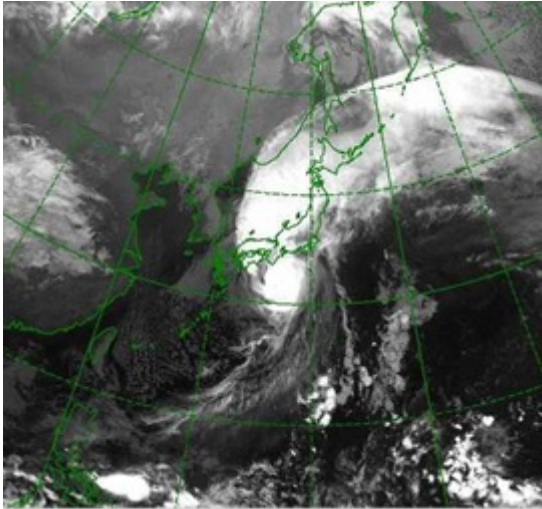
活動月日	活動事由	防災体制 (職員の体制)	活動人員 (人)	避難者 数 (人)	浸水被害の状況		
					住家(世帯)		非住家 (棟)
					床上	床下	
4月17日(月)	大雨・暴風	警戒配備準備	19	0	0	0	0
<p>15時19分、本市に暴風警報と大雨・洪水注意報が発表され、強風による倒木等の被害が発生する可能性もあることから、警戒配備準備体制を取り、一部の職員が警戒に当たった。暴風による倒木の被害や、大雨に伴う道路冠水や土砂崩れ等の報告があったが、いずれも人的被害はなかった。</p> <p>18日の2時59分、本市に発表されていた暴風警報が解除されたこと、また、市民から被害の問い合わせがなかったことから、警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>【雨量... 市役所 101mm、多田院 124mm、黒川 88mm】  【最大瞬間風速...最高瞬間風速17.1m/s(21時00分)】</p>							
7月18日(火)	大雨	警戒配備準備	19	0	0	0	0
<p>猪名川町上空に活発な雨雲が湧いていること、(株)ウェザーニューズが1時間に20mm/hの大雨を予測していることなどから、危機管理室職員が待機し、情報収集を行っていたところ、18時14分、大雨、洪水注意報が発表され、同15分に(株)ウェザーニューズからレベル3の通知があり、警戒配備準備体制に移行した。</p> <p>20時22分に大雨、洪水注意報は解除され、21時40分に(株)ウェザーニューズのレベルが0になったため、警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>【雨量... 市役所 27mm、多田院 13mm、黒川 6mm】</p>							
8月7日(月) ~8日(火)	台風第5号	1号配備	235	0	0	0	0
<p>7日4時21分、本市に大雨(浸水害・土砂災害)洪水、暴風警報が発表されたことから、警戒配備体制を執り、8時00分に災害対策本部設置及び第1号配備体制を執り警戒にあたった。台風が本市に最接近する時刻は7日18時頃で、時間雨量20mmの降雨が予報されており、自主避難者受入れのため公民館9施設を避難所として開設した。実際には、台風を取り巻く雨雲や湿った空気の影響により発生した雨雲は丹波市や篠山市で大雨をもたらしたが、本市に被害は発生せず、自主避難者もなかった。</p> <p>21時55分に発表されていた全ての警報が解除されたため、警戒配備準備体制に移行。市内の安全パトロール終了に伴い、8日0時00分に警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>【雨量... 市役所 37mm、多田院 40mm、黒川 74mm】  【最大瞬間風速...最高瞬間風速15.5m/s(7日14時04分)】</p>							
8月18日(金)	大雨	警戒配備	18	0	0	0	0
<p>6時45分に洪水警報が発表されたため、警戒配備体制に移行した。</p> <p>この大雨で本市において、5時から6時までの1時間、黒川雨量観測所で35mm/hの大雨を観測した。この影響で、7時52分に洪水警報は解除されたものの、一庫ダムの放流もあり、8時00分に多田院の河川水位が水防団待機水位である4.2メートルを超過したため、河川水位警戒のため警戒配備準備体制に移行し、危機管理室職員が警戒を継続した。</p> <p>14時30分に水防団待機水位を下回ったため、警戒配備準備体制を解除した。</p> <p>【雨量... 市役所 121mm、多田院 122mm、黒川 145mm】</p>							

平成29年度 水防活動状況(2017年)

活動月日	活動事由	防災体制 (職員の体制)	活動人員 (人)	避難者 数 (人)	浸水被害の状況		
					住家(世帯)		非住家 (棟)
					床上	床下	
9月12日(火)	大雨	警戒配備	34	0	0	0	0
<p>6時48分、洪水警報が発表されたため、警戒配備体制に移行した。          この大雨で本市において、5時から6時までの1時間に黒川雨量観測所で48mm/hの大雨を観測し、多田院水位観測所でも一時水防団待機水位である4.2mを超過した。          午前8時28分に洪水警報は解除され、多田院の河川水位も水防団待機水位を下回り、降雨の見込みもないため、警戒配備体制を解除した。          なお、この降雨により一部地域に停電は発生した。  <b>【雨量 ... 市役所 55mm、多田院 74mm、黒川 78mm】</b></p>							
9月17日(日) ~18日(月)	台風第18号	1号配備	255	5	0	0	0
<p>17日9時00分、台風接近に備え危機管理室職員が参集し警戒にあたったところ、10時58分に暴風警報が発表されたことから、警戒配備体制を執り、職員を参集した。          株式会社ウェザーニューズによると、台風最接近時刻は17日21時頃で、時間雨量10mmから20mm、総雨量50mmから100mmの降雨が予想されていたため、13時00分に災害対策本部設置、1号配備体制に移行、自主避難者受け入れのため黒川公民館を除く各公民館9か所を避難所として開設することが決定された。          21時以降、台風の接近に伴い風雨が強まり、22時までの1時間雨量が、川西雨量局で49mm、多田院雨量局で54mm、黒川雨量局で50mmの降雨を観測した。この影響で、倒木・道路冠水・土砂崩れ等が発生した。          しかし、台風通過後は激しい降雨もなく、自主避難者も全員帰宅されたことから、23時00分をもって全避難所を閉鎖。23時30分に警戒配備体制へ縮小、23時50分に警報が解除されたことから、警戒配備準備体制に移行。18日2時34分に暴風警報が解除され、水防団待機水位は超過していたものの、水位が上昇することはないと判断し、3時00分をもって体制を解除した。  <b>【雨量... 市役所 60mm、多田院 75mm、黒川 87mm】</b>  <b>【最大瞬間風速...最高瞬間風速15.8m/s(17日22時35分)】</b></p>							
10月22日(日) ~23日(月)	台風第21号	1号配備	291	9	0	0	0
別紙のとおり							
10月29日(日)	台風第22号	警戒配備準備	3	0	0	0	0
<p>10月27日(金)時点での神戸地方気象台発表の各種資料では、本台風による警報級の発表は想定されていなかったが、台風第21号の影響により発生した暴風により市内全域で屋根の損傷や倒木などの被害が発生したことから、台風接近による被害や自主避難に関する問い合わせ等に対応する必要があると判断し、29日(日)8時00分から警戒配備準備体制を執り、危機管理室職員の一部が参集し警戒にあたった。          9時55分に大雨・洪水・強風注意報は発表されたが各種警報の発表はなく、降雨及び一庫ダムの放流により多田院及び銀橋水位観測所にて水防団待機水位を超過したものの、被害は発生しなかった。          17時00分以降は降雨もなく、河川水位も減少に転じていたこと、市民からの問い合わせもないことから、18時00分をもって警戒配備準備体制を解除した。  <b>【雨量... 市役所 31mm、多田院 53mm、黒川 49mm】</b></p>							

# 平成 29 年 10 月 22 日から 23 日 台風第 21 号に伴う災害対策本部設置及び第 1 号配備体制について

## 1 台風の概要及び各地の被害



10月16日にカロリン諸島で発生した台風第21号は21日から22日にかけて日本の南を北上し、23日3時頃、超大型・強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸。台風はその後、広い暴風域を伴ったまま北東に進み、23日15時に北海道の東で温帯低気圧となった。

48時間の降水量が和歌山県新宮市新宮で 888.5 ミリを観測し観測史上1位の値を更新するなど、21日から23日にかけての降水量が近畿地方や東海地方を中心に500ミリを超える記録的な大雨となった。

また、沖縄から北海道に至る広い範囲で風速 20メートル以上の非常に強い風を観測し、東京都三宅村三宅坪田で35.5メートル、北海道えりも町えりも岬で32.7メートルを観測するところがあった。

この台風により、死者8名、負傷者は重軽傷者含め215名。住宅被害は全壊5棟、半壊15棟、一部損壊630棟、床上浸水2,456棟、床下浸水3,426棟となっている。

【11月6日16時現在 内閣府発表資料】

## 2 主な時系列（気象情報及び川西市の対応 等）

### 10月22日（日）

- 9:00 警戒配備準備体制、危機管理室職員参集。
- 10:10 多田院水位観測所にて、水防団待機水位（4.20m）を超過。
- 11:00 銀橋水位観測所にて、水防団待機水位（2.40m）を超過。
- 12:18 大雨（浸水害・土砂災害）洪水、暴風警報発表。警戒配備体制へ移行。
- 15:00 災害対策本部を設置。第1号配備体制を執る。
- 17:20 多田院水位観測所にて、氾濫注意水位（5.20m）を超過。
- 17:30 市内全域（65,000世帯・160,000人）を対象に避難準備・高齢者等避難開始を発令。市内全小学校、黒川公民館、満願寺ふれあい会館を避難所として開設。
- 22:00 小戸水位観測所にて、水防団待機水位（1.00m）を超過。
- 22:10 多田院水位観測所にて、避難判断水位（6.10m）を超過。
- 22:15 県宝塚土木事務所が県道川西篠山線（西多田交差点～多田大橋西詰交差点）（清和台入口交差点～清和大橋西詰交差点）を通行止め。県道に通じる市道を災害時応援協定締結業者に依頼し通行止め。

### 10月23日（月）

- 1:10 多田院水位観測所にて、避難判断水位（6.10m）を下回る。
- 1:30 小戸水位観測所にて、水防団待機水位（1.00m）を下回る。
- 3:42 大雨（浸水害・土砂災害）洪水警報解除。
- 4:00 災害対策本部を廃止、警戒配備準備体制に移行。
- 4:05 県道川西篠山線（西多田交差点～多田大橋西詰交差点）の通行止め解除。
- 5:59 暴風警報解除。
- 6:20 多田院水位観測所にて、氾濫注意水位（5.20m）を下回る。
- 7:00 全避難所を閉鎖。
- 7:35 県道川西篠山線（清和台入口交差点～清和大橋西詰交差点）の通行止め解除。
- 8:40 銀橋水位観測所にて、水防団待機水位（2.40m）を下回る。
- 9:20 多田院水位観測所にて、水防団待機水位（4.20m）を下回る。
- 9:30 警戒配備準備体制解除。以後、通常業務にて対応。

### 3 本市の被害状況について

#### (1) 被害状況

被害内容		件数
人的被害(死亡)		0件
住家被害	全壊	0件
	半壊	0件
	一部破損	35件
	床上浸水	0件
	床下浸水	0件
土砂崩れ		2件
トタン屋根飛散		1件

#### (2) 活動内容

内容	件数
倒木撤去	82件
落葉・枝の撤去	21件
カーブミラー撤去	16件
安全灯撤去	7件
家屋被害調査	35件
その他飛来物の撤去	18件
下水道関係	1件
家屋被害調査	35件
その他	15件

#### (3) 避難所開設状況(市内小学校等 18施設) 避難者7世帯9名

避難所	開設時間	閉館時間	避難者数
久代小学校	22日17時30分	23日04時00分	
加茂小学校	22日17時30分	23日04時00分	
川西小学校	22日17時30分	23日05時00分	1世帯1名
桜が丘小学校	22日17時30分	23日07時00分	1世帯1名
川西北小学校	22日17時30分	23日07時00分	1世帯2名
明峰小学校	22日17時30分	23日04時00分	
多田小学校	22日17時30分	23日04時00分	
多田東小学校	22日17時30分	23日04時00分	
緑台小学校	22日17時30分	23日04時00分	
陽明小学校	22日17時30分	23日04時00分	
けやき坂小学校	22日17時30分	23日04時00分	
清和台小学校	22日17時30分	23日04時00分	
清和台南小学校	22日17時30分	23日04時00分	
東谷小学校	22日17時30分	23日04時00分	2世帯3名
牧の台小学校	22日17時30分	23日04時00分	
北陵小学校	22日17時30分	23日04時00分	
黒川公民館	22日17時30分	23日04時00分	
満願寺ふれあい会館	22日17時30分	23日04時00分	

川西南公民館・東谷公民館に応急的な避難者受け入れ

(2世帯2名)

(4) 降雨量

雨量計	降雨時間	降雨量
黒川	21日10時00分～23日06時00分	166 mm
多田院	21日08時00分～23日08時00分	142 mm
市役所	21日09時00分～23日01時00分	81 mm

(5) 風速 (消防本部)

最大瞬間風速

平均風速

22日24時 30.7 m/秒

22日24時 16.8 m/秒

23日2時 32.8 m/秒

23日3時 16.0 m/秒

(6) 各観測所の最高水位

観測所	最高水位	最高水位到達時刻	
多田院観測所	6.21m	22日23時40分	避難判断水位 (6.10m)超過
銀橋観測所	4.81m	22日23時10分	
小戸観測所	1.12m	22日23時00分	

(7) 道路通行止め

区間	規制内容 (原因)
県道川西篠山線 (西多田交差点～多田大橋西詰交差点)	通行止め 事前通行規制 22日22時15分～23日04時05分
県道川西篠山線 (清和台入口交差点～清和大橋西詰交差点)	通行止め 事前通行規制 22日22時30分～23日07時35分

大阪府池田土木事務所発表資料

土砂崩れにより、国崎野間口線 能勢町野間中～妙見山の間が通行止め。

平成29年10月23日より当面の間。

妙見山に在住の市民2世帯が道路通行困難

(8) 停電 (市内全域約1,850件 関西電力ホームページより)

最大約1850軒

大和地区、長尾町地区、多田院地区、西多田地区、小花地区、加茂地区、下加茂地区ほか30地区で発生。



## 平成 30 年度 川西市 水防訓練実施要領

### 1 目的

出水期を迎えて、洪水・浸水等による被害を防止するため、市、市消防団、川西警察署、国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所及び独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所が合同で水防訓練を行う。

### 2 日時

平成 30 年 5 月 30 日（水） 本部会議訓練 9 時 15 分 ~ 9 時 45 分  
水防工法訓練 10 時 00 分 ~ 11 時 30 分

小雨決行

### 3 訓練場所

本部会議訓練 川西市役所 4 階庁議室  
水防工法訓練 川西市出在家町 2 3 番地 猪名川河川防災ステーション

### 4 参加機関

(1) 市	都市政策部	}	15 名
	土木部		
	上下水道局		6 名
	消防本部		16 名
	総務部		8 名
(2) 消防団			36 名
(3) 猪名川河川事務所			8 名
(4) 一庫ダム管理所			2 名
(5) 川西警察署			7 名
	合計		99 名

### 5 訓練想定

近畿地方に停滞している梅雨前線の活動が活発化、阪神地区では大雨となり、猪名川の増水に伴い越水危険の発生を予測した昼間想定 of 訓練とする。

また、被害が拡大することが予測されるため、水防本部から猪名川河川事務所へ災害対策用機械による支援を要請する。

### 6 水防訓練実施要領（号令は指揮者（南消防署長）が行う）

#### (1) 集合 9 時 30 分

（訓練参加者は 9 時 30 分までに猪名川河川防災ステーションに集合する）

（本部職員用のマイクロバスは、本部会議訓練終了後、9 時 50 分に本庁出発）

#### (2) 開会式

- ・ 訓練開始 10 時 00 分
- ・ 本部長（市長）及び市議会副議長挨拶。
- ・ 指揮者が水防訓練開始を本部長に報告する。
- ・ 指揮者の指示で訓練位置へ移動する。 号令は指揮者が行う。

#### (3) 一庫ダム管理所 10 時 10 分（5 分間）

一庫ダム放流警報設備（滝山警報所）による災害情報等の伝達訓練の実施。

#### (4) 猪名川河川事務所 10 時 15 分（10 分間）

猪名川河川事務所による災害対策用機械の展示・説明の実施。

- (5) 土砂災害救出訓練 10時25分(15分間)  
消防救助隊員等による土砂災害救出訓練。(消防救助隊、消防団員数名及び市職員数名)
- (6) 水防工法訓練 10時40分(20分間)  
上記(3)、(4)及び(5)の訓練終了後、指揮者の指示に基づき、市職員、消防団員、消防職員及び川西警察署員が共同で人力により土のう500袋を作製し、改良積み土のう工法を一例完成させる。(越水危険想定範囲約20メートル)  
作業終了後、指揮者の指示に基づき、水防工法完成場所に集合整列し待機する。
- (7) 本部長巡視 11時00分  
指揮者は、水防工法完成状況の本部長巡視のため、本部長、副本部長、消防団長、消防団幹部及び本部員を先導する。
- (8) 閉会式 11時10分
- ・ 訓練開始場所に移動する。
  - ・ 指揮者は、本部長に「訓練終了」報告する。
  - ・ 本部長の講評を受ける。
  - ・ 消防団長の講評を受ける。 号令は指揮者が行う。
  - ・ 閉会式終了後、本部長、副本部長、本部員はマイクロバスで帰庁。
- (9) 土のう配備及び撤収 11時30分  
作製した土のうを全員で搬送車等に積載する。  
訓練場所の撤収は全員で行う。 ・土のうは、各水防倉庫等に配備する。

## 7 その他

- (1) 訓練に関する進行管理は事務局にて行う。(土砂災害救出訓練及び水防工法訓練の安全管理に関しては消防本部が行う)
- (2) 作業分担は、指揮者(南消防署長)が指示する。
- (3) 服装・装備品は、作業服(防災服等)、ヘルメット、長靴、軍手、雨天時は合羽。  
(必要な物品は事務局にて事前に貸出し)
- (4) 資器材等の準備
- ・ 一輪車8、スコップ15、土砂20立米、土のう袋500枚  
ブルーシート10枚、拡声器2台・・・事務局
  - ・ 放送装置1式、テント1式、お立ち台・・・消防本部(放送装置の設定・操作含む)
  - ・ 災害対策用機械・・・猪名川河川事務所
- (5) 訓練参加者の搬送車両及び資器材搬送車は、各部所管車両及び公用車を使用する。
- (6) 訓練参加者は各自、事故防止に万全の注意を払う。
- (7) 車両は北側駐車場に駐車する。  
なお、駐車スペースが足りない場合は、猪名川沿いの道路に駐車する。
- (8) 大雨・火災発生等の都合により一部変更することがある。
- (9) 訓練当日に気象警報が発表されていれば中止とする。  
最終的な訓練開催決定の判断は、午前7時に決定し、事務局から各部、関係機関担当者(打合わせ会議出席者)へ連絡し、各部、関係機関担当者から訓練参加者に連絡する。

# 正誤表

資料4 川西市地域防災計画（資料編・様式編・付録編）新旧対照表 20ページ 右側

## 修正後（誤）

### 付録 - 3 川西市防災会議委員・幹事

平成30年5月18日現在

区分	職名	氏名
会長	川西市長	大塩民生
委員	川西市副市長	菅原康雄
"	川西市副市長	小田秀平
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田真二
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤浩一
"	兵庫県川西警察署長	石田充
"	兵庫県阪神北県民局長	藪本訓弘
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大
"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明
"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤
"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎
"	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪光則
"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人
"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久
"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋
"	川西市消防団長	安満真哉
"	川西市社会福祉協議会会長	安田末廣
"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村陽子
"	川西市男女共同参画審議会	山田静子
"	川西市障害者団体連合会会長	神村治子
"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山幸一郎
"	川西市教育長	石田剛
"	川西市上下水道事業管理者	米田勝也
"	川西市病院事業管理者	姫野誠一
"	川西市総合政策部長	松木茂弘
"	川西市総務部長	大森直之
"	川西市市民環境部長	石田有司
"	川西市福祉部長	根津倫哉
"	川西市健康増進部長	荒崎成治
"	川西市都市政策部長	松浦純
"	川西市土木部長	酒本恭聖
"	川西市子ども未来部長	中塚一司
"	川西市教育推進部長	若生雅史
"	川西市上下水道局長	井内有吾
"	市立川西病院経営企画部長	清水操
"	川西市消防長	矢内光彦

## 修正後（正）

### 付録 - 3 川西市防災会議委員・幹事

平成30年5月18日現在

区分	職名	氏名
会長	川西市長	大塩民生
委員	川西市副市長	菅原康雄
"	川西市副市長	小田秀平
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口崇
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田真二
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤浩一
"	兵庫県川西警察署長	石田充
"	兵庫県阪神北県民局長	藪本訓弘
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山大
"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津俊明
"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田博
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤
"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中哲郎
"	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪光則
"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山成人
"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷晴久
"	一般社団法人川西市医師会長	藤末洋
"	川西市消防団長	安満真哉
"	川西市社会福祉協議会会長	安田末廣
"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村陽子
"	川西市男女共同参画審議会	山田静子
"	川西市障害者団体連合会会長	神村治子
"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山幸一郎
"	川西市教育長	石田剛
"	川西市上下水道事業管理者	米田勝也
"	川西市病院事業管理者	姫野誠一
"	川西市総合政策部長	松木茂弘
"	川西市総務部長	大森直之
"	川西市市民環境部長	石田有司
"	川西市福祉部長	根津倫哉
"	川西市健康増進部長	荒崎成治
"	川西市都市政策部長	松浦純
"	川西市土木部長	酒本恭聖
"	川西市子ども未来部長	中塚一司
"	川西市教育推進部長	若生雅史
"	川西市上下水道局長	井内有吾
"	市立川西病院経営企画部長	清水操
"	市立川西病院看護部長	黒田朋子
"	川西市消防長	矢内光彦

# 正誤表

（正）

頁	修正前	修正後	根拠
	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上  (新設)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第8節 市議会との協力体制の整備  本市の防災行政や公的機関が実施する各種防災対策の監視役として、地域住民や自主防災組織などの地域団体との調整役として、各関係機関・団体を繋ぐ中心的な存在として、平時から市議会との協力体制の強化を図る。 災害時には、議会基本条例第25条の趣旨に基づき、各種災害情報の提供等を行う。  【川西市議会基本条例第25条 要旨】 1 議会は、市長等が災害等の対応に専念し、応急活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう必要な協力又は支援を行う。 2 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所の運営等に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の活動が円滑に行われるよう努める。</p>	<p>川西市議会基本条例制定に伴う記載の追加</p>
72	<p>第2編 災害予防計画 第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発  (以下省略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発  (以下省略)</p>	<p>生活用水の確保について新規記載</p>

（誤） 市議会に関する記載なし

頁	修正前	修正後	根拠
72	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発  (以下省略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 防災行動力の向上 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発  (以下省略)</p>	<p>生活用水の確保について新規記載</p>

# 正誤表

## 修正後（誤）

## 修正後（正）

### 川西市防災会議幹事

区分	職名	氏名
会長	川西市長	大塩民生
委員	川西市副市長	菅原康雄
"	川西市副市長	小田秀平
"	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	山口 崇
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	浜田 真二
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	後藤 浩一
"	兵庫県川西警察署長	石田 充
"	兵庫県阪神北県民局長	藪本 訓弘
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	秋山 大
"	阪急バス株式会社自動車事業部長	野津 俊明
"	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	前田 博
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布 篤
"	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業部長	西中 哲郎
"	日本通運株式会社阪神支店長	諏訪 光則
"	関西電力株式会社神戸支社統括部長	雪山 成人
"	大阪ガス株式会社導管事業部	三谷 晴久
"	一般社団法人川西市医師会	藤末 洋
"	川西市消防団長	安満 真哉
"	川西市社会福祉協議会会長	安田 末廣
"	ボランティア有識者(川西市ボランティア連絡協議会)	岡村 陽子
"	川西市男女共同参画審議会	山田 静子
"	川西市障害者団体連合会会長	神村 治子
"	川西市自主防災組織連絡協議会会長	松山 幸一郎
"	川西市教育長	石田 剛
"	川西市上下水道事業管理者	米田 勝也
"	川西市病院事業管理者	姫野 誠一
"	川西市総合政策部長	松木 茂弘
"	川西市総務部長	大森 直之
"	川西市市民環境部長	石田 有司
"	川西市福祉部長	根津 倫哉
"	川西市健康増進部長	荒崎 成治
"	川西市都市政策部長	松浦 純
"	川西市土木部長	酒本 恭聖
"	川西市子ども未来部長	中塚 一司
"	川西市教育推進部長	若生 雅史
"	川西市上下水道局長	井内 有吾
"	市立川西病院経営企画部長	清水 操
"	川西市消防長	矢内 光彦

### 川西市防災会議幹事

区分	職名	氏名
幹事	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所総括保全対策官	刈谷 尚夫
"	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	瀬能 大介
"	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	林 直良
"	兵庫県川西警察署警備課長	牛田 顕司
"	兵庫県阪神北県民局総務企画室長	呉田 利之
"	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	登日 幸治
"	伊丹健康福祉事務所健康参事	大谷 真理子
"	西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	宮本 豊
"	日本通運株式会社阪神支店伊丹川西事業所長	佐伯 誠義
"	関西電力株式会社神戸支社阪神総務グループ副長	木崎 正治
"	大阪ガス株式会社兵庫導管部建設チーム設計グループチーフ	大谷 昭彦
"	阪急バス株式会社自動車事業部副部長	水島 晃太郎
"	西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅長	川野 恭司
"	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	油布 篤
"	能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課統括駅長	野呂 忠洋
"	川西市消防団副団長	加藤 仁哉
"	川西市消防団副団長	篠原 久典
"	川西市消防団副団長	古谷 茂政
"	川西市障害者団体連合会会長	神村 治子
"	川西市総合政策部副部長	作田 哲也
"	川西市総務部総務副部長	岡本 匠
"	川西市市民環境部副部長	阪上 哲生
"	川西市福祉部副部長	山本 敏行
"	川西市都市政策部副部長	篠崎 保夫
"	川西市土木部副部長	五島 孝裕
"	川西市教育委員会教育推進部副部長	中西 哲
"	川西市教育委員会子ども未来部副部長	山元 昇
"	川西市上下水道局副局長	大嶋 浩一
"	市立川西病院経営企画部副部長	森下 宣輝
"	川西市消防本部次長	石倉 和也

